

静岡県建設工事監督・検査実務要覧 【建築・設備工事】

令和3年版



Shizuoka Prefecture

静岡県

はじめに

本要覧は、静岡県が発注する建築・設備工事等において、監督及び検査等の業務の参考とすべき既出の規則や要領等(以下「規則等」という。)をとりまとめた資料です。

本要覧の活用により、発注者と受注者が共通認識を持った上で監督・検査等業務の合理化を図ることを目指しています。

なお、本要覧には発行時点における最新の規則等を掲載していますが、規則等によっては法令改正等による必要な改正や、規則等相互を整合するための必要な改正が未実施の箇所がありますので、ご注意ください。

また、本要覧の発行後において、掲載している規則等が改正されること等がありますので、ご注意ください。

令和3年10月

実務要覧改訂検討グループ

静岡県 交通基盤部 建設経済局 技術調査課、工事検査課、
建築管理局 建築企画課、建築工事課、設備課
静岡県 暮らし・環境部 建築住宅局 公営住宅課

両面印刷推奨

目 次

第 1 章 監督編

1 - 1	用語の説明	1- 1
1 - 2	静岡県建設工事監督要領	1- 6
1 - 3	静岡県建設工事監督要領の運用について(通知)	1- 13
1 - 4	低入札価格調査対象工事に係る監督体制の強化について(通知)	1- 50
1 - 5	静岡県設計変更ガイドライン(建築・建築設備工事編)	1- 52
1 - 6	建築工事検査・立会い一覧	1- 94
1 - 7	建築分野における「監理タイムマネジメント」の運用について(通知)	1- 96

第 2 章 検査編

2 - 1	静岡県建設工事検査要領	2- 1
2 - 2	静岡県建設工事検査要領の運用について(通知)	2- 10
2 - 3	静岡県建設工事検査技術基準	2- 14
2 - 4	建築・設備工事検査チェックシート	2- 17

第 3 章 施工体制編

3 - 1	静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱	3- 1
3 - 2	静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱の取扱いについて	3- 4
3 - 3	県工事を受注する建設業者への指導について	3- 10
3 - 4	静岡県建設工事の入札に参加予定の皆様へ	3- 13
3 - 5	県発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和等に関する取り扱いについて(通知)	3- 17
3 - 6	主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について	3- 29
3 - 7	監理技術者制度運用マニュアル	3- 31
3 - 8	建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の工事における取扱いについて(通知)	3- 50

第4章 工事関係書類編

4 - 1	一覧表と様式集について	4- 1
4 - 2	建築・設備工事関係書類一覧表	4- 2
4 - 3	建築・設備工事関係書類	4- 7
4 - 4	設備工事試験一覧表	4-113

第5章 工事成績編

5 - 1	静岡県建設工事成績評定要領	5- 1
5 - 2	静岡県建設工事成績評定要領の運用について(通知)	5- 6

第6章 その他参考資料

6 - 1	静岡県建設工事執行規則	6- 1
6 - 2	静岡県建設工事請負契約約款	6- 40
6 - 3	一括下請負の禁止について	6- 68
6 - 4	過積載による違法運行の防止対策について	6- 86
6 - 5	営繕工事における杭工事の現場確認について(依頼)	6- 95
6 - 6	建築工事におけるコンクリートの品質管理について(通知)	6- 96
6 - 7	建設工事安全パトロール参考様式	6- 99
6 - 8	建設業法に基づく施工体制等に関する資料 (地方整備局作成パンフレット)	6-104
6 - 9	建築分野における工事事故防止行動計画の運用について(通知)	6-105

1 - 1 用語の説明

契約図書

契約書、契約約款、現場説明書、質問回答書、特記仕様書、図面(標準図等)及び標準仕様書をいう。

設計図書

質問回答書、現場説明書、仕様書、図面をいう。

仕様書

特記仕様書は各工事ごとに作成され、その工事につき標準仕様書に記載されている選択事項について品質、仕上げの程度、工法などを指定するほか、標準仕様書に記載されていない特殊な材料、工法、仕様などについて記載するものをいい、標準仕様書は各工事に共通して比較的高い工種あるいは重要な工種について記載し、工事毎に上記の標準仕様書等を特記仕様書等において指定している。

契約担当者

知事及び知事の委任を受けて請負契約の締結を行うかい長をいう。(静岡県建設工事執行規則(以下「執行規則」という。)第2条第1項第1号)

監督員

請負工事について、地方自治法第234条の2第1項の規定による監督を行う職員をいう。(執行規則第2条第1項第2号)

検査を行う職員

地方自治法第234条の2第1項の規定による検査は、静岡県行政組織規則第4条に規定する本庁若しくは同規則第6条に規定する出先機関の検査技監若しくは検査監又は知事若しくはかい長の命ずる職員が行う。(執行規則第38条)

現場代理人

請負契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、執行規則第23条第1項の規定による請求の受理、同条第3項の規定による決定及び通知、同条第4項の規定による請求並びに同条第5項の規定による通知の受理、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領並びに請負契約の解除に係る権限を除き、この規則に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。(執行規則第21条第3項及び第4項)

主任技術者

建設業法第 26 条第 1 項の規定による主任技術者をいう。

建設業の許可を受けたものが建設工事を施工する場合には、建設業法第 7 条第 1 項第 2 号イ、ロ又はハに該当する者(下表)で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者を配置しなければならない。

(下表)

建設業法第 7 条 第 1 項第 2 号	必 要 資 格
イ	・学校教育法による高等学校を(次表の学科を修めて)卒業した後、当該建設工事に関し 5 年以上の実務経験を有する者
	・旧中等学校令による実業高校を(次表の学科を修めて)卒業した後、当該建設工事に関し 5 年以上の実務経験を有する者
	・学校教育法による大学を(次表の学科を修めて)卒業した後、当該建設工事に関し 3 年以上の実務経験を有する者
	・学校教育法による高等専門学校を(次表の学科を修めて)卒業した後、当該建設工事に関し 3 年以上の実務経験を有する者
	・旧大学令による大学を(次表の学科を修めて)卒業した後、当該建設工事に関し 3 年以上の実務経験を有する者
	・旧専門学校令による専門学校を(次表の学科を修めて)卒業した後、当該建設工事に関し 3 年以上の実務経験を有する者
ロ	・当該建設工事に関し 10 年以上の実務経験を有する者
ハ	・国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有する者と認定した者

参考 上記中ハに該当するものとして施工管理技士、建築士などがある。

(次表)

(建設業法施行規則第1条)

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業、舗装工事業	土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。)、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業、大工工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業、とび・土工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、塗装工事業、解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業、電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業、水道施設工事業、清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業、鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業、消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

監理技術者

建設業法第26条第2項の規定による監理技術者をいう。

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)以上となる場合には、特定建設業の許可が必要となるとともに、主任技術者に代えて建設業法第15条第1項第2号による監理技術者を配置しなければならない。

建設業法第15条 第1項第2号	必要資格
イ	技術検定(建設業法第27条第1項)その他の法令の規定による試験で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものに合格した者又は他の法令の規定による免許で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものを受けた者
ロ	発注者から直接に工事を請負い、その請負代金の額が4,500万円以上であるものに関し2年以上指導監督的な実務の経験を有する者
ハ	国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

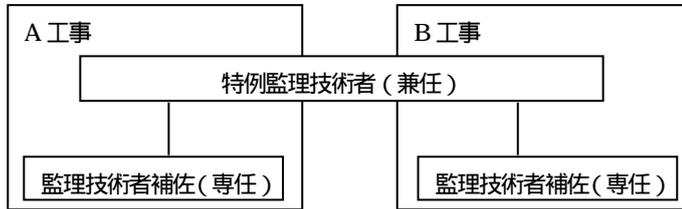
参考 上記中ハに該当するものとして施工管理技士、建築士などがある。

許可を受けている業種	指定建設業(7業種) 土木一式、建築一式、管工事、鋼構造物、舗装、電気、造園		その他(左以外の22業種) 大工、左官、とび、土工、コンクリート、石、屋根、タイル、れんが、ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体			
	特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
許可の種類	特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
元請工事における下請代金合計	4,000万円(*1)以上	4,000万円(*1)未満	4,000万円(*1)以上は下請契約できない	4,000万円以上	4,000万円未満	4,000万円以上は下請契約できない
工事現場の技術者制度	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者	一級・二級国家資格者 登録基幹技能者 指定学科+実務経験者 実務経験者	一級国家資格者 指導監督的な実務経験者	一級・二級国家資格者 登録基幹技能者 指定学科+実務経験者 実務経験者	
	技術者の現場専任	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建築工事であって、請負金額が3,500万円(*2)以上となる工事				
	監理技術者資格者証の必要性	公共工事、監理技術者の専任を要する民間工事のときに必要	必要なし	公共工事、監理技術者の専任を要する民間工事のときに必要	必要なし	

*1：建築一式の場合6,000万円 *2：建築一式の場合7,000万円

特例監理技術者、監理技術者補佐（建設業法第 26 条第 3 項ただし書）

公共性のある重要な建設工事において、監理技術者を配置する場合、専任が必要となるが、監理技術者の職務を補佐するもの（監理技術者補佐）を当該工事現場に専任で置く場合には 2 つの工事を同一の監理技術者が兼任できる（特例監理技術者）。



なお、監理技術者補佐は、監理技術者がその職務として行うべきものに係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者とされており、具体的には以下のいずれかの者。

- ・ 建設工事の種類に応じた 1 級技師補であって、主任技術者要件を満たす者
- ・ 建設工事の種類に応じた監理技術者要件を満たす者

専門技術者

建設業法第 26 条の 2 第 1 項の規定による建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。

技能士

職業能力開発促進法第 50 条第 1 項の規定による技能検定に合格した者が称することのできる称号をいう。

承諾、指示及び協議

「監督職員の承諾」とは、受注者等が監督員に対し、書面で申し出た事項について監督員が書面をもって了解することをいう。

「監督職員の指示」とは、監督員が受注者等に対し、必要な事項を書面によって示すことをいう。

「監督職員と協議」とは、監督員と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。

「書面」とは、発行年月日及び氏名が記載された文書をいう。

(各標準仕様書 1.1.2 用語の定義)

1 - 2 静岡県建設工事監督要領

静岡県建設工事監督要領

(目的)

第1条 この要領は、静岡県が発注する工事の監督を執行するために必要な事項を定め、もって工事監督の円滑な遂行に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 監督 契約図書における発注者の責任を適切に遂行するために、工事施工状況の確認、把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。
- (2) 監督員 発注機関の長が工事の監督を命じた職員をいう。
- (3) 発注機関の長 課長及び出先機関の長をいう。
- (4) 課長 静岡県行政組織規則(平成19年静岡県規則第29号。以下「組織規則」という)第60条に規定する本庁の課長をいう。
- (5) 出先機関の長 組織規則69条に規定する出先機関の長をいう。

(監督の体制)

第3条 監督の体制は、発注機関において定めるものとする。

(監督の業務)

第4条 監督員は、静岡県建設工事執行規則(昭和50年静岡県規則第16号。以下「執行規則」という。)及び別記「監督業務の内容」に基づき、監督業務を実施するものとする。

(かい長が監督を委託する場合の承認)

第5条 かい長は、地方自治法施行令第167条の15第4項の規定により県職員以外の者に委託して監督を行わせようとする場合は、当該部長の承諾を受けなければならない。

(監督に関する図書の整備)

第6条 監督員は、次の各号に掲げる図書(受注者から提出された図書を含む。)を作成し、又は整理して監督の経緯を明らかにするものとする。

- (1) 契約の履行に関する協議事項(輕易なものを除く。)を記載した図書
- (2) 工事の実施状況及び工事材料の検査の事実を記載した図書
- (3) その他監督に関する図書

(監督に関する留意事項)

第7条 監督員は、次に掲げる各号に留意して監督を行わなければならない。

- (1) 監督員は、契約図書に基づき法令を遵守し、公平かつ公正に監督を行うこと。
- (2) 監督員は、現場の状況を把握し、受注者に対して設計意図を正しく伝え、工事が完全に施工されるようにすること。
- (3) 監督員は、関係機関及び地元関係者等との協調を図り、工事が円滑に行われるように努めること。
- (4) 監督員は、監督の実施に当たっては、受注者の業務を不当に妨げることをないようにするとともに、監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らさないこと。

(監督の命令)

第8条 発注機関の長は、第3条の規定に基づく監督体制により担当する職員に監督の命令を行うものとする。

- 2 前項の監督の体制を変更する場合は、その都度担当する職員に監督の命令を行うものとする。

(監督員の通知)

第9条 発注機関の長は、工事の請負契約を締結したときは執行規則第21条第1項に基づき、受注者に監督員の通知を行うものとする。

- 2 前項の監督員を変更した場合は、速やかに監督員変更通知書(様式第1号)《4-14ページ参照》により、受注者に変更した監督員の通知を行うものとする。ただし、前項の通知を口頭により実施した工事における監督員の変更の通知については、口頭によることができる。

(成績評定)

第10条 監督員は、別に定める成績評定要領により、工事の成績を評定するものとする。

(雑則)

第11条 この要領に定めのない事項及びこの要領により難しい場合については、契約担当者等と協議する。

附 則

この訓令乙は、平成28年4月1日から施行する。

別記「監督業務の内容」

項目	業務内容	静岡県 工事執行規則 関連条項	静岡県 工事請負 契約約款 関連条項等	その他 関係法令等
1 契約の履行の確保 (1) 契約図書の内容把握 (2) 施工体制の把握 (3) 施工計画書の受理 (4) 契約図書に基づく指示、承諾の内容把握 (5) 条件変更に係る調査、指示、確認等 (6) 受注者への指示	建設工事請負契約書、契約約款、仕様書、設計書、図面、現場説明書、質問回答書等を把握し、受注者に対して設計意図を正しく伝える。 下記の施工体系の確認及び指導を実施する。 ・配置技術者の専任制の確認 ・施工体制台帳、施工体系図に基づく施工体制の確認 下記の現場標識の確認を実施する。 ・工事カルテの登録の確認(500万円以上の工事) ・工事施工中の建設業許可を示す標識の掲示の確認 ・労災保険関係成立票の掲示の確認 ・建退協制度の適用を受ける事業主に係る工事現場であることを示す標識の掲示の確認 契約図書に基づいて受注者から提出された施工計画書の内容を把握する。 契約図書に明示した指示、承諾、協議、受理等(詳細図等の作成を含む)を適切に行う。 工事執行規則第28条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を求められたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討する。 前項の調査結果に基づいて、受注者に指示又は通知する。 設計図書に基づく指示、承諾、協議等については、「指示、承諾、協議書(様式1)(4-72ページ参照)」により行うものとする。	執規 第21条 執規 第28条 執規 第28条 執規 第29条 執規 第10条 執規 第21条	契 第10条 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条」及び「適正化指針」5(3) 平成27年1月6日付け「施工体制台帳の作成等についての改正について」 施工体制台帳活用マニュアル 契 第9条 契 第18条 契 第18条 設計変更事務処理要領・同運用基準 契 第1条 契 第9条	

別記「監督業務の内容」

項目	業務内容	静岡県 工事執行規則 関連条項	静岡県 工事請負 契約約款 関連条項等	その他 関係法令等
2 品質・出来形の確保、施工状況の確認等				
(1) 事前調査等	工事の着手に先立ち、工程・使用材料・施工方法・配置技術者の妥当性、作業時間・方法の確認、近隣への安全対策、官公庁等への届出状況の把握等の確認を行う。			
(2) 工事材料の検査等	契約図書において、監督員の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督員の立会いの上、調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された材料の検査又は立会いを行う。	執規 第24～25条	契 第13～14条	
(3) 工事施工の立会い	契約図書又は監督員の指示により、監督員の立会いの上、施工するものと指定された工事において立会いを行う。	執規 第25条	契 第14条	
(4) 改造の指示及び破壊検査	<p>工事の施工が設計図書に適合しない事実を確認した場合で、必要があると認められるときは、改造の指示を行う。</p> <p>工事執行規則第24条第2項若しくは第25条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合には、工事の施工部分を破壊して検査する。</p>	執規 第21条 執規 第27条	契 第9条 契 第17条	
(5) 支給材料及び貸与品の検査、引渡し	契約図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を立会いの上、設計図書に基づき検査を行う。	執規 第26条	契 第15条	
3 工程に関する監督				
(1) 関連工事との調整	関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合、必要に応じて契約担当者の行う工事の調整に協力する。	執規 第9条	契 第2条	
(2) 工程の把握及び工事促進の指示	受注者からの履行報告に基づき、工程を把握し必要に応じて工事促進の指示を行う。	執規 第22条の2	契 第11条	

別記「監督業務の内容」

項目	業務内容	静岡県 工事執行規則 関連条項	静岡県 工事請負 契約約款 関連条項等	その他 関係法令等
4 契約担当者への報告				
(1) 工事の中止及び工期の検討及び報告	工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められたときは、中止期間を検討し、契約担当者へ報告する。	執規 第29条の2	契 第20条	
	受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し、契約担当者へ報告する。	執規 第30条	契 第21条	
(2) 一般的損害の調査及び報告	一般的損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、契約担当者へ報告する。	執規 第34条	契 第27条	
(3) 天災、その他の不可抗力による工事出来形部分等の損害の調査及び報告	天災、その他の不可抗力による損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、確認結果を契約担当者へ報告する。	執規 第36条	契 第29条	昭和60年1月6日付け「天災その他の不可抗力により工事出来形部分等に損害を生じた場合における事務の取扱いについて」
	損害額の負担請求内容を審査し、契約担当者へ報告する。	執規 第36条	契 第29条	
(4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	工事の施工に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、契約担当者へ報告する。	執規 第35条	契 第28条	
(5) 部分使用の確認及び報告	部分使用を行う工事目的物の確認を行い、受注者と協議し、契約担当者へ報告する。	執規 第41条	契 第33条	
(6) 中間前金払請求時の出来高確認及び報告	中間前金払の請求があった場合は、工期、出来高等を確認し、契約担当者へ報告する。	執規 第42条	契 第34条	
(7) 部分払(出来形確認請求)時の出来形の審査及び報告	出来形確認請求があった場合は、内容を審査の上、出来形歩合調書を作成し、契約担当者へ報告する。	執規 第45条	契 第37条	平成21年3月31日付け「建設工事請負代金の部分払の取扱いについて」 昭和45年9月21日付け「出来形歩合調書について」
(8) 工事関係者に関する措置請求	現場代理人が、その職務の執行につき著しく不相当と認められる場合は、契約担当者へその措置請求を行う。	執規 第23条	契 第12条	
(9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告	工事執行規則第52条第1項及び第53条第1項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、契約担当者に対して措置要求を行う。	執規 第52条 執規 第53条	契 第43条 契 第43条の2 契 第44条 契 第47条	

別記「監督業務の内容」

項目	業務内容	静岡県 工事執行規則 関連条項	静岡県 工事請負 契約約款 関連条項等	その他 関係法令等
5 その他 (1)現場発生品の処理 (2)建設副産物の適正処理状況等の把握 (3)地元対応 (4)関係機関との協議・調整 (5)臨機の措置 (6)事故等に対する措置 (7)「施工プロセス」チェックリストの整備 (8)検査申請 (9)工事成績の評定 (10)工事完成検査等の立会い	受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約担当者へ報告する。	執規 第54条	契 第45条	
	契約が解除された場合は、出来形部分に関する調書を作成し、契約担当者へ報告する。	執規 第55条	契 第49条	
	工事現場における発生品は、品質、規格、数量等を確認し、その処理方法を指示する。			
	建設副産物を搬出する工事にあつては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)等により、適正に処理されているか把握する。また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあつては、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。			
	地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し、必要な措置を行う。			
	工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。			
	災害防止、その他工事の施工上、特に必要と認めるときは、受注者に対して臨機の措置を求める。	執規 第33条	契 第26条	
	事故等が発生したときは、速やかに状況を調査し、所属長又は主務課長等に報告する。			
	監督員は、「施工プロセス」チェックリストに、監督の実施状況を記録し整備する。			静岡県建設工事成績評定要領運用通知
	担当監督員は、次のいずれかに該当するときは、工事検査申請手続きを行う。 (1)完成届出書を受領したとき (2)出来形確認請求書を受領したとき (3)契約の解除の通知をし、又は解除の通知を受けたとき (4)中間検査申請書を受領したとき	執規 第39条	契 第31条 静岡県建設工事検査要領	
監督員は、工事が完成したときは、静岡県建設工事成績評定要領に基づき工事成績の評定を行う。			静岡県建設工事成績評定要領及び同運用通知	
工事の完成、出来形、中間の各検査時は、原則として監督員等が立会う。			静岡県建設工事検査要領	

(注)「執規」は静岡県工事執行規則をいう。
 (注)「契」は静岡県建設工事請負契約約款をいう。

本庁関係課長 様
各土木事務所長 様

工事検査課長

静岡県建設工事監督要領別記「監督業務の内容」における様式 1 の改正に
ついて（通知）

このことについて、建築工事等において、提出書類への押印廃止等に対応するため、
静岡県建設工事監督要領別記「監督業務の内容」における様式 1 を下記のとおり改正し
たので、通知します。

記

1 改正内容

押印を廃止し、承諾については署名を、指示、協議、提出、報告については記名し
たものを有効とする。

なお、土木工事及び農林土木工事については、令和 3 年 3 月 15 日付け建工第 75 号
土木工事共通仕様書等の改正について（通知）及び令和 3 年 3 月 15 日付け建工第 76
号農林土木工事共通仕様書等の一部改正について（通知）により、改正済であることを
申し添える。

2 適用

令和 3 年 4 月 1 日以降に契約する工事及び既契約工事

- 1 この通知を受けた際現に改正前の様式により使用されている指示書等は、改正
後の様式により使用された指示書等とみなす。
- 2 この通知を受けた際現に改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間
調整して使用することができる。

3 その他

改正した様式 1 については、工事検査課 DB 及びホームページに掲載する。

担当：工事検査班
電話：054-221-2624

1 - 3 静岡県建設工事監督要領の運用について(通知)

建 工 第 118 号
平成 28 年 3 月 30 日

各本庁関係課長
各関係出先機関の長

交通基盤部長

静岡県建設工事監督要領の運用について（通知）

静岡県建設工事監督要領については、平成 28 年 3 月 30 日付け建工第 117 号により通知したところですが、その運用について別紙のとおり定めたので通知します。

担 当 工事検査課工事検査班
電話番号 054-221-2624
F A X 054-221-3199

(別紙)

静岡県建設工事監督要領の運用

1 適用範囲

この運用は、経営管理部、くらし・環境部、経済産業部及び交通基盤部が発注する土木工事、農林土木工事及び建築・設備工事に適用する。

2 監督の体制、業務(第3、4条関係)

静岡県建設工事監督要領(以下「監督要領」という。)第3条に規定する監督の体制は、土木工事及び農林土木工事にあつては別表1、建築・設備工事にあつては別表2によるところとする。

監督要領第4条に規定する監督の業務は、総括監督員、主任監督員及び担当監督員に分任するものとし、次の各号に掲げるとおりとする。また、同条に規定する別記「監督業務の内容」については、土木工事においては「監督業務の内容 土木工事編」と、農林土木工事においては「監督業務の内容 農林土木工事編」と、建築・設備工事においては「監督業務の内容 建築・設備工事編」とそれぞれ読み替えて適用する。

(1) 総括監督員の業務

- ア 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議で重要なもの
- イ 関連する2以上の工事監督を行う場合における工事の工程等の調整で重要なもの
- ウ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要を認めた場合における当該措置を必要とする理由、その他必要と認める事項の契約担当者への報告
- エ 主任監督業務及び担当監督業務を担当する監督員の指揮監督及び監督業務の掌理
- オ 現場技術員(注1)の指揮監督及び業務の掌理

(2) 主任監督員の業務

- ア 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議(重要なもの及び軽易なものを除く)。
- イ 契約図書に基づく工事の実施のための詳細図等(軽易なものを除く。)の作成及び交付又は契約の相手方が作成したこれらの図書(軽易なものを除く。)の承諾
- ウ 契約図書に基づく工程管理、立会、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査の実施(他の者に実施させて確認することを含む。以下同じ。)で重要なもの

- エ 関連する2以上の工事の監督を行う場合における工事の工程等の調整(重要なものを除く。)
- オ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認められた場合における、当該措置を必要とする理由、その他必要と認める事項の総括監督業務を担当する監督員への報告
- カ 担当監督業務を担当する監督員の指揮監督並びに主任監督業務及び担当監督業務の掌理
- キ 現場技術員の指揮監督及び業務の掌理

(3) 担当監督員の業務

- ア 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議で輕易なもの
- イ 契約図書に基づく工事の実施のための詳細図等で輕易なものの作成及び交付、又は契約の相手方が作成したこれらの図書で輕易なものの承諾
- ウ 契約図書に基づく工程の管理、立会、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査(立会確認)の実施(重要なものを除く。)
- エ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認められた場合における当該措置を必要とする理由、その他必要と認める事項の主任監督業務を担当する監督員への報告
- オ 担当監督業務の掌理
- カ 現場技術員の業務の掌理及び調整

3 監督員の通知(第9条関係)

静岡県建設工事執行規則第21条第1項に規定する監督員通知書及び監督要領第9条第2項に規定する監督員変更通知書については、監督員の職氏名に加え、業務の区分を併記するものとする。(記載例1、2参照《4-13、4-14ページ参照》)

(注 1)

現場技術員とは、土木工事共通仕様書第3編1-1-4及び農林土木工事共通仕様書第1編第1章1-1-9に規定する現場技術員をいう。

別表 1（監督の体制）

土木工事、農林土木工事における監督体制は、原則として次のように定める。

工事発注機関	監督員		
	総括監督員	主任監督員	担当監督員
土木事務所 農林事務所 特設事務所	技監 技監兼支所長・課長 技術課長 班長級相当職	班長級相当職 副班長級相当職	副班長級相当職 主任 技師

注 1 総括監督員は、主任監督員を兼ねることができる。

注 2 主任監督員は、担当監督員を兼ねることができる。

注 3 副班長級相当職とは、班長代理、副班長若しくは主査をいう。

別表 2（監督の体制）

建築・設備工事における監督体制は、原則として次のように定める。

工事発注機関	監督員		
	総括監督員	主任監督員	担当監督員
土木事務所	技監 技術課長 班長級相当職	班長級相当職 副班長級相当職	副班長級相当職 主任 技師
本庁各課	課長 技監 班長級相当職	班長級相当職 副班長級相当職	副班長級相当職 主任 技師

注 1 総括監督員は、主任監督員を兼ねることができる。

注 2 主任監督員は、担当監督員を兼ねることができる。

注 3 副班長級相当職とは、班長代理、副班長若しくは主査をいう。

別記「監督業務の内容 建築・設備工事編」

項目	業務内容	静岡県 工事執行規則 関連条項	静岡県 工事請負 契約約款 関連条項等	建築工事 標準仕様書 関連条項等
1 契約の履行の確保				
(1) 契約図書の内容把握	建設工事請負契約書、契約約款、仕様書、設計書、図面、現場説明書、質問回答書等を把握し、受注者に対して設計意図を正しく伝える。			
(2) 施工体制の把握	下記の施工体系の確認及び指導を実施する。 ・配置技術者の専任制の確認 ・施工体制台帳、施工体系図に基づく施工体制の確認 下記の現場標識の確認を実施する。 ・工事カルテの登録の確認(500万円以上の工事) ・工事施工中の建設業許可を示す標識の掲示の確認 ・労災保険関係成立票の掲示の確認 ・建退協制度の適用を受ける事業主に係る工事現場であることを示す標識の掲示の確認		契 第10条 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条」及び「適正化指針」5(3) 平成27年1月6日付け「施工体制台帳の作成等についての改正について」 施工体制台帳活用マニュアル 「施工体制の確保に関する推進協議会運用方針」に係る交通基盤部の取扱い	標仕1.1.4
(3) 施工計画書の受理	契約図書に基づいて受注者から提出された施工計画書の内容を把握する。			標仕1.2.2
(4) 契約図書に基づく指示、承諾の内容把握	契約図書に明示した指示、承諾、協議、受理等(詳細図等の作成を含む)を適切に行う。	執規 第21条	契 第9条	標仕1.1.2、6、8 標仕1.2.1~3 標仕1.3.3、5~6、8 標仕1.4.2~5 標仕1.5.1、4~5、7~8 標仕1.6.1 標仕1.7.2~3
(5) 条件変更に係る調査、指示、確認等	工事執行規則第28条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を求められたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討する。 前項の調査結果に基づいて、受注者に指示又は通知する。	執規 第28条 執規 第28条 執規 第29条	契 第18条 契 第18条 設計変更事務処理要領・同運用基準	
(6) 受注者への指示	設計図書に基づく指示、承諾、協議等については、「指示、承諾、協議書(様式1)(4-72ページ参照)」により行うものとする。	執規 第10条 執規 第21条	契 第1条 契 第9条	

別記「監督業務の内容 建築・設備工事編」

項目	業務内容	静岡県 工事執行規則 関連条項	静岡県 工事請負 契約約款 関連条項等	建築工事 標準仕様書 関連条項等
2 品質・出来形の確保、施工状況の確認等				
(1) 事前調査等	工事の着手に先立ち、工程・使用材料・施工方法・配置技術者の妥当性、作業時間・方法の確認、近隣への安全対策、官公庁等への届出状況の把握等の確認を行う。			標仕1.1.3 標仕1.2.2 標仕1.2.3
(2) 工事材料の検査等	契約図書において、監督員の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督員の立会いの上、調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された材料の検査又は立会いを行う。	執規 第24～25条	契 第13～14条	標仕1.3.6 標仕1.4.2 標仕1.4.4 標仕1.4.5
(3) 工事施工の立会い	契約図書又は監督員の指示により、監督員の立会いの上、施工するものと指定された工事において立会いを行う。 設計図書に定められた場合、一工程の施工完了の報告を受けた場合、その他指示した工程に達した場合は施工の検査を行う。	執規 第25条	契 第14条	標仕1.4.4 標仕1.4.5 標仕1.5.7 標仕1.5.5
(4) 改造の指示及び破壊検査	工事の施工が設計図書に適合しない事実を確認した場合で、必要があると認められるときは、改造の指示を行う。 工事執行規則第24条第2項若しくは第25条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合には、工事の施工部分を破壊して検査する。	執規 第21条 執規 第27条 執規 第27条	契 第9条 契 第17条 契 第17条	
(5) 支給材料及び貸与品の検査、引渡し	契約図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を立会いの上、設計図書に基づき検査を行う。	執規 第26条	契 第15条	
3 工程に関する監督				
(1) 関連工事との調整	関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合、必要に応じて契約当事者の行う工事の調整に協力する。	執規 第9条	契 第2条	標仕1.1.7
(2) 工程の把握及び工事促進の指示	受注者からの履行報告に基づき、工程を把握し必要に応じて工事促進の指示を行う。	執規 第22条の2	契 第11条	標仕1.2.1
(3) 工期の変更に係る資料整理	契約書の規定に基づく工期変更の協議に当たり、受注者から提出された変更工程表、変更日数根拠等の資料を整理し、内容の妥当性を確認する。	執規第30条	契 第21条 契 第23条	標仕1.1.10

別記「監督業務の内容 建築・設備工事編」

項目	業務内容	静岡県 工事執行規則 関連条項	静岡県 工事請負 契約約款 関連条項等	建築工事 標準仕様書 関連条項等
4 契約担当者への報告 (1) 工事の中止及び工期の検討及び報告 (2) 一般的損害の調査及び報告 (3) 天災、その他の不可抗力による工事出来形部分等の損害の調査及び報告 (4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告 (5) 部分使用の確認及び報告 (6) 中間前金払請求時の出来高確認及び報告 (7) 部分払(出来形確認請求)時の出来形の審査及び報告 (8) 工事関係者に関する措置請求 (9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告	工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められたときは、中止期間を検討し、契約担当者へ報告する。	執規 第29条の2	契 第20条	標仕1.1.9
	受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し、契約担当者へ報告する。	執規 第30条	契 第21条	標仕1.1.10
	一般的損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、契約担当者に報告する。	執規 第34条	契 第27条	
	天災、その他の不可抗力による損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、確認結果を契約担当者へ報告する。 損害額の負担請求内容を審査し、契約担当者へ報告する。	執規 第36条 執規 第36条	契 第29条 契 第29条	標仕1.3.10 昭和60年1月6日付け「天災その他の不可抗力により工事出来形部分等に損害を生じた場合における事務の取扱いについて」
	工事の施工に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、契約担当者へ報告する。	執規 第35条	契 第28条	標仕1.3.10
	部分使用を行う工事目的物の確認を行い、受注者と協議し、契約担当者へ報告する。	執規 第41条	契 第33条	
	中間前金払の請求があった場合は、工期、出来高等を確認し、契約担当者へ報告する。	執規 第42条	契 第34条	
	出来形確認請求があった場合は、内容を審査の上、出来形歩合調書を作成し、契約担当者へ報告する。	執規 第45条	契 第37条	標仕1.6.1 平成21年3月31日付け「建設工事請負代金の部分払の取扱いについて」
	現場代理人が、その職務の執行につき著しく不適当と認められる場合は、契約担当者へその措置請求を行う。 工事執行規則第52条第1項及び第53条第1項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、契約担当者に対して措置要求を行う。	執規 第23条 執規 第52条 執規 第53条	契 第12条 契 第43条 契 第43条の2 契 第44条 契 第47条	昭和45年9月21日付け「出来形歩合調書について」
受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約担当者へ報告する。 契約が解除された場合は、出来形部分に関する調書を作成し、契約担当者に報告する。	執規 第54条 執規 第55条	契 第45条 契 第49条		

別記「監督業務の内容 建築・設備工事編」

項目	業務内容	静岡県 工事執行規則 関連条項	静岡県 工事請負 契約約款 関連条項等	建築工事 標準仕様書 関連条項等
5 その他				
(1) 現場発生日品の処理	工事現場における発生日品は、品質、規格、数量等を確認し、その処理方法を指示する。			標仕1.3.8
(2) 建設副産物の適正処理状況等の把握	建設副産物を搬出する工事においては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)等により、適正に処理されているか把握する。 また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事においては、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。			標仕1.3.8
(3) 地元対応	地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し、必要な措置を行う。			
(4) 関係機関との協議・調整	工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。			
(5) 臨機の措置	災害防止、その他工事の施工上、特に必要と認めるときは、受注者に対して臨機の措置を求める。	執規 第33条	契 第26条	標仕1.3.10
(6) 事故等に対する措置	事故等が発生したときは、速やかに状況を調査し、所属長又は主務課長等に報告する。			営繕工事事故等対応マニュアル(経済産業部営繕企画課) 工事事故対応マニュアル(くらし・環境部建築住宅局)
(7) 「施工プロセス」チェックリストの整備	監督員は、「施工プロセス」チェックリストに、監督の実施状況を記録し整備する。		静岡県建設工事成績評定要領運用通知	建築・設備工事成績評定要領
(8) 検査申請	担当監督員は、次のいずれかに該当するときは、工事検査申請手続きを行う。 (1) 完成届出書を受理したとき (2) 出来形確認請求書を受理したとき (3) 契約の解除の通知をし、又は解除の通知を受けたとき (4) 中間検査申請書を受理したとき	執規 第39条	契 第31条 静岡県建設工事検査要領	
(9) 工事成績の評定	監督員は、工事が完成したときは、静岡県建設工事成績評定要領に基づき工事成績の評定を行う。		静岡県建設工事成績評定要領及び同運用通知	
(10) 工事完成検査等の立会い	工事の完成、出来形、中間の各検査時は、原則として監督員等(総括監督員、主任監督員、担当監督員等)が立会う。		静岡県建設工事検査要領	
参考資料	別添「執行規則に基づく監督業務の内容」			

公共建築工事標準仕様書以外の仕様書を適用する工事については、適用される仕様書の規定を遵守する。

(注)「執規」は静岡県工事執行規則をいう。

(注)「契」は静岡県建設工事請負契約約款をいう。

(注)「標仕」は公共建築工事標準仕様書をいう。

執行規則に基づく監督業務の内容

第9条 関連工事の調整（約款第2条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
第1項（前段）契約担当者は、受注者の施工する建設工事及び契約担当者の発注に係る第三者の施工する他の建設工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。	主任監督員から報告を受けた場合において、工期及び請負代金額を変更し、又は工事を打ち切る等の必要が生じる場合には、契約担当者に報告しなければならない。	担当監督員から報告を受けたときは、第三者の施工する工事と両方の工程、その他必要な事項を調整し、総括監督員に報告しなければならない。	当該工事が、契約担当者が発注した第三者の施工する他の工事と関連し工事の進捗に支障を及ぼすと認められるときは、主任監督員に報告しなければならない。	第1項（後段）この場合においては、受注者は、契約担当者の調整に従い、第三者の行う建設工事の円滑な施工に協力しなければならない。	「必要があるとき」とは、受注者又は発注者から工事を請け負っている第三者のいずれかの申し出があった場合のほか、発注者が工事全体の円滑な施工のため必要と判断したときも含むものである。 「調整」の内容は、工事の関連する態様により多様であり、その程度も一様でないが、単純に言えば、受注者及び他の工事を施工する第三者（この第三者についても、この約款に基づいて契約していることが当然予想されるので、当該契約において調整に従わなければならないことになる。）の工事の実施工程、施工方法等について、必要な範囲内における調整をすることである。また、一方の工事が遅延したため、他方の工事にも影響が生ずる場合には、他方の工事の促進を図ることも含まれると解する。 受注者は、発注者の調整に従い、第三者の施工する工事の円滑な施工に協力しなければならないが、この調整に従ったことを理由として請負代金額の変更、又は必要とした費用を発注者が負担することを要求することはできないと解する。

第13条 権利義務の譲渡等（約款第5条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
請負契約により生ずる義務はもとより、権利についても受注者が加入している事業協同組合から制度的に建設工事の施工に必要な資金を借り入れるため、請負代金請求権を当該組合に譲渡する場合のほかは、原則として第三者に対して譲渡することを承諾しないこと。				第1項 受注者は、請負契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、契約担当者の承諾を得た場合は、この限りでない。 第2項 受注者は、工事的物、工事材料（工事製品を含む。以下同じ。）のうち第24条第2項の検査に合格したもの及び第45条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、契約担当者の承諾を得た場合は、この限りでない。 第3項 受注者は、請負代金の請求権の譲渡について承諾を得ようとするときは、様式第7号による建設工事請負代金請求権譲渡承諾（変更承諾）申請書を契約担当者へ提出しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。	発注者の書面による承諾のない限り禁止される受注者の処分行為は、譲渡、貸与及び抵当権等の担保の目的に供することである。 工事材料については、貸権譲渡担保等の目的に供することが、その他の担保の目的に供することに該当する。

第14条 一括委任又は一括下請負の禁止（約款第6条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
				第1項 受注者は、建設工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。	建設業法第22条第3項において、受注者があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合には、一括下請負の禁止が適用除外されているが、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第14条において、公共工事については適用除外されていない。 一括下請負とは見なされない 「受注者がその下請工事の施工に実質的に関与しているもの」とは、受注者が自ら総合的に企画、調整及び指導（施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工事使用材料等の品質管理、下請負人間の施工調整、下請負人に対する技術指導、監督等）の全ての面において主体的な役割を果たしていることをいい、単に現場に技術者を置いているだけでは、実質的に関与しているとはいえない。

第15条 下請負人の通知（約款第7条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>（執行規則の運用第6下請負人に関する通知の請求） 一次のいずれかに該当するときは受注者に対し、下請負人に関する事項を通知させること。</p> <p>（1）一括下請負に付している疑いがあるとき</p> <p>（2）下請負人が工事の施工又は管理について不適当であると認められるとき</p> <p>（3）上記各号に掲げる場合のほか、契約担当者が特に必要と認めるとき</p>	<p>受注者に対して下請負人に関する通知の請求をし契約担当者に報告しなければならない。</p>	<p>契約担当者から報告を受けたときは、速やかに事実関係を調査し受注者としての監督を徹底するよう受注者に指示するものとする。</p> <p>なお、指示しても徹底しない場合には総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>指示事項が下請負人に徹底しない等、監督行為が円滑に行われず工事の全部又は大部分を一括して委任又は下請負人に対して疑いがあるときは、主任監督員に報告しなければならない。</p>	<p>第1項 契約担当者は、第14条の規定による請負の禁止に違反する疑いがあると認めるときは、下請け契約を締結した請負者に対し、次に掲げる事項の通知を請求することができる。</p> <p>（1）下請負人の住所及び商号 （2）下請契約の内容 （3）下請負人が請け負った工事に係る建設業の種類並びに当該建設業の許可の年月日及び許可番号</p> <p>※平成10年6月19付け、管第149号「中小建設業者の受注機会の確保等について（通知）」により、当分の間、下請負通知書を全ての工事から徴取。</p> <p>第2項 請負者は、前項の規定による請求があったときは、遅滞なく、様式第8号による下請負人通知書により契約担当者に通知しなければならない。</p>	<p>発注者が受注者に通知を求められることができる「その他必要な事項」とは、例えば、下請負者の住所、施工実績等の施工能力、当該下請負人が担当する工事内容、現場代理人の名称、主任技術者の名称等であり、発注者の必要に応じて定めることができる。</p> <p>なお、本規定とは直接関係ないが、建設業法第24条の7に基づく施工体制台帳の記載事項が参考となろう。</p>
<p>平成30年7月 執行規則の運用 から削除</p>					

第16条 特許権等の使用（約款第8条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第1項（後段）ただし、契約担当者が、その工事材料及び施工方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、その存在を知らなかったときは、契約担当者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。</p>	<p>主任監督員の報告が妥当である場合には契約担当者に報告しなければならない。</p>	<p>担当監督員から「その存在を知らなかった」との報告を受けたときは、立証方法を検討し、受注者の知悉を立証できなるときは、その使用に要した費用を積算し、総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>その施工方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象のある旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知っていたことを、立証できなときは主任監督員に報告しなければならない。</p>	<p>第1項（前段）受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法律に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料及び施工方法等（仮設、施工方法その他工事的目的物を完成するために必要な一切の手段をいう。以下同じ。）を使用するときは、その責任を負わなければならない。</p>	<p>特許権等の第三者の権利の対象になっている工事材料、施工方法等を使用するときは、原則として受注者がその使用に関する一切の責任を負う。</p> <p>受注者は、契約約款第1条第3項の規定により、設計図書に指定がない場合には、施工方法等（仮設、施工方法その他工事的目的物を完成するために必要な一切の手段）を定めなければならない。また、工事材料についても、設計図書に指定がない場合には、受注者が決定することとなる。このため、受注者が自ら選択した施工方法等については、受注者自身がその責任を負い、特許権等の使用料を負担するのは当然と見えよう。</p> <p>なお、契約に係る工事を実施するためには、第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することが不可欠である場合には、発注者は、設計図書において指定すべきである。</p> <p>ただし、受注者に選択権がない場合、すなわち、発注者が工事材料、施工方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の第三者の権利の対象である旨の明示がないときは、原則として、発注者が使用に関して要した費用を負担しなければならない。これは、原因者に負担を帰したものである。</p> <p>この場合であっても、受注者が第三者の権利の存在を知っていたときには、受注者が負担すべきものとされる。これは、原因者（工事材料、施工方法等の選択者）負担主義を公平の観点から修正したものである。</p> <p>したがって、「受注者がその存在を知らなかったときに初めて、発注者に費用の負担義務が発生すると解すべきでなく、むしろ、発注者が受注者の知悉を立証したときに発注者の負担義務が免責されると解すべきである。</p>

第18条 自主施工の原則（約款第1条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
			<p>仮設工事については、仮設費積算基準により行うものとする。なお、指定仮設の施工については、受注者に資料の整理をさせなければならない。</p>	<p>第1項 施工方法等については、請負契約等において特に定める場合を除き、受注者がその責任において定めるものとする。</p> <p>契約約款第1条第3項 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。以下同じ。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。</p>	<p>約款第1条第3項は、施工方法等については、原則として、受注者がその責任において定めることを明らかにし、施工主体として受注者の自主性を明文で保証したものである。したがって、発注者は、工事の特殊性、安全確保等のために必要がある場合には、設計図書において、施工方法等を指定することができるが、設計図書に施工方法等の指定をしない場合には、受注者は、自己の責任において施工方法等を選択するものとし、発注者が施工方法等について注文を付けることは許されない。このため、契約後に施工方法等の選択について発注者が注文を付ける必要が生じた場合には、発注者は、第21条の手続きに従って設計図書を変更して、必要な施工方法等の指定をしなければならない。</p> <p>一方、受注者に自主的な選択権が認められた結果、発注者の指定の施工方法等については、仮に受注者が実際に用いた施工方法等がかなり高額なものであっても、請負代金額の変更等の対象とはならない。</p> <p>また、受注者が他の施工方法等を選択すれば工事を期限内に完成することができたのに、ある特定の施工方法等を選択したために期限内に完成できない場合には、受注者の責に帰すべき事由による履行遅滞として発注者の損害金請求権、解除権等が発生する。また、他の施工方法等を選択すれば第三者損害を防ぐことができたのに、受注者が特定の施工方法等を選択したことにより損害を及ぼしたときは、発注者が専門的知識・経験に照らして必要な指図をすべきであるのに、指図をしなかったときは別として、発注者は被害者に対して注文者としての責任は負わず、また、受注者との関係では、受注者は、自己が被害者に賠償した費用を発注者に請求することはできない。</p>

第19条 建設工事の着手（約款なし）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
		<p>担当監督員から報告を受けたときは、速やかに着手するよう受注者に指示しなければならない。</p>	<p>受注者が工事に着手しないときは、主任監督員に報告しなければならない。</p>	<p>第1項 受注者は、請負契約締結後、速やかに、建設工事に着手しなければならない。</p>	

第20条 工程表、工事工程月報及び請負代金内訳書（約款第3条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>約款第3条第2項 契約担当者は、工程表について直ちにその内容を審査し、不相当と認めるときは、受注者に訂正を求めるものとする。</p> <p>（執行規則の運用 第7 工程表） 工事の管理は工程表により行うが、請負代金の額が500万円に満たない建設工事（以下「小額工事」という。）であって契約担当者が特に工程表による必要がないと認めるものについては、受注者又は現場代理人との打合せに基づき工程を管理することができるものとする。</p> <p>（執行規則の運用 第8 工事工程月報） 工期が1ヶ月を超える建設工事の進捗状況の把握は、工事工程月報により行うが、小額工事であって契約担当者が特に工事工程月報による必要がないと認めるものについては、受注者に対しその提出を省略させることができるものとする。</p>	<p>契約額6,000万円以上の建設工事の工程表を決裁する。</p>	<p>担当監督員から工程表について報告を受けたときは、決裁し報告する。</p> <p>ただし、契約金額が6,000万円以上の場合には総括監督員に報告するものとする。</p> <p>工事工程月報が提出されたときは、審査し工程管理を行わなければならない。</p> <p>工程が10%以上遅れているときは、対策を講じなければならない。</p> <p>工事工程月報の受理は主任監督員とする。</p>	<p>受注者より工程表が提出されたときは、速やかに審査し、意見を付し主任監督員に報告するものとする。</p>	<p>第1項 受注者は、請負契約締結後10日以内に、設計図書に基づいて様式第9号による工程表を作成し、契約担当者に提出しなければならない。</p> <p>第2項 受注者は、工期が1ヶ月を超える建設工事については、毎月10日までに様式第10号による工事工程月報に前月末における建設工事の進捗の状況を記載し、契約担当者に提出しなければならない。</p> <p>第3項 受注者は、契約担当者から請求があった場合においては、請負契約締結後10日以内に、設計図書に基づいて請負代金内訳書を作成し、契約担当者に提出しなければならない。</p>	

第21条 監督員（約款第9条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第1項 契約担当者は、監督員を置いたときは、その者の氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。</p> <p>第3項 契約担当者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときは、それぞれの監督員の有する権限の内容を受注者に通知しなければならない。</p> <p>第5項 契約担当者が監督員を置いたときは、この規則に定める請求、通知、報告、承諾及び解除であって受注者が契約担当者に対して行うものについては、第23条第4項の規定による請求を除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては監督員に到達した日をもって契約担当者に到達したものとみなす。</p> <p>第6項 契約担当者が監督員を置かないときは、この規定に定める監督員の権限は、契約担当者に帰属する。（執行規則の運用 第9 監督員の氏名等の通知）</p> <p>(1) 監督員の氏名等の通知は、書面により行うが、小額工事であって契約担当者が特に書面による必要がないと認めるものについては、口頭で通知することにより、これに代えることができるものとする。</p> <p>(2) 監督員の氏名等の書面による通知は、別紙様式1により行うものとする。</p> <p>(執行規則の運用 第10 監督員の指示又は承諾)</p> <p>監督員の指示又は承諾は書面で行うが、時間的余裕のない緊急の場合等には、口頭によりできるものとする。</p>	<p>第2項 監督員は、各本条に特別の定めがある場合を除くほか、次に掲げる権限を有し、請負契約の定めるところにより、これを行つてはならない。</p> <p>(1) 請負契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議</p> <p>(2) 設計図書に基づく工事の施工ための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾</p> <p>(3) 設計図書に基づく工程の管理、工事の施工への立会い、工事の施工の状況の検査又は工事材料の検査（確認を含む。第24条第2項及び第3項において同じ。）</p> <p>第4項 第2項の規定による監督員の権限のうち指示又は承諾は、第10項第7項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。</p>	<p>主任監督員の報告に対し明らかに判断のつくものについては、第23条第4項の規定による請求を除き、監督員を経由して行うものとする。</p>	<p>担当監督員から報告を受けたときは、明らかに判断のつくものについては総括監督員に報告するものとする。</p>	<p>第2項 (1)、(2)、(3)号について、担当監督員は監督を行うに必要な諸基準により、明らかに判断のつくものについては受注者に指示、承諾又は協議を行うものとし、その他については主任監督員に報告するものとする。</p>	<p>「監督員」とは、通常、工事が施工されるときは、発注者が直接工事現場において監督を行うことは少なく、発注者は、請負契約の適正な履行を確保するために、発注者の職員又は外部の者を監督員として置き、工事の施工、工事材料の調査、立会いを行わせることが通例である。このように施工途中での監督を行うのは、建設工事はその性質上、工事完成後に施工の適否を判定することが困難であり、また仮に不適当であることを発見できても、それを修復するには相当の費用を要する機会が多く、施工の段階で逐次監督することが合理的であるとの考えによるものである。</p> <p>本条は、このような考え方のもとに、発注者は、監督員を置くことができることとし、監督員を置かない場合には、監督員の権限は、発注者に帰属することを第6項において確認的に定めている。そして、第1項は、監督員を置く場合には、監督員の氏名を受注者に通知しなければならないこととしている。</p> <p>本条は、このような理由により監督員を置くことにしたものであるが、一方、監督員の監督行為は、必要最小限度にとどめ、受注者の自主的な工事の施工を確保する趣旨から、監督員の権限の範囲を明確にしたものである。</p> <p>監督員が有する権限は、約款において大略次の3つに分けることができる。</p>

第22条 主任技術者、現場代理人等（約款第10条）

契約担当者	監督員の業務		受注者	備考
	総括監督員	主任監督員 担当監督員		
		<p>担当監督員から主任技術者、現場代理人等の通知を受理したときは、主任監督員に報告しなければならない。</p>	<p>第1項 受注者は、次の各号に掲げるいずれかの者の氏名等を様式第11号による主任技術者等通知書により契約担当者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1)主任技術者（法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)専任の主任技術者（法第26条第3項の規定により専任のものでなければならない主任技術者をいう。以下同じ。）</p> <p>(3)専任の監理技術者（法第26条第4項の規定により選任された専任のものでなければならない監理技術者をいう。以下同じ。）</p> <p>第2項 受注者は、次に掲げる者を置いたときは、その者の氏名等を様式第11号による主任技術者等通知書により契約担当者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1)現場代理人 (2)専門技術者（法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者）</p> <p>第3項 現場代理人は、請負契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、第23条第1項の規定による請求の受理、同条第3項の規定による決定及び通知、同条第4項の規定による請求並びに同条第5項の規定による通知の受理、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領並びに請負契約の解除に係る権限を除き、この規定に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。</p>	<p>「現場代理人」とは、請負契約の確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理する者として工事現場に置かれる受注者の代理人であり、工事現場に常駐することとされている。</p> <p>「主任技術者、監理技術者」とは、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、法第26条第1項又は第2項の規定により配置が義務づけられている技術者である。</p> <p>このうち、監理技術者は、下請契約の請負金額の額（下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が3,500万円（建築一式工事である場合においては7,000万円）以上になる場合において、受注者たる特定建設業者が配置しなければならないとされる法第15条第2項の基準を充足する技術者である。主任技術者とは、その他の建設工事の現場に配置すべきものとされる同法第7条第2号の基準を充足する技術者である。</p> <p>「専門技術者」とは、受注者が建築一式工事又は土木一式工事を施工する場合において、その一式工事の一部である専門工事を自ら施工しようとするときに、又は専門工事を施工する場合において自らそれらに付帯する他の建設工事を施工しようとするときに建設業法上配置することが要求されている技術者である。（法第26条の2）</p> <p>「常駐」とは、当該工事のみを担当しているだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在することを意味するものであり、発注者又は監督員との連絡に支障をきたさないことを目的としたものである。</p> <p>「運営、取締り」とは、請負契約に基づく工事の施工に関し、受注者において行う工事現場に関するすべての管理行為を指すものとし、受注者の適正な施工又は管理が確保できない場合には、直接技術者や下請負人等に対して必要な措置をとることを請求できるものと解する。したがって、工事の施工上必要とされる労務管理、工程管理、安全管理その他の管理行為のほか、工事現場の風紀の維持等もこれに含まれる。</p> <p>（執行規則の運用第11 主任技術者、現場代理人等の通知及び現場代理人の常駐義務）主任技術者又は監理技術者、現場代理人及び専門技術者の氏名は、書面により通知させるが、</p>

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
				<p>第4項 受注者は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により現場代理人が行使できるとされた権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を契約担当者に通知しなければならない。</p> <p>第5項 現場代理人、主任技術者又は専任の監理技術者及び専門技術者は、兼ねることができる。</p>	<p>小額工事であって契約担当者が特に書面により通知させる必要がないと認めるものについては、口頭で通知させることにより、これに代えることができるものとする。</p> <p>現場代理人の常駐義務の緩和は、「県発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和の試行について」等の通知に基づくほかは、原則として承諾しないこと。</p>

第22条の2 履行報告（約款第11条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>（執行規則の運用 第12 履行報告）</p> <p>契約の履行についての報告とは、過去の履行状況についての報告も含むものであること。</p>				<p>第1項 受注者は、様式第12号による工事記録簿に必要な事項を記録し、監督員が指示したときはこれを提示しなければならない。</p> <p>第2項 前項の規定によるほか、受注者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について契約担当者に報告しなければならない。</p>	<p>本条の規定により設計図書で定めている履行報告の例としては、施工計画書、実施工程表、工事打合せ書、建設機械使用実績報告書等がある。このうち、施工計画書は、工事目的物を完成するために必要な手順、施工方法を記したものであり、計画工程表、現場組織表、安全管理、指定機械、主要資材、施工方法等、施工管理計画、緊急時の体制及び対応、交通管理、環境対策、現場作業環境の整備、再生資源の利用の促進等の事項を含むものである。一般的には、受注者は、準備工事を開始する前に施工計画書を発注者に提出することとなっている。</p>

第23条 工事関係者に関する措置請求（約款第12条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第1項 契約当者は、現場代理人がその職務（主任技術者若しくは専任の監理技術者又は専門技術者と兼務する現場代理人にあつては、これらの職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認めるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>第2項 契約当者又は監督員は、主任技術者又は専任の監理技術者、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）、下請負人、労働者その他受注者が工事を施工するために使用している者で工事の管理又は施工につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>第5項 契約当者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求があつた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。</p>	<p>主任監督員より報告を受け、著しく不相当である客観的妥当性が立証される場合には、書面をもって受注者に必要な措置をとるよう求めるものとする。</p>	<p>担当監督員より報告を受けたときは、事実関係を調査し総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>建設工事の施工について、不相当である工事関係者がある場合にはその事由を付して主任監督員に報告しなければならない。</p>	<p>第3項 受注者は、前2項による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に契約担当者に通知しなければならない。</p> <p>第4項 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、契約担当者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p>	<p>「著しく不相当と認められる」ためには、客観性がなければならず、単に発注者が主観的に著しく不相当と認めても、本項の対象にはならない。</p> <p>たとえば、品行が悪いというようなことのみでは本項の対象となるものではないが、それが、工事現場周辺に悪影響を及ぼし、ひいては工事の施工が有形無形の影響を受ける場合等には、本条の対象となると考える。</p> <p>「必要な措置」は、是正措置の指示のほか、その程度に応じて交替を含むものである。また、監督員は第21条第2項第1号に基づいて受注者又は現場代理人に対して、技術者や下請負人等に施工又は管理について指示することができるが、第2項は、このような指示を行っても十分な効果が見られず、技術者や下請負人等の適正な施工又は管理が確保できない場合には、受注者に対して必要な措置をとることを請求できるものとする。</p>

第24条 工事材料の品質、検査等（約款第13条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
	<p>第1項 工事材料は、設計図書に定める品質を有するものを使用しなければならない。ただし、設計図書にその品質の定めのない場合にあっては、中等の品質を有する工事材料を使用するものとする。</p> <p>第3項 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に検査を行わなければならない。</p>	<p>1. 主任監督員又は担当監督員は、使用承諾し検査を受けて使用すべきものとされた工事材料が現場に搬入された場合には、形状、寸法、数量等の検査を行うものとする。</p> <p>2. 工事材料検査を行ったときは、受注者に材料検査簿に記入させ検印しなければならない。</p>		<p>第2項 受注者は、設計図書において監督員の検査を受けて使用すべきものとされた工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。</p> <p>第4項 第2項の検査に直接必要な費用は、受注者の負担とする。</p> <p>第5項 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。</p> <p>第6項 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場</p>	

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
				<p>外に搬出しなければならない。</p> <p>第7項 受注者は、主要な工事材料で完成検査を受ける際に外部から明視することができないものについて第2項の検査を受けたときは、様式第13号による材料検査簿にその状況を記入し、監督員の検印を受けるものとする。</p>	

第25条 監督員の立会い、見本等の整備等（約款第14条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
	<p>第4項 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に立会い又は見本検査を行わなければならない。</p> <p>第5項 前項に規定する期間内に、監督員が正当な理由なく立会い又は見本検査を行わないため、その後の工程に支障を来すときは、受注者は、監督員に通知した上で、立会い又は見本検査を受けることなく、当該工事材料を調査して使用し、又は当該工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事を適切に行ったことを証する見本等を整備し、監督員の請求があったときは、整備した見本等を当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。</p>			<p>第1項 受注者は、設計図書において監督員立会いの上調合し、又は調査について見本検査を受けるものとされた工事材料については、立会いを受けて調査したもの又は見本検査に合格したものを使用しなければならない。</p> <p>第2項 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものとされた工事については、立会いを受けて施工しなければならない。</p> <p>第3項 受注者は、前2項に規定するもののほか、設計図書において見本、工事の写真その他の記録（以下「見本等」という。）を整備すべきものとされた工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより見本等を整備し、監督員の請求があったときは、整備した見本等を当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。</p> <p>第6項 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本等の整備に直接必要な費用は、受注者の負担とする。</p>	<p>建設工事の施工にあたっては、工事材料の品質が工事目的物の良否を決める重要な要素であると同時に、具体の工事の施工の良否もまた工事目的物の良否を決める重要な要素である。したがって、工事材料の検査と同時に、具体の工事の施工にあたっては、受注者の自主的な施工管理に期待しつつ、監督員が立会い等を行って適正な施工の確保に努めるのが一般的な方法である。</p> <p>また、公共工事の施工に当たっては、監督員が立会い等により適正な施工の確保に努めるとともに、工事が完成した場合において発注者の定める検査職員が完成の確認のための検査を行うのが通例であり、本約款においても第31条第2項に規定しているところである。</p> <p>このように適正な施工を確保するために様々な方法がとられているが、工事完成後に検査職員が検査を行う場合においては、工事内容が外面から判断し得ない部分が多いため、施工中の監督員の立会いや工事記録の整備が重要な意味を持つことになる。</p>
		<p>担当監督員から立会いできないとの報告を受けたときは、自ら立会いしなければならない。</p> <p>立会いが困難な場合には受注者に対し資料を提出させ確認するものとする。</p>	<p>受注者の求めに応じて立会いし、設計図書及び諸基準に基づき工事を施工させなければならない。</p> <p>また、立会いできない場合には主任監督員に報告しなければならない。</p>		

第26条 支給材料及び貸与品（約款第15条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第1項 契約担当者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格、又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。</p> <p>第6項 契約担当者は、受注者から第3項又は前項の規定による通知を受けた場合においては、当該支給材料又は貸与品に代えて他の支給材料又は貸与品を引き渡さなければならない。ただし、既に引き渡した支給材料又は貸与品を使用することによっても工事の目的を達成することができる」と認められる場合にあつては、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求することができる。</p> <p>第7項 契約担当者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。</p>	<p>総括監督員は主任監督員より報告を受けたときには、契約担当者に報告しなければならない。</p>	<p>主任監督員は主任監督員より報告を受けたときには、審査し総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>① 設計図書で支給されることになっている工事材料又は貸与品について、品名、数量、品質、規格等受注者立会いの上検査して引渡すものとする。引渡しが終わったときには、受注者より受領書を提出させ主任監督員に報告しなければならない。</p> <p>② 支給材料又は貸与品が使用できない場合又は変更する必要がある場合には主任監督員に報告しなければならない。</p> <p>③ 支給材料又は貸与品が返還されたときは、主任監督員に報告しなければならない。</p>	<p>第3項 前項の規定による検査の結果、受注者は、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適當でないと認められたときは、その旨を直ちに契約担当者に通知するとともに、その引渡しを拒むことができる。</p> <p>第4項 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、契約担当者を受領書又は借用書を提出しなければならない。</p> <p>第5項 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の規定による検査によっては発見することが困難であつた隠れたかしがあり使用に適當でないと認められたときは、その旨を直ちに契約担当者に通知しなければならない。</p> <p>第8項 受注者は、引渡しを受けた支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</p> <p>第9項 受注者は、設計図書に定めるところにより、建設工事の完成、設計図書の変更等によって不用となつた支給材料又は貸与品を契約担当者へ返還しなければならない。</p> <p>第10項 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となつたときは、契約担当者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。</p> <p>第11条 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に定められていないときは、その使用方法につき監督員の指示に従わなければならない。</p>	

第26条の2 工期等の変更及び費用の負担（約款なし）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第1項 前条第6項及び第7項の場合において、当事者は必要に応じ工期又は請負代金額を変更し、県は受注者に生じた損害につき必要な費用を負担しなければならない。</p> <p>第2項 前項の規定による変更後の工期又は請負代金額は、当事者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、契約当事者が定め、受注者に通知する。</p> <p>第3項 前項の規定による協議の開始の日（以下「変更協議開始日」という。）については、契約当事者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、契約当事者が、工期又は請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に変更協議開始日を通知しない場合には、受注者が変更協議開始日を定め、契約当事者に通知することができる。</p> <p>第4項 第1項の必要な費用の額は、当事者が協議して定める。</p>					

第27条 設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等（約款第17条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第2項 第26条の2の規定は、前項に規定する不適合が監督員の指示その他契約当事者の責めに帰すべき事由によって生じた場合に準用する。</p>	<p>主任監督員より報告を受けたときは、受注者に修補を命令しなければならない。</p> <p>また、修補の取扱は検査要領における「修補取扱基準」に準ずる。</p>	<p>担当監督員から報告を受けたときは、調査し意見を付して総括監督員に報告しなければならない。</p> <p>修補が完了したときは、主任監督員が確認し、総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>① 第3項の規定により違反したことが明らかなる場合と判断されたときには、主任監督員に報告しなければならない。</p> <p>② 第4項の規定により設計図書に適合しないと認められ</p>	<p>第1項 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。</p> <p>第5項 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。</p>	

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
			るときは、主任監督員に報告しなければならない。 ③ 修補が完了したときは、受注者から修補完了届出書を提出させ、主任監督員に報告しなければならない。		

第28条 条件変更等（約款第18条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第3項 契約担当者は、受注者の意見を聴いて、前項の調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期限内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。</p> <p>第4項 前項の規定によりとりまとめられた調査の結果において、第1項各号に掲げる事実が確認された場合で、必要があると認められるときは、契約担当者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。ただし、同項第4号又は第5号に掲げる事実が確認されその結果設計図書を変更する場合（工事目的物の変更を伴わない場合に限る。）には受注者と協議して行う。</p> <p>第5項 第26条の2の規定は、前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合に準用する。</p>	<p>第2項 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会の上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを受けて行うことができる。</p> <p>主任監督員の報告を受けたときは、判断可能なものは指示し、その他については契約担当者に報告しなければならない。</p> <p>担当監督員より第1項の調査結果について報告を受けたときは、この規定の全般の趣旨からみて再調査等事実の確認、あるいはとりあえずの工事の中止、応急措置等の指示を与えるものとするが内容が重要なものについては総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>① 第1項の確認を求められたときは、速やかに調査を行い、諸基準により明らかに判断のつくものは受注者に指示するものとし、その他については主任監督員に報告しなければならない。</p> <p>② 第1項の報告の結果、工事内容の変更又は、設計図書の訂正を行う必要がある場合には、第29条第1項及び第2項を準用し、「設計変更事務処理要領」に基づき、変更指示書又は変更設計書を提出しなければならない。</p>	<p>第1項 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちにその旨を監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。</p> <p>(1) 設計図書が相互に一致しないこと（設計図書に優先順位が定められている場合を除く。）</p> <p>(2) 設計図書に誤びゆう又は脱漏があること。</p> <p>(3) 設計図書の表示が明確でないこと。</p> <p>(4) 工事現場の形状、地質、ゆう水等の状態、施工上の制約その他の設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。</p> <p>(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予測することのできない特別の状態が生じたこと。</p>		

第29条 設計図書の変更（約款第19条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第1項 契約当事者は、必要があると認めるときは、その内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。</p> <p>第2項 第26条の2の規定は、前項の規定による設計図書の変更が行われた場合に準用する。</p>	主任監督員より報告を受けたときは、判断可能なものは指示し、その他については契約当事者に報告しなければならない。	担当監督員から報告を受けたときは、内容を検討し、又は必要に応じて調査を行い意見を付して総括監督員に報告しなければならない。	設計図書を変更し、工期及び請負代金額を変更する必要がある場合には、主任監督員に報告しなければならない。		<p>「設計図書の変更」 公共工事の発注者は、工事の目的物の目的、構造、仕様等を十分検討した後設計を行い、請負契約を締結すべきであるが、工事の施工途中においてその意思、判断を変更せざるを得ない事態が生ずることもある。その場合には、発注者は、前条で述べた工事の施工条件等とは異なり、自らの意思で設計図書を変更しなければならないこととなる。</p> <p>このように、発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更を行うことができるが、この場合には、設計図書の変更内容を書面をもって受注者に通知しなければならない。また、「必要があると認める」か否かは、発注者の自由な判断であり、その理由を受注者に示す必要がないし、受注者の意思が入る余地もない。同時に、変更する設計図書の内容も、発注者の自由な意思により決定されるものと解される。</p> <p>上記のように、発注者は、自己の都合により設計図書を変更することができるが、その場合には、発注者と受注者の契約関係のバランスをとることが要請されるため、工期又は請負代金額の変更を行うのは当然であり、また、設計図書の変更に伴い受注者が被った損害を発注者が負担しなければならないことはいうまでもない。</p>

第29条の2 工事の中止（約款第20条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第1項 工事の用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が建設工事を施工できないと認められるときは、契約当事者は、直ちに受注者に通知して、建設工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。</p> <p>第2項 前項に規定するもののほか、契約当事者は、必要があると認められるときは、受注者に通知して、建設工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。</p>	主任監督員より報告を受けたときは、判断可能なものは指示し、その他については契約当事者に報告しなければならない。	担当監督員から報告を受けたときは、内容を検討し、又は必要に応じて調査を行い意見を付して総括監督員に報告しなければならない。	建設工事の全部又は一部の施工を一時中止し、工期及び請負代金額を変更する必要がある場合には、主任監督員に報告しなければならない。		<p>第1項においては、受注者の責に帰すことができない事由によって工事を施工することができないと認められる場合を2つに分けて規定している。すなわち、第1が「工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき」であり、第2が「暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき」である。</p> <p>第1の場合には、例えば、発注者の義務である工事用地等の確保（第26条の3）が行われないため施工できない場合、設計図書と実際に施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため（第28条）施工を続けることが不可能と認められる場合など含まれよう。</p> <p>また、第2の場合における「自然的又は人為的な事象」には、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動などの妨害活動等</p>

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
第3項 第26条の2の規定は、契約担当者が、前2項の規定により、建設工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合に準用する。					も含まれよう。また、「工事現場の状態の変動」には、地形等の変動といった物理的な変動だけでなく、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為といったものも含まれると解する。 第2の場合にも、単に暴風雨等の受注者の帰責事由のない自然的又は人為的な事象が生じただけでは不十分であり、施工できないと認められる状態にまで達していることが必要である。

第30条 請負者による工期の延長の請求（約款第21条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
第3項 第26条の2第2項及び第3項の規定は、第1項の請求があった場合に準用する。この場合において、同条第2項本文中「前項の規定による変更後の工期又は請負代金額」とあるのは「第1項の規定による請求に係る延長後の工期」と、同条第3項ただし書中「工期又は請負代金額の変更事由が生じた日」とあるのは「工期の延長の請求を受けた日」と読み替える。	工期延長請求書を審査し、契約担当者に進達しなければならぬ。	担当監督員より報告を受けた工期延長請求書を審査するときは、担当する管轄内で当該受注者が複数受注している場合は、それらの工事の進捗状況も併せ審査し、総括監督員に報告しなければならない。	受注者から工期延長請求書の提出を受けたときは、遅滞なく延期理由、変更工程表を審査し、意見を付して主任監督員に報告しなければならない。	第1項 受注者は、天候の不良、第9条による関連建設工事の調整への協力その他の受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に建設工事を完成することができないときは、契約担当者に対し、工期の延長を請求することができる。 第2項 前項の規定による請求は、様式第14号による工期延長請求書に様式第15号による変更工程表を添えて行わなければならない。	「工事遅延事由の一般論」 受注者が工期の満了の日までに工事を完成しなければならないことは、契約上当然のことであるが、種々の事情により定められた工期内に工事を完成させることが困難となる場合がある。このように工事の工期内完成が不可能となる場合は、一般的に次の3つに分類される。 ア) 受注者の帰責事由により工事の着手が遅れ、又は工事の進捗がはかどらない場合 イ) 条件変更、設計図書の変更、前払金等の不払に対する工事中止の場合など契約内容の変更、又は発注者の帰責事由により当初の工期が不適当となる場合 ウ) 天候の不良、発注者が行う関連工事の調整への協力等受注者の責に帰すことができない事由により工事が遅れる場合 以上の工期遅延事由のうち、ア)は、遅延利息の規定（執行規則第50条）の適用を受ける工事遅延であり、工期は延長されない。イ)は、各条項で工期の延長と請負代金額の変更が規定されており、請負代金額の変更を伴う工期延長である。本条は、上記のウ)の場合を規定しており、請負代金額の変更を伴わない工期の変更（いわゆる無償延期）を認める趣旨の規定である。

第31条 契約担当者による工期の短縮の請求等（約款第22条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第1項 契約当事者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮を受注者に請求することができる。</p> <p>第2項 契約当事者は、この規則の定めるところにより工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。</p> <p>第3項 前2項の場合において、当事者は必要に応じ請負代金額を変更し、県は受注者に生じた損害につき必要な費用を負担しなければならない。</p> <p>第4項 第26条の2第2項及び第3項の規定は第1項又は第2項の規定による請求があった場合及び前項の規定による変更後の請負代金額の決定に、同条第4項の規定は前項の必要な費用の額の決定に準用する。この場合において、同条第2項本文中「前項の規定による変更後の工期又は請負代金額」とあるのは「第1項又は第2項の規定による請求に係る変更後の工期及び前項の規定による変更後の請負代金額」と、同条第3項ただし書中「工期又は請負代金額の変更事由が生じた日」とあるのは「受注者が工期の短縮又は変更の請求を受けた日」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「前項」と読み替える。</p>					<p>工期は、工事の施工に必要な物理的な期間によって定められるものであるが、同時に、完成した構造物の供用面から要請も考慮に加えられている。</p> <p>このように、供用面の要請を考慮にいれ工期は定められているが、公共施設等については、例えば、道路の供用開始時期、公営住宅の入居時期について、当初予定した時期を繰り上げて行うことが行政運営上必要となる場合もあり、それ以外にも事業の執行に関する当初の予定が変更され、早い時期に完成が必要となる場合がある。このような場合には、当然に工事目的物の完成も繰り上げることが必要となり、工期を短縮せざるを得ない。また、同様に、本規則の各条項において工期を延長することが必要な場合において、公共施設等の供用、利用面からの要請により、必要な日数の延長を行うことが困難な場合も生じる。</p> <p>一方、工期は、ほとんどの場合、経済的に最も妥当な速度で工事を施工することを前提にして定められており、これに各季節における気象条件等を考慮して決定するのが通例であるので、ある程度経済性を無視して、あるいは気象条件等の不利を覚悟すれば、短縮を行う余地は残されている。</p> <p>したがって、発注者の行政運営の必要性から工事費の増嵩等をも考慮して、工期の短縮等を行う必要があると判断すれば、受注者も経済的不利益がない限り、これに応じることに問題はなはずであり、そのような趣旨から本条の規定が設けられている。</p>

第33条 臨機の措置（約款第26条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第4項 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でない認められる費用については、県が負担する。</p> <p>第5項 第26条の2第4項の規定は、前項の規定により県が負担する費用の額の決定に準用する。</p>	<p>第3項 監督員は、災害防止その他建設工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。この場合においては、受注者は、直ちにこれに応じなければならない。</p>	<p>主任監督員から報告を受けたときは、判断可能なものは指示し、その他については、契約担当者に報告しなければならない。</p>	<p>担当監督員から報告を受けたときは、その措置について判断可能なものは指示し、その他については総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>第1項 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。</p> <p>この場合において、受注者は、そのとった措置の内容を直ちに監督員に通知するものとする。</p> <p>第2項 前項前段の場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。</p>	<p>「受注者の措置義務」</p> <p>第1項は、災害防止等のための臨機の措置をとるべき義務を有するのは受注者であることを明らかにするとともに、第2項において受注者が「必要があると認めるとき」は、監督員の意見をあらかじめ聴かななければならないことを規定している。</p> <p>この場合の災害の防止等には、前述したとおり、工事目的物、工事材料、仮設物、建設機械器具等に関する被害の防止のほか、工事の施工が第三者に与える損害の防止や工事の施工に従事する労働者の労働災害防止を含むものと解される。</p> <p>受注者が、臨機の措置をとるに当たって「必要があると認める」か否かは、受注者の判断に委ねられており、同時に、監督員の意見を聞く場合に「必要があると認める」か否かも、受注者に委ねられている。しかし、この監督員の意見を聴くかどうかは第4項の費用負担とも関連するものであって少なくとも、工期の延長あるいは発注者の費用の負担を伴わないようないわば受注者の責任の範囲内において処理しうるものは別として、受注者の責任の範囲を超えるものあるいは受注者がとるべき臨機の措置につき判断し得ないようなものは、監督員の意見を聴くべきであろう。もちろん、監督員の意見を聴くほど余裕のないほど切迫したものに等緊急やむを得ない事情があるときは、監督員の意見を聴くことなく臨機の措置をとることができると思われる。</p> <p>「監督員の措置請求」</p> <p>第3項は、災害防止その他施工上特に必要があると認められるが、受注者がそれに気付かないとき又は受注者の判断に誤りがあつて措置をとらないときに、監督員は受注者に対して臨機の措置をとることを求めることができる。</p> <p>この措置の請求は、受注者に対する指示と解され、受注者は、その措置請求が明らかに誤りである等従わないことについて正当な理由がある場合を除いて、これに従わなければならない。</p>
			<p>① 第1項について受注者より臨機の措置をとるに当たって、工期の延長、請負代金額の変更を行う場合、又は臨機の措置につき判断し得ない場合について意見を求められたときには、主任監督員に報告しなければならない。</p> <p>② 受注者の意見を聞く余裕がなく受注者の緊急にとった臨機の措置について報告を受けたときは、主任監督員に報告しなければならない。</p> <p>③ 臨機の措置をとる必要がある場合において、受注者がそれに気付かないとき、又は受注者の判断に誤りがあつて措置をとらない場合には、主任監督員に報告しなければならない。</p>		

第34条 一般的損害（約款第27条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
	主任監督員から報告を受けたときは、損害額及びその責任について審査し、契約担当者に報告しなければならない。	担当監督員から損害について報告を受けたときは、その損害額及び損害を与えた原因が発注者の責めによるものか、受注者の責めによるものが審査し、総括監督員に報告しなければならない。	工事的目的物の引渡し前に、監督員の指示に基づいて施工したため損害が生じた場合、あるいは設計図書に誤りがあったりしてそのため工事的目的物について損害を生じた場合には、損害額を算定し、主任監督員に報告しなければならない。	第1項 各本条に特別の定めがある場合を除くほか、工事的目的物の引渡しが行われたとみなされる前に工事的目的物又は工事材料について生じた損害その他建設工事の施工に関しては、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（「第56条第1項の規定により付された保険等によりてん補される損害（以下「保険てん補部分」という。）を除く。）のうち、契約担当者の責めに帰すべき事由により生じた損害については、県がその費用を負担する。	<p>本条において工事的目的物の引渡し前と規定されたのは、主として工事的目的物に関して生じた損害については、引渡し後は受注者の負担としないことを明らかにするためである。このため、受注者の所有する仮設物、建設機械器具に関する損害など当然に受注者の負担に属する損害は、工事的目的物の引渡し後においても受注者が負担しなければならない。</p> <p>発注者の帰責事由による損害には、例えば、監督員の指示に基づいて施工したため発生した労務者の被害又は工事的目的物等の損壊、支給材料又は貸与品によって生じた工事的目的物の損壊、あるいは、設計図書に誤りがあったため生じた労務者の被害や工事的目的物の損壊などが含まれよう。</p> <p>なお、損害が発注者及び受注者の双方の責により生じた場合の発注者の負担となるのは、損害のうち発注者の責に帰すべき事由により生じた部分に限られる。</p> <p>したがって、例えば、損害の発生原因は発注者にあるが、発生後受注者が善良な管理者の注意を怠りいらずに損害を拡大したような場合は、損害の負担は、発注者及び受注者の双方がそれぞれ妥当な部分を分担すべきである。このように、発注者の帰責事由と発注者以外の帰責事由（受注者の帰責事由を含む。）があいまって損害が発生した場合には、それぞれの帰責事由が損害に寄与した割合に応じて、発注者と受注者が損害を負担することとなる。それぞれの帰責事由が損害に寄与した割合の決定方法については本約款には明文の規定はないが、協議によって解決すべきと解する。</p>

第35条 第三者に及ぼした損害等（約款第28条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
	<p>工事の施工に伴い、第三者に騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により損害が及ぶおそれがある場合には、事前に調査を行わなければならない。</p>			<p>約款第28条第1項 工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第47条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。</p> <p>同条第2項 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。</p> <p>同条第3項 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。</p>	<p>約款第28条第1項は、通常避けることが可能な第三者に与えた損害については、受注者が損害を賠償しなければならないという大原則を規定し、損害の発生の原因が監督員の指示によるなど発注者の責に帰すべき事由による場合には、第1項後段で特則を設け、発注者の負担となることを規定している。</p> <p>第2項は、第1項の大原則に特則を設け、通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由による損害については、原則として、発注者が負担することとしている。ここで、「通常避けることができない」というのは、発注者の設計する工事目的物が当然に損害の原因となるもの及び工事の施工が通常の技術的又は経済的尺度で判断して妥当な場合においても避けえないものと考えべきであり、特殊な又は一般的でない施工方法をとれば避けることができる場合でも、その旨が設計図書等に指定されていない場合には、通常避けることができない場合に該当する。また、工事を施工する地域の特特殊性に応じて、発注者が特にこれらの損害の防止のため特別な施工工法等を考慮した場合においては、予定価格の積算においても配慮し、むしろその特別な施工工法等に従うことを設計図書は明らかにし、受注者に義務付けるべきであり、そのようにしてもなお防止し得ないものについては本項を適用すべきである。</p> <p>第2項後段においては、工事の施工に伴ない通常避けることができない損害についての発注者負担の原則に特則を設けて、受注者が工事の施工につき善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害については、受注者の負担とすることを規定している。</p> <p>第3項は、前2項に規定する場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者の双方が協力してその処理解決に当たるべきことを規定している。</p>
	<p>主任監督員から報告を受けたときは、判断可能なものは指示し、その他については契約担当者に報告しなければならない。</p>	<p>第三者に損害を与えたときの報告を受けたときは、損害を与えた原因が「通常避けることができない」ものによるものか調査し、総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>工事の施工に伴って第三者に、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等により損害をおよぼしたときは、主任監督員に報告しなければならない。</p>		

第36条 不可抗力による損害（約款第29条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第2項 契約当業者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害の状況を調査し、その結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>第3項 契約当業者は、前項の規定により確認された損害のうち、この規則の定めるところにより行った検査若しくは立会い又は整備された見本等その他の受注者の工事に関する記録等により確認することができた工事事目的物、仮設物又は工事に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に係る損害の額（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づく損害の額及び保険てん補部分の額を除く。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）を負担しなければならない。ただし、損害合計額のうち請負代金額の100分の1に相当する額に至るまでの金額については、この限りでない。</p> <p>第4項 不可抗力によって生じた損害のうち工事材料、仮設物及び建設機械器具に係る損害の額は、受注者が通常妥当と認められる範囲を超えた品質、数量、規格又は性能の工事材料、仮設物及び建設機械器具を使用した場合であっても、通常妥当と認められる範囲の品質、数量、規格又は性能に基づいて算定する。</p> <p>第5項 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の損害の負担については、第3項本文中「損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「保険てん補部分の額」とあるのは「保険てん補部分の額の累計」と、「損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、同項ただし書中「損害合計額のうち請負代金額の100分の1に相当する額」とあるのは「損害合計額のうち請負代金額の100分の1に相当する額に既に負担した額を加えた額」として同項を適用する。</p>	<p>天災不可抗力による損害を生じた場合には、昭和60年10月23日付け管第434号による「天災その他不可抗力により工事出来形部分等に損害を生じた場合等における事務の取扱いについて」により行う。</p>	<p>主任監督員から報告を受けたときは、事後の方針についての意見を契約当業者に報告しなければならない。</p>	<p>担当監督員から報告を受けたときは、</p> <p>① 天災その他不可抗力の災害か確認</p> <p>② 受注者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことに基づく火災</p> <p>③ 保険その他の保険等によりてん補されるものがないか確認し、総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>第1項 工事事目的物の引渡しが行われたとみなされる前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で当事者双方の責めに帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害を生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を契約当業者に通知しなければならない。</p>	<p>第1項は、不可抗力によって損害を生じた場合において、受注者は、損害発生後直ちに、その状況を発注者に通知しなければならないことを規定している。</p> <p>通知をすべき損害の対象には、次のものがある。</p> <p>ア) 工事事目的物 土木工事における盛土部分とか、コンクリート工事における打設済みのコンクリート部分のように部分的に出来上がっている工事事目的物の部分であつて、土地に定着し又は工作物に付属しているものをいう。部分私のための確認（約款第37条第2項）を受けているかを問わないのは、第4項の規定からみて明らかである。</p> <p>イ) 仮設物 工事事目的物以外の工作物であつて、工事の施工上の必要性に基づき仮に設置するものをいう。したがつて、その定義上、工事現場に設置されていることになる。主なものとしては、受注者の現場事務所、労働者寄宿舎、材料倉庫等、コンクリートプラント、受変電設備等、河川等の仮締切り、仮栈橋、仮設道路、仮覆い、仮囲い等、仮設現場、コンクリートの仮枠、仮支柱等があげられる。</p> <p>ウ) 工事現場に搬入済みの工事材料 工事材料は、第13条第2項において定義されているように、工場で生産され、組み立てられて、工事現場で設置するものが増えており、工事材料と工場製品を明確に区別することが困難となっているため、工場製品を含む概念で工事材料を取り扱うこととしている。</p> <p>なお、「工事現場に搬入済み」の工事材料についてのみ本条の適用があるので、工事現場外の工場、倉庫等は、立地上安全な場所を選定し得るし、本条において不可抗力による損害の負担を部分的に発注者が負うこととしたのは、それらの損害の発生が工事現場の特定といった面において、ある程度発注者の意思に制約されるものであり、反面、臨機の措置（第33条）その他発注者においてもその回避のための努力が期待し得るからである。</p>

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
					<p>エ) 工事現場に搬入済みの建設機械器具 工事現場に搬入された建設機械器具であり、受注者が所有しているか、借用しているか問わない。</p> <p>第4項は、発注者が負担する仮設物、工事材料又は建設機械器具に関する損害は、「通常妥当と認められる」ものに係る損害に限られる。仮設物、建設機械器具については、第18条により設計図書に指定がない限り自主施工の原則に則り受注者の裁量に委ねられているものである。また、工事材料についても、第24条第1項により設計図書に品質の規定がない場合には、中等の品質のものを使用すれば十分とされており、工事材料の選択は受注者に委ねられている。（「通常妥当」とは、工事材料については、中等の品質という意味である。）したがって、受注者が通常妥当と認められる範囲を超えて特殊な、あるいは、不必要な仮設物、建設機械器具、上等な品質の工事材料を選定した場合には、事故のリスクの上にこれらを選定しているのであるから、発注者は、仮設物、建設機械器具、工事材料が通常妥当と認められるものであったら生じたであろう損害のみを負担すれば十分である。また、通常妥当と認められる仮設物等を用いれば損害は発生しなかったのに、通常妥当と認められない仮設物等を用いたことによって損害を生じた場合には、発注者は、その損害を負担する必要はない。</p> <p>工事目的物、仮設物、工事材料又は建設機械器具については、発注者と受注者の間で確認することができるものでなければならない。すなわち、工事目的物、仮設物、工事材料又は建設機械器具については、発注者が工事材料の検査（第24条第2項）、監督員の立会い（第25条第1項及び第2項）、部分払いのための確認（第45条第3項）、その他受注者の工事に関する記録等により確認し得るものに係る額に限られる。</p>

第39条 検査及び引渡し（約款第31条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第2項 契約担当者は、前項の完成届出書の提出を受けたときは、その日から14日以内に受注者の立会いの上設計図書に定めるところにより建設工事の完成を確認するための検査を完了し、かつ、</p>	<p>主任監督員から報告を受けたときは、完成届出書を契約担当者に進達しなければならない。</p>	<p>担当監督員から報告を受けたときには、審査をし、総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>受注者から完成届出書が提出されたときは、速やかに次に掲げる調査を行い、主任監督員に報告しなければならない。</p>	<p>第1項 受注者は、建設工事が完成したときは、様式第16号による完成届出書を契約担当者に提出しなければならない。</p> <p>第5項 受注者は、検査に合格しなかった旨の第2項の規定によ</p>	

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、契約当事者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度の範囲に限り破壊して検査することができる。</p> <p>第3項 第27条第5項の規定は、前項後段の検査に準用する。</p> <p>第4項 契約当事者が、検査に合格した旨の第2項の規定による通知をしたときは、工事目的物の引渡しが行われたものとみなす。</p>			<p>① 出来形管理、品質管理、写真管理等の関係書類について現場代理人に説明させ、数値を確認し、関係書類を整備させる。</p> <p>② 現場に例えば、測点、寸法等マーキングを行わせ、現場代理人立会いの上、出来形を設計図書に基づいて確認する。ただし、大規模工事及び重要構造物の出来形の確認に当たっては、主任監督員の立会いを求める。</p>	<p>る通知を受けたときは、直ちに修補しなければならない。この場合のこの条の規定の適用については、第1項中「建設工事が完成したときは、様式第16号による完成届出書」とあるのは「修補が完了したときは、様式第17号による修補完了届出書」とし、第2項中「完成届出書」とあるのは「修補完了届出書」とする。</p>	

第41条 部分使用（約款第33条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第1項 契約当事者は、第39条第4項の規定により引渡しが行われたとみなされる前においても、受注者の承諾を得て、工事目的物の全部又は一部を使用することができる。</p> <p>第2項 前項の場合においては、契約当事者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。</p> <p>第3項 契約当事者が、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、県は必要な費用を負担しなければならない。</p> <p>第4項 第26条の2第4項の規定は、前項の規定により県が負担する費用の額の決定に準用する。</p>		<p>主任監督員 工事目的物の部分使用をする必要があるときは、受注者に対する部分使用承諾願に意見を付して、総括監督員に報告しなければならない。</p>		<p>第1項は、単に「第39条第4項の規定による引渡し前」と規定しているだけであり、発注者が使用を希望している当該部分の完成の有無や当該部分に相応する請負代金の支払いの有無は、部分使用の可否と直接関係するものでない。このことは、部分引渡しが工事的完了に伴いなされるものであり、かつ、当該部分に相応する請負代金の支払いと結びついていることと基本的に異なるものである。</p> <p>第2項は、発注者は、使用部分に損傷を与えることのないように注意すべき義務を課され、使用部分を加工したり、現状を変更したりすることは許されない。</p> <p>このように、部分使用中は、発注者は、使用部分を善良な管理者の注意義務をもって使用すべきことになるが、受注者の管理責任はなくなる。部分使用中は、未だ工事が完成しておらず、引渡し前でもあるので、他の施工中の部分と同様に、受注者は、管理責任を負うことになる。</p> <p>なお、部分引渡しの場合には、引き渡された部分の所有権は完全に移転し、受注者に管理責任は全くない。</p> <p>したがって、受注者は、引き渡された部分について損害を負担することなく、瑕疵担保責任を負うのみである。</p>	

第45条 部分払（約款第37条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第3項 契約当事者は、前項の規定による確認の請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、かつ、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>第4項 第27条第5項及び第39条第2項後段の規定は、前項の検査に準用する。</p>	<p>出来形歩合調書により出来形を確認し証明の上、契約当事者に進達するものとする。</p>	<p>担当監督員から出来形歩合調書が提出された場合には、出来形を審査し、総括監督員に提出しなければならない。</p>	<p>部分払の請求をさせるときは、平成21年3月31日付け改正建業第297号「建設工事請負代金の部分払の取扱いについて」及び昭和45年9月21日付け管第369号「出来形歩合調書の作成について」に基づき作成させるものとし、これに基づき遅滞なく工事の出来形を調整し、出来形歩合調書を作成し、主任監督員に提出しなければならない。</p>	<p>第1項 受注者は、建設工事の完成前に、出来形部分又は製造工場等にある特殊な工場製品に相応する請負代金相当額（以下「出来高金額」という。）の10分の9以内の額について、部分払いを請求することができる。ただし、前払金があった場合においては特に必要があることを認めるときを除き、出来形が、現になされた前払金の請負代金額に対する割合に10分の1を加えた率以上に達したときに限る。</p> <p>第2項 受注者は、前項の規定による請求をしようとするときは、契約当事者に対し、あらかじめ、様式第19号による出来形確認請求書を提出して、当該請求に係る出来形部分及び製造工場等にある特殊な工場製品の確認を請求しなければならない。</p> <p>第5項 出来高金額は、当事者が協議して定める。ただし、受注者が第3項の通知を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、契約当事者が定め、受注者に通知する。</p> <p>第6項 受注者は、検査に合格した旨の第3項の規定による通知を受けたときは、請求書に様式第18号による請求明細書を添えて部分払金の支払を請求することができる。この場合においては、契約当事者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。</p> <p>第7項 部分払金の額は、次の式により算定する。 出来高金額×((9/10)－(前払金額/請負代金額))</p> <p>第8項 第1項の規定による部分払の請求回数は、次の各号に掲げる請負代金額の区分に応じ当該各号に掲げる回数以内とする。ただし、契約当事者が特に必要があると認めるときは、請求回数を増加することができる。</p> <p>(1) 請負代金額100万円以上2,000万円未満…2回</p> <p>(2) 請負代金額2,000万円以上5,000万円未満…3回</p> <p>(3) 請負代金額5,000万円以上…4回</p>	<p>「第42条（前金払）」</p> <p>第1項 受注者は、1件の請負代金額が200万円以上の建設工事に要する費用について、建設工事請負契約書記載の建設工事完成の時期を保証期限とする保証事業者との保証委託契約（以下「保証委託契約」という。）を締結し、その保証証書を契約当事者に提出して、請負代金額の10分の4以内の額の前払金の支払を請求することができる。</p> <p>第2項 前項に規定する前払金の支払を受けた受注者は、当該建設工事に要する費用について、前項の保証委託契約に加えて新たに保証委託契約を締結し、その保証証書を契約当事者に提出して、当該前払金に追加して請負代金額の10分の2以内の額の前払金の支払を請求することができる。</p> <p>第3項 前項の規定による請求をしようとする受注者は、契約当事者に対し、あらかじめ、当該建設工事に係る要件に該当することの認定を請求し、その旨の認定を受けなければならない。</p> <p>(1) 工期の2分の1を経過していること。</p> <p>(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該建設工事に係る作業が行われていること。</p> <p>(3) 既に行われた当該建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。</p> <p>第4項 契約当事者は、前項の規定による認定の請求を受けたときは、速やかに当該認定の結果を当該受注者に通知しなければならない。</p> <p>第5項 契約当事者は、第1項又は第2項に規定する請求があったときは、当該請求を受けた日から14日以内に当該前払金を支払わなければならない。</p>

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
				第9項 第6項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とする。	

第46条 部分引渡し（約款第38条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第1項 第39条及び第40条の規定は、契約担当者が設計図書において建設工事の完成に先立って工事目的物の一部の引渡しを受けるべきことを指定した部分又は工事目的物の一部が完成した場合には当該部分を引渡すことについて当事者の合意が成立した部分（以下「一部引渡指定部分」という。）がある場合において当該一部引渡指定部分が完成した場合に準用する。この場合において、第39条中「建設工事」とあるのは「一部引渡指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「一部引渡指定に係る工事目的物」と、第40条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替える。</p> <p>第2項 前項の規定により準用される第40条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算出する。</p> <p>一部引渡指定部分に相応する請負代金の額× $(1 - (\text{前払金額} / \text{請負代金額}))$</p> <p>第3項 前条第5項の規定は、前項の規定による部分引渡しに係る請負代金の額の算定に当たって準用する。この場合において、同条第5項本文中「出来高金額」とあるのは「一部引渡指定部分に相応する請負代金の額」と、同項ただし書中「第3項の通知を受けた日から10日以内」とあるのは「第1項の規定により準用される第39条第2項前段の規定による通知を受けた日から14日以内」と読み替える。</p>	設計図書において指定した部分（指定部分）がある場合及び工事目的物について指定部分がない場合において工事目的物の一部が完成しその引渡しについて合意が成立した場合には、出来形設計書を作成し、第39条を準用して既済部分検査を受けなければならない。			<p>部分引渡しの対象となるものは、発注者が「設計図書において指定した部分（指定部分）」とされているが、これを設計図書で定めることとしたのは、部分引渡し及び検査及び請負代金の支払等について工事の全体の完成時における引渡しと同様の取扱いを受けるため、どの部分がその対象として考えられているかを明確にしておく必要があるからである。</p> <p>この場合、発注者が部分引渡しの対象として指定し得る部分は「引渡し」の対象になり得ること、すなわち、他の部分と分けて特定することができ（可分性）、管理責任の移転ができる部分であることが必要である。ただし、部分引渡しを行うか否かは、あくまでも発注者の判断であり、契約前に、あらかじめ設計図書に指定しておくことが必要である。</p> <p>部分引渡しと類似のものとして、第41条に定める部分使用があるが、部分使用については、当該部分の所有権の帰属については、議論があるところであるが、使用部分の当該部分の管理責任は、受注者に残されている。一方、部分引渡しを受けた部分は、議論の余地なく明らかに発注者に所有権が帰属することとなり、受注者は管理責任を負わない。このように部分引渡しを行った後においては、当該部分について、不可抗力により損害を生じた場合においても、受注者は何等責任を負うものでなく、発注者が当然その負担を負うこととなる。</p>	

第52条 契約担当者の解除権（約款第43条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第1項 契約担当者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、請負契約を解除することができる。</p> <p>(1) 正当な理由なく、建設工事に着手すべき期日を過ぎ、かつ、相当の期間を定めてその着手の催告をしたにもかかわらずその期間内に当該建設工事に着手しないとき。</p> <p>(2) その責めに帰すべき事由により工期内に建設工事を完成しないとき、又は工期経過後相当の期間内に建設工事を完成する見込みが明らかにならないと認められるとき。</p> <p>(3) 相当の期間を定めてその設置を催告したにもかかわらずその期間内に第22条第1項各号に掲げる者を設置しなかったとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、請負契約に違反し、その違反により請負契約の目的を達することができないと認められるとき。</p> <p>(5) 第54条第1項の規定によらないで請負契約の解除を申し出たとき。</p> <p>第2項 前項の規定により請負契約を解除しようとするときは、様式第20号による請負契約解除通知書により、受注者に通知するものとする。</p> <p>第4項 契約担当者は、第12条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。</p>	<p>主任監督員から報告を受けたときは、事実を確認し、必要があると認められるとき、契約担当者に報告しなければならない。</p>	<p>担当監督員から報告を受けたときは、受注者より事情を聴取する等の調査を行い、契約の履行が危ぶまれると認められる場合は、総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>工期内に工事を完成する見込みがないとき、又は正当な理由がないのに工事に着手しないとき、その他契約の履行が危ぶまれると認められるときは、主任監督員に報告しなければならない。</p>	<p>第3項 第1項の規定により請負契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として契約担当者の指定する期間内に支払わなければならない。</p>	<p>第1項第1号は、正当な理由なく工事に着手すべき期日を過ぎてでも工事に着手しないときは、契約を解除できることとしている。</p> <p>「工事に着手すべき期日」とは、設計図書に定められている場合には、その期日であるが、その定めがないときは、契約書上の工期の初日が「工事に着手すべき期日」と解する。</p> <p>また、「着手」とは、実際に工事の施工を始めることに限らず、労働者募集、施工計画書の作成、現場調査等の施工準備行為が含まれる。</p> <p>第2号に定める解除要件は、受注者の責に帰すべき事由により工期内に完成しないときと受注者の責に帰すべき事由により工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるときの2つである。なお、「相当の期間」とは、工期の長さ、従来の履行状況、残工事量等を勘案して個別に判断することとなるが、契約を解除して残工事を新たな受注者に工事を完成させた場合の完成時期が一つ目安となる。</p> <p>第3号は、主任技術者又は監理技術者を設置しなかった場合を解除要件としている。</p> <p>第4号は、第1号から第3号までに掲げる場合以外に、受注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められる場合を解除要件としている。なお、「契約に違反し」とは、本約款において受注者に課している付随的債務を含む種々の義務に違反するときである。また、「契約の目的を達することができないと認められるとき」とは、工期内に工事が完成しないと認められる場合、工事の完成が不能と認められる場合や工事が工期内に完成しても不完全履行となると認められる場合、例えば、工事材料の検査義務違反等を重ねたため設計図書に定められた強度を持たない工事目的物が完成されると認められる場合などを意味する。</p> <p>第5号による解除は、第54条において受注者の解除要件が定められているにもかかわらず、その解除要件以外による解除の申出によって工事契約の履行拒否の意思を明示したしたことを解除要件とする特定解除である。なお、契約の一方当事者が契約解除の申し出をし、他方がこれに応じれば、法定、約定の解除要件の有無にかかわらず、解除が成立する。これは、合意解除と呼ばれ、特に定めのない限り、損害賠償請求を行うことはできない。</p>

第54条 請負者の解除権（約款第45条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
	主任監督員から報告を受けたときは、内容を審査して、契約担当者に報告しなければならない。	担当監督員から報告を受けたときは、意見を付して、総括監督員に報告しなければならない。	受注者から契約解除の申し出を受けたときは、直ちに主任監督員に報告しなければならない。	<p>第1項 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、請負契約を解除することができる。</p> <p>(1) 第29条第1項の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。</p> <p>(2) 第29条の2第1項又は第2項の規定による建設工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超える時は、6月）を超えたとき。ただし、中止が建設工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。</p> <p>(3) 契約担当者が請負契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となったとき。</p> <p>第2項 受注者は、前項の規定により請負契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償につき必要な費用の負担を果すことができる。</p>	<p>第1項第1号は、事情変更による法的解除権を約定により具体化するものである。</p> <p>「第29条第1項の規定」は、発注者は、その都合により設計図書を変更できることを定めている。</p> <p>同項では、必要があるときは工期又は請負代金額を変更し、又は損害を及ぼしたときは必要な費用を発注者が負担しなければならないとしているため、受注者が損害を受けることがないように思われる。しかし、設計図書の変更により請負代金額が増額される場合には、受注者が技術的、経営的に対応できる限り、受注者の利益にもかうことであるが、設計図書の変更により請負代金額が著しく減額される場合には、受注者は、当初期待していた売上、利益を手にすることができなくなり、工事を完成して減額された請負代金額を受け取ることに何の価値も見いだせなくなる可能性がある。このため、本号では、設計図書の変更により請負代金額が2/3以上減少したときを解除要件として規定している。</p> <p>第2号は、「第29条第1項又は第2項の規定」は、受注者の責に帰すことができない事由により工事の施工ができないと認められるとき、発注者は工事の中止をしなければならないこと、その他の場合にも、発注者は、その都合により工事を中止できることを定めている。同条第3項では、必要があるときは工期又は請負代金額を変更し、又は、必要な費用を発注者が負担しなければならないこととしているため、受注者が損害を受けることはないように思われる。しかし、工事の中止が長期に及んだ場合には、受注者は、当初の工期末以後の請負契約獲得の機会を逸失することとなり、また、以後の工事計画が大幅に狂うことになり、経営上大きな影響を与えることとなる。このため、本号では、工事の中止期間が長期に及んだ場合を解除要件として規定している。</p> <p>第3号の、「契約担当者が契約に違反し」とは、請負代金の支払、費用の負担、支給材料又は貸与品の引渡し等約款、規則の各条項に定められた発注者の義務を果たさないことである。</p> <p>また、「不可能となったとき」というのは厳格に解すれば、本号の適用の余地は、ほとんどあり得なくなるが、ここでは、契約違反による前払金や部分払金の不払の程度が著しくひどく受注者が資材の調達に著しい困難をきたすような場合、代替の余地があまりない支給材料又は貸与品が給付されない場合など工事を完成することを著しく困難とするような場合も含まれるものと解する。</p>

第55条 解除に伴う措置（約款第46条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第1項 第39条第2項から第4項までの規定は、請負契約が解除された場合において準用する。</p> <p>この場合において、同条第2項前段中「前項の完成届出書の提出を受けたとき」とあるのは「解除の通知を受け、又は解除の通知を受けたとき」と、建設工事の完成」とあるのは「出来形部分」と、同条第4項中「工事目的物」とあるのは「出来形部分及び部分払の対象となった特別な工場製品」と読み替える。</p> <p>第2項 契約当事者は、前項の規定によって準用される第39条第2項前段の規定による通知をしたときは、前項の規定によって準用される第39条第2項前段の検査に合格した出来形部分に相応する請負代金額を受注者に支払わなければならない。</p> <p>第3項 第45条第5項の規定は、前項の出来形部分に相応する請負代金額の決定について準用する。この場合において、同条第5項本文中「出来高金額」とあるのは「第1項の規定により準用される第39条第2項前段の検査に合格した出来形部分に相応する請負代金額」と、同項ただし書中「第3項の通知を受けた日から10日以内」とあるのは「第1項の規定により準用される第39条第2項前段の規定による通知を受けた日から14日以内」と読み替える。</p>	<p>第36条（不可抗力による損害）、第52条（契約担当者の解除権）、第53条及び第54条（受注者の解除権）の方針が決定し、既済部分の引渡しを受ける場合には、取引の対象となる部分の出来形を調査し、精算設計書を作成の上、第39条を準用して既済部分検査を受けなければならない。</p> <p>ただし、出来形調査に当たっては、現場及び写真等により確認できるものをいい、工事現場に搬入した材料は、これを含まないものとする。</p>			<p>第4項 第2項の場合において、第42条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第45条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を第2項の検査に合格した出来形部分に相応する請負代金額から控除した額を支払ひ、受領済みの前払金に余剰があるときは、受注者はその余剰額を返還しなければならない。</p> <p>第5項 前項の規定による返還に当たっては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、知事が別に定める割合で計算した額の利息を付さなければならない。</p> <p>ただし、前2条の規定による解除の場合にあっては、この限りでない。</p> <p>第6項 受注者は、請負契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第2項の検査に合格した出来形部分に使用されているものを除き、契約担当者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失し、若しくはき損したとき、又は同項の検査に合格しなかった出来形部分に使用されているときは、代品若しくは原状に復した支給材料を返還し、又は返還に代えてその損害につき必要な費用を負担しなければならない。</p>	<p>[解除の効果]</p> <p>契約が解除された場合の一般的な効果については、民法第545条に規定がなされており、契約当事者は、原状回復義務及び相手方に与えた損害賠償義務を負うこととされている。しかし、建設工事に当たっては、契約の解除に伴う原状回復について、出来形部分の取壊しにより被る両当事者の時間的、経済的損失は莫大なものであるなど、出来形部分の取壊し、支給材料の返還、工事用地等の整地等といった点で問題があり、原状回復は、極めて不経済かつ不合理なことである。</p> <p>そこで、判例・通説においても工事の完成部分については解除をなし得ないとか、建設工事の請負契約の解除には遡及効果がないとされているところである。</p> <p>本条では、民法の規定だけでは律しきれないこれらの問題について、解除の遡及効果を認めないことを契約上明確にして解決を図ったものである。</p> <p>[出来形部分]</p> <p>出来形部分については、まず、発注者の検査を受けなければならない、発注者は、検査に合格した部分のみの引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を支払うこととなる。これは、既に施工された部分については、取壊し、撤去することにより生ずる両当事者の時間的、経済的損失を考えれば、原状回復するのではなく、これを価値あるものと評価してなるべく利用すべきものとの考えによるが、その出来形部分の状態、品質等から出来形部分が価値のないもの、利用に適さないものであれば、それに対して対価を支払う理由はないので、検査を行うこととしたものである。</p> <p>[支給材料]</p> <p>支給材料は、加工したり、切断したりして工事目的物のために使用すべき性格のものであるから、発注者が支給したものであるからといって、単純にすべてを返還することが原則となるのではなく、状況に応じて考える必要がある。</p>

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>※ 第9項に一部関係項目がある。受注者の項参照のこと。</p>				<p>第7項 受注者は、請負契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を契約担当者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品若しくは原状に復した貸与品を返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p> <p>第8項 第26条の3第3項及び第5項の規定は、契約が解除された場合に準用する。この場合において、同条第3項中「建設工事の完成、設計図書の変更等」とあるのは「請負契約の解除」と、同条第5項中「前項の期限までに」とあるのは「次項の期限までに」と読み替える。</p> <p>第9項 第6項前段及び第7項前段の規定による受注者のとるべき措置の期限、方法等については請負契約の解除が受注者の責めに帰すべき事由によるときは、契約担当者が定め、請負契約の解除が受注者の責めに帰すべき事由によらないときは受注者が契約担当者の意見を聴いて定めるものとし、第6項後段、第7項後段及び第8項において準用する第26条の3第3項の規定による受注者のとるべき措置の期限、方法等については契約担当者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。</p>	<p>使用済みの支給材料については、出来形部分として検査に合格した部分に使用されているものは、当該部分が発注者に引渡されるものであるから、これを返還する必要がないことはもちろんである。しかしながら、出来形検査に合格しなかった部分に使用されているものは、発注者として評価すべき価値がないわけであるから、本来は返還すべきこととなる。しかし、これは事実上不可能であるから、代品を納めるとか支給材料について損害賠償をすべきこととなる。ただし、返還が可能ない場合は、修復して返還しても構わない。</p> <p>未使用の支給材料については、原則として、発注者に返還しなければならない。</p> <p>[貸与品] 貸与品は、第26条の3の規定により発注者から受注者に貸与されている建設機械器具であるから、当然発注者に返還しなければならない。この場合において、貸与品が受注者の使用若しくは保管上の故意又は過失により損傷を受けているときは、これをそのまま返還するのではなく、代品を納めるか、修復してから返還すべきこととなる。そして代品納入又は修復返還に代えて貸与品についての損害を賠償しなければならない。</p> <p>[工事用地等] 受注者は、その所有又は管理する物件を工事用地等の外に撤去し、工事用地等を修復し、取り片付けて発注者に明け渡さなければならず、受注者が相当の期間内に、これを行わない場合には、発注者は、代執行できるとしている。撤去すべき物件の中には、受注者が自ら所有又は管理するものでだけでなく、かつご書で明示しているように、下請負人の所有又は管理するものも含まれる。後者については、受注者は、下請負者との契約において、受注者が撤去できる旨を規定しておくことが、受注者と下請負人との紛争を未然に防ぐために望ましい。</p> <p>[解除に伴う措置の期限、方法等] 支給材料又は貸与品の返還については、原則として、第52条の規定による解除の場合（受注者の帰責事由のある場合）には、発注者が定め、第53条又は第54条の規定により解除の場合（受注者の帰責事由がない場合）には、受注者が発注者の意見を聴いて定める。ただし、受注者の故意又は過失により滅失又は毀損した場合等における支給材料又は貸与品の返還及び代品納品等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めることとする。また、物件の撤去、工事用地等の修復、明渡しについては、解除規定にかかわらず、発注者が受注者の意見を聴いて定めることとする。</p>

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
					受注者のとるべき措置の「期限、方法等」には、支給材料又は貸与品の返還期日、返還場所、工事用地等の明渡期日、修復、取り片付け方法等が含まれることとなる。

1 - 4 低入札価格調査対象工事に係る監督体制の強化について

(通知)

建 経 工 第 3 9 号
令和 3 年 9 月 2 日

交通基盤部及び経済産業部
関係各課及び各出先機関の長 様

交通基盤部建設経済局工事検査課長

低入札価格調査対象工事に係る監督体制の強化について（通知）

このことについては、平成 14 年 6 月 28 日付け建指第 144 号により通知しておりますが、運用上の留意点を定めた別紙について、下記のとおり改定したので通知します。

記

1 改定の内容

別紙表中の「(3)重点的な監督業務の実施」の運用上の留意点に下表の下線部を追加する。

地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項の運用基準の取扱いに関する事務手続きについて 10 監督体制の強化等	運用上の留意点
(1) ~ (2) 省略	(省略)
(3) 重点的な監督業務の実施 (省略)	● 当該工事に係る監督業務において、段階確認、施工の検査等を実施するに当たっては、担当監督員とともに、総括又は主任監督員が立会いすることを原則とし、重点的に行う。 <u>なお、遠隔臨場で行う場合は、原則として監督員のうち 1 名は現地に臨場するものとする。</u>
(4) ~ (5) 省略	(省略)

2 改定の理由

遠隔臨場の試行要領の改定（令和 3 年 8 月 31 日付け建経技第 225 号建経工第 38 号）により、遠隔臨場の対象工事が低入札価格調査対象工事を含めたすべての工事とされたことから、低入札価格調査対象工事において遠隔臨場を実施する際の監督業務の取扱いについて定める必要が生じたため。

担 当 工事検査課工事検査班
電話番号 054-221-2697

10. 低入札価格調査制度に係る調査対象工事の監督体制の強化

地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項の運用基準 の取扱いに関する事務手続きについて 10 監督体制の強化等	運用上の留意点
(1) 施工体制台帳等の提出及びその内容のヒアリング 当該工事を所掌する出先機関の長又は課長（以下「事務所長等」という。）は、請負業者に対して、施工体制台帳及び下請負人通知書の提出を求めものとする。施工体制台帳及び下請負人通知書の提出に際しては、必要に応じて請負業者からその内容についてヒアリングを行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下請契約の金額に拘わらず、施工体制台帳及び下請負人通知書の提出を求める。 ・ 提出に際しては、総括又は主任監督員は担当監督員とともに社長、支店長又は営業所長等から、その内容についてヒアリングを行う。
(2) 施工計画書の内容のヒアリング 事務所長等は、仕様書に基づき施工計画書を提出させるに際して必要があると認めるときは、請負業者から、その内容についてヒアリングを行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工計画書の提出に際しては、総括又は主任監督員は担当監督員とともに社長、支店長又は営業所長等から、その内容についてヒアリングを行う。
(3) 重点的な監督業務の実施 監督員は、当該工事に係る監督業務において、段階確認、施工の検査等を実施するに当たっては、立会することを原則として、入念に行うものとする。また、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書等の記載に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行うものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人から詳細に聴くものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該工事に係る監督業務において、段階確認、施工の検査等を実施するに当たっては、担当監督員とともに、総括又は主任監督員が立会いすることを原則とし、重点的に行う。 なお、遠隔臨場で行う場合は、原則として監督員のうち 1 名は現地に臨場するものとする。
(4) 労働安全担当機関との連携 事務所長等は、安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払の確保の観点から必要があると認めるときは、労働基準監督署の協力を得て、施工現場の調査を行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働基準監督署等との合同パトロール、事務所単独のパトロールにおいては、必ず施工現場の調査を行うものとする。
(5) 厳格な検査の実施 検査は、原則として検査監が行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請負金額に拘わらず本庁検査とする。また、中間検査も原則として本庁検査とする。

**静岡県設計変更ガイドライン
(建築・建築設備工事編)**

平成28年4月

静岡県

はじめに

静岡県では、公共工事の発注において、災害防止、環境保全、地域性、機能性及び経済性等を考慮して必要な調査や検討を行った上で設計し、工事の施工条件を設計図書に明示して発注するように努めています。

しかし、工事の施工にあたり、発注時には確認困難であった要因や発注後に発生した外的要因等により、施工条件が変更し設計内容を変更しなくてはならなくなる場合があります。

品確法の基本理念に「請負契約の当事者の対等な立場での合意による公正な契約の締結」が示されています。設計変更においても、より良い社会資本の整備の為に、発注者・受注者それぞれの役割分担を適切に行ったうえで、設計変更内容について両者が合意し契約の締結することが不可欠です。

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要があります。

今回策定した「静岡県設計変更ガイドライン」は、静岡県建設工事請負契約約款等をまとめ、これを受注者・発注者の共通の目安とすることにより、設計変更が適切に実施されることを目的としたものです。

本ガイドラインについては今後においても、関係者と調整し、必要事項については訂正・追加していきます。

目 次

I 設計変更ガイドライン

1 適用	1
2 用語の定義	1
3 設計変更ができる場合等	2
4 設計変更ができない場合等	6
5 設計変更を適正に行うための留意点	8
6 設計変更の手続き	9
7 関連事項	11
8 Q & A	13

II 工事一時中止ガイドライン

1 工事一時中止ガイドラインの運用	19
2 工事の一時中止に係る基本フロー	20
3 発注者の中止指示義務	21
4 工事の中止	22
5 中止の指示・通知	23
6 基本計画書の作成	23
7 請負代金額又は工期の変更、増加費用の負担	24
8 増加費用の考え方	25
9 増加費用の内訳書及び事務処理上の扱い	27
参考様式	28

III 参考資料

参考資料	33
------	----

附則

本ガイドラインは、平成24年4月1日より適用する。

本ガイドラインは、平成28年4月1日より適用する。

I 設計変更ガイドライン

1 適用

本ガイドラインは、静岡県が発注する建設工事のうち、「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」、「建築物解体工事共通仕様書」、「公共建築木造工事標準仕様書」及び「公共住宅建設工事共通仕様書」を適用する建築工事及び建築設備工事に適用します。

2 用語の定義

本ガイドラインで使用する用語は、以下のとおりです。

(1) 設計図書

設計図書とは、静岡県建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第1条に示す「仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書」です。

全ての設計図書は相互に補完します。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次の①から⑤の順番のとおりです。

- ① 質問回答書(②～⑤に対するもの)
- ② 現場説明書
- ③ 特記仕様書
- ④ 図面
- ⑤ 仕様書

また、契約書、約款及び設計図書が「契約図書」となります。

(2) 工事費内訳書

工事費内訳書とは、「建築工事積算基準等に基づき、予定価格の算出の基礎となるもの」であり、設計図書には含まれません。

ただし、設計変更が生じた場合は、請負代金額の変更にあたって、受注者と協議する根拠資料となります。

(3) 数量書

数量書とは「予定価格のもととなる工事費内訳書から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集したもの」で、入札時等に見積りを行うための参考資料として公開、提供するものであり、設計図書には含まれません。よって、入札参加者等からの数量書に対する質問回答も設計図書には含まれません。

(4) 設計変更

設計変更とは、約款第18条及び第19条の規定により現設計（設計図書）を変更又は訂正することで、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ受注者に指示することを含めます。

(5) 契約変更

契約変更とは、約款第23条及び第24条の規定により協議し、工期又は請負代金額の変更の契約を締結することをいいます。

(6) 書面

書面とは、発行年月日が記載され、署名又は捺印された文書をいいます。

(7) 承諾

承諾とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た事項について監督員が書面をもって了解することをいいます。

(8) 指示

指示とは、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項を書面によって示すことをいいます。

(9) 協議

協議とは、協議事項について、監督員と受注者が結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいいます。

3 設計変更ができる場合等

設計変更を行う場合は、次に定めるとおりとなります。

これらに該当する場合は、所定の手続きを行うことにより設計変更等ができます。

【約款第18条第1項】

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 設計図書が一致しない場合

【約款第18条第1項第1号】

仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）

(具体例)

- 仕様書と図面の寸法、数量等の記載が一致していない場合
- 天伏図と詳細図の寸法が一致していない場合
- 仕様書と図面の材料名称、材料仕様が一致しない場合等

☆ この場合の設計図書の訂正は、発注者が行います

(約款第18条第4項第1号)

- ☆ 本県の設計図書には優先順位が定められていますが、当該不一致が設計図書の誤謬又は脱漏など他の理由によることもあるため、設計図書の不一致が発見されたときは、必ず、着手の前に監督員に確認してください。

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合

【約款第18条第1項第2号】
設計図書に誤謬又は脱漏があること

(具体例)

- 施工条件である土質について、条件明示がされていない場合
- 施工条件である地下水位について、条件明示がされていない場合
- 使用する材料について、仕様が明示されていない場合
- 図面に記載された寸法が間違っている場合
- 工事施工上必要な材料名について、図面ごと一致しない場合
- 建築、電気設備及び機械設備の各分野の設計内容が互いに整合していない場合

- ☆ この場合の設計図書の訂正は、発注者が行います
(約款第18条第4項第1号)

(3) 設計図書の表示が明確でない場合

【約款第18条第1項第3号】
設計図書の表示が明確でないこと

(具体例)

- 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明な場合
- 水替工の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合
- 図面の記載内容が読み取れない場合

- ☆ この場合の設計図書の訂正は、発注者が行います
(約款第18条第4項第1号)

(4) 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない場合

【約款第18条第1項第4号】
工事現場の形状、地質、涌水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと

(具体例)

- 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合
- 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合
- 設計図書に明示された交通誘導員の人数等が規制図と一致しない場合
- 施工中に設計図書に明示されていないアスベスト含有建材等を発見し、調査及び撤去が必要となった場合
- 設計図書に明示された配管・配線等と実際の工事現場における配管・配線等が大きく異なる事実が判明した場合

☆ この場合の設計図書の変更は、以下のとおりです。

- ① 工事目的物の変更を伴う場合は、発注者が行います
- ② 工事目的物の変更を伴わない場合は、発注者と受注者とが協議して発注者が行います

(約款第18条第4項第2号、第3号)

(5) 予期することのできない特別な状態が生じた場合

【約款第18条第1項第5号】

設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

(具体例)

- 配管敷設のために掘削したところ、地下埋設物が発見され、迂回することが必要になった場合
- 基礎工事のために掘削したところ、埋蔵文化財が発見され、調査が必要になった場合

☆ この場合の設計図書の変更は、以下のとおりです。

- ① 工事目的物の変更を伴う場合は、発注者が行います
- ② 工事目的物の変更を伴わない場合は、発注者と受注者とが協議して発注者が行います

(約款第18条第4項第2号、第3号)

(6) 発注者が必要があると認め、設計図書を変更した場合

【約款第19条】

発注者は、(中略) 必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。(以下、略)

(具体例)

- 周辺住民との協議により、保安上、照明設備を追加する場合
- 施設管理者との協議により、居住性の点から、間仕切りの変更が必要となった場合
- 関連工事と調整した結果、安全上、仕様を変更する場合

☆ この場合の設計図書の変更は、発注者が行います。

(約款第19条)

(7) 受注者の責によらない事由による工事の一時中止の場合

(P19 工事一時中止ガイドライン参照)

【約款第20条】

(略) 受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、(中略) 必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。(以下、略)

(具体例)

- 地中障害物や埋蔵文化財が発見され、工事再開に向けた調査や検討が必要になった場合
- 別契約の関連工事の進捗が遅れた場合
- 工事の着手後、受注者の責によらない周辺環境問題等が発生した場合
- 受注者の責によらない事由により、第三者又は工事関係者の安全を確保する場合
- 豪雨、地震、火災等により地形等の物理的な変動があった場合

☆ 受注者が、受注者の責めに帰すことができないものにより、工事の中止に伴う増加費用を必要とした時は、発注者がその費用を負担しなければなりません。

(約款第20条3項)

☆ 受注者は、約款第20条に関わらず約款第21条(受注者の請求による工期の延長)にもとづく工期の延長を請求することができます。

【設計変更の協議にあたって】

受注者側から設計変更の協議を行う場合は、確認の請求内容について、発注者が安全性、品質、機能性、施工性及び経済性等を検討する必要があります。

よって、受注者が監督員に確認又は工期の延長を請求する際には、協議書に図面、計算書、その他根拠等必要な資料を添付してください。また、発注者が調査の実施をするにあたり、更に詳細な説明又は資料等の提出を求めた際には、対応してください。

4 設計変更ができない場合等

次に定める場合は、設計変更ができないので注意が必要です。

ただし、約款第26条（臨機の措置）における対応は、この限りではありません。

(1) 受注者が独自に判断して施工した場合

(解説)

- ▶ 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と協議を行わず受注者が独自に判断して施工した場合は、設計変更の対象となりません。
- ▶ 受注者が設計図書に条件明示のない事項を発見した場合は、約款第18条第1項に定められたとおり、監督員に書面をもって確認を請求することが必要です。
- ▶ 本県の設計図書には優先順位が定められていますが、当該不一致が設計図書の誤謬又は脱漏など他の理由によることもあるため、設計図書の不一致が発見されたときは、必ず、着手の前に監督員に確認してください

(2) 発注者からの回答の前に施工した場合

(解説)

- ▶ 発注者に対し協議を行っているが、発注者からの回答の前に施工した場合は、設計変更の対象となりません。
- ▶ 協議の回答は、約款第18条第3項に定められたとおり、発注者から受注者へ、調査の終了後14日以内に書面をもって回答（通知）することになっています。
- ▶ ただし、協議の内容によっては各種検討や関係機関との調整が必要など、受注者の意見を聞いたうえで回答までの期間を延長することがあります。
- ▶ 受注者は、約款第18条第1項に該当する事実を発見次第、速やかに監督員に確認を請求することが重要です。

(3) 受注者の都合による施工方法等の変更

(解説)

- ▶ 受注者が設計図書に明示された材料、規格、仕様等の基準以上の施工を提案し、監督員の承諾等で施工した場合は設計変更の対象になりません。（設計変更対象となる旨を明記していない指示又は承諾の場合）
- ▶ 設計図書と工事現場の不一致や条件明示のない事項等の場合は、約款第18条による協議をする必要があります。
- ▶ 安易に承諾での施工は行わないことが重要です。

(4) 所定の手続きを経ていない場合

(解説)

- ▶ 約款第18条から第24条、公共建築工事標準仕様書1.1.8～1.1.10に定められた手続きを行っていない場合は、設計変更及び契約変更の対象となりません。

(5) 正式な書面によらない場合

（口頭のみでの指示や了解により施工した場合）

(解説)

- ▶ 書面による指示または協議の回答がなく、口頭のみでの指示・了解により施工した場合は、設計変更の対象となりません
- ▶ 受注者は、発注者からの書面による指示又は協議の回答を得るまでは施工しないことが必要です。
- ▶ そのため、発注者は速やかに書面による指示または協議を行う必要があります。

(6) 総合評価落札方式における技術提案等の場合

(解説)

- ▶ 総合評価落札方式における技術提案等は、落札者を決定する要件のひとつです。よって、原則として設計変更の対象となりません。
- ▶ ただし、受注者の責によらず、技術提案等が履行できない場合は、設計変更の対象となる場合があります。

5 設計変更を適正に行うための留意点

設計変更を適正に行うためにも、次の点に留意することが必要です。

【発注者】

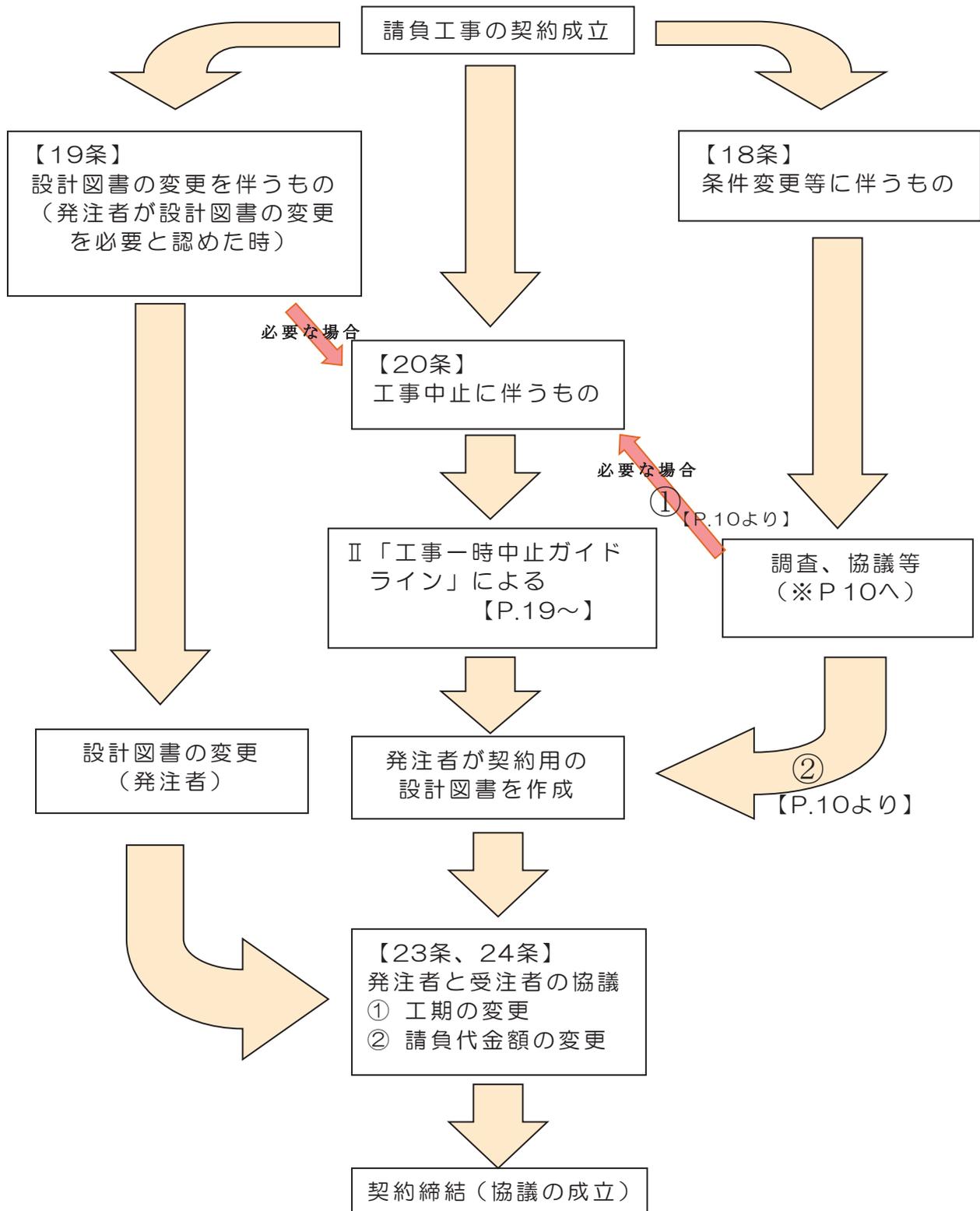
- ▶ 工事の設計時に、現地調査を行う。
- ▶ 工事の発注段階で、施工条件の明示を徹底する。
- ▶ 発注者は、約款第18条第1項に該当する事項等を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行う。（受注者が立会いに応じない場合は、受注者の立会い無く行うことができる）
- ▶ 発注者は契約書第18条第2項に基づく調査を行った場合、第3項によりその結果を取りまとめ調査の終了後14日以内に受注者に通知する。
- ▶ 発注者は関係部局との調整後、速やかに書面による指示・協議等を行う。
- ▶ 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更の協議にあたる。
- ▶ 当該工事における設計変更の必要性を明確にする。（規格の妥当性、変更対応の妥当性を明確にする）
- ▶ 変更見込金額が請負代金額の30%を超える工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き別途の契約とするものとする。
- ▶ 設計変更に伴う契約変更の手続きは、適切な時期に行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工事完了のときまでに行うことをもって足りるものとする。
- ▶ 一つの工事現場において、複数の契約に基づく工事が実施される場合には、一工事の設計変更を行う際に、関連するその他の工事の設計変更についても検討する。

【受注者】

- ▶ 受注者は、約款第18条第1項に該当する事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督職員に通知し確認を求める。
- ▶ 受注者は、設計図書等に疑義が生じた際には監督職員との協議を行う。発注者は、協議内容によっては各種検討・関係機関調整が必要となるなど、受注者の意見を聞いたうえで回答までの期間をやむを得ず延長せざるを得ない場合もある。その為、受注者はその協議すべき事実が判明次第できるだけ早い段階で協議を行うことが重要。
- ▶ 受注者は指示書・協議書等の書面による回答を得てから施工する。

6 設計変更手続き

(1) 設計変更の手続きフロー（全体）

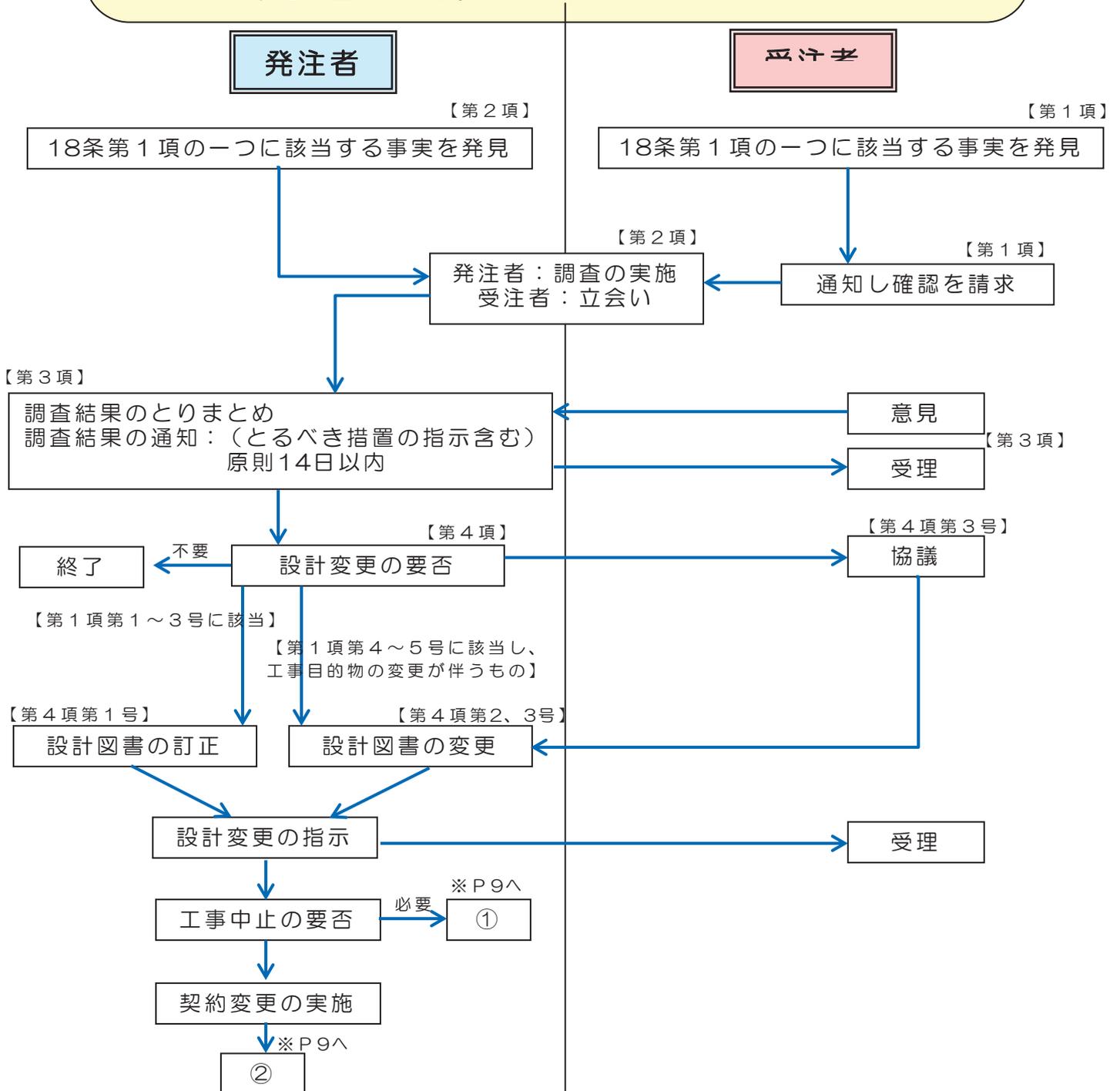


(2) 設計変更の手続きフロー（約款18条関係）

約款第18条第1項に該当する事実を発見した場合、以下の手続きによります。

【約款第18条第1項に定める事項】

- (1) 仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、涌水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。



7 関連事項

(1) 指定と任意について

【約款第1条第3項】

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

① 任意の仮設、施工方法等

発注者から示された設計図書に明示された施工条件の下で、工事目的物を完成させるために、受注者の責任において自主的に仮設、施工方法等を選択するものです。

原則として設計変更の対象としません。

ただし、任意の仮設、施工方法等で施工した場合でも、設計図書に明示された施工条件と実際の現場の条件が一致しない場合で、所定の手続きを行った場合は、設計変更の対象とします。

② 指定された仮設、施工方法等

発注者は、工事の施工にあたり仮設、施工方法等を指定する必要がある場合、設計図書に仮設、施工方法等の構造、規格等及び施工条件を明示します。

指定された仮設、施工方法等は、所定の手続きを行うことで、設計変更の対象とします。

指定・任意の考え方

	指 定	任 意
設計図書における明示	施工方法等について具体的に指定します (契約条件として位置付けます)	施工方法等について具体的には指定しません (契約条件ではないが、参考図として標準的工法を示すことがあります)
施工方法等の変更	発注者の設計変更に係る指示又は承諾が必要です	受注者の任意です（施工計画書、施工図等の提出、修正等は必要です）
施工方法等を変更する場合の設計変更	設計変更の対象とします	設計変更の対象としません
当初明示した条件の変更に伴う設計変更	設計変更の対象とします	設計変更の対象とします

(2) 入札時又は契約後の設計図書等の疑義の解決

設計図書等に係る疑義については、下記により、入札前の段階、契約後の早い段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更に繋がります。

① 入札時には

入札参加者は、仕様書及び図面その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書、設計書及び図面等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
(建設工事等競争契約入札心得 第5条)

② 契約後には

設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督員と協議する。
(標準仕様書 1章 一般共通事項 1.1.8疑義に対する協議等)

(3) 設計図書の訂正又は変更について

契約約款では、設計図書の訂正又は変更は発注者が行うこととしています。

【約款第18条第4項】

前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるもの…発注者が行う
- (2) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの…発注者が行う
- (3) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの…発注者と受注者とが協議して発注者が行う

(4) 工事監理業務委託について

工事監理業務委託は、約款第9条第2項に定める監督員の権限を委託したものではありませんが、監督員の監督業務全般の補助を委託しているものです。

このため、発注者から配置が通知された工事監理業務受注者の主任技術者等（以下、「主任技術者等」という。）は、約款第18条第2項の調査を監督員の補助的業務として実施することができます。

主任技術者等が約款第18条第2項の調査を行った場合は、監督員が主任技術者等の調査内容を精査し、調査結果をとりまとめることとなります。

また、主任技術者等は約款第18条第1項に基づく監督員への確認の請求のうち、契約額の変更を伴わないものについての指示・承諾・協議書に対する受理ができることになっています。

8 Q & A

(1) ガイドライン全般について

問1 設計変更された内容の契約変更手続きは、いつ頃行うのが適正ですか。現場条件等の変更があり、発注者が施工条件の変更の必要性を認めた場合でも、契約変更手続きは工期末に一括して行われるケースが多くあります。その都度、契約変更手続きを実施できないのですか。

答1 設計変更に伴う契約変更手続きは、原則として、その必要が生じた都度実施することとなります。ただし、建築・建築設備工事においては軽微な設計変更も多くあり、それらに伴う契約変更手続きについては工期末に一括して行うことが可能です。

問2 施工条件を明示する目的を教えてください。

答2 工事の目的物を完成するに当たり、当該工事の制約となる施工条件を設計図書に明示することによって、工事を円滑に実施することを目的としています。

施工条件は、契約条件になるものであることから、設計図書の中で明示するものとされています。明示された施工条件に変更が生じた場合は、工事請負契約書の関連する条項に基づき、適切に対応する必要があります。また、明示されていない施工条件や明示事項が不明確な施工条件についても、同様となります。

問 3 設計図書に明示すべき施工条件にはどのようなものがありますか。

答 3 施工条件は、工事を円滑に施工するにあたって、制約を受ける事項について明示するものです。明示項目及び明示事項はP 37を参照してください。

問 4 施工条件を明示するにあたり、発注者が注意すべき事項はありますか。

答 4 施工条件は、施工計画をたてるにあたり、工期や工事費に大きく影響します。そのため、設計段階で判明している現場条件等については、「施工条件」として受注者に適切に明示する必要があります。

敷地や施設の状況などを「施工条件」に的確に反映するためには、事前の調査を十分に行う必要があります。

問 5 改修工事の場合、工程に関して、発注者が施工条件明示として記載すべき事項はありますか。

答 5 改修工事においては、建物を使用しながら工事を実施するなどの多様な制約を踏まえ、工程に関する施工条件を設定すること、工程に影響を及ぼす施工手順を明示することが求められます。

①特定の条件が付された当該工事の工程に影響を及ぼすと考えられる場合

→（記載例）作業可能日・時間、施工手順等を示す。

②工事を安全かつ効率的に進めるために、複数の作業範囲に分割する場合

→（記載例）作業の着手順序、作業工程、資機材の搬入経路等を示す。

(2) 「指定」と「任意」の考え方(仮設)

問6 任意仮設の設計変更の考え方について教えてください。

答6 設計変更は、約款第18条又は第19条の規定により図面または仕様書を変更することとなる場合において、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ発注者が受注者に指示することをいいます。任意仮設は、約款第1条第3項により、受注者がその責任において定めるものとされているため、設計変更の対象となりません。

一方、施工条件と実際の工事現場が一致しない場合や当初発注時点で予期しえなかった現場条件等が確認された場合は、受発注者間の協議により、設計変更の対象となり、これに伴う任意仮設の変更は、請負代金額の変更の対象となります。

問7 設計変更ガイドラインの「指定」と「任意」の考え方で、「参考図書で示した内容と施工内容が大幅に異なる場合」は、何に基づいて「協議」の対象となるのですか。

答7 「参考図等で示した内容と施工内容が大幅に異なる場合」の協議は、約款第18条第4項第3号に基づき、受発注者間で行われます。

問8 重機等施工機械の移動範囲の地盤強度が足りないことから、当初契約時の設計図書に無い敷鉄板等の仮設物が必要となりました。発注者がその必要性を認めた場合、設計変更の対象となりますか。

答8 仮設物の施工方法は任意であるため、原則として設計変更の対象となりません。

ただし、工事契約後の現地調査等の結果により地盤強度が足りないことが判明した場合は、約款第18条第1項第4号に該当するものと考えられるため、受発注者間の協議により、設計図書の変更を行い、請負代金額を変更する事も可能です。

問9 雨水排水管等の地下埋設物の設置にあたり、発注者はオープンカット（任意）によることを見込んでいたが、受注者から土留めとして矢板を設置して掘削したいとの提案を受けました。この場合、設計変更の対象となりますか。

答9 工事の目的は地下埋設物等を設置することであり、その施工方法は任意です。この場合の矢板については任意の仮設物となるため、受注者の提案は、原則として設計変更の対象となりません。

ただし、発注者の想定するオープンカットによる施工が現場の諸条件等を踏まえ合理的ではないことが判明した場合などの当初発注時点で予期しえなかった現場条件等が確認された場合は、受発注者間の協議により、設計図書の変更を行い、請負代金額を変更する事が考えられます。

問10 施工条件の変化により、タワークレーンの仕様とともに、取付・解体用の補助クレーンにも変更が必要となる場合、取付・解体用の補助クレーンについても設計変更の対象となりますか。

答10 施工方法は任意であるため、タワークレーン本体及び取付・解体用の補助クレーンについては原則として設計変更の対象となりません。

ただし、発注者の想定する施工方法が現場の諸条件等を踏まえ合理的ではないことが判明した場合などの当初発注時点で予期しえなかった現場条件等が確認された場合は、受発注者間の協議により、設計図書の変更を行い、請負代金額を変更する事が考えられます。

その場合は、タワークレーン及びこれと連携して使用する取付・解体用の補助クレーンとは一体で機能するものであることから、タワークレーン本体の仕様等が変更となる場合には、取付・解体用の補助クレーンも含めて請負代金額の変更を行うこととなります。

(3) 個別事例

問11 工事契約後、使用材料の入手が不可能（生産中止等）なことが判明し、材料規格を変更する場合、設計変更の対象となりますか。

答11 受注者の調査により、工事契約後に設計図書に示された使用材料の入手が不可能であると判明した場合は、約款第18条第1項第2号に該当するものと考えられるため、設計変更の対象となります。

なお、発注者は使用材料を変更することによる建築物への設計上の妥当性及び経済性等の検討を行う必要があります。

問12 工事契約後、使用材料の入手に想定以上の時間がかかることが判明し、材料規格等を変更する場合、設計変更の対象となりますか。

答12 受注者は、使用材料の入手にかかる時間について工事契約前に想定し、工事を受注したと考えられます。よって約款第18条第1項の条件変更等には該当しないので、原則として設計変更の対象となりません。

ただし、発注者の使用材料の選定に明らかに責がある場合及び発注段階では想定されない事象により材料等を変更せざるを得ない場合は、設計変更の対象となる事も考えられます。

問13 工事範囲の一部が一時中止期間中となった場合の建設機械のリース代等の費用についてはどうなりますか。

答13 受注者の責によらない「地中障害物」により工事の一部を一時中止した場合に必要な建設機械のリース代等の費用は、約款第20条3項により中止期間中において現場維持や工事の続行に備えて保持するために必要となる費用等に該当すると考えられます。発注者は、工事一時中止に伴う増加費用について、受注者から請求があった場合は、必要があると認められるときは契約変更を行うこととなります。

問14 施工条件特記仕様書に交通誘導員Bとの記載があったところですが、工事契約後、所轄警察署に当該工事での交通誘導員の配置について確認したところ、交通誘導員Aの配置を求められました。その場合、設計変更の対象となりますか。

答14 交通誘導員Aは警備員等の検定等に関する規則第2条（平成17年国家公安委員会規則第20号）により都道府県公安委員会が必要と認める場合に配置することが求められています。

交通誘導員は指定仮設として施工条件に明示することが求められているところであり、その変更は約款第18条第1項第4号に該当すると考えられるため、受発注者間の協議により、設計変更の対象となります。

（4）その他

問15 総合評価落札方式により受注した工事における技術提案についても、設計変更できますか。

答15 総合評価落札方式は、価格と技術提案その他の価格以外の要素について総合的に評価を行い、落札者を決定する方式です。契約の前提として示され、評価された技術提案は、受注者の責任において原則として履行されなければなりません。このような前提から、技術提案の内容の如何にかかわらず提案内容を反映させるための設計変更はできません。

ただし、技術資料に記述した提案であっても、工事施工途中の条件変更等によって、当該提案内容を変更することが合理的な場合は、適切に設計変更に係る手続きを行うものとします。

問16 関連工事の調整等で工期内に工事を完成することができない場合、工期延長の請求はできますか。

答16 約款21条のとおり受注者の責めに帰すことができない場合は請求できます。受注者から工期延長請求書を提出して下さい。

II 工事一時中止ガイドライン

1 工事一時中止ガイドラインの運用

(1) 工事の現状及び課題

一部の建築工事では、当初契約締結時に予測できない人為的事象や天災等の発生に伴う工事現場の状態の変化等により、工事の継続が困難な状況に陥る場合があります。そうした場合、工事現場の維持等に要する費用の適切な計上が必要です。

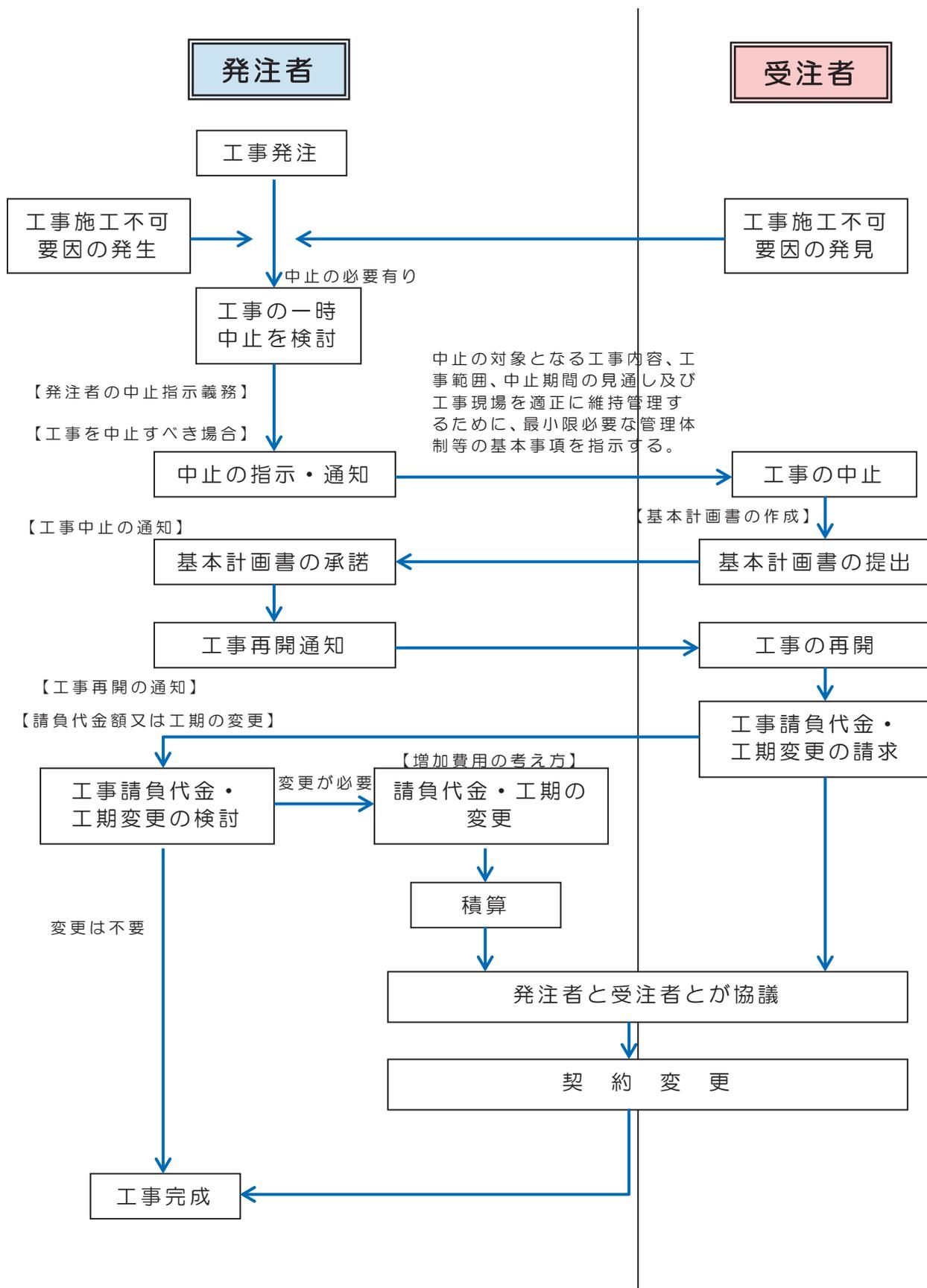
(2) 工事一時中止のガイドラインの策定

発注者は、静岡県建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第20条の規定に基づき、受注者の責めに帰することができないものにより、工事目的物等に損害が生じ若しくは工事現場の状態が変動したことにより、施工できなくなった工事については、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければなりません。

(3) 適用

本ガイドラインは、静岡県が発注する建設工事のうち、「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」、「建築物解体工事共通仕様書」、「公共建築木造工事標準仕様書」及び「公共住宅建設工事共通仕様書」を適用する建築工事及び建築設備工事に適用します。

2 工事の一時中止に係る基本フロー

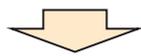


3 発注者の中止指示義務

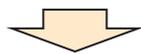
【約款第20条第1項】

受注者の責めに帰すことができないものにより、工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

受注者の帰責事由によらずに工事の施工ができないと認められる場合、受注者は、工事施工をする意思があっても施工することができず、工事が中止状態となります。このような場合、発注者が工事を中止させなければ、中止に伴い必要とされる工期又は請負代金額の変更は行われず、負担を受注者が負うこととなります。



また、約款第16条に規定する発注者の工事用地等確保の義務、約款第18条に規定する施工条件の変化等における手続きと関連する為、工事の中止については、発注者及び受注者の十分な理解のもとに適切に運営される必要があります。



これらにより、発注者は、工事の中止を受注者に通知し、工期又は請負代金額を適正に確保する必要があります。

注) 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては次のとおりです。

- ・ 工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間です。
- ・ 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期*となった場合は、技術者の途中交代が認められます。

【監理技術者制度運用マニュアルより：国土交通省総合政策局】

*大幅な工期延期とは、約款第45条第1項(2)を準拠して、「延期期間が当初工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超える」場合を目安とします。

4 工事の中止

工事の中止を行う場合は、次に定めるとおりとなります。

【約款第20条第1項】

工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき

(具体例)

- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため（約款18条）施工を続けることが不可能な場合等
- 設計変更等により計画通知手続きが必要になり、工事の施工を止める必要がある場合
- 同一現場内に建築、電気設備、機械設備等の複数の工事があり、一部の工事の契約が成立せず、他の契約済みの工事の施工ができない場合
- 同一現場内に建築、電気設備、機械設備等の複数の工事があり、一部の工事で大幅な施工の遅延が生じ、他の契約済みの工事の施工ができない場合
- 同一現場内に建築、電気設備、機械設備等の複数の工事があり、一部の受注者の倒産等により施工できない状況が発生し、他の契約済みの工事の施工ができない場合

【約款第20条第1項】

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって、受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるとき

※「工事を施工できないと認められる場合」とは、客観的に認められる場合を意味し、発注者又は受注者の主観的判断によって決まるものではありません。

(具体例)

- 地中障害物・埋設物等の調査及び処理を行う場合
- 埋蔵文化財の調査又は発掘を行う場合
- 天災等により地形等に物理的な変動があった場合
- 妨害活動を行う者による工事現場の占拠及び著しい威嚇行為があった場合

- ☆ 上記2つの規定以外にも、発注者が必要であると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができます。【約款第20条第2項】

5 中止の指示・通知

【約款第20条第2項】

発注者は、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

(1) 発注者の中止権

- ・発注者は、「必要があると認める」ときは、任意に工事を中止させることができます。
 - ※「必要があると認める」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については、発注者の判断となります。
- ・発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られます。

(2) 工事の中止期間

- ・受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することになりますが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多いと思われます。このような場合、発注者は、工事中止の原因となっている事案の解決に、どのくらい時間を要するのか計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要があります。
- ・発注者は、一時中止している工事について、施工可能と認められたときに工事の再開を指示しなければなりません。
- ・これらの事から、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になった時までとなります。

- ☆ 発注者は、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を受注者に指示することとします。

6 基本計画書の作成

(1) 基本計画書の作成指示

- ・工事期間中における工事現場の管理は受注者が行うことになっており、発注者は工事を中止する場合において、受注者に中止期間中の工事現場の管理に関する計画の作成を指示します。
 - ※受注者は工事期間中の工事現場の管理を「善良な管理者の注意」をもって行います。（「善良な管理者の注意」とは、「職業や専門家としての能力、社会的地位などから、通常期待される注意義務のこと」をいいます。）

※受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにします。

※実際に工事着手する前の事前調査や施工計画作成中であっても、現場の管理は必要であることから基本計画書の提出を受け、承諾を行うこととします。

(2) 基本計画書の記載内容

- ・中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び機械器具等の確認に関すること
- ・中止に伴う受注者側の工事現場の体制縮小と再開に関すること
- ・工事現場の維持・管理に関する基本的事項

☆ 工事一時中止期間中の工事現場の管理に係る内容を「特記仕様書」に明記します

7 請負代金額又は工期の変更、増加費用の負担

【約款第20条第3項】

発注者は、工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、請負代金額又は工期を変更し、一時中止に伴う増加費用を負担しなければならない。

- ☆ 「必要があると認められるとき」とは、客観的に認められる場合を意味します。
- ☆ 中止がごく短期間である場合や中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行います。

(1) 請負代金額の変更

- ・一時中止に伴い設計図書の変更を行った場合の材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理します。

(2) 増加費用の負担

- ・「暴風雨の場合など契約の基礎条件の事業変更」により生じた増加費用や「発注者に過失がある場合」や「事情変更」により生じた損害については発注者が負担します。

※増加費用と損害は区別しないものとします。

(3) 工期の変更

- ・工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当です。
- ・地震、災害等の場合は、後片付け期間や復興期間に長期を要する場合があります。

- ・後片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能です。

8 増加費用の考え方

(1) 本工事施工中に中止した場合

ア 増加費用の範囲

- ・増加費用は、発注者が工事の一時中止（一部一時中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用します。
- ・増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用であり、受注者の本支店における必要な費用とします。

(ア) 工事現場の維持に要する費用

- ・中止期間中に工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等

(イ) 工事体制の縮小に要する費用

- ・中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等

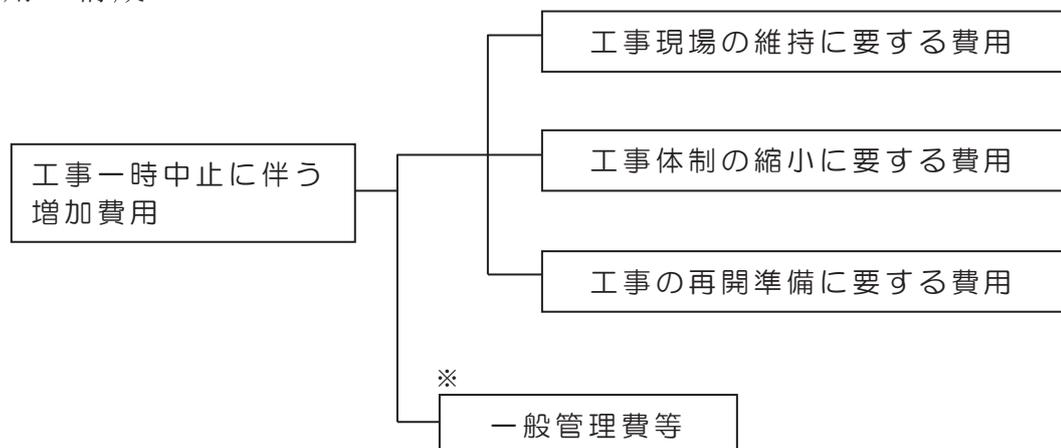
(ウ) 工事の再開準備に要する費用

- ・工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等

イ 増加費用の算定

- ・増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者で協議して行います。
- ・増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費用の内容について積算します。

増加費用の構成



※一時中止に伴う本支店における増加費用を含む

ウ 増加費用の積算

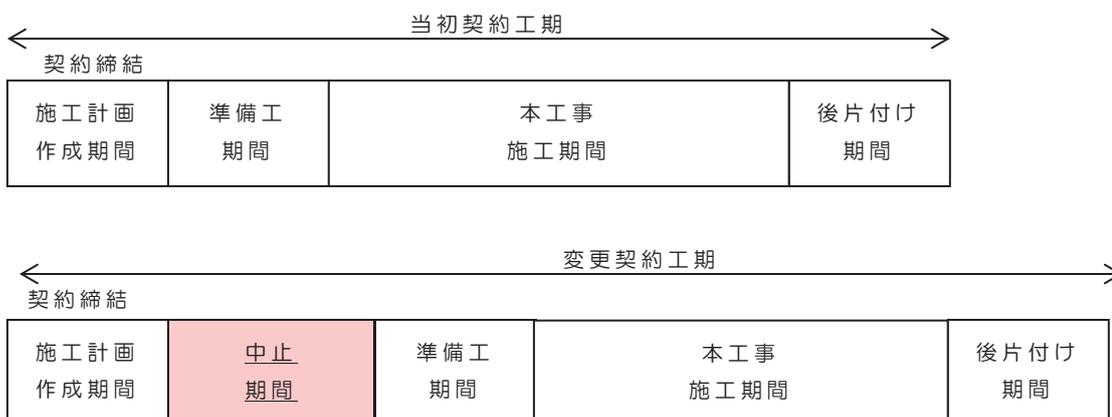
- ・増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象^{注)}に受注者から増加費用に係る見積りを求め、発注者と受注者とが協議を行い算定します。
- ・見積りを求める場合、中止期間全体に係る見積り（例えば中止期間が4ヶ月の場合、4ヶ月分の見積り）とします。

注) 増加費用の算定（請負代金額の変更）は、施工着手後を原則として対象とし、施工着手前の費用に関する発注者と受注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示（関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件）を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分調整を行ってください。



(2) 契約後準備着手前に中止した場合

- ・契約後準備着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態での測量等の準備に着手するまでの期間をいいます。
- ・発注者は、上記の期間中に、準備又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知します。
- ・一時中止に伴う増加費用は計上しません。



(3) 準備期間に中止した場合

- ・準備期間とは、契約締結後で、現場事務所を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいいます。
- ・発注者は、上記の期間中に、本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知します。



【増加費用について】

- 増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用します。
- 増加費用は、現場事務所の維持費、土地の借地料及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の作業手当）等が想定されます。
- 増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者とが協議して決定します。（積算は受注者から見積りを求めて行います。）

9 増加費用の内訳書及び事務処理上の扱い

(1) 増加費用の内訳書における取扱い

- ・増加分の費用は、中止した工事の内訳書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として原契約の工事費とは別計上とします。

(2) 増加費用の事務処理上の取扱い

- ・増加分の費用は、受注者の請求があった場合に負担します。
- ・増加分費用の積算は、工事再開後速やかに発注者と受注者が協議して行います。

(参考様式)

様式 1

平成 年 月 日

(受 注 者) 様

(発 注 者)

請負工事の一時中止について

工事名：

工期：平成 年 月 日から平成 年 月 日

平成 年 月 日付けで契約した標記工事は下記により工事を中止するよう、静岡県建設工事請負契約約款第20条第 項の規定により通知します。

記

- 1 一時中止を必要とする理由
- 2 一時中止の内容
 - (1) 中止する工事の工種等
 - (2) 中止する工事区域
 - (3) 一時中止の期間
 - (4) 管理体制等の基本的事項
中止期間中における工事現場の維持管理を別紙1により行うこと
 - (5) 基本計画書の提出
中止期間中の維持管理に関する基本計画書を様式2により提出し承諾を得ること

(参考様式)

別紙 1

一時中止期間中における工事現場の
維持、管理等の基本的事項

(維持、管理等について、詳細に記述する。)

(参考様式)

様式2

平成 年 月 日

(発 注 者) 様

(受 注 者)

工事一時中止に伴う工事現場の維持、管理等に関する
基本計画書について

工事名：

平成 年 月 日付けで工事一時中止の通知があった標記工事について、
別紙のとおり基本計画書を提出します。

別紙

(参考様式)

基本計画書

- 1 中止時点における内容
 - (1) 中止する工種の出来高
 - (2) 職員の体制
 - (3) 労務者数
 - (4) 搬入材料
 - (5) 建設機械器具等
- 2 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する事
- 3 中止期間中の工事現場の維持、管理に関する事
- 4 中止した工事現場の管理責任に関する事

様式 3

(参考様式)

平成 年 月 日

(受 注 者) 様

(発 注 者)

一時中止中の請負工事の再開について

工事名 :

中止期間 : 平成 年 月 日から平成 年 月 日

平成 年 月 日付け通知の標記工事は、平成 年 月 日より再開するよう通知します。

III 参考資料

参考資料

【静岡県建設工事請負契約約款（抜粋）】（平成27年3月最終改正）

（総則）

第1条 発注者及び受注者は、契約書記載の工事の請負契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別冊の仕様書、設計書（「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」、「建築物解体工事共通仕様書」、「木造建築工事標準仕様書」及び「公共住宅建設工事共通仕様書」を適用する建築工事及び建築設備工事は除く。以下同じ。）及び図面（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの仕様書、設計書及び図面を「設計図書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

（2項 省略）

3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

（4項 省略）

5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

（以下、略）

（監督員）

第9条 発注者は、監督員を定めたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

（3項 省略）

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、涌水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
- (2) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
- (3) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更す

ることができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、当該請求に係る工期の延長をしなければならない。この場合において、当該工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合にあつては、当事者は必要に応じ請負代金額を変更し、発注者は受注者に生じた損害につき必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用

を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。この場合においては、受注者は、直ちにこれに応じなければならない。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

【施工条件明示について】

施工条件は契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとします。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容並びに他の工事の内容及び開始又は完了の時期 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容並びに成立見込み時期 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容 5. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 6. 設計工程上見込んでいる休日日数以外の作業不能日数等 7. 指定部分がある場合は、指定部分の規模（範囲）及び工期
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施工のための仮用地等として施工者に、官有地等を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等防止）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等の指定が必要な場合は、その内容 2. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予測される場合、又は、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後等調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事において施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4. 交通誘導員の配置を指定する場合は、その内容 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工事用道路関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般道路を搬入、搬出路として使用する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入、搬出路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2. 仮道路を設置する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 仮道路の仕様と設置期間及び工事終了後の処置

明示項目	明示事項
仮設備関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2. 仮設備の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合は、その構造、工法及びその施工範囲 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建設副産物関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建設発生土が発生する場合は、その受入場所及び仮置き場所までの距離等及び処分又は保管条件 2. 建設副産物の現場内での再利用又は減量化が必要な場合は、その内容 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離等の処分条件
工事支障物件等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地上、地下等における占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2. 地上、地下等の占用物件に係る工事期間と重複して施工する場合は、その工事内容、期間等
排水関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 排水の工法、排水処理の方法及び排水の放流先等を指定する場合は、その工法、処理の方法、放流先、予定される排水量、水質基準及び放流費用 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間
薬液注入関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 2. 周辺環境に与える影響の調査が必要な場合は、その内容
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等 2. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 3. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件及びその内容等 4. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 5. 工事用水及び工事用電力等を指定する場合は、その内容 6. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 7. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期

1 - 6 建築工事検査・立会い一覧

本表は、標準仕様書において「監督員の検査」及び「監督員の立会い」が必要であると規定されている事項を抽出した参考資料です。各事項の詳細内容については、標準仕様書を確認してください。

区分	標仕	内容	検査	立会い
公共建築工事標準仕様書(平成31年版)				
1章 各章共通事項	1.3.6	品質管理		
"	1.4.4	工事現場に搬入した材料		
"	1.4.5	試験		
"	1.5.5	施工の検査		
"	1.5.7	施工の立会い		
2章 仮設工事	2.2.1	縄張り		
"	2.2.2	ベンチマーク		
"	2.2.3	遣方		
3章 土工事	3.2.1	根切り		
4章 地業工事	4.2.1	支持地盤の試験		
"	4.5.5	掘削深さ及び支持層		
5章 鉄筋工事	5.1.3	主要な配筋		
6章 コンクリート工事	6.9.6	構造体コンクリートの仕上りの補修		
"	6.9.6	構造体コンクリートのかぶり厚さ不足の補修		
7章 鉄骨工事	7.4.8	ボルト締付け後の確認結果記録		
"	7.10.5	鉄骨建方完了		
9章 防水工事	9.1.3	防水層の施工		
11章 タイル工事	11.1.5	タイル接着力試験不合格の場合の措置		
公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版)				
1章 各章共通事項	1.3.6	品質管理		
"	1.4.4	工事現場に搬入した材料		
"	1.4.5	試験		
"	1.6.5	施工の検査		
"	1.6.7	施工の立会い		
3章 防水改修工事	3.1.3	防水層の施工		
4章 外壁改修工事	4.5.8	タイル接着力試験不合格の場合の措置		
6章 内装改修工事	6.16.2	タイル接着力試験不合格の場合の措置		
8章 耐震改修工事	8.3.1	主要な配筋		
"	8.8.6	構造体コンクリートの仕上りの補修		
"	8.8.6	構造体コンクリートのかぶり厚さ不足の補修		
"	8.14.8	ボルト締付け後の確認結果記録		
"	8.19.3	鉄骨組立完了		
"	8.23.6	鋼板等組立		
"	8.28.3	根切り		
"	8.28.4	支持地盤の試験		
9章 環境配慮改修工事	9.1.3	石綿含有吹付け材の除去		

区分	標仕	内容	検査	立会い
公共建築木造工事標準仕様書(平成31年版)				
1章 各章共通事項	1.3.6	品質管理		
"	1.4.4	工事現場に搬入した材料		
"	1.4.5	試験		
"	1.5.5	施工の検査		
"	1.5.7	施工の立会い		
2章 仮設工事	2.2.1	縄張り		
"	2.2.2	ベンチマーク		
"	2.2.3	遣方		
5章 軸組構法(壁構造系)工事	5.5.1	加工材の寸法及び含水率		
"	5.5.6	建方精度		
6章 軸組構法(軸構造系)工事	6.5.1	加工材の寸法及び含水率		
"	6.5.7	建方精度		
7章 枠組壁工法工事	7.5.1	加工材の含水率及び寸法		
8章 丸太組構法工事	8.5.1	加工材の寸法及び含水率		
9章 CLTパネル工法工事	9.5.1	加工材の寸法及び含水率		
"	9.5.7	建方精度		
建築物解体工事標準仕様書(平成31年版)				
1章 各章共通事項	1.5.4	施工の検査		
"	1.5.5	施工の立会い		
6章 石綿含有建材の除去及び処理	6.3.4	石綿含有吹付け材の除去		

1-7 建築分野における「監理タイムマネジメント」の運用について（通知）

建 技 第 1 4 3 号
令和元年6月12日

交通基盤部内関係各課長
交通基盤部内各出先機関の長 様
(建築主務課関係)

建設技術企画課長

建築分野における「監理タイムマネジメント」の運用について（通知）

交通基盤部では、土木技術職員の技術力向上策の一環として、平成30年度より「監理タイムマネジメント」に取り組んでいます。建築分野においても、建設業界の働き方改革や担い手確保に向けた受発注者の協働による就業環境改善の取組として、本取組を実施する必要があることから、下記のとおり運用することとしますので通知します。

記

1 適用時期及び適用対象

令和元年7月1日以降、交通基盤部において入札公告又は指名通知する建築（建築設備を含む）に係る工事及び業務委託に適用する。

2 実施方法

1) 「監理タイムマネジメント」の取組について（依頼）（平成30年3月28日建技第460号（※））の、監理タイムマネジメント実施要領に準拠する。ただし、「監理タイムマネジメント記録様式」及び要領4.（3）については適用せず、以下のとおりとする。

- ・記録様式

別紙「監理タイムマネジメント記録様式（建築）」を使用する。

- ・要領4.（3）

業務完了後、受注者は、必要事項を記録様式に記入の上、担当監督員を介さず、総括監督員へ直接提出する。

2) 別添の「監理タイムマネジメント（建築）特記仕様書」を発注時に添付する。

（※）平成29年度中の通知であったため当時の交通基盤部内関係課にのみ送付されており、営繕関係課には未送付。

担当：建設技術企画課
技術調査班(建築)
電話：054-221-2168

監理タイムマネジメント 実施要領

1. 目的

受発注者間において、工事・設計業務等の業務環境を改善し、より一層の業務の円滑な実施と品質向上に努めることを目的とする。

2. 対象

平成 30 年 4 月以降契約する工事及び業務委託

3. 実施内容

実施内容については、以下の設定項目（1）を「①ワンデーレスポンス」、（2）～（6）を「②ウィークリースタンス」とする。上記①については、全ての対象業務で実施する。上記②については、ノー残業デーなどの労働環境改善の取り組みが各企業で異なること、業務内容による特性が考えられるため、業務着手時の打合せにおいて受発注者間で確認、調整のうえ実施する内容を設定し実施する。

【設定項目】

- （1）質問や協議等に対し、24 時間以内に何らかの回答を受けた
- （2）休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない
- （3）休前日（金曜日）は新たな依頼をしない
- （4）16 時以降の打合せは行わない
- （5）作業内容に見合った作業期間確保
- （6）ノー残業デーは勤務時間外の依頼はしない

なお、緊急的な対応等により、受発注者間で協議した取り組みが実施出来ない場合の対処方法について双方で協議すること。また、設定した内容は打合せ議事録等に記載すること。

4. 運用方法

- （1）発注者は、契約後速やかに別紙「監理タイムマネジメント 記録様式」を受注者へ提供する。
- （2）業務着手時に受発注者の勤務時間、定時退社日などの就業環境や、業務特性等を勘案し、実施日、実施時間等、実施する内容を設定する。
- （3）業務完了後、受注者は、必要事項を記録様式に記入の上、原則、検査時に検査監（員）へ提出する。その後、検査監（員）は総括監督員へ記録様式を提出し、総括監督員は記録様式を保管する。ただし、本課検査監が出先事務所へ立ち寄らない場合は、企画検査課随員（又は担当監督員）に記録様式を提出し、総括監督員へ提出するものとする。
- （4）総括監督員が保管する記録様式は、工事推進ミーティングなどの課内（班内）会議で課員へフィードバックする際に活用し、更なる業務改善を図る。
- （5）技術監理センターは、上半期（9月）、下半期（3月）にフィードバック状況と業務改善に対し、アンケートを実施し、取組状況を把握する。

附則

この要領は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

監理タイムマネジメント（建築） 特記仕様書

1. 目的

受発注者間において、工事・設計業務等の業務環境を改善し、より一層、業務の円滑な実施と品質向上に努めることを目的とする。

2. 実施内容

実施内容については、以下の設定項目（1）を「①ワンデーレスポンス」、（2）～（6）を「②ウィークリースタンス」とする。上記①については、全ての対象業務で実施する。上記②については、労働環境改善を目的として、業務内容の特性や受注者の社内規則などを考慮し、業務着手時の打合せにおいて受発注者間で確認し決定する。

【設定項目】

- （1）質問や協議等に対し、24時間以内に何らかの回答を受けた
- （2）休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない
- （3）休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない
- （4）16時以降の打合せは行わない
- （5）作業内容に見合った作業期間確保
- （6）ノー残業デーは勤務時間外の依頼はしない

なお、緊急的な対応等により、やむを得ず設定項目が実施出来ない場合は、双方で協議し、再設定した内容は協議書等を作成し、監督員に提出する。

3. 運用方法

- （1）発注者は、契約後速やかに別紙「監理タイムマネジメント 記録様式（建築）」を受注者へ提供する。
- （2）業務着手時に受発注者の勤務時間、定時退社日などの就業環境や、業務特性等を勘案し、実施日、実施時間等、実施する内容を設定する。
- （3）監督員は決定事項に基づき協議記録を作成し、受注者と共有する。
- （4）業務完了後、受注者は、必要事項を記録様式に記入の上、担当監督員を介さず、総括監督員へ直接提出する。

監理タイムマネジメント 記録様式(建築)

発注事務所名: _____
 発注担当課名: _____
 発注担当監督員名: _____
 受注者名: _____

工事・業務名: _____

●受注者は、業務完了後、「監督員が取り組むべき内容」に対する達成度を「取組確認」欄に「○・△・×」形式で記入し、担当監督員を介さず、総括監督員へ直接提出し、総括監督員はそれを保管する。

監督員が取り組むべき内容	取組確認	備考
(1) 質問や協議等に対し、24時間以内に何らかの回答を受けた		
(2) 休日明け日(月曜日等)は依頼の期限日としない		十分な作業期間が確保されている場合は対象外
(3) 休前日(金曜日)は新たな依頼をしない		十分な作業期間が確保されている場合は対象外
(4) 16時以降の打合せは行わない		受発注者合意の場合は対象外
(5) 作業内容に見合った作業期間確保		
(6) ノー残業デーは勤務時間外の依頼はしない		ノー残業デーを定めていない場合は対象外

- : 業務全体を通しての取組がおおむね8割以上
- △ : 業務全体を通しての取組がおおむね半分程度
- × : 業務全体を通しての取組がおおむね3割以下
- : 対象外

「監理タイムマネジメント」の取組に対する改善点、提案等があれば記入してください。

2 - 1 静岡県建設工事検査要領

静岡県建設工事検査要領

(目的)

第1条 この要領は、静岡県が発注する工事の検査を執行するために必要な事項を定め、もって検査の円滑な遂行に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 検査員 検査技監若しくは検査監又は知事若しくはかい長が工事の検査を命じた職員をいう。
- (3) 本庁検査 工事検査課が行う検査をいう。
- (4) 主管事務所検査 農林事務所又は土木事務所が行う、他の事務所等の検査をいう。
- (5) 技術検査 工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来栄えについて行う技術的な検査をいう。
- (6) 検査事務所長 主管事務所検査を行う事務所の長をいう。
- (7) 課長 静岡県行政組織規則(平成19年静岡県規則第29号。以下「組織規則」という。)第60条に規定する本庁の課長をいう。
- (8) 出先機関の長 組織規則第69条に規定する出先機関の長をいう。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、次のとおりとする。

完成検査 工事の完成の確認を行う検査

一部完成検査 工事の一部が完成し引渡しを受ける既済部分の完成の確認を行う検査

出来形検査 工事の完成前に部分払いをしようとするとき、又は契約解除による引渡しを受けるときに出来形の確認を行う検査

中間検査 工事の施工中に施工状況等の確認を行う検査

(検査の対象)

第4条 本庁検査及び主管事務所検査の対象は、別に定める「静岡県建設工事検査要領の本庁検査・主管事務所検査の対象」によるものとする。

2 前項の規定により検査を行うことが困難又は適当でない場合は別途工事検査課長と協議するものとする。

(兼務の禁止)

第5条 検査員は、同一工事において次の各号の一に該当する検査を行う場合を除き、監督員を兼ねることはできない。

- (1) 検査の時期における災害その他異常な事態の発生等により、監督員以外の職員により行うことが著しく困難な検査
- (2) 検査を行うために特別の技術を要するため、監督員以外の職員により行うことが著しく困難な検査
- (3) 維持修繕に関する工事で、施工後直ちに行わなければ給付の完了の確認が著しく困難な検査

(技術検査)

第6条 検査員は、完成検査、一部完成検査及び中間検査時に技術検査を行うものとする。

(検査申請)

第7条 受注者は、中間検査を受ける必要があるときは、静岡県建設工事検査要領細則に定める中間検査申請書《4-101ページ参照》を発注者に提出するものとする。

2 課長及び出先機関の長（以下「発注機関の長」という。）は、本庁検査又は主管事務所検査対象工事の場合で次の各号のいずれかに該当するときは、内容を確認し静岡県建設工事検査要領細則に定める工事検査申請書《4-102ページ参照》に工事検査記録（様式第3号）《4-103ページ参照》を添えて、工事検査課長又は検査事務所長に提出するものとする。

- (1) 完成届出書を受理したとき。
- (2) 出来形確認請求書を受理したとき。
- (3) 契約の解除の通知をし、又は解除の通知を受けたとき。
- (4) 中間検査申請書を受理したとき。

(検査の命令)

第8条 工事検査課長又は検査事務所長は、工事検査申請書を受理したときは、当該申請書の余白に検査を担当する職員を記載し検査の命令を行うものとする。

2 発注機関の長は、前条第2項の工事以外の場合、同項各号の書類の余白に検査を担当する職員を記載し検査の命令を行うものとする。

(検査の時期)

第9条 検査の時期は、次のとおりとする。

完成検査・一部完成検査

完成届出書を受理した日から14日以内

出来形検査 出来形確認請求書を受理した日、又は契約の解除の通知をし、若しくは解除の通知を受けた日から14日以内

中間検査 その都度速やかに

(検査の立会)

第10条 検査は、監督員及び受注者又は現場代理人及び主任技術者等の立会のもとに行うものとする。

(検査の実施)

第11条 検査員は、契約書、設計図書及びその他の関係書類に基づき、原則、実地により検査をしなければならない。

2 検査員は、外部から明視できない部分があるときは、監督員の説明、写真その他の工事記録等により、当該部分の検査を行うことができるものとする。

3 検査員は、検査（出来形検査及び中間検査を除く。）の結果その給付が契約内容に適合すると認めるときは合格の、適合しないと認めるときは不合格の判定をしなければならない。

(検査の技術基準)

第12条 検査を実施するために必要な技術基準は、別に定める静岡県建設工事検査技術基準による。

(検査の中止)

第13条 検査員は、検査の実施に当たり、次の各号の一に該当する場合は、検査を中止することができるものとする。

- (1) 受注者、現場代理人及び主任技術者等が検査の妨害をした場合
- (2) 設計図書との著しい相違や重大な欠陥を発見した場合
- (3) 災害その他異常な事態の発生によって、検査を実施することが困難な場合

(検査の復命)

第14条 検査員は、検査を完了したときは、静岡県建設工事検査要領細則に定める工事検査復命書《2-6ページ参照》及び工事検査記録を作成し、検査を命令した者に提出するものとする。

2 工事検査課長又は検査事務所長は、前項の復命書を受理したときは、速やかに静岡県建設工事検査要領細則に定める工事検査結果通知書《2-7ページ参照》に工事検査記録を添え検査を申請した者に通知するものとする。

(修補指示)

第15条 発注機関の長は、検査の結果不合格の工事検査復命書又は工事検査結果通知書を受理したときは、静岡県建設工事検査要領細則に定める修補指示書《2-9 ページ参照》により、受注者に修補を指示するものとする。

(再検査)

第16条 検査員は、修補完了を確認するための検査を行わなければならない。ただし、修補の内容が軽微な場合には、工事記録及び工事写真等によりその内容を確認することをもって実地による検査に代えることができるものとする。

2 第7条から第15条の規定は、前項の検査に準用するものとする。この場合「完成届出書」とあるのは「修補完了届出書」とする。

(工事成績の評定)

第17条 検査員は、検査を終了したときは、別に定める静岡県建設工事成績評定要領に基づき成績評定をするものとする。

(検査結果の通知)

第18条 発注機関の長は、工事検査復命書又は工事検査結果通知書を受理したときは、検査の結果を静岡県建設工事検査要領細則に定める工事検査結果通知書《2-8 ページ参照》により受注者に通知するものとする。

(検査結果の通知時期)

第19条 検査結果の通知時期は、次のとおりとする。

完成検査・一部完成検査

完成届出書又は修補完了届出書を受理した日から14日以内

出来形検査 出来形確認請求書を受理した日、又は契約の解除の通知をし、若しくは解除の通知を受けた日から14日以内

中間検査 その都度速やかに

附 則

この訓令乙は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月25日訓令乙第19号）

この訓令乙は、令和3年1月4日から施行する。

別紙 1

本庁検査・主管事務所検査の対象

本庁検査

工事の種類	検査対象
土木工事	6,000 万円以上及び低入札価格調査対象工事 低入札価格調査対象工事以外の ICT 施工による河床掘削工並びに舗装維持修繕工は除く
農林土木工事	4,000 万円以上及び低入札価格調査対象工事
建築・設備工事	6,000 万円以上及び低入札価格調査対象工事

主管事務所検査

土木工事

検査事務所	所管する事務所	検査対象
富士土木事務所	田子の浦港管理事務所	500 万円以上 6,000 万円未満の工事及び低入札価格調査対象工事以外の 6,000 万円以上の ICT 施工による河床掘削工並びに舗装維持修繕工
静岡土木事務所	清水港管理局	
島田土木事務所	焼津漁港管理事務所	
袋井土木事務所	御前崎港管理事務所	

農林土木工事

検査事務所	所管する事務所	検査対象
東部農林事務所	賀茂農林事務所 富士農林事務所	4,000 万円未満
中部農林事務所	志太榛原農林事務所	
中遠農林事務所	西部農林事務所	

建築・設備工事

検査事務所	所管する事務所	検査対象
沼津土木事務所	下田土木事務所 熱海土木事務所 富士土木事務所	6,000 万円未満
静岡土木事務所	島田土木事務所	
浜松土木事務所	袋井土木事務所	

注意事項

- 1 金額は、当初契約金額

様式第 4 号

年 月 日	
工事検査課長（ 事務所長 ） 様 検査員職氏名 工 事 検 査 復 命 書 命により検査をしたので、復命します。	
工 事 番 号	
建 設 工 事 名	
建 設 工 事 箇 所	
検 査 の 種 類	完成・一部完成・出来形（第 回）・中間（第 回）
請 負 代 金 額	
受 注 者	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
検 査 立 会 人	監督員
	受注者
検 査 年 月 日	年 月 日
検 査 の 結 果	
備 考	

- 1 検査の結果欄には、完成・一部完成検査の場合は「合格」又は「不合格」を、出来形検査の場合は「出来形 %」を、中間検査の場合は所見又は「備考欄のとおり」を記載する。
- 2 備考欄には、「不合格の理由」、「指示事項」（契約事項を満足しなくなる可能性がある」と判断される事項）又は「改善を要する事項」（改善を行うことで品質等の向上に寄与すると考えられる事項）等を記載する。

第 号 年 月 日	
発注機関の長 様 工事検査課長 (事務所長) <h2 style="margin: 0;">工事検査結果通知書</h2>	
次のとおり、工事(完成・一部完成・出来形・中間)検査の結果を通知します。	
工事番号	
建設工事名	
建設工事箇所	
検査の種類	完成・一部完成・出来形(第 回)・中間(第 回)
請負代金額	
受注者	
工期	年 月 日から 年 月 日まで
検査立会人	監督員
	受注者
検査員職氏名	
検査年月日	年 月 日
検査の結果	
備考	

- 1 検査の結果欄には、完成・一部完成検査の場合は「合格」又は「不合格」を、出来形検査の場合は「出来形 %」を、中間検査の場合は所見又は「備考欄のとおり」を記載する。
- 2 備考欄には、「不合格の理由」、「指示事項」(契約事項を満足しなくなる可能性がある)と判断される事項)又は「改善を要する事項」(改善を行うことで品質等の向上に寄与すると考えられる事項)等を記載する。

(受注者) 様	第 号 年 月 日	
契約担当者		
<h2 style="margin: 0;">工事検査結果通知書</h2>		
次のとおり、工事(完成・一部完成・出来形・中間)検査の結果を通知します。		
工事番号		
建設工事名		
建設工事箇所		
検査の種類	完成・一部完成・出来形(第 回)・中間(第 回)	
請負代金額		
受注者		
工期	年 月 日から 年 月 日まで	
検査立会人	監督員	
	受注者	
検査員職氏名		
検査年月日	年 月 日	
検査の結果		
備考		

- 1 「指示事項」 契約事項を満足しなくなる可能性があるとして判断される事項
- 2 「改善を要する事項」 改善を行うことで品質等の向上に寄与すると考えられる事項

様式第 6 号

年 月 日

(受注者) 様

契約担当者

修 補 指 示 書

次のとおり、修補を指示する。

工 事 番 号	
建 設 工 事 名	
建 設 工 事 箇 所	
修 補 期 限	年 月 日
修補指示事項	

2 - 2 静岡県建設工事検査要領の運用について(通知)

建 工 第 115 号 - 2
平成 28 年 3 月 28 日

各本庁関係課長
各関係出先機関の長 様

交通基盤部長

静岡県建設工事検査要領の運用について (通知)

静岡県建設工事検査要領の改正については、平成 28 年 3 月 28 日付け建工第 115 号により通知したところですが、その運用について下記のとおり定めたので通知します。

記

- 1 中間検査について (第 3 条)
中間検査の実施は、別添 1「中間検査実施基準」によるものとする。
- 2 検査の対象について (第 4 条)
 - (1) 本庁検査の対象となる検査は、知事部局に係る建設工事の検査であるが、教育委員会及び警察本部については、受託検査として、本庁検査の対象とすることができるものとする。なお、この場合の手続は、別添 2「受託検査の取扱い」による。
 - (2) 本庁検査の対象建築物に係る設備工事については、当初の契約金額が 2,000 万円以上の検査は、本庁検査対象とすることができるものとする。
- 3 図面等の提出
発注機関の長は、本庁検査対象の建築・設備工事の契約を締結したときは、速やかに特記仕様書、図面、現場説明書及び質問回答書を工事検査課長に提出するものとする。
- 4 工事材料の製造請負契約に関する準用
この要領は、請負工事に支給する工事材料の製造請負契約について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項及び第 19 条第 1 項中「14 日」とあるのは「10 日」と読み替えるものとする。

担 当 工事検査課工事検査班
電話番号 054 221 2624
F A X 054 221 3199

【別添 1】

中間検査実施基準

(目的)

第1 この基準は、静岡県建設工事検査要領に基づく中間検査の実施について必要な事項を定めるものとする。

(中間検査の指定)

第2 中間検査の対象工事は、特記仕様書等の契約図書において指定するものとする。

(中間検査の対象)

第3 中間検査の対象となる工種、項目及び時期等は、別紙「中間検査の対象」を参考にして、監督員が受注者に指示するものとする。

(中間検査の実施)

第4 中間検査は、対象工事の施工途中における施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来栄えについて、関係書類に基づき実施し、施工について改善を要する事項（改善を行うことで品質等の向上に寄与すると考えられる事項）及び現地における指示事項（契約事項を満足しなくなる可能性があると判断される事項）を把握するものとする。

2 中間検査で確認した出来形部分については、完成検査、一部完成検査及び出来形検査時の確認を省略することができるものとする。ただし、その後の現場状況の変化や、受注者の管理状況等から再度の確認が必要な場合はこの限りではない。

(中間検査の復命)

第5 検査員は、中間検査を完了したときは、速やかに当該中間検査の結果について、所見、改善を要する事項及び指示事項を記載した工事検査復命書により、検査を命令した者に復命するものとする。

(その他)

第6 この実施基準により難しい場合は、工事検査課長と協議して実施するものとする。

(参考) 第2により中間検査を指定する場合の契約図書への記載例

「この工事は、中間検査の対象工事でありその実施については、中間検査実施基準による。」

別紙

中間検査の対象

土木・農林工事 (省略)

建築・設備工事

1 工事別検査時期

工事種別	回数	検査時期	備考
新築・増築 工事	1	地中梁が完了し、埋め戻し前	
	2	躯体工事が完了し、サッシ取付中 鉄骨造は、鉄骨建方が完了し、サッシ取付中	
	3	内装の下地が完了後	
	追加 1	免震、制震装置が完了後	設備は不要
	追加 2	工場で検査を行うことが必要な時期	
リモデル 工事	1	地中梁が完了し、埋め戻し前 設備は、解体工事完了し、配管工事施工中	
	2	内装の下地が完了後	
	追加 1	工場で検査を行うことが必要な時期	

- ・検査と検査の間が3か月を超える場合は、次回の検査時期に達していなくても中間検査を行う。
- ・改修工事、解体工事：工事内容により必要に応じて中間検査を行う。
- ・居住改善工事：原則として初回対象住戸が完了した後に中間検査を行う。

2 工場で行う検査対象

建 築

- ・特殊な建築物等で重要なもの。

【具体例】

- ・鉄骨工場製作品、特注製作品、特殊材料のうち特に重要な材料

設 備

- ・特殊な仕様なもの。

【具体例】

- ・下水プラント機器で特に重要な材料(機械濃縮機、同コントロール盤等)
- ・キュービクル、盤、大型材料等で特に重要なもの
- ・特注製作品(標準仕様書にない仕様のもの)で特に重要な材料

【別添2】

受託検査の取扱い

第1 受託検査の対象

受託検査の対象は、静岡県建設工事検査要領第4条に定める検査とする。

第2 受託検査の依頼

- (1) 受託検査の依頼は、受託検査依頼書（様式1）《4-100ページ参照》により行う。
- (2) 依頼書の受付時に、理由及び工事内容のヒアリングを行う。
- (3) ヒアリングの結果により、検査依頼の受託の可否を決定する。

第3 旅費の再配当

- (1) 受託検査に伴う旅費は、依頼者が負担する。
- (2) 受託決定後に交通基盤部経理監と調整し、再配当する。

2 - 3 静岡県建設工事検査技術基準

静岡県建設工事検査技術基準

(目的)

第1条 この技術基準は、静岡県建設工事検査要領第12条の規定に基づき、検査員が検査を実施するために必要な技術的事項を定め、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

(検査の内容)

第2条 検査は、当該工事を対象として、契約図書等に基づき、工事実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて行うものとする。

(工事実施状況の検査)

第3条 工事実施状況の検査は、工事の施工体制、施工状況（契約書等の履行状況、工程管理、安全管理、工事施工状況）に関する各種の記録（工事打合せ記録及び工事写真等を含む。）と契約図書とを対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

(出来形の検査)

第4条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第2に基づき行うものとする。

(品質の検査)

第5条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第3に基づき行うものとする。

(出来ばえの検査)

第6条 出来ばえの検査は、仕上げの状況、とおり、すり付け、納まりの程度及び一般的な外観について、目視又は観察により行うものとする。

別表第1（第3条関係）

工事実施状況の検査留意事項

【建築工事、設備工事】

項目	関係書類	内容
(1)施工体制	施工体制台帳、施工体系図、その他	適正な施工体制の確保状況
(2)契約書等の履行状況	契約書、仕様書、施工計画書、その他	指示、承諾、協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品及び工事発生品の処理状況その他契約書等の履行状況
(3)工程管理	工程表、工事工程月報、その他	工程管理状況
(4)安全管理	施工計画書、安全活動の記録、仮設設備点検表、重機等点検記録、その他	安全管理体制、安全設備及び点検、安全活動、関係法令の遵守状況
(5)工事施工状況	施工計画書、工事記録簿、工事写真、その他	施工方法、施工管理、緊急時の対応、現場管理状況

別表第2（第4条関係）

出来形の検査

【建築工事】

建築工事	検査内容	検査方法
	基準高、長さ、形状、個数、径、断面寸法、厚さ、勾配、延長、膜厚、塗布量、範囲、幅、位置、ピッチ	施工計画書、施工記録、納品書、伝票、出荷証明、ミルシート、工事写真、目視及び実測等により確認

【設備工事】

設備工事	検査内容	検査方法
	形状、管径、勾配、個数等	施工計画書、施工記録、設計審査願、工場検査報告書、工事写真、目視等により確認

別表第3(第5条関係)

品質の検査

【建築工事、設備工事】

項目	検査内容	検査方法
材料	材料の品質は、設計図書と対比して適切か	品質証明書、規格証明書、材料試験結果証明書、メーカーパンフレット等により確認
施工方法及び仕様	施工方法及び仕様は、設計図書と対比して適切か	施工計画書、施工記録、納品書、工事写真、目視及び実測等により確認
機能及び性能の水準	建築物、設備又は付帯施設等の機能及び性能の水準は設計図書と対比して適切か	目視又は実際に操作、計測して検査

2 - 4 建築設備工事検査チェックシート

建築工事検査チェックシート

建設工事名						受注者							
請負金額	当初	円			工期	着手				建設地	監督員		
	最終	円				完成							
						延長							
工事概要	本棟	・SRC・RC・S・W・CB			階延べ面積	㎡	立会人	現場代理人					
	附属	・SRC・RC・S・W・CB			階延べ面積	㎡		主任・監理技術者					
	その他							その他					
検査区分	・中間（・A・B・C）・完成				検査員		出来高	現在	%	措置	・要 ・不要		
検査日								計画	%				
確認済証					設計変更		書類	・工程表 ・工程月報 ・請負代金内訳書 ・主任技術者等通知書 ・火災保険等契約書の写 ・工事カルテ受領書					
検査済証					前指示事項								
書類審査	施工計画	実施工程表		・総合工程表（・変更 ・修正） ・補足工程表（・月間 ・週間） ・掲示 ・チェック									
		施工体制等		・施工体制台帳（下請負 ・再下請負通知書、下請負契約書、建設業許可証の写） ・施工体系図（工事別責任者、掲示） ・建退共（掛金収納書、受払簿、掲示） ・有資格者（作業主任者、技能士、資格者証の写、一覧表の掲示）									
		総合施工計画書	総合施工計画		・現場組織表（現場代理人、主任技術者、監理技術者、専門技術者、電気主任技術者、掲示） ・安全衛生管理体制（安全衛生管理体制表、緊急連絡体制表、安全教育、掲示） ・災害公害体制（異常気象時の体制表、防火管理組織編成表、公害対策（騒音、振動他）、環境対策、交通安全、警備対策） ・VOC対策 ・発生材の処理 ・解体								
			総合仮設計画		・目的物位置 ・仮囲い ・搬入路 ・仮設物 ・仮設電力等 ・足場 ・揚重機 ・安全対策								
		工種別施工計画書	土		地業（・杭）		鉄筋（・材料 ・加工 ・施工 ・圧接）			コンクリート（配合 ・打設 ・型枠）			
			鉄骨（・製作 ・施工 ・探傷試験）		ブロック		PC版		ALC版		押出成形C板		
			防水（・アスファルト ・シート ・塗膜 ・シーリング）		石		タイル		木				
			屋根及びびとい		金属		左官		建具（・アルミ ・鋼製 ・木製）		塗装		
			内装（・天井 ・壁 ・床 ・断熱防露）		ユニットその他		排水		舗装		植栽		
			外構		電力設備		通信情報設備		給排水衛生設備		空気調和設備		
施工図	仮設		杭		土		鉄筋		型枠		コンクリート		
	鉄骨		ブロック		PC版		ALC版		押出成形C板		防水		
	石		タイル		木		屋根		金属		植栽		
	外構		各階配管(線)図		各種系統図		機器製作図						
材料計画	使用材料（機器）報告書		・カタログ ・見本 ・型板										
	製作承諾図（・アルミサッシ ・鋼製サッシ ・木製建具）												
施工管理	記録書		・指示 ・承諾 ・協議 ・提出 ・報告書 ・工事記録簿 ・材料検査簿 ・工事日誌 ・安全記録										
	工事写真		・明確性 ・確実性（出来形、品質、作業工程、材料マーク） ・整備方法										
	官公署申請・届出等		・建基法（・確認済 ・完成） ・消防法（・計画 ・完成） ・労働安全衛生法 ・電気 ・騒音 ・産廃法 ・建設リサイクル法 ・耐震改修促進法（・認定 ・完成） ・福まち条例 ・CASBEE ・建築物省エネ法										
	その他一般共通		・養生 ・片付け ・事故 ・苦情 ・完成図 ・完成写真										

書 類 審 査	施工管理	施工資格証明	・ガス圧接工（技）	・溶接施工管理技術者（資、経）	・溶接工（資）	・スタッ ^ド 溶接工（技、試）				
		施工管理技術者	・場所打ちコンクリート杭地業	・I類コンクリートの製造工場	・鉄骨製作工場	・鉄骨工事の溶接作業	・溶融亜鉛めっき高力ボルト接合			
		現場掲示	・建設業許可証	・施工体系図	・労災保険関係標識	・建退共制度適用標識	・有資格者一覧表・緊急時連絡表	・再下請負通知書の提出案内	・建築確認済証	・鉄骨製作工場表示板
		その他	・「施工プロセス」のチェックリスト（・A・B・C・完成）							
	（品質・出来形管理）	試験成績書・工事写真 品質証明書・納入伝票	材料品質証明	・杭	・砕石	・鉄筋	・溶接金網	・コンクリート（調合、強度）		
				・鋼材	・ボルト	・溶接材料	・ブロック	・PC版	・ALC版	
				・押出成形セメント板	・防水材料（・アスファルト・改質アスファルトシート・塗膜）					
				・タイル	・石	・シーリング材（・シリコン・ポリサルファイド・ウレタン）				
				・木材	・集成材	・長尺金属板	・粘土瓦	・とい	・軽鉄下地	
				・金属（・笠木・ExpJ・手摺・タラップ）	・左官材		・仕上塗材	・ロックウール		
				・アルミ建具	・鋼製建具	・木製建具	・ガラス	・石膏ボード	・合板	
				・塗料（・錆止・SOP・CL・EP・VE・UC・他）	・フローリングブロック		・フローリングボード	・化粧複合フローリング		
				・壁紙	・畳	・カーペット	・ビニール床シート	・ビニール床タイル	・ビニール床の接着材	
				・合成樹脂塗床	・断熱防露材	・路盤材	・As舗装材	・As調合	・排水材料	
				・コンクリート二次製品	・土壌改良材	・設備材料	・地盤改良			
計測・試験・検査記録・報告書・工事写真	・位置決定	・水平基準墨	・根徹底深さ	・地耐力	・埋戻し	・残土処分				
	・試験杭（・支持地盤の確認）	・杭打記録（・打込み深さ・施工時間・アースオーガー電流値・支持力等）	・杭頭（・高さ・杭芯・補強）	・杭根固め液	・杭周固定液					
	・継杭溶接	・場所杭掘削	・場所杭安定液	・杭載荷試験	・砕石	・捨コン				
	・配筋検査	・圧接部検査	・コンクリート圧縮強度	・スランプ、空気、温度	・塩化物総量	・型枠組立				
	・躯体出来形	・鉄骨製品	・溶接開先等	・溶接部検査	・スタッ ^ド 曲げ	・アンカーボルト				
	・鉄骨建方	・高力ボルト（・一次締・ナット回転法・他）		・超音波探傷	・ケミカルアンカー					
	・ALC等建込	・防水（・下地勾配・重ね長さ・端部・防水下地乾燥度）			・タイル引張	・タイル打診				
	・木材含水率	・軽鉄天井高	・耐火被覆（・厚さ・比重）	・サッシ社内	・サッシ建込					
	・畳施工管理	・舗装出来形	・舗装高	・切り取り厚	・路床転圧高	・路盤締固度				
	・路盤転圧後	・As施工温度	・排水勾配（・側溝・排水管）		・植栽出来形	・設備				
	・絶縁抵抗試験測定結果表	・接地抵抗試験測定結果表	・照度測定結果表	・電界強度試験測定結果表	・ガス気密試験報告書	・水圧試験報告書				
・コンセント極性試験結果表	・排水管通水試験（滴水試験）	・風量測定報告書	・試運転調整報告書							
・産業廃棄物	・社内検査	・法定検査	・下検査							
備考										

設備工事検査チェックシート

工事名	工事					受注者						
契約金額	当初	円	工期	着手			工事箇所	監督員				
	変更	円		完成								
				延長								
工事概要	建築	・SRC ・RC ・S ・W ・CB			階	延べ面積	m ²	立	現場代理人			出
	設備						会	主任・監理技術者			出	
	その他						人	補助技術者			出	
検査区分	・中間(第 回) ・完成			検査員			出来高	現在	%	措置	要 ・ 不要	
検査日	平成 . . .				計画	%						
確認済証				設計変更				下請	・下請届 ・請書(下請契約書)			
検査済証				前指示事項								
書類	施工計画書	実施工程表	・総合工程表(・変更 ・修正) ・補足工程表(・月間 ・週間)							揭示		
		施工体制等	・現場組織表(・現場代理人 ・主任 ・監理 ・専任監理 ・専門技術者 ・電気主任技術者) ・施工体制台帳 ・施工体系図(工事別責任者) ・建退共の加入 ・受払簿							揭示		
		安全衛生管理体制	・安全衛生管理体制表 ・緊急時連絡体制表 ・安全教育							揭示		
		災害公害体制	・異常気象緊急時の体制表 ・防火管理組織編成表 ・公害(・騒音 ・振動 ・他) ・環境 ・交通安全 ・警備対策 ・揭示									
		総合施工計画書	・仮設(・目的物位置 ・仮囲い ・搬入路 ・仮設物 ・仮設電力等 ・足場 ・揚重機 ・安全対策) ・VOC ・廃材処分 ・解体									
	施工図	電力設備	受変電設備	通信情報設備	自動制御設備							
		発電設備	中央監視制御設備	空気調和設備	給排水衛生設備							
		電力貯蔵設備	ガス設備	さく井設備	浄化槽設備							
		昇降機設備	医療関係設備	医療ガス設備	機械式駐車設備							
	施工図	配置図(屋外)	各階配管(線)図	各種系統図	各種詳細図							
機器製作図		電気室、機械室平面等										
材料計画	・使用材料(機器)報告書 ・カタログ ・見本 ・型板 ・機器承諾図											
	・製作承諾図(・受電盤 ・配電盤 ・ポンプ ・生コン工場JIS)											
査	施工管理	記録書	・指示・承諾・協議・提出・報告書 ・工事記録簿 ・材料検査簿 ・工事日報(集計) ・安全記録									
		工事写真	・明確性 ・確実性(出来形、品質、作業工程、材料マーク) ・整備方法 ・箇所									
		官公署申請・届出等	・建基法(・確認済 ・完成) ・消防法(・計画 ・完成) ・労働安全衛生法 ・電気事業法 ・上下水道法 ・水質汚濁防止法 ・浄化槽法 ・ガス事業法 ・液化石油ガス法 ・高圧ガス法 ・産廃法 ・建設リサイクル法 ・騒音規制法 ・CASBEE ・建築物省エネ法									
		その他一般共通	・養生 ・片付け ・事故 ・苦情 ・火災保険 ・完成図 ・完成写真 ・取扱説明書 ・CORINS 登録									

書	施工管理	施工資格証明書		・電気主任技術者	・電気工事士(1種・2種)	・浄化槽設備士							
		その他		・技能士(配管・熱絶縁・建築板金・空調和・さく井)	・あと施工アンカー	・超音波探傷試験							
類	施工管理(品質)	試験成績書・工事写真		「施工プロセス」のチェックリスト(・中間 第 回 ・完成)									
		審	査	計測・試験・検査記録・報告書・工事写真	1	電力	電線保護類	電線	照明	盤	避雷	塗装	機器試験
					2	受変電	キュービクル盤	高低圧盤	変圧器盤	開放型盤	高圧機器	直流電源装置	〃
					3	電力貯蔵	直流電源	UPS					
					4	発電	発電機	原動機	配電盤	補機付属装置	燃料油	配管材料	〃
					5	通信・情報	電線	電線保護類	端子盤	構内情報網	構内交換	情報表示	〃
					6		映像・音響	拡声	テレビ共同	監視カメラ	自火災報知	ガス漏れ	〃
					7	中央監視制御	警報盤	表示操作盤	監視制御装置	無停電装置			〃
					8	空調和	ボイラ類	冷凍機	冷却塔	空調和機	全熱交換器	ポンプ・ダク外類	〃
					9	給排水衛生	衛生器具	ポンプ	タンク	消火機器	厨房機器	配管材料	
					10	自動制御	自動制御機器	自動制御盤	中央監視	計装機材		〃	
					11	ガス	管、継手	弁、コック、栓	ガス漏れ警報器	配管雑材料	充てん容器		〃
					12	さく井	ケーシング	スクリーン	砂利	遮水			〃
					13	浄化槽	ポンプ	接触材	各種装置	盤	配管	電気配管配線	〃
					14	昇降機	機械室機器	かご、乗場	レールロープ	安全装置	耐震装置	電気配管配線	〃
15	建築工事				鉄筋	鉄骨	コンクリート	防水材	サッシ	内装材	塗装材		
			電力	接地抵抗	絶縁抵抗	絶縁耐力	照度	点灯	極性	盤動作	盤外観構造	盤ソーケンス	
			受変電	構造	絶縁抵抗	耐電圧	継電器特性	総合動作	接地抵抗	塗装	支持、固定		
			電力貯蔵	構造	絶縁抵抗	総合動作							
			発電	始動停止	充気、充電	負荷燃料	振動	保安継電器	絶縁抵抗	耐電圧	接地抵抗	圧力、背気圧	
			通信・情報	絶縁抵抗	接地抵抗	電界強度	機能(構内情報網、構内交換、映像・音響、拡声、テレビ、監視カメラ、火災、警報、ガス漏れ、自動閉鎖)						
			空調和	蒸気水圧	油気密	水圧	冷媒気密	塗装、防錆	保温	支持、固定	防火区画		
			給排水衛生	給水水圧	排水満水	排水桝	通水	塗装、防錆	埋設、防食	保温	支持、固定	スリーブ	
			自動制御	絶縁抵抗	総合調整	システム構成							
			ガス	気密(中間・完成)	点火	塗装、防錆	埋設、防食	鋼管、溶接	支持、固定				
			さく井	揚水(予備、段階、連続)			自然水位	水質	位置図	柱状図	地質標本		
			浄化槽	水張り	気密	各種機器	躯体	総合運転	※ユニット型式は水張り、総合運転のみ				
			昇降機	(社)日本エレベーター協会標準による試験成績表									
			建築	残土処分記録	産業廃棄物報告	根徹底深さ	くい打記録	圧設試験	コンクリート強度	躯体測定			
			検査	社内完成	法定検査	下検査							
備考													

3 - 1 静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱

静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱

平成3年11月26日 管第537号

最終改正 令和3年9月21日 建経業第173号

第1 趣旨

この要綱は、静岡県（以下「県」という。）発注建設工事に係る建設生産システム合理化を図るため、「建設産業における生産システム合理化指針」（平成3年2月5日付け建設省建設経済局長通知）に定めるもののほか、県発注建設工事を施工するに当たり工事に携わる建設業者が講ずべき措置について定めるものとする。

第2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 請負人 県から直接建設工事を請け負った者をいう。
- (2) 注文者 工事が下請契約により施工される場合には、請負人のほかそれに続くすべての下請契約における注文者をいう。
- (3) 受注者 請負人からその工事の一部を請け負った者は勿論、それに続くすべての下請契約における受注者をいう。

第3 適正な契約の締結

注文者及び受注者は、工事の開始に先立ち、中央建設業審議会勧告に係る建設工事標準下請契約約款又は一般社団法人全国建設業協会制定に係る工事下請基本契約約款等により下請契約を締結するものとする。なお、請負人は、工事の一部を他の建設業者に請け負わせて施工させる場合において、静岡県建設工事執行規則第2条に規定する契約担当者（以下「契約担当者」という。）が求めたときは、同規則第15条に定める下請負人通知書を、当該下請契約書の写しを添付のうえ、遅滞なく契約担当者に提出しなければならない。

第4 適正な施工体制の確立

請負人は、建設工事における適正な施工体制の確保を図るため、別に定める施工体制台帳を整備すること等により、的確に建設工事の施工体制を確立するよう努めるものとする。

第5 建設業退職金共済制度への加入の促進等

請負人は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、当該工事に携わる建設業者の建設業退職金共済制度への加入の促進及び適正履行の確保に努めるものとする。この場合において、請負人以外の注文者は、加入の促進等が的確に行われるよう協力するものとする。

また、請負人は、請負代金額が100万円以上の工事について、掛金収納書を工事請負契約締結後1か月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後40日以内）に、契約担当者に提出しなければならない。

あわせて、請負人は、当該工事において請負人が購入した退職金共済証紙の受払簿の写し及び掛金充当実績総括表を、工事完成届の提出と同時に契約担当者に提出しなければならない。

第6 下請取引責任者の選任

請負人は、この要綱において請負人が遵守すべきものと規定された事項の適正な履行を図るため、下請取引責任者を選任しなければならない。

なお、請負人は、下請負人通知書を提出する場合には、当該通知書に係る工事に関し、別紙様式《3-3 ページ参照》による下請取引責任者通知書を併せて契約担当者に提出しなければならない。

第7 指導助言等

県は、県発注建設工事における建設生産システムの合理化を図るため必要があると認められた場合には、請負人に対し、資料の提出を求め、当該工事に係る事業場等の現地調査を実施し、必要に応じて指導助言を行い、又は是正措置を講ずるよう要請するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成3年11月26日から施行する。
- 2 静岡県発注建設工事にかかる元請下請関係適正化対策要綱（昭和59年1月18日付け管第505号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

別紙様式（用紙 日本産業規格 A4 縦型）

下 請 取 引 責 任 者 通 知 書

年 月 日

様

住 所
請負人 商号又は名称
氏 名

静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱第6に基づく下請取引責任者を下記の通り選任したので、通知します。

記

工 事 名
下請取引責任者職氏名

3 - 2 静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱の取扱いについて

静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱の取扱いについて

平成3年11月26日 管第537号

最終改正 令和3年9月21日 建経業第174号

交通基盤部長から関係各部局長、関係各課長、各かい長あて

静岡県(以下「県」という。)発注建設工事に係る建設生産システムの合理化を図るため、今般、標記要綱(以下「要綱」という。)を別添の通り策定したところであるが、この取扱いについては下記によられたく、通知します。

記

1 要綱の周知徹底等

契約担当者は、県発注建設工事の入札に参加しようとする者に対し、現場説明又は入札の執行に先立つ契約事項の確認の際に、要綱の周知徹底を図るとともに、その遵守方指導すること。

2 下請負人通知書の取扱い

(1) 要綱第3に基づき下請負人通知書の提出を求める場合については、昭和50年3月25日付け規則第16号「静岡県建設工事執行規則」の第15条によるほか、契約担当者、当該契約担当者所属部主管課長及び建設業課長が協議のうえ別に定めるものとする。

(2) 契約担当者は、下請負人通知書の提出を受けたときは、下請契約の締結及び下請契約における注文者から、その契約における受注者に対する請負代金の支払時期及び方法等について、おおむね別紙の項目について審査すること。

(3) 契約担当者は、前項による審査の結果、下請契約の内容が建設業法等関係法令に違反し、あるいは要綱等行政指導通達に照らし著しく適正を欠くと認められる場合は、要綱第7に基づいてその是正方を要請すること。

(4) 契約担当者は、毎月15日までに、前月に提出のあった、下請負人通知書に前項により是正方を要請したものがあつた場合は、下請契約に関する是正状況報告書(様式第1号)《3-8 ページ参照》を所属部主管課長を經由し、建設業課長あて提出すること。

3 施工体制台帳等の取扱い

- (1) 施工体制台帳（様式は第2号《4-27 ページ参照》に示すもの、又はこれに準拠するもの及び作業員名簿（様式は第6号《4-112 ページ参照》に示すもの、又はこれに準拠するもの）を含む。）は、請負人において作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。又、下請契約を締結した請負人は、受注者に対し、再下請負通知書（様式は第3号《4-28 ページ参照》に示すもの、又はこれに準拠するもの及び作業員名簿（様式は第6号に示すもの、又はこれに準拠するもの）を含む。）の提出が必要である旨を通知するとともに、施工体系図（様式は第4号《4-29 ページ参照》に示すもの、又はこれに準拠するもの）を作成し、当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
- (2) 請負人は、施工体制台帳及び施工体系図を監督員へ提出しなければならない。
- (3) 工事執行を担当する本庁の課長等、出先機関においては副所長等又は部長等（副所長等又は部長等が複数置かれている出先機関にあっては、契約担当者があらかじめ指定した副所長等又は部長等、副所長等及び部長等を置かない出先機関にあっては、当該工事を担当する課長）は、施工体制台帳の提出を受けたときは、下請契約の締結及び下請契約における注文者から、その契約における受注者に対する請負代金の支払時期及び方法等について、おおむね別紙の項目について審査すること。
- (4) 契約担当者は、前項による審査の結果、下請契約の内容が建設業法等関係法令に違反し、あるいは要綱等行政指導通達に照らし著しく適正を欠くと認められる場合は、要綱第7に基づいてその是正を要請すること。
- (5) 契約担当者は、毎月15日までに、前月に提出のあった、施工体制台帳に前項により是正を要請したものがあつた場合は、下請契約に関する是正状況報告書（様式第1号）《3-8 ページ参照》を所属部主管課長を経由し、建設業課長あて提出すること。

4 建設業退職金共済制度に係る書類の取扱い

- (1) 契約担当者は、要綱第5に基づく掛金収納書（証紙貼付方式による場合にあっては、提出用台紙に貼り付けたもの）の提出を受けたときは、当該収納書記載の共済証紙購入の考え方（電子申請方式による場合にあっては、退職金ポイント購入の考え方）を確認し、おおむね当該工事に従事する作業員の延べ人員に対応する額とされているか審査すること。
- (2) 契約担当者は、要綱第5に基づく掛金充当実績総括表の提出を受けたときは、掛金充当日数と掛金収納書における証紙購入日数（電子申請方式による場合にあっては、退職金ポイントの購入日数）を照合し、おおむね齟齬がないことを審査すること。
- (3) 契約担当者は、要綱第5に基づく建設業退職金共済証紙受払簿の写しの提出を受けたときは、退職金共済証紙（電子申請方式による場合にあっては、退職金ポイント）の交付が、当該請負工事の種類、請負代金額等に応じておおむね適正になされているか審査すること。

- (4) 契約担当者は、前項による審査の結果、退職金共済証紙（電子申請方式による場合にあっては、退職金ポイント）の交付状況が著しく適正を欠くと認められる場合は、要綱第7に基づいてその是正を要請すること。
- (5) 契約担当者は、毎月15日までに、前月に提出のあった建設業退職金共済証紙の受払簿の写し及び前項により是正を要請したものがある場合は、建設業退職金共済証紙の受払いに関する是正状況報告書（様式第5号）《3-9 ページ参照》を、所属部主管課長を経由し、建設業課長あて提出すること。

5 その他

契約担当者、関係各部主管課長又は建設業課長は、当該注文者及び受注者が要綱第7に基づく指導助言あるいは要綱等に従わない場合等において、当該注文者及び受注者が県発注建設工事を施工することに適さないと認められるときは、建設工事競争入札参加者の格付及び選定要領4に定める建設工事入札参加資格委員会にその旨を報告し、今後の県発注建設工事における入札参加者の選定において配慮を求めること。

附 則

この改正は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年3月11日から施行する。

なお、この取扱いの施行の際現に改正前のそれぞれの取扱いの規定及び様式により提出されている様式は改正後のそれぞれの取扱いの相当する規定及び様式により提出された様式とみなす。

また、この取扱いの施行の際現に改正前のそれぞれの取扱いの様式により作成されている様式は、当分の間、調整することができる。

附 則

この改正は、令和3年5月20日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年10月1日から施行する。

別紙

下請負人通知書及び施工体制台帳の審査項目

- 1 受注者選定の形態は適当か。一括下請の疑いはないか。(建設業法第22条)
- 2 要綱第3に定める約款により下請契約が締結されているか。
- 3 請負契約は、当該工事を施工するために通常必要とされる原価に満たない額ではないか。(建設業法第19条の3)
- 4 請負代金の支払時期は、請負者が県から出来形部分に対する支払い、又は工事完成後における支払を受けたときから1か月以内とされているか。(建設業法第24条の3第1項)
- 5 注文者が前払金の支払を受けたときは、受注者に対し、資材の購入、労務者の募集、その他当該工事の着手に必要な費用を前払金として支払うこととされているか。(建設業法第24条の3第3項)
- 6 当該工事の完成検査は、受注者から完成通知があったときから20日以内に完了することとされているか。(建設業法第24条の4第1項)
- 7 当該工事目的物の引渡しは、完成検査完了後、受注者の申出があったときは、直ちに受けることとされているか。(建設業法第24条の4第2項)
- 8 特定建設業者が注文者となった下請契約(当該特定建設業者が他の特定建設業者又は資本金が4000万円以上の法人と下請契約を締結する場合を除く。)にかかる請負代金は、当該工事目的物の引渡しの申出がなされた日から起算して50日以内に支払うこととされているか。(建設業法第24条の6第1項)
- 9 請負代金(下請契約が2以上あるときは、請負代金の総額)が4000万円以上(建築工事の場合6000万円以上)の場合、請負人は、特定建設業の許可を受けている者であるか。(建設業法第16条)
- 10 建設工事が軽微な工事(工事1件の請負代金の額が、建築一式工事にあっては1500万円未満の工事、又は延べ面積が150平方メートル未満の木造住宅工事、建築一式工事以外の工事にあっては、500万円未満の工事)でない場合、当該受注者は、建設業の許可を受けている者であるか。(建設業法第3条)
- 11 請負代金の支払いについて、現金払いと手形払いとを併用する場合、当該代金に占める現金の比率及び手形の期間は適当か。
特に、労務費相当分については、現金払いとされているか。
また、手形期間は120日以内とされているか。
- 12 監理技術者及び主任技術者の配置は適正か(監理技術者補佐を配置する場合はその者の配置を含む。)(建設業法第26条)
- 13 請負人及び受注者(適用除外は除く)が、適切な社会保険に加入しているか。
- 14 1号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況が適当か。

下請け契約に関する是正報告書

(発注機関名：)

工 事 名	請負人の照合又は名称	受注者の照合又は名称	要 請 事 項	是 正 状 況	摘 要

建設業退職金共済証紙受払に関する是正報告書

(発注機関名：)

工 事 名	請負人の照合又は名称	受注者の照合又は名称	下請工事 の 種 類	請負金額	証紙交付額	要請事項	是正状況	摘 要

3 - 3 県工事を受注する建設業者への指導について

建業第 172 - 2 号
平成 14 年 8 月 30 日

土木部出先機関の長 様

土木部長

県工事を受注する建設業者への指導について

現下の建設業は非常に厳しい経営環境にあるため、下請業者等へのしわ寄せが憂慮されております。下請業者の経営の安定や健全性を確保するため、適正な下請契約や代金の支払等が強く求められております。

本県では従来から、元請下請取引の適正化の指導を行っていますが、下請負人通知書の審査・指導及び建設業構造改善実態調査によると、未だ一部の建設業者に、変更契約が結ばれていないものや二次以下の下請契約において書面による契約が行われていないものなど、不適切な処理が見受けられます。

については、貴職においても、下記のことには留意の上、従来にも増して元請下請取引の適正化の推進に努めてください。

記

1 下請契約における代金支払の適正化等について

別添のとおり国土交通省から通知（平成 14 年 8 月 6 日付国総入企第 30 号国土交通省総合政策局建設業課長通知）があったので、一層の指導に努めること。

「総合工事業者・専門工事業者における工事見績条件の明確化について - 「施工条件・範囲リスト」（標準モデル）の作成 -」（建設生産システム合理化推進協議会）については、別添のとおりです。

2 「静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱（以下「指導要綱」という。）」に基づく指導について

~~(1) 下請契約書は、一次下請については下請負人通知書(下請業者を使用した全ての工事)に添付され、二次以下の下請については施工体制台帳(下請契約の請負代金の総額が、3,000 万円(建築一式工事は 4,500 万円)以上の工事)に添付されて発注者へ提出されるので、提出された契約書について「指導要綱の取扱いについて」の「下請負人通知書の審査頁目」に基づき審査し、違反又は適正を欠くと認められる場合には、「指導要綱」の第 7 に基づき、適正な契約や支払いが行われるよう指導すること。~~

平成 30 年 7 月 静岡県建設工事執行規則等改正により取止め

(2) 「指導要綱」の第 6 に基づく下請取引責任者の選任及び通知書の提出等については、施工体制台帳の発注者への提出や監理技術者等の専任制確認のチェック体制が整ったので、事務の簡素化のため当面中止する。

3 契約時の指導について

別添パンフレット「県の公共工事を受注される建設業者の皆様へ（H14.8 改訂版）」の原稿を送付するので、貴事務庁において印刷のうえ、契約の際、必ず受注業者へ配布し指導すること。

県の公共工事を受注される建設業者の皆様へ 適正な下請契約代金の支払等について ～ 適正な契約を結びましょう ～

下請代金の設定については、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとし、下請業者からの明確な経費内訳による見積書の提出、それを踏まえた双方の協議など適正な手順を遵守しましょう。取引上の地位を不当に利用して、いわゆる指し値等の通常必要な原価に満たない額で下請させることは、建設業法、独占禁止法上問題となります。

下請代金の見積りに当たっては、適正な見積期間（建設業法施行令第6条）を設けるとともに、賃金等に加えて必要な諸経費、法定福利費を適正に考慮しましょう。

下請契約を結ぶ場合は、契約の内容となる一定の重要な事項（建設業法第19条第1項各号）を具体的に記載した適正な契約書（建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書）を作成し、相互に交付しましょう。

契約約款及び注文請書の販売：建設事業協同組合連合会又は最寄りの地区建設事業協同組合
工事内容、工期又は請負金額を変更する場合は、双方の協議の適正な手順により変更のうえ、変更契約書を作成し、相互に交付しましょう。

「建設リサイクル法」対象工事の受注者は、工事の一部を下請けに出す場合、分別解体等の方法、再資源化をする施設の名称及び所在地の事項等を書面に記載し、下請業者に対して告知（県発注工事においては告知書を下請業者に通知し、その写しを県の工事監督員に提出することとなっています。）することが義務付けられています。

～ 請負代金は適正に支払いましょう ～

元請業者が前払金を受けた場合は、当該工事の下請業者に対して相応する額を速やかに現金で前金払いしましょう。

下請契約における代金の支払は、請求書提出締切日から支払日までの期間をできる限り短くしましょう。

下請契約における代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合は、支払代金に占める現金の比率を高める（現金比率が50%を超えること）とともに、労務費相当分については、現金払としましょう。公共工事においては、発注者から現金による支払いがなされるので、下請業者に対して速やかに現金で支払うよう配慮しましょう。

手形期間は、120日以内で、できる限り90日以内の短い期間としましょう。

県では、平成30年7月1日以降に契約手続きを開始する、契約書を作成する全ての工事について、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費が明示された請負代金内訳書を徴していますので、契約日から10日以内に必ず発注者へ提出してください。

～ 元請業者は、下請業者の指導に努めましょう ～

元請業者は、下請業者が建設業法、建築基準法、労働基準法、労働安全衛生法等の法令に違反しないよう指導に努めなければなりません。直接の下請業者だけでなく、二次以下の下請業者など工事全体の業者に対して指導に努める責任があります。二次以下の下請契約についても、適正な契約や支払いが行われるよう下請契約の関係者保護に特に配慮してください。

また、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者等に対しても、下請業者と同様に適正な契約や支払いに配慮してください。

下請業者の選定においては、原則、社会保険等加入業者（適用除外者を含む）を選定するように努めてください。平成30年1月1日以降に契約を締結する案件から、社会保険等未加入業者との下請契約締結禁止の措置を二次下請以降の業者について拡大しています。

また、できる限り地元業者を優先的に選定しましょう。

資材購入業者の選定においては、県産品・県産材を取り扱う業者を積極的に選定しましょう。

公共工事を請け負った建設業者は下請契約を締結したとき、以下の書類を添付した施工体制台帳を作成し、発注者へ提出してください。また、施工体系図についても同様に、発注者へ提出してください。

【施工体制台帳への添付書類】

- ・発注者との請負契約書の写し
- ・下請負人が請負った建設工事の契約書の写し（契約約款等を含む）
- ・元請業者が配置した監理技術者の資格を証する書面（監理技術者資格者証の写し（監理技術者を配置した場合））
- ・元請業者が配置した主任技術者の資格を証する書面（主任技術者となり得る国家資格証の写し又は当該主任技術者の実務経験証明書の写し等）（主任技術者を配置した場合）
- ・元請業者が配置した監理技術者又は主任技術者の雇用を証する書面（健康保険証等の写し）
- ・専門技術者（置いた場合に限る）の資格及び雇用を証する書面

国土交通省では、「下請セーフティネット債務保証事業」や「地域建設業経営強化融資制度」などの工事請負代金を担保とした融資制度に加え、「下請債権保全支援事業」を実施しています。この事業は、下請の回数に関わらず、下請建設業者及び資材業者が元請業者に対して有する請負代金又は資材代金の支払を、保証料と引換えにファクタリング会社が保証するもので、平成 33 年 3 月 31 日までの時限措置となっています。この事業の下請建設業者等への周知、利用について配慮をお願いします。

～ 建設業退職金共済制度に加入しましょう ～

建退共制度に加入していない下請業者に対し、加入の促進に努めましょう。

共済証紙については、工事ごとに建退共制度の対象労働者数及び就労日数を的確に把握し、それに応じて必要な枚数を購入しましょう。

的確な把握が困難な場合の共済証紙購入額の割合の目安

- ・土木工事については請負代金額（消費税分を除いた額）の 1000 分の 2.1 相当額
- ・建築工事については請負代金額（消費税分を除いた額）の 1000 分の 1.5 相当額
- ・設備工事については据付工事費（消費税分を除いた額）の 1000 分の 1.5 相当額

購入した証紙は、下請業者に正しく配布しましょう（下請業者が当該工事において使用した建退共制度対象労働者の実労働日数を的確に把握し、その実労働日数に応じた証紙を交付してください。また、一次下請業者だけでなく、二次以下の下請業者に対しても証紙を現物交付するよう努めてください）。

請負代金額が 100 万円以上（消費税分を除いた額）の工事について、工事契約締結後 1 ヶ月以内に掛金収納書を発注者へ提出してください。

建退共の経営事項審査申請用加入・履行証明書は、建退共制度に加入し、かつ共済手帳の更新及び共済証紙の購入など履行が適正になされている場合に限り証明書が発行されますので、注意してください。

問合せ先：〒420-0857 静岡市葵区御幸町 9 番地の 9

勤労者退職金共済機構建退共静岡県支部 TEL054-255-7171

～ 暴力団等からの不当介入は報告してください ～

暴力団員等による不当要求又は工事妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかにその内容を警察及び発注者に通報するとともに、警察の捜査に対する協力を行ってください。

問い合わせ先 発注事務所 又は
静岡県交通基盤部建設業課指導契約班 TEL 054-221-3057

(H30.7 版)

3-4 静岡県建設工事の入札に参加予定の皆様へ

平成31年1月
静岡県交通基盤部建設業課

静岡県建設工事の入札に参加予定の皆様へ

静岡県発注工事では、社会保険等未加入者との下請契約を締結することは原則できません *適用除外者(加入義務がない者)は除く

*適用除外者(加入義務がない者)の扱いは、国土交通省の取扱いに準じます。

建設産業においては、若年層入職者の減少等が問題となっており、その一因として、社会保険等(健康、厚生年金、雇用の各保険)未加入者が多いことが挙げられています。

県では、未加入者対策の一環として、静岡県建設工事競争入札参加資格定期申請から社会保険等未加入者の受付を行わず、下請業者を、原則、社会保険等加入業者に限定する取組を実施しています。

社会保険等未加入者(適用除外者を除く)と下請契約を締結した場合でやむを得ない理由があると認められない場合(やむを得ない理由があったと認められた場合であっても、発注者が指定する期限内に加入しない場合)は、受注者(元請業者)に対し、次の罰則が適用されます。

- ・ 制裁金
- ・ 入札参加停止
- ・ 工事成績減点

下請負人に係る受注者に対する制裁金等の罰則は、これまで一次下請が未加入時のみの適用でしたが、平成31年4月以降入札契約手続きを開始する工事は、二次以下の下請が未加入の場合も罰則を適用します。

契約書を作成する工事において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示した請負代金内訳書を提出ください。

法定福利費の計上をうながすため、契約書を作成する全ての工事において、契約締結後10日以内に社会保険等の法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出をお願いしています。

法定福利費の明示にあたっては、国土交通省の資料「(参考②)請負代金内訳書への法定福利費の明示」及び「(参考③-1)及び(参考③-2)法定福利費の明示にあたっての留意点」(別添)を参考としてください。

建設業者の皆様におかれましては、御理解・御協力の程、よろしくお願ひします。

この件の問合せ先:静岡県庁建設業課(指導契約班)

電話 054-221-3059

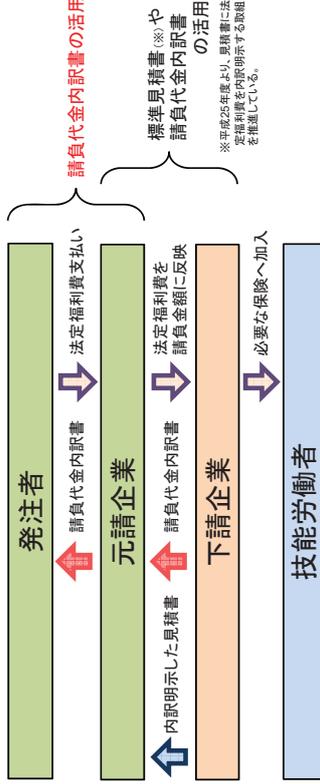
(参考②)請負代金内訳書への法定福利費の明示

○明示する法定福利費について

- ・建設工事の直接的な作業に従事する現場作業員に係る社会保険料の事業主負担分が対象
- ・対象となる社会保険は、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険

契約締結後に発注者に提出する**請負代金内訳書に法定福利費を明示する。**

(活用イメージ)



＜法定福利費の計算方法＞

①労務費を算出し、法定福利費を求めめるケース

- ・入札や見積書作成の際、直接工事費の積算において労務費を使用している場合 ⇒ 当該労務費を使用。
- ・入札や見積書作成の際、直接工事費の積算において労務費を使用していない場合 ⇒ 過去の工事実績から平均的な労務費比率を算出し、これを工事費に乗じて、労務費を算出。
- ・労務費に各保険の保険料率を乗じること、法定福利費を算出。

$$\text{法定福利費} = \text{労務費総額} \times \text{法定保険料率}$$

②労務費の算出が困難なケース

- ・過去の工事実績から平均的な法定福利費の割合を算出し、これを工事費に乗じて、法定福利費を算出。

$$\text{法定福利費} = \text{工事費} \times \text{工事費あたりの平均的な法定福利費の割合}$$

③下請企業から提出された見積書等を活用するケース

- ・下請企業から提出された法定福利費を内訳明示した見積書等を活用(明示された法定福利費の額を合算)

$$\text{法定福利費} = (\text{下請Aの法定福利費}) + (\text{下請Bの法定福利費}) + \dots$$

(発注者) 殿
(受注者) 住所: 氏名:
請負代金内訳書

工事名 ○○工事
契約年月日
工期

工事区分	工種	種別	単価	金額
			
工事費計				10,000,000

(工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額 450,000円)

○内訳明示する法定福利費について

【内訳明示の対象】

- ・ 健康保険の保険料は介護保険料、厚生年金保険の保険料は子ども・子育て拠出金と一体で徴収されることから、内訳明示する法定福利費には、これらの事業主負担分も含まれる。
- ・ 内訳明示を求められている法定福利費以外の費用(例：社会保険料の個人負担分)を除くことが困難な場合は、当該費用が含まれることを明記する。

【内訳明示の方法】

- ・ 法定福利費の算出方法によっては、必ずしも個々の社会保険の法定福利費を算出できるとは限らないため、社会保険の種類毎に明示せず、まとめて明示することでも差し支えない。
- ・ 工事費目(直接工事費、現場管理費等)毎に法定福利費を内訳明示するのではなく、請負代金総額に対して内訳明示することでも差し支えない。

○法定福利費の算出について

- ・ 受注者は、下請企業に工事を発注する予定がある場合には、＜法定福利費の計算方法＞中の「労務費総額」又は「工事費」に下請企業の負担分を含めた上で算出することに留意する。
- ・ 受注段階で下請企業が確定しておらず、下請企業が社会保険の適用対象なのか、適用除外(法定福利費無し)なのか不明である場合には、全ての下請企業が社会保険に加入しているという前提で算出した法定福利費を明示する。

○入契法に基づく工事費内訳書の作成について

- ・ 公共工事の入札の際に発注者に提出する工事費内訳書については、法定福利費を明示することとされていないが、入札段階から法定福利費を適正に確保することが必要であり、また、契約段階での適正な法定福利費の確保や落札後の請負代金内訳書作成の効率化の観点から、入札段階からあらかじめ必要となる法定福利費を算出する(必要な法定福利費が含まれた工事費を算出する)ことが望ましい。

○公共工事の入札調書における法定福利費概算額について

- ・ 国土交通省直轄工事においては、予定価格の積算において計上した法定福利費の概算額を、入札調書に明記し、公表しているが、この法定福利費概算額は、あくまで参考として、予定価格に工種別の「予定価格に占める法定福利費の平均割合」を乗じて算出したものである。
- ・ したがって受注者は、できる限り、＜法定福利費の計算方法＞において示した手法によって、工事ごとに法定福利費を算出することが望ましい。

3 - 5 県発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱いについて(通知)

財 営 第 5 0 号
住 公 第 7 0 号
森 保 第 9 2 8 号
建 業 第 6 5 号
平成 28 年 5 月 24 日

各部局長 様
交通基盤部各課長 様
交通基盤部各出先機関の長 様
各農林事務所長 様

経 営 管 理 部 長
くらし・環境部長
経 済 産 業 部 長
交 通 基 盤 部 長

県発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱いについて(通知)

県発注工事に係る現場代理人の常駐義務の緩和については、「県発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱いについて(通知)」(平成 26 年 3 月 28 日付け財営第 321 号、住公第 470 号、建業第 240 号)により取扱いを通知したところであるが、このたび「建設業法施行令の一部を改正する政令」(平成 28 年政令第 192 号)の施行に伴い、工事現場ごとに専任で技術者を配置することが必要となる建設工事の請負代金の額が上げられたため、県発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱いについて通知する。

なお、「県発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱いについて(通知)」(平成 26 年 3 月 28 日付け財営第 321 号、住公第 470 号、建業第 240 号)は廃止する。

記

1 常駐義務を緩和する場合の判断基準

県発注工事において常駐義務を緩和する場合は、原則、次の判断基準によるものとする。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間や、工事の全部の施工を一時中止している期間等、工事現場の作業状況等に応じて、発注者との連絡体制を確保した上で、常駐義務を緩和することができる。

(2) (1)のほか、工事の規模・内容について、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものでない場合で、次のア及びイを満たす場合は、常駐義務を緩和することができる。

ア 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡を取ることができること。

イ 現場代理人が工事現場を離れる場合は、工事現場に連絡員等を設置し、携帯電話等で常に連絡が可能であること。

* 携帯電話の通話ができない区域の工事現場においては、近傍の現場事務所等に固定電話を設置していること。

2 他の工事の現場代理人との兼任を認める場合の判断基準

常駐義務の緩和に伴い、他の工事の現場代理人との兼任が可能となるが、県発注工事において兼任を認める場合は、原則、次の(1)、(2)のいずれかの場合とする。

なお、いずれの場合も、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項に基づく主任技術者又は監理技術者の専任義務が緩和されるものではないこと及び県発注工事と県以外の機関の発注工事間で現場代理人を兼任しようとする場合において、判断基準をすべて満たす場合であっても、県以外の機関の規定等により兼任が認められない場合があることに注意すること。

(1) 工事1件の請負代金の額(税込)が3,500万円(建築一式工事にあっては7,000万円)以上の場合(兼任しようとする他の工事の請負代金の額は問わない。)は、次のアからエのすべてを満たしていること。

ア 兼任しようとする工事の件数は、原則2件とする。

イ 兼任しようとする工事現場間の距離が10km程度の近接した場所であること。

ウ 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事であること。

* 資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合等も含む。

エ 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと。

(2) 工事1件の請負代金の額(税込)が3,500万円(建築一式工事にあっては7,000万円)未満の場合(兼任しようとする他の工事の請負代金の額も3,500万円(建築一式工事にあっては7,000万円)未満)は、次のアからウのすべてを満たしていること。

ア 兼任しようとする工事の件数は、原則3件までとする。

イ 兼任しようとする工事現場間の距離及び移動時間が一定範囲内であること。

具体的には、工事現場間(兼任しようとする工事のうち最も遠い工事現場間)の直線距離が20km以内、かつ、高速自動車国道を通行しない通常の交通事情における移動時間が概ね20分以内であること。

ウ 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと。

* 変更契約を行う場合は、変更契約後の請負代金の額(税込)による区分の判断基準により、改めて兼任可否の判断を行うこと。

3 現場代理人の兼任申請

(1) 受注者が、他の工事の現場代理人と兼任しようとする場合は、次により申請させること。

ア 県発注工事間で兼任

県発注工事間で兼任しようとする場合は、「現場代理人の兼任申請書」(様式1)《4-25 ページ参照》により、それぞれの発注者に申請させること。

発注者は申請書を受理したときは、速やかに「現場代理人の兼任承認通知書」(様式2-1)《3-20 ページ参照》又は「現場代理人の兼任否認通知書」(様式2-2)《3-21 ページ参照》により兼任の可否等を通知すること。

申請者が上記通知書を受理したときは、兼任をしようとする他の工事の発注者に通知書の写しを提出させ、発注者は兼任をしようとする他の工事の発注者の承認を受けていることを確認すること。

イ 県発注工事と県以外の機関の発注工事との兼任

県発注工事と県以外の機関の発注工事間で兼任しようとする場合は、「現場代理人の兼任申請書」(様式1)《4-25 ページ参照》により申請させること。

発注者は、申請者に兼任しようとする他の工事の発注者が兼任を承認したことが明らかな書類(打合せ記録等)の写しを添付又は後日提出させ、兼任しようとする他の工事の発注者が承認していることを確認すること。

4 入札公告、指名通知書等への記載

県発注工事における現場代理人の常駐義務の緩和及び兼任は、原則、本通知によるものとし、入札公告、指名通知書等への記載は行わないものとする。

本通知により難しい場合は、建設業課と協議すること。

担当 建設支援局建設業課指導契約班
電話 054-221-3059

現場代理人の兼任承認通知書

年 月 日

受注者 様

発注機関の長

静岡県発注の下記工事に係る現場代理人について、他の工事と兼任することを承認します。

記

1 兼任を承認する工事

受注者名	
現場代理人氏名	
兼任を承認する工事 (工事 1)	
工事 1 の現場代理人と 兼任を承認する他の工事 (工事 2)	
工事 1 及び 2 の現場代理人 と兼任を承認する他の工事 (工事 3)	

2 条件

- (1) 兼任を承認する工事（工事 2 又は工事 3）の兼任が認められていることを証する書類（現場代理人の兼任承認通知書の写し（県発注工事） 打ち合わせ記録簿の写し等（県以外の機関の発注工事））の提出をもって兼任を承認する。
- (2) 現場代理人は、発注者及び工事現場の連絡員等と、連絡を確実に行うことができる体制をとらなければならない。
- (3) 現場代理人は、兼任する工事のいずれかに常駐するものとする。
- (4) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。

様式 2 - 2

現場代理人の兼任否認通知書

年 月 日

受注者 様

発注機関の長

年 月 日付で申請があった現場代理人の兼任は、下記の理由により否認します。

記

受注者名	
現場代理人氏名	
兼任を否認する工事名 (工事 1)	
理由	
工事 1 と現場代理人の兼任 を否認する他の工事 (工事 2)	
理由	
工事 1 及び 2 と現場代理人 の兼任を否認する他の工事 (工事 3)	
理由	

< 参考 >

現場代理人の兼任が可能なケース

次のケース 1 又はケース 2 の場合、現場代理人の兼任が可能

< 注意事項（ケース 1、2 共通） >

- ・ 建設業法第 26 条第 3 項に基づく監理技術者等の専任義務が緩和されるものではない。
- ・ 県発注工事と県以外の機関の発注工事間で現場代理人を兼任しようとする場合は、県以外の機関の規定等により兼任が認められない場合がある。

〔ケース 1〕

兼任しようとする工事に **3,500 万円**（建築一式は **7,000 万円**）以上の工事が 1 件以上含まれる場合

工事 A（土木一式）
3,500 万円以上



工事 B（管）
金額は問わない

< 下記要件をすべて満たすこと >

- 1 原則 2 件
- 2 工事現場間の距離が 10 km 程度
- 3 工作物に一体性若しくは連続性が有り又は施工に当たり相互に調整が必要
- 4 工事現場に速やかに向かう等の対応が可能

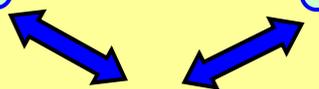
〔ケース 2〕

兼任しようとする工事すべて **3,500 万円**（建築一式は **7,000 万円**）未満の場合

工事 A（土木一式）
3,500 万円未満



工事 B（建築一式）
7,000 万円未満



工事 A（電気）
3,500 万円未満

< 下記要件をすべて満たすこと >

- 1 原則 3 件まで
- 2 最も遠い工事現場間の直線距離が 20 km 以内、かつ、移動時間が概ね 20 分以内
- 3 工事現場に速やかに向かう等の対応が可能

部内各課長様
部内各出先機関の長様

交通基盤部長

交通基盤部実施工事における現場代理人の常駐義務緩和等に関する
取扱いについて（通知）

このことについて、平成28年5月24日付け財営第50号、住公第70号、森保第928号、建業第65号「県発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱いについて(通知)」(以下「現通知」という。)により対応しているところですが、昨今のコロナ禍の接触機会削減の実現や、建設産業の人的資源の有効活用を図ることで担い手不足に対応すること、不調・不落対策に資することも期待されることから、一層の現場代理人の常駐義務緩和が求められるところです。

一方、昨今、携帯端末による通信環境の向上からSNS やビデオ通話といった通信手段の発達著しく、遠隔臨場等リモートでの現場管理も始まるなど、工事現場から離れていても発注者と連絡をとることがより容易になっているほか、新東名高速道路や中部横断自動車道をはじめとした道路網の発達により、現場間の移動も容易になりつつあります。

以上を踏まえ、次のとおり取り扱うこととします。

記

現通知内で原則として定められている要件のうち、距離要件()について、発注機関が支障ないと判断する場合は、超過しても兼任を認めることができることとする。

距離要件（平成28年5月24日通知の要件から変更無し）

	距離	要件
1	工事1件の請負代金の額(税込)が3,500万円(建築一式工事にあつては7,000万円)以上の場合	兼任しようとする工事現場間の距離が10km程度の近接した場所であること。
2	工事1件の請負代金の額(税込)が3,500万円(建築一式工事にあつては7,000万円)未満の場合(兼任しようとする他の工事の請負代金の額も3,500万円(建築一式工事にあつては7,000万円)未満)	兼任しようとする工事現場間の距離及び移動時間が一定範囲内であること。 具体的には、工事現場間(兼任しようとする工事のうち最も遠い工事現場間)の直線距離が20km以内、かつ、高速自動車国道を通行しない通常の交通事情における移動時間が概ね20分以内であること。

担当建設支援局建設業課指導契約班
電話番号054-221-3059

工事における現場代理人の常駐義務における距離要件の緩和について（整理）

1 経緯

携帯端末による通信環境の向上からSNS やビデオ通話といった通信手段の発達著しく、今年度は遠隔臨場等リモートでの現場管理も始まるなど、工事現場から離れていても発注者と連絡をとることがより容易になっているほか、新東名高速道路や中部横断自動車道をはじめとした道路網の発達により、現場間の移動も容易になりつつあるなか、昨今のコロナ禍の接触機会削減の実現や、建設工事現場における担い手不足とそれに伴い近年頻発している不落・不調への対策のため、工事における現場代理人の常駐義務における現在の距離要件を、2月補正発注までに緩和する。

2 これまでの経過

工事における現場代理人の常駐は、建設工事請負契約約款第10条第3項に定められているが、「県発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱いについて(通知)」(以下「現通知」という。)により、現場代理人の常駐義務緩和を認めている。

現通知は平成25年度の請負契約制度検討委員会の検討を経て平成26年度から実施され、建設業法の主任技術者の専任要件の緩和（金額が2,500万円3,500万円）に合わせて、現通知も平成28年5月に改正され今に至る。

3 背景

入札参加要件の距離要件については、1のとおり環境にあるため、部内で試行的に当該要件を変更（現通知の要件を超過できる）運用を試みることとする。

また、現通知を適用した進行中の工事もある中で、年度途中に現通知の要件を変更することは、現場の混乱を招く恐れもある。また、距離要件の廃止すると、判断のよりどころが無くなり、やはり現場の混乱を招く恐れがある

他方、現通知において、県発注工事において兼任を認める場合が列挙されているが、その要件は「原則」とされており、現在でも兼務を行おうとする現場が隣接し、監督員も同一の場合は、現通知で定める上限数を超過して認めるなど、柔軟な取扱いが行われているところである。

4 対応案

今回、別案の部内通知を発出し、原則から拡大できる取扱いを示すことで、現通知はそのままに、距離要件を超えた工事における現場代理人の常駐義務緩和ができるようにする。

年度内に発出する理由としては、コロナ禍の接触機会削減を年度替わりを待たずに実現するためである。また、新たに要件の緩和を認める理由は、「1経緯」のとおりとし、そのうえで、「発注機関が支障ないと判断する場合は、距離要件について超過を認める」とする。

< 参考 >

建設工事請負契約約款

(現場代理人及び主任技術者等)

第 10 条 受注者は、次の各号に掲げるものを定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(以下略)

2 (略)

3 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行わなければならない。

ただし、特に常駐する必要がないと発注者が認めたときは、この限りでない。

県発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱いについて(通知)

常駐義務の緩和に伴い、他の工事の現場代理人との兼任が可能となるが、県発注工事において兼任を認める場合は、原則、次の(1)、(2)のいずれかの場合とする。

(以下略)

(1) 工事 1 件の請負代金の額(税込)が 3,500 万円(建築一式工事にあつては 7,000 万円)以上の場合(兼任しようとする他の工事の請負代金の額は問わない。)は、次のアからエのすべてを満たしていること。

ア (略)

イ 兼任しようとする工事現場間の距離が 10k m 程度の近接した場所であること。

ウ、エ (略)

(2) 工事 1 件の請負代金の額(税込)が 3,500 万円(建築一式工事にあつては 7,000 万円)未満の場合(兼任しようとする他の工事の請負代金の額も 3,500 万円(建築一式工事にあつては 7,000 万円)未満)は、次のアからウのすべてを満たしていること。

ア (略)

イ 兼任しようとする工事現場間の距離及び移動時間が一定範囲内であること。

具体的には、工事現場間(兼任しようとする工事のうち最も遠い工事現場間)の直線距離が 20k m 以内、かつ、高速自動車国道を通行しない通常の交通事情における移動時間が概ね 20 分以内であること。

ウ (略)

H26.6.6

H26.8.28 , H26.10.24追加

H26.11.4誤記訂正

H28.9.1 A 3 修正、Q10追加、施行令改正に伴う金額修正

H29.10.5 Q10修正

県発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱い Q&A

平成26年3月28日付け財営第321号、住公第470号、建業第240号「県発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱いについて（通知）」（以下「本通知」という。）に関し、各発注機関、建設業者等から質問の多かった項目を取りまとめましたので、参考としてください。

- Q1 県発注工事と市発注工事間で兼任を行おうとする場合、市役所に提出する申請書類は本通知様式1「現場代理人の兼任申請書」でよいのか？
- A1 本通知は県の内部通知であり、その取扱いは市町と同一ではない。そのため、市町宛の申請書等については、それぞれの市町に確認する必要がある。
- Q2 本通知発出以前に契約した建設工事は、現場代理人兼任の対象となるか？
- A2 従前の「県発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和の試行について」では、兼任の対象とならない工事は、入札公告、指名通知書に記載をしていなかったため、本通知により新たに兼任が認められるかどうかについては、発注者に確認をする必要が有る。
- Q3 公共土木施設の清掃、除草、剪定の維持管理業務は本通知の対象となるか？
- A3 維持管理業務委託は本通知の対象外とする。
なお、平成27年3月27日付けで、「県発注工事の現場代理人と小規模修繕等業務委託の業務代理人の兼任試行について（通知）」を発出している。
- Q4 今回の改正により、同一工事における主任技術者と現場代理人も兼任できることとなったのか？
- A4 同一工事における主任技術者と現場代理人の兼務については、建設工事請負契約約第10条第6項により従来から兼務が認められている。
- Q5 長大な公共施設（空港等）において造園（除草工）や塗装等の工事を工区割して同時期に発注する場合、兼任の要件を満たしていても、各工事現場での作業が同時期に重なることや、急傾斜箇所のため危険度が高い等の特別な理由により常駐義務の緩和及び兼任を認めないことは可能か？
- A5 現場代理人の兼任を承認した場合、各工事現場における現場代理人の業務遂行に支障をきたすことが予想される場合は、入札公告や指名通知書に本通知を適用しない旨を記載する等、入札参加者等に事前周知を行うことで、常駐義務の緩和及び兼任を認めないことができる。この場合は、本通知4の記載のとおり、事前に建設業課と協議を行うこと。

- Q6 低入札価格調査対象工事の場合、「静岡県低入札価格調査制度による調査等実施要領」第5条(3)において、現場代理人、主任技術者（監理技術者）、専門技術者及び補助技術者は、これを兼ねることができないと定められているが、他の工事の現場代理人等の兼任は認められるのか？
- A6 低入札価格調査対象工事の現場代理人であっても、本通知の条件を満たす場合は他工事の現場代理人との兼任が可能となる。
- Q7 3,500万円未満の工事の現場代理人（主任技術者兼務）は、別の3,500万円未満の工事の主任技術者（現場代理人と兼務しない）と兼務が可能か？
- A7 現場代理人には常駐義務が課せられているため、通常、他工事の主任技術者との兼務はできないが、本通知の常駐義務緩和要件を満たしていれば、主任技術者と兼務することが可能。なお、3,500万円以上の場合（専任の主任技術者）は、主任技術者の兼務可能な場合に限られることに留意すること。（兼務が認められない監理技術者は他工事の現場代理人との兼務は不可）
- Q8 3,500万円未満の工事の主任技術者（現場代理人兼務）は、別の3,500万円未満の工事の現場代理人（主任技術者と兼務しない）と兼務が可能か？
- A8 3,500万円未満の工事の主任技術者には専任義務が課されていないため、他工事の主任技術者と兼務可能であるが、他工事の現場代理人を兼任する場合は、発注者から現場代理人の兼任承認を受ける必要がある。なお、3,500万円以上の場合（専任の主任技術者）は、主任技術者の兼務可能な場合に限られることに留意すること。（兼務が認められない監理技術者は他工事の現場代理人との兼務は不可）
- Q9 標識設置工事など、1つの契約において複数の現場が点在している場合の兼任可否の判断はどのように行うのか。
- A9 1つの契約において現場が点在している工事間での現場代理人兼任可否の判断は、最も遠い（又は移動時間を要する）現場間で判断を行うものとする。
- Q10 3,500万円未満の工事の主任技術者（現場代理人と兼務しない）は、別の3,500万円未満の工事の現場代理人（主任技術者と兼務しない）と兼務が可能か？
- A10 現場代理人には常駐義務が課せられているため、通常、他工事の主任技術者との兼務はできないが、本通知の常駐義務緩和要件を満たしていれば、主任技術者と兼務することが可能。なお、3,500万円以上の場合（専任の主任技術者）は、主任技術者の兼務可能な場合に限られることに留意すること。（兼務が認められない監理技術者は他工事の現場代理人との兼務は不可）

現場代理人の常駐義務の緩和の考え方（整理）

ケース 1 (国交省資料)	兼任が可能となる要件	
	工事1 3,500万円未満	工事2 3,500万円未満
現場代理人	A	A
主任技術者	A	A
	1 原則3件まで 2 最も遠い工事現場間の直線距離が20km以内、かつ、移動時間が概ね20分以内 3 工事現場に速やかに向かう等の対応が可能 現場代理人の兼任承認必要	

ケース 2 (Q&A 8)	兼任が可能となる要件	
	工事1 3,500万円未満	工事2 3,500万円未満
現場代理人	A	A
主任技術者	A	B
	1 原則3件まで 2 最も遠い工事現場間の直線距離が20km以内、かつ、移動時間が概ね20分以内 3 工事現場に速やかに向かう等の対応が可能 現場代理人の兼任承認必要	

ケース 3 (Q&A 7)	兼任が可能となる要件	
	工事1 3,500万円未満	工事2 3,500万円未満
現場代理人	A	B
主任技術者	A	A
	1 原則3件まで 2 最も遠い工事現場間の直線距離が20km以内、かつ、移動時間が概ね20分以内 3 工事現場に速やかに向かう等の対応が可能 現場代理人の兼任承認不要(ただし、※通知の常駐緩和要件を満たしている場合)	

ケース 4 (Q&A 10)	兼任が可能となる要件	
	工事1 3,500万円未満	工事2 3,500万円未満
現場代理人	B	A
主任技術者	A	C
	(H29.10.5.の修正ケース)より制約されているケース2や3が「可」なのに、このケースが認められないのは矛盾しているため、Q&Aの10を修正する。 (これまで) 兼任規定がないため不可 → (修正後) 現場代理人の兼任承認不要(ただし、※通知の常駐緩和要件を満たしている場合)	

※通知→ 県発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱いについて(平成28年5月24日通知、財営第50号、住公第70号、森保第928号、建業第65号)

1 常駐義務を緩和する場合の判断基準

県発注工事において常駐義務を緩和する場合は、原則、次の判断基準によるものとする。

(1) 契約締結後、現場事務所を設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間や、工事の全部の施工を一時中止している期間等、工事現場の作業状況等に応じて、発注者との連絡体制を確保した上で、常駐義務を緩和することができる。

(2) (1)のほか、工事の規模・内容について、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものでない場合で、次のア及びビイを満たす場合は、常駐義務を緩和することができる。

ア 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡を取ることができること。

イ 現場代理人が工事現場を離れる場合は、工事現場に連絡員等を設置し、携帯電話等で常に連絡が可能であること。

* 携帯電話の通話ができない区域の工事現場においては、近傍の現場事務所等に固定電話を設置していること。

3-6 主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について

国土建第309号

平成30年12月3日

地方整備局等建設業担当部長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について(改正)

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第26条、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条により、建設工事の現場に置くこととされている主任技術者又は監理技術者(以下「監理技術者等」という。)については、監理技術者制度運用マニュアル(平成28年12月19日付け国土建第349号)等により、その適正な配置をお願いしているところである。

また、監理技術者等の「専任」については、「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について(平成29年8月9日付け国土建第169号)」により、その取扱い等を明確化したところであるが、今般、建設業の働き方改革を推進する観点から、下記のとおり改正し、通知する。

貴職においては、これを踏まえ、監理技術者等の専任制度が的確に運用されるよう、建設業者に対して適切に指導されたい。

記

監理技術者等は、建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を行う役割を担っていることから、当該工事現場にて業務を行うことが基本と考えられる。

また、請負金額の額が3千5百万円(建築一式工事である場合にあっては、7千万円)以上の公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、監理技術者等は、

工事現場ごとに専任の者でなければならないとされている(法第26条第3項)。ここでいう専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐(現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること)を必要とするものではない。そのため、技術者の継続的な技術研鑽の重要性や建設業の働き方改革を推進する観点を踏まえ、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で監理技術者等が短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保する(例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲内において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する等)とともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。

なお、適切な施工ができる体制の確保にあたっては、監理技術者等が当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者であることに変わりはないことに留意し、監理技術者等が担う役割に支障が生じないようにする必要がある。

この際、例えば必要な資格を有する代理の技術者の配置等により適切な施工ができると判断される場合には、現場に戻りうる体制を確保することは必ずしも要しないなど、監理技術者等の研修等への参加や休暇の取得等を不用意に妨げることのないように配慮すべきである。さらには、建設業におけるワーク・ライフ・バランスの推進や女性の一層の活躍の観点からも、監理技術者等が育児等のために短時間現場を離れることが可能となるような体制を確保する等、本通知の趣旨を踏まえた監理技術者等の適正な配置等に留意されたい。

以上

3 - 7 監理技術者制度運用マニュアル

[別添]

監理技術者制度運用マニュアル

最終改正 令和2年9月30日国不建第130号

目次

- 一 趣旨
- 二 監理技術者等の設置
 - 二―一 工事外注計画の立案
 - 二―二 監理技術者等の設置
 - 二―三 監理技術者等の職務
 - 二―四 監理技術者等の雇用関係
- 三 監理技術者等の工事現場における専任
- 四 監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証の携帯
- 五 施工体制台帳の整備と施工体系図の作成
- 六 工事現場への標識の掲示
- 七 建設業法の遵守

一 趣旨

建設業法では、建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の設置を求めている。また、特例監理技術者を設置する場合には、当該工事現場に特例監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）の設置を求めている。

監理技術者等（主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐をいう。以下同じ。）に関する制度（以下「監理技術者制度」という。）は、高度な技術力を有する技術者が施工現場においてその技術力を十分に発揮することにより、建設市場から技術者が適正に設置されていないこと等による不良施工や一括下請負などの不正行為を排除し、技術と経営に優れ発注者から信頼される企業が成長できるような条件整備を行うことを目的としており、建設工事の適正な施工の確保及び建設産業の健全な発展のため、適切に運用される必要がある。

本マニュアルは、建設業法上重要な柱の一つである監理技術者制度を的確に運用するため、行政担当部局が指導を行う際の指針となるとともに建設業者が業務を遂行する際の参考となるものである。

（１）建設業における技術者の意義

- ・ 建設業については、一品受注生産であるためあらかじめ品質を確認できないこと、不適正な施工があったとしても完全に修復するのが困難であること、完成後には瑕疵の有無を確認することが困難であること、長期間、不特定多数に使用されること等の建設生産物の特性に加え、その施工については、総合組立生産であるため施工体制に係る全ての下請負人（以下「下請」という。）を含めた多数の者による様々な工程を総合的にマネジメントする必要があること、現地屋外生産であることから工程が天候に左右されやすいこと等の特性があることから、建設業者の施工能力が特に重要となる。一方、建設業者は、良質な社会資本を整備するという社会的使命を担っているとともに、発注者は、建設業者の施工能力等を拠り所に信頼できる建設業者を選定して建設工事の施工を託している。そのため、建設業者がその技術力を発揮して、建設工事の適正かつ生産性の高い施工が確保されることが極めて重要である。特に現場においては、建設業者が組織として有する技術力と技術者が個人として有する技術力が相俟って発揮されることによりはじめてこうした責任を果たすことができ、この点で技術者

の果たすべき役割は大きく、建設業者は、適切な資格、経験等を有する技術者を工事現場に設置することにより、その技術力を十分に発揮し、施工の技術上の管理を適正に行わなければならない。

(2) 建設業法における監理技術者等

- 建設業法においては、建設工事を施工する場合には、工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を置かなければならないこととされている。また、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が四千万円（建築一式工事の場合は六千万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければならない（法第二十六条第一項及び第二項、令第二条）。
なお、監理技術者を専任で置くことが必要となる建設工事において、発注者から直接請け負った特定建設業者が、特例監理技術者を置く場合（監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合）には、監理技術者補佐を当該工事現場ごとに専任で置かなければならないこととされている（法第二十六条第三項ただし書）。
- 主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者となるためには、一定の国家資格や実務経験を有していることが必要であり、特に指定建設業（土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び造園工事業）に係る建設工事の監理技術者又は特例監理技術者は、一級施工管理技士等の国家資格者又は建設業法第十五条第二号ハの規定に基づき国土交通大臣が認定した者（以下「国土交通大臣認定者」という。）に限られる（法第二十六条第二項）。
- 監理技術者補佐となるためには、主任技術者の資格を有する者（法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者）のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であることが必要である。なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られる。

(3) 本マニュアルの位置付け

- 監理技術者制度が円滑かつ的確に運用されるためには、行政担当部局は建設業者を適切に指導する必要がある。本マニュアルは、監理技術者等の設置に関する事項、監理技術者等の専任に関する事項、監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）に関する事項、監理技術者講習に関する事項等、監理技術者制度を運用する上で必要な事項について整理し、運用に当たっての基本的な考え方を示したものである。
建設業者にあつては、本マニュアルを参考に、監理技術者制度についての基本的考え方、運用等について熟知し、建設業法に基づき適正に業務を行う必要がある。

二 監理技術者等の設置

二一 工事外注計画の立案

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者（以下「元請」という）は、施工体制の整備及び監理技術者等の設置の要否の判断等を行うため、専門工事業者等への工事外注の計画（工事外注計画）を立案し、下請契約の請負代金の予定額を的確に把握しておく必要がある。

(1) 工事外注計画と下請契約の予定額

- 一般的に、工事現場においては、総合的な企画、指導の職務を遂行する監理技術者等を中心とし、専門工事業者等により施工体制が構成される。その際、建設工事を適正に施工するためには、工事のどの部分を専門工事業者等の施工として分担させるのか、また、その請負代金の額がどの程度となるかなどについて、工事外注計画を立案しておく必要がある。工事外注計画としては、受注前に立案

される概略のものから工事施工段階における詳細なものまで考えられる。元請は、監理技術者等の設置の要否を判断するため、工事受注前にはおおむねの計画を立て、工事受注後速やかに、工事外注の範囲とその請負代金の額に関する工事外注計画を立案し、下請契約の予定額が四千万円（建築一式工事の場合は六千万円）以上となるか否かを的確に把握しておく必要がある。なお、当該建設業者は、工事外注計画について、工事の進捗段階に応じて必要な見直しを行う必要がある。

（２）下請契約について

- ・ 「下請契約」とは、建設業法において次のように定められている（法第二条第四項）。
「建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約」
「請負契約」とは、「当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対して報酬を与えることを約する契約」であり、単に使用者の指揮命令に従い労務に服することを目的とし、仕事の完成に伴うリスクは負担しない「雇用」とは区別される。元請は、このような点を踏まえ、工事外注の範囲を明らかにしておく必要がある。
- ・ なお、公共工事については全面的に一括下請負が禁止されている（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号。以下「入札契約適正化法」という。）第十四条）。また、民間工事についても、共同住宅（長屋は含まない）を新築する建設工事は一括下請負が全面的に禁止されており、それ以外の工事は発注者の書面による承諾を得た場合を除き禁止されている（法第二十二条）。

二一 二 監理技術者等の設置

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請契約の予定額を的確に把握して監理技術者を置くべきか否かの判断を行うとともに、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、適正に技術者を設置する必要がある。

（１）監理技術者等の設置における考え方

- ・ 建設工事の適正な施工を確保するためには、請け負った建設工事の内容を勘案し適切な技術者を適正に設置する必要がある。このため、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、事前に監理技術者又は特例監理技術者を設置する工事に該当すると判断される場合には、当初から監理技術者又は特例監理技術者を設置しなければならず、監理技術者又は特例監理技術者を設置する工事に該当するかどうか流動的であるものについても、工事途中の技術者の変更が生じないように、監理技術者になり得る資格を有する技術者を設置しておくべきである。なお、専任の監理技術者が、工事途中に監理技術者補佐を設置して当該監理技術者が他の工事現場を兼務することにより、特例監理技術者となることは、技術者の変更には当たらない。特例監理技術者が専任の監理技術者になることも同様である。
また、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐の区分にかかわらず、下請契約の請負代金の額が小さくとも工事の規模、難易度等によっては、高度な技術力を持つ技術者が必要となり、国家資格者等の活用を図ることが適切な場合がある。元請は、これらの点も勘案しつつ、適切に技術者を設置する必要がある。
- ・ 主任技術者については、特定専門工事（土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術の管理の効率化を図る必要がある工事をいう。以下同じ。）において、元請又は上位下請（以下「元請等」という。）が置く主任技術者が自らの職務と併せて、直接契約を締結した下請（建設業者である下請に限る。）の主任技術者が行うべき職務を行う

ことを、元請等及び当該下請が書面により合意した場合は、当該下請に主任技術者を置かなくてもよいこととされている。この特定専門工事については、型枠工事又は鉄筋工事であって、元請等が本工事を施工するための下請契約の請負代金が三千五百万円未満のもの（下請契約が2以上あるときは合計額）が対象となる（法第二十六条の三第一項、第二項、令第三十条）。

また、特定専門工事において元請等が置く主任技術者は、当該特定専門工事と同一の種類建設工事に関し一年以上指導監督的な実務の経験を有すこと、当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれることが要件となる（法第二十六条の三第六項）。この「指導監督的な実務の経験」とは、工事現場主任者、工事現場監督者、職長などの立場で、部下や下請業者等に対して工事の技術面を総合的に指導・監督した経験が対象となる。

なお、元請等と当該下請との契約は請負契約であり、当該下請に主任技術者を置かない場合においても、元請等の主任技術者から当該下請への指示は、当該下請の事業主又は現場代理人などの工事現場の責任者に対し行われなければならない。元請等の主任技術者が当該下請の作業員に直接作業を指示することは、労働者派遣（いわゆる偽装請負）と見なされる場合があることに留意する必要がある。

- 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐の配置は、原則として1名が望ましい。なお、共同企業体（甲型）などで複数の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者を配置する場合は、代表する主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者を明確にし、情報集約するとともに、職務分担を明確にしておく必要があり、発注者から請求があった場合は、その職務分担等について発注者に説明することが重要である。

（2）共同企業体における監理技術者等の設置

- 建設業法においては、建設業者はその請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる監理技術者等を置かなければならないこととされており、この規定は共同企業体の各構成員にも適用され、下請契約の額が四千万円（建築一式工事の場合は六千万円）以上となる場合には、特定建設業者たる構成員一社以上が監理技術者又は特例監理技術者を設置しなければならない。また、その請負金額が三千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上となる場合は設置された主任技術者又は監理技術者は専任でなければならない。（特例監理技術者を設置した場合を除く。）

なお、共同企業体が公共工事を施工する場合には、原則として特定建設業者たる代表者が、請負金額にかかわらず監理技術者を専任で設置すべきである。（特例監理技術者を設置した場合を除く。）

- 一つの工事を複数の工区に分割し、各構成員がそれぞれ分担する工区で責任を持って施工する分担施工方式にあっては、分担工事に係る下請契約の額が四千万円（建築一式工事の場合は六千万円）以上となる場合には、当該分担工事を施工する特定建設業者は、監理技術者又は特例監理技術者を設置しなければならない。また、分担工事に係る請負金額が三千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上となる場合は設置された主任技術者又は監理技術者は専任でなければならない。（特例監理技術者を設置した場合を除く。）

なお、共同企業体が公共工事を分担施工方式で施工する場合には、分担工事に係る下請契約の額が四千万円（建築一式工事の場合は六千万円）以上となる場合は、当該分担工事を施工する特定建設業者は、請負金額にかかわらず監理技術者を専任で設置すべきである。（特例監理技術者を設置した場合を除く。）

- いずれの場合も、その他の構成員は、主任技術者を当該工事現場に設置しなければならないが、公共工事を施工する特定建設共同企業体にあっては国家資格を有する者を、また、公共工事を施工する経常建設共同企業体にあっては原則として国家資格を有する者を、それぞれ請負金額にかかわらず専任で設置すべきである。

- 共同企業体による建設工事の施工が円滑かつ効率的に実施されるためには、すべての構成員が、施工しようとする工事にふさわしい技術者を適正に設置し、共同施工の体制を確保しなければならない。したがって、各構成員から派遣される技術者等の数、資格、配置等は、信頼と協調に基づく共同施工を確保する観点から、工事の規模・内容等に応じ適正に決定される必要がある。このため、編成表の作成等現場職員の配置の決定に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ① 工事の規模、内容、出資比率等を勘案し、各構成員の適正な配置人数を確保すること。
- ② 構成員間における対等の立場での協議を確保するため、配置される職員は、ポストに応じ経験、年齢、資格等を勘案して決定すること。
- ③ 特定の構成員に権限が集中することのないように配慮すること。
- ④ 各構成員の有する技術力が最大限に発揮されるよう配慮すること。

(3) 主任技術者から監理技術者又は特例監理技術者への変更

- 当初は主任技術者を設置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の額が四千万円（建築一式工事の場合は六千万円）以上となったような場合には、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者又は、特例監理技術者及び監理技術者補佐を設置しなければならない。ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者又は特例監理技術者になり得る資格を持つ技術者を置くとともに、特例監理技術者を置く場合は併せて監理技術者補佐となり得る資格を持つ技術者を置かなければならない。

(4) 監理技術者等の途中交代

- 建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、これが認められる場合としては、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等、真にやむを得ない場合のほか、次に掲げる場合等が考えられる。
 - ① 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
 - ② 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
 - ③ 一つの契約工期が多年に及ぶ場合
- なお、いずれの場合であっても、発注者と元請との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。
- また、協議においては、発注者からの求めに応じて、直接建設工事を請け負った建設業者が工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報を発注者に説明することが重要である。
- 監理技術者から特例監理技術者への変更あるいは特例監理技術者から監理技術者への変更は、工期途中での途中交代には該当しない。一方で、監理技術者が専任から兼務に変わり、監理技術者補佐を新たに専任で設置するなど、施工体制が変更となることから、事前に発注者に説明し理解を得ることが望ましい。

(5) 営業所における専任の技術者と主任技術者又は監理技術者との関係

- ・ 営業所における専任の技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められている。
- ・ ただし、特例として、当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある場合に限り、当該工事の専任を要しない主任技術者又は監理技術者となることができる（平成十五年四月二十一日付国総建第十八号）。

二一三 監理技術者等の職務

主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者は、建設工事を適正に実施するため、施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。

- ・ 主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の職務は、建設工事の適正な施工を確保する観点から、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどることである。すなわち、建設工事の施工に当たり、施工内容、工程、技術的事項、契約書及び設計図書の内容を把握したうえで、その施工計画を作成し、工事全体の工程の把握、工程変更への適切な対応等具体的な工事の工程管理、品質確保の体制整備、検査及び試験の実施等及び工事目的物、工事仮設物、工사용資材等の品質管理を行うとともに、当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行うことである（法第二十六条の四第一項）。

また、特例監理技術者は、これらの職務を適正に実施できるよう、監理技術者補佐を適切に指導することが求められる。

- ・ このように、主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の職務は、建設業法において区別なく示されているが、元請の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の職務と下請の主任技術者の職務に大きく二分して下表のとおり整理する。これを踏まえ、元請の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者及び下請の主任技術者は職務を誠実に行わなければならない。特例監理技術者は、これらの職務を監理技術者補佐の補佐を受けて実施することができるが、その場合においても、これらの職務が適正に実施される責務を有することに留意が必要である。監理技術者補佐は、特例監理技術者の指導監督の下、特例監理技術者の職務を補佐することが求められる。また、特例監理技術者が現場に不在の場合においても監理技術者の職務が円滑に行えるよう、監理技術者と監理技術者補佐の間に常に連絡が取れる体制を構築しておく必要がある。

なお、下請の主任技術者のうち、電気工事、空調衛生工事等において専ら複数工種のマネージメントを行う建設業者の主任技術者は、元請との関係においては下請の主任技術者の役割を担い、下位の下請との関係においては、元請の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の指導監督の下、元請が策定する施工管理に関する方針等（施工計画書等）を理解した上で、元請のみの役割を除き、元請の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者に近い役割を担う（下表右欄）。

表：主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の職務

	元請の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者	下請の主任技術者	【参考】下請の主任技術者 (専ら複数工種のマネージメント)
役割	○請け負った建設工事全体の統括的施工管理	○請け負った範囲の建設工事の施工管理	○請け負った範囲の建設工事の統括的施工管理
施工計画の作成	○請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正	○元請が作成した施工計画書等に基づき、請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成 ○元請等からの指示に応じた施工要領書等の修正	○請け負った範囲の建設工事の施工要領書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工要領書等の修正
工程管理	○請け負った建設工事全体の進捗確認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等の開催、参加、巡回	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○工程会議等への参加※	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等への参加※、巡回
品質管理	○請け負った建設工事全体に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認	○請け負った範囲の建設工事に関する立ち会い確認(原則) ○元請(上位下請)への施工報告	○請け負った範囲の建設工事に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認
技術的指導	○請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○現場作業に係る実地の総括的技術指導	○請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守の確認 ○現場作業に係る実地の技術指導	○請け負った範囲の建設工事における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○請け負った範囲の建設工事における現場作業に係る実地の総括的技術指導

※ 非専任の場合には、毎日行う会議等への参加は要しないが、要所の工程会議等には参加し、工程管理を行うことが求められる

- ・ 上記の職務の他に、関係法令に基づく職務を監理技術者等が行う場合には、適切にその職務を遂行する必要がある。特に安全管理については、労働安全衛生法(昭和四十七年六月八日法律第五十七号)に基づき統括安全衛生責任者等を設置する必要があるが、監理技術者等が兼ねる場合には、適切に行う必要がある。
- ・ 下請の主任技術者の当該工事における職務(専ら複数工種のマネージメントを行い元請の監理技術者等に近い役割を担うかどうか等)について、例えば、建設業法第二十四条の八の規定に基づき作成する施工体系図の写しを活用して記載し、下請が記載内容を確認するなどにより、元請及び下請の双方が合意した内容を明確にしておく。なお、同条の規定に基づく施工体系図の作成を行わない工事においても、下請の主任技術者の当該工事における職務について、元請及び下請の双方が合意した内容を書面にしておくことが望ましい。
- ・ 建設工事の目的物の一部を構成する工場製品の品質管理について、請負契約により調達したものでなく、売買契約(購入)により調達したものであっても、品質に関する責任は、工場製品を製造する企業だけでなく、工場へ注文した下請(又は元請)やその上位の下請、元請にも生ずる。このため、当該工場製品を工場へ注文した下請(又は元請)やその上位の下請、元請の主任技術者等は、工場での工程についても合理的な方法で品質管理を行うことが基本であり、主要な工程の立会い確認や規格品及び認定品に関する品質証明書類の確認などの適宜合理的な方法による品質管理を行う必要がある。

工事現場における建設工事の施工に従事する者は、主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者がその職務として行う指導に従わなければならない(法第二十六条の四第二項)。

- ・ 大規模な工事現場等については、監理技術者に求められる役割を一人の監理技術者が直接こなすことは困難であり、良好な施工を確保するためにも、監理技術者を支援する他の技術者を同じ建設業者

に所属する技術者の中から配置することが望ましい。ただし、そのような場合も、これらの技術者はあくまでも監理技術者を支援する立場の者であり、一つの工事現場において総括的な立場として一人の監理技術者に情報集約（共同企業体で複数の監理技術者の配置が必要な場合は、それぞれ担当の監理技術者に情報集約）し、監理技術者はこれらの他の技術者の職務を総合的に掌握するとともに指導監督する必要がある。この場合において、適正な施工を確保する観点から、個々の技術者の職務分担を明確にしておく必要があり、発注者から請求があった場合は、その職務分担等について、発注者に説明することが重要である。

- ・ 現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負者の代理人であり、監理技術者等との密接な連携が適正な施工を確保する上で必要不可欠である。なお、監理技術者等と現場代理人はこれを兼ねることができる（公共工事標準請負契約約款第十条）。

二一四 監理技術者等の雇用関係

建設工事の適正な施工を確保するため、監理技術者等については、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であることが必要であり、このような雇用関係は、資格者証又は健康保険被保険者証等に記載された所属建設業者名及び交付日より確認できることが必要である。

（１）監理技術者等に求められる雇用関係

- ・ 建設工事の適正な施工を確保するため、監理技術者等は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要である。また、建設業者としてもこのような監理技術者等を設置して適正な施工を確保することが、当該建設業者が技術と経営に優れた企業として評価されることにつながる。
- ・ 発注者は設計図書の中で雇用関係に関する条件や雇用関係を示す書面の提出義務を明示するなど、あらかじめ雇用関係の確認に関する措置を定め、適切に対処することが必要である。

（２）直接的な雇用関係の考え方

- ・ 直接的な雇用関係とは、監理技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいい、資格者証、健康保険被保険者証又は市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等によって建設業者との雇用関係が確認できることが必要である。したがって、在籍出向者、派遣社員については直接的な雇用関係にあるとはいえない。
- ・ 直接的な雇用関係であることを明らかにするため、資格者証には所属建設業者名が記載されており、所属建設業者名の変更があった場合には、三十日以内に指定資格者証交付機関に対して記載事項の変更を届け出なければならない（規則第十七条の三十三第一項及び第十七条の三十四第一項）。
- ・ 指定資格者証交付機関は、資格者証への記載に当たって、所属建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係を、健康保険被保険者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書により確認しているが、資格者証中の所属建設業者の記載や主任技術者の雇用関係に疑義がある場合は、同様の方法等により行う必要がある。具体的には、
 - ① 本人に対しては健康保険被保険者証
 - ② 建設業者に対しては健康保険被保険者標準報酬決定通知書、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、当該技術者の工事経歴書の提出を求め確認するものとする。

(3) 恒常的な雇用関係の考え方

- ・ 恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることに加え、監理技術者等と所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者を工事現場に設置できるとともに、建設業者が組織として有する技術力を、技術者が十分かつ円滑に活用して工事の管理等の業務を行うことができることが必要であり、特に国、地方公共団体及び公共法人等（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び、首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社）が発注する建設工事（以下「公共工事」という。）において、発注者から直接請け負う建設業者の専任の主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐については、所属建設業者から入札の申込があった日（指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出のあった日）以前に三ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である。

なお、震災等の自然災害の発生又はその恐れにより、最寄りの建設業者により即時に対応することが、その後の被害の発生又は拡大を防止する観点から最も合理的であつて、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、この限りではない。

- ・ 恒常的な雇用関係については、資格者証の交付年月日若しくは変更履歴又は健康保険被保険者証の交付年月日等により確認できることが必要である。
- ・ 但し、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更（契約書又は登記簿の謄本等により確認）があつた場合には、変更前の建設業者と三ヶ月以上の雇用関係にある者については、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなす。また、震災等の自然災害の発生又はその恐れにより、最寄りの建設業者により即時に対応することが、その後の被害の発生又は拡大を防止する観点から最も合理的であつて、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、この限りではない。
- ・ また、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、常時雇用されている（＝恒常的な雇用関係にある）ものとみなす。

(4) 持株会社化等による直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い

- ・ 建設業を取り巻く経営環境の変化等に対応するため、建設業者が営業譲渡や会社分割をした場合や持株会社化等により企業集団を形成している場合及び官公需適格組合の場合における建設業者と監理技術者等との間の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いの特例について、次の通り定めている。
 - ① 建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて（平成十三年五月三十日付、国総建第百五十五号）
 - ② 持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて（改正）（平成二十八年十二月十九日付、国土建第三百四十九号）
 - ③ 親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）（平成二十八年五月三十一日付、国土建第百十九号）
 - ④ 官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接

的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）（平成二十八年三月二十四日付、国土建第四百八十三号）

三 監理技術者等の工事現場における専任

主任技術者又は監理技術者は、公共性のある工作物に関する重要な工事に設置される場合には、工事現場ごとに専任の者でなければならない。

特例監理技術者を設置する場合は、当該工事現場に設置する監理技術者補佐は専任の者でなければならない。

法第二十六条の三の規定を利用して設置する特定専門工事の元請等の主任技術者は、専任の者でなければならない。

専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいう。

元請については、施工における品質確保、安全確保等を図る観点から、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を専任で設置すべき期間が、発注者と建設業者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

（１）工事現場における監理技術者等の専任の基本的な考え方

- 主任技術者又は監理技術者は、公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事については、より適正な施工の確保が求められるため、工事現場ごとに専任の者でなければならない（法第二十六条第三項）。
- 特例監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合、適正な施工の確保を図る観点から、当該工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で置かなければならない。

なお、特例監理技術者が兼務できる工事現場数は2とされている（法第二十六条第四項、令第二十九条）。兼務できる工事現場の範囲は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲とする。この場合、情報通信技術の活用方針や、監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ発注者に説明し理解を得ることが望ましい。なお、特例監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適当であり、かつ、その変更が公益上必要と認められるときは、国土交通大臣又は都道府県知事から特例監理技術者の変更を指示することができる（法第二十八条一項第五号）。
- 特定専門工事において、元請等の主任技術者は、直接契約を締結した下請（建設業者である下請に限る。）に主任技術者を置かない場合、適正な施工を確保する観点から、工事現場ごとに専任の者を置くこと等を求めている（法第二十六条の三第一項、第二項、第六項）。
- 専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していること意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐（現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を必要とするものではない。

したがって、専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐は、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保する（例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する等）とともに、その体制について、元請の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。

なお、適切な施工ができる体制の確保にあたっては、主任技術者又は監理技術者が、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者であることに変わりはないことに留意し、主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者が担う役割に支障が生じないようにする必要がある。

この際、例えば必要な資格を有する代理の技術者の配置等により適切な施工ができると判断される場合には、現場に戻りうる体制を確保することは必ずしも要しないなど、監理技術者等の研修等への参加や休暇の取得等を不用意に妨げることのないように配慮すべきである。さらには、建設業におけるワーク・ライフ・バランスの推進や女性の一層の活躍の観点からも、監理技術者等が育児等のために短時間現場を離れることが可能となるような体制を確保する等、監理技術者等の適正な配置等に留意すべきである。

なお、特定専門工事における元請等の主任技術者については、直接契約を締結した下請の主任技術者としての職務も担っていることから、短期間工事現場を離れる場合などの施工体制の確保については、元請等のみならず、当該下請としての技術者の役割についても支障が生じないように留意する必要がある。

- ・ 「公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事」とは、次の各号に該当する建設工事（工事一件の請負代金の額が三千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上のものをいう（建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号。以下、「令」という。）第二十七条第一項）。

- ① 国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事
- ② 鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道に関する建設工事
- ③ 電気事業用施設（電気事業の用に供する発電、送電、配電又は変電その他の電気施設をいう。）又はガス事業用施設（ガス事業の用に供するガスの製造又は供給のための施設をいう。）に関する建設工事
- ④ 石油パイプライン事業法第五条第二項第二号に規定する事業用施設、電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者が同条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設、放送法第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者又は同条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者が同条第一号に規定する放送の用に供する施設（鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の塔その他これに類する施設に限る。）、学校、図書館、美術館、博物館又は展示場、社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供する施設、病院又は診療所、火葬場、と畜場又は廃棄物処理施設、熱供給事業法第二条第四項に規定する熱供給施設、集会場又は公会堂、市場又は百貨店、事務所、ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿、公衆浴場、興行場又はダンスホール、神社、寺院又は教会、工場、ドック又は倉庫、展望塔に関する建設工事

- ・ 事務所・病院等の施設又は工作物と戸建て住宅を兼ねたもの（以下「併用住宅」という。）について、併用住宅の請負代金の総額が七千万円以上（建築一式工事の場合）である場合であっても、以下の2つの条件を共に満たす場合には、戸建て住宅と同様であるとみなして、主任技術者又は監理技術者の専任配置を求めない。

- ① 事務所・病院等の非居住部分（併用部分）の床面積が延べ面積の1/2以下であること。
- ② 請負代金の総額を居住部分と併用部分の面積比に応じて按分して求めた併用部分に相当する請負金額が、専任要件の金額基準である七千万円未満（建築一式工事の場合）であること。

なお、併用住宅であるか否かは、建築基準法第六条の規定に基づき交付される建築確認済証により判別する。また、居住部分と併用部分の面積比は、建築確認済証と当該確認済証に添付される設計図

書により求め、これと請負契約書の写しに記載される請負代金の額を基に、請負総額を居住部分と併用部分の面積比に応じて按分する方法により、併用部分の請負金額を求めることとする。

(2) 監理技術者等の専任期間

- 元請が、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）
- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

なお、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、主任技術者又は監理技術者がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の主任技術者又は監理技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。

- 下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、下請工事が実際に施工されている期間とする。
- 元請の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐については、前述の工事現場への専任を要しない期間①から④のうち、②（工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間）に限って、発注者の承諾があれば、発注者が同一の他の工事（元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る）の専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐として従事することができる。その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法（元の工事の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐は他の工事の専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐として従事しているため、同じ建設業者に所属する別の技術者による対応とするなどの留意が必要）について、発注者の承諾を得る必要がある。

下請の主任技術者については、工事現場への専任を要しない期間（担当する下請工事が実際に施工されていない期間）に限って、発注者、元請及び上位の下請の全ての承諾があれば、発注者、元請及び上位の下請の全てが同一の他の工事（元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る）の専任の主任技術者として従事することができる。その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法（元の工事の主任技術者は他の工事の専任の主任技術者として従事しているため、同じ建設業者に所属する別の技術者による対応とするなどの留意が必要）について発注者、元請及び上位の下請全ての承諾を得る必要がある。

- また、例えば下水道工事と区間の重なる道路工事を同一あるいは別々の主体が発注する場合など、密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる（令第二十七条第二項）。これについては、当面の間、以下のとおり取り扱う。ただし、この規定は、専任の監理技術者については適用されない。

- ① 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり

相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第二十七条第二項が適用される場合に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。

② ①の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。

③ ①及び②の適用に当たっては、法第二十六条第三項が、公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断することが必要である。また、本運用により、土木工事以外の建築工事等においても活用が見込まれ、民間発注者による工事も含まれる。

- このほか、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。この場合、これら複数工事に係る下請金額の合計を四千万円（建築一式工事の場合は六千万円）以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者又は特例監理技術者を設置しなければならない。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が三千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上となる場合、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐はこれらの工事現場に専任の者でなければならない。
- なお、フレックス工期（建設業者が一定の期間内で工事開始日を選択することができ、これが書面により手続上明確になっている契約方式に係る工期をいう。）を採用した工事又は余裕期間を設定した工事（発注者が余裕期間（発注者が発注書類において6ヶ月を超えない等の範囲で設定する工事着手前の期間をいう）の範囲で工事開始日を指定する工事又は受注者が発注者の指定した余裕期間内で工事開始日を選択する工事）においては、工事開始日をもって契約工期の開始日とみなし、契約締結日から工事開始日までの期間は、監理技術者等を設置することを要しない。

四 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の携帯等

専任の監理技術者又は特例監理技術者は、資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を過去五年以内に受講したもののうちから、これを選任しなければならない。また、当該監理技術者又は特例監理技術者は、発注者等から請求があったときは資格者証を提示しなければならない。また、当該建設工事に係る職務に従事しているときは、常時これらを携帯している必要がある。また、監理技術者講習修了履歴（以下、「修了履歴」という。）についても、発注者等から提示を求められることがあるため、監理技術者講習修了後、修了履歴のラベルを資格者証の裏面に貼付することとしている。

(1) 資格者証制度及び監理技術者講習制度の適用範囲

- 専任の監理技術者又は特例監理技術者は、資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を受講したもののうちから選任しなければならない（法第二十六条第五項）。

(2) 資格者証に関する規定

- ・ 資格者証は、公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事については、当該建設工事の監理技術者又は特例監理技術者が所定の資格を有しているかどうか、監理技術者としてあらかじめ定められた本人が専任で職務に従事しているかどうか、工事を施工する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であるかどうか等を確認するために活用されている。建設業者に選任された監理技術者又は特例監理技術者は、発注者等から請求があった場合は、資格者証を提示しなければならない（法第二十六条第六項）。
- ・ 監理技術者又は特例監理技術者になり得る者は、指定資格者証交付機関に申請することにより資格者証の交付を受けることができる。監理技術者又は特例監理技術者になり得る者は、指定建設業七業種については、一定の国家資格者又は国土交通大臣認定者に限られるが、指定建設業以外の二十二業種については、一定の国家資格者、国土交通大臣認定者のほか、一定の指導監督的な実務経験を有する者も監理技術者又は特例監理技術者になり得る。
- ・ 資格者証の交付及びその更新に関する事務を行う指定資格者証交付機関として一般財団法人建設業技術者センターが指定されている。
- ・ 資格者証には、本人の顔写真の他に次の事項が記載され（法第二十七条の十八第二項、規則第十七条の三十三）、様式は図-1に示すものとなっている（監理技術者と特例監理技術者の資格者証は同じ）。
 - ① 交付を受ける者の氏名、生年月日、本籍及び住所
 - ② 最初に資格者証の交付を受けた年月日
 - ③ 現に所有する資格者証の交付を受けた年月日
 - ④ 交付を受ける者が有する監理技術者資格
 - ⑤ 建設業の種類
 - ⑥ 資格者証交付番号
 - ⑦ 資格者証の有効期間の満了する日
 - ⑧ 所属建設業者名
 - ⑨ 監理技術者講習を修了した場合はその旨

(3) 監理技術者講習に関する規定

- ・ 監理技術者又は特例監理技術者は常に最新の法律制度や技術動向を把握しておくことが必要であることから、専任の監理技術者又は特例監理技術者として選任されている期間中のいずれの日においても、講習を修了した日から五年を経過することのないように監理技術者講習を受講していなければならない。なお、令和三年一月一日以降は、監理技術者講習の有効期限の起算日が講習を受講した日の属する年の翌年の一月一日となり、同日から五年後の十二月三十一日が監理技術者講習の有効期限となる（規則第十七条の十七）。
- ・ なお、監理技術者補佐についても、監理技術者を適切に補佐し、資質の向上を図る観点から、監理技術者講習を受講することが望ましい。
- ・ 監理技術者講習は、所定の要件を満たすことにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下、「登録講習機関」という。）が実施し、監理技術者又は特例監理技術者として従事するために必要な事項として
 - ① 建設工事に関する法律制度
 - ② 建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理
 - ③ 建設工事に関する最新の材料、資機材及び施工方法に関し最新の事例を用いて、講義と試験によって行われるものである。受講希望者はいずれかの登録

講習機関に受講の申請を行うことにより講習を受講することができる。

- ・ 各登録講習機関から講習の修了者に対し交付される修了履歴の様式は図-2に示すものとなっており（規則第十七条の九）、講習の修了を証明するものとして発注者等から提示を求められることがあるため、監理技術者講習修了後、修了履歴のラベルを資格者証の裏面に貼付することとしている。
- ・ なお、平成二十八年六月一日以降に資格者証又は修了履歴の交付を受けるまでは、従前どおり、監理技術者講習修了証を携帯しておくことが望ましい。

五 施工体制台帳の整備と施工体系図の作成

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、その工事を施工するために締結した下請金額の総額が四千万円（建築一式工事の場合は六千万円）以上となる場合には、工事現場ごとに監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐（特例監理技術者を設置する場合）を設置するとともに、建設工事を適正に施工するため、建設業法により義務付けられている施工体制台帳の整備及び施工体系図の作成を行うこと等により、建設工事の施工体制を的確に把握する必要がある。

（１）施工体制台帳の整備

- ・ 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、その下請が建設業法等の関係法令に違反しないよう指導に努めなければならない（法第二十四条の七）。このような下請に対する指導監督を行うためには、まず、特定建設業者とりわけその監理技術者又は特例監理技術者が建設工事の施工体制を的確に把握しておく必要がある。
- ・ そこで、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者で当該建設工事を施工するために総額四千万円（建築一式工事の場合は六千万円）以上の下請契約を締結したものは、下請に対し、再下請負を行う場合は再下請負通知を行わなければならない旨を通知するとともに掲示しなければならない。（規則第十四条の三）また、下請から提出された再下請負通知書等に基づき施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え付けなければならない（法第二十四条の八第一項）。

施工体制台帳を作成した特定建設業者は、発注者から請求があったときは、施工体制台帳をその発注者の閲覧に供しなければならない（法第二十四条の八第三項）。公共工事の受注者は、下請金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え付けなければならない（入札契約適正化法第十五条第一項）。また、発注者から請求があったときに施工体制台帳を発注者の閲覧に供することに代えて、作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならない（入札契約適正化法第十五条第二項）。さらに、公共工事の受注者は、発注者から施工体制が施工体制台帳の記載と合致しているかどうかの点検を求められたときはこれを受けることを拒んではならない（入札契約適正化法第十五条第三項）。

（２）施工体系図の作成

- ・ 下請業者も含めた全ての工事関係者が建設工事の施工体制を把握する必要があること、建設工事の施工に対する責任と工事現場における役割分担を明確にすること、技術者の適正な設置を徹底すること等を目的として、施工体制台帳を作成する特定建設業者は、当該建設工事に係るすべての建設業者名、技術者名等を記載し工事現場における施工の分担関係を明示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に、公共工事においては工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならないことが定められている（法第二十四条の八第四項、入札契約適正化法第十五条第一項）。

六 工事現場への標識の掲示

建設工事の責任の所在を明確にすること等のため、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、建設工事の現場ごとに、建設業許可に関する事項のほか、監理技術者等の氏名、専任の有無、資格名、資格者証交付番号等を記載した標識を、公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

- ・ 建設業法による許可を受けた適正な業者によって建設工事の施工がなされていることを対外的に明らかにすること、多数の建設業者が同時に施工に携わるため、安全施工、災害防止等の責任が曖昧になりがちであるという建設工事の実態に鑑み対外的に建設工事の責任主体を明確にすること等を目的として、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲げなければならない。(法第四十条)
- ・ 現場に掲げる標識には、建設業許可に関する事項のほか、主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の氏名、専任の有無（監理技術者補佐を配置している場合はその旨）、資格名、資格者証交付番号等を記載することとされており、図-3の様式となる。(規則第二十五条第一項、第二項) 建設業者は、この様式の標識を掲示することにより、監理技術者等の資格を明確にするとともに、資格者証の交付を受けている者が設置されていること等を明らかにする必要がある。

七 建設業法の遵守

建設業法は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発展を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的に定められたものである。したがって、建設業者は、この法律を遵守すべきことは言うまでもないが、行政担当部局は、建設業法の遵守について、適切に指導を行う必要がある。

- ・ 法第一条においては、建設業法の目的として
「この法律は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発展を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。」
と規定しており、建設業者は、この法律を遵守する必要がある。また、行政担当部局は、建設業法の遵守について、建設業者等に対して適切に指導を行う必要がある。
- ・ 特に、法第四十一条においては、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通大臣又は都道府県知事が建設業者に対して必要な指導、助言等を行うことができることを規定している。また、法第二十八条第一項及び第四項では、建設業者が建設業法や他の法令の規定に違反した場合等において、当該建設業者に対して、監督処分として必要な指示を行うことができ、同条第三項及び第五項では、この指示に違反した場合等において、営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。さらに、この営業の停止の処分に違反した場合等において、建設業の許可を取り消すこととしている。
- ・ さらに、法第四十一条の二においては、建設工事の不適切な施工があった場合において、その原因が建設資材に起因すると認めるときは、国土交通大臣又は都道府県知事が当該建設資材を引き渡した建設資材製造業者等に対して、再発防止を図るため適当な措置をとるべきことを勧告することができ、これに従わなかったときは公表及び命令することができることを規定している。

図-1 資格者証の様式

(表面)

↑ 53.98ミリメートル以上 54.08ミリメートル以下 ↓	氏名		年 月 日生	本籍	
	住所				
	写 真	初回交付	年 月 日	交付	年 月 日
		交付番号	第	号	
		監理技術者資格者証			
		平成 年 月 日 まで有効			
	国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者				印
	所属建設業者			許可番号	
	有する資格				
	建設業の種類	土建大左と石屋電管夕鋼筋舗しゆ税ガ塗防内機絶通園井具水消消解			
	有・無				
	← 85.47ミリメートル以上 85.72ミリメートル以下 →				

(裏面)

監理技術者講習修了履歴	修了番号: 第	号 修了年月日:
	氏名:	生年月日:
	講習実施機関名:	
資格者証備考		

備考

- 1 「本籍」の欄は、本籍地の所在する都道府県名（日本の国籍を有しない者にあつては、その者が有する国籍）を記載すること。
- 2 磁気ストライプを埋め込むこと。

図－２ 修了証の様式

監理技術者講習修了履歴	修了番号:第	号	修了年月日:
	氏名:	生年月日:	
	講習実施機関名:	印	

備考

監理技術者講習修了後、監理技術者資格者証が発行された場合は、本ラベルを監理技術者資格者証上部に貼付すること。

図－３ 工事現場に掲げる標識の様式

↑ 25cm以上 ↓	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	主任技術者の氏名	専任の有無		
	資格名	資格者証交付番号		
	一般建設業又は特定建設業の別			
	許可を受けた建設業			
	許可番号	国土交通大臣 知事		許可()第 号
	許可年月日			
	← 35cm以上 →			

記載要領

- 1 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 2 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項ただし書に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載すること。
- 3 「資格名」の欄は当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 4 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第5項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 5 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 6 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

3 - 8 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受け る監理技術者及び監理技術者補佐の工事における取扱い について（通知）

建業第247号
令和2年12月24日

各部局長様
部内各課長様
部内各出先機関の長様
各農林事務所長様

交通基盤部長

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者
及び監理技術者補佐の工事における取扱いについて（通知）

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）の配置については、令和2年9月30日付け国不建第174号「建設業法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）」により、特例監理技術者を配置した場合の留意事項において「公共工事の発注者等は、特例監理技術者が兼務できる工事現場の範囲について、適切に判断することも必要である。」とされていることから、特例監理技術者を配置した場合の取扱いを下記のとおりとします。

記

- 1 次の要件のいずれかに該当する場合は、特例監理技術者の配置は認めないものとする。
 - （1）予定価格が3億円以上であるとき。
 - （2）工事の技術的難易度が 以上の工事であるとき。
 - （3）当該工事若しくは兼務する工事が24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事であるとき。
 - （4）兼務する工事の発注者が異なるとき（県工事同士でも発注機関が異なる場合は認めない）。
 - （5）兼務する工事が低入札工事であるとき。
- 2 特例監理技術者の兼務を認める場合の判断基準
次の（1）から（8）のすべてを満たしていることとする。

- (1)建設業法第26条第 3 項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。
- (2)監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (3) 監理技術者補佐は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一の工事とみなす。)
- (5) 特例監理技術者が兼務できる工事は、兼任しようとする工事現場間の距離が10 km程度の近接した場所でなければならない。
- (6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- (7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

3 特例監理技術者の配置する場合、次の点に留意する。

- (1) 受注者から監理技術者補佐を設置する旨の申し出があった場合は、特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項別紙 1 を提出させ確認する。確認事項に問題が無ければ、特例監理技術者の配置を行う場合の要件を確認できる書類を別紙 2 のとおり提出させる。
- (2) 特例監理技術者及び監理技術者補佐は、平成28年 5 月24日付け財営第50号、住公第70号、森保第928号、建業第65号「県発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱いについて(通知)」による、他の工事の現場代理人との兼務を認めないこととする。
- (3) 「 2 」の判断基準を満たしている場合であっても、兼務する工事が特例監理技術者としての職務を適正に遂行できないと発注者が判断した場合は、兼務を認めないこととする。

本取扱いについては、令和 3 年 1 月 4 日以降に適用する。

担 当 建設支援局建設業課指導契約班
電話番号 054-221-3059

別紙 1

特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項

	特例監理技術者の配置を予定している。
	建設業法第 26 条第 3 項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者を専任で配置すること。
	同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に 2 件までとする。
	特例監理技術者が兼務できる工事は、兼任しようとする工事現場間の距離が 10 k m 程度の近接した場所である。
	特例監理技術者が兼務できる工事は、24 時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事以外の工事でなければならない。
	上記項目を全て満たしている。

レまたは を記載すること

競争参加資格確認時は、本チェックリストの確認のみとする。
要件を確認するための資料は、落札決定後に提出を求める。

特例監理技術者の配置を行う場合の要件を確認できる書類一覧

No	要件	確認書類
1	建設業法第 26 条第 3 項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。	監理技術者補佐の資格を有する書類(一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証など)
2	監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。	1 の提出書類に同じ
3	監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。	監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類
4	同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。	特例監理技術者が兼務する工事の CORINS の写し等
5	特例監理技術者が兼務できる工事は兼任しようとする工事現場間の距離が 10 km 程度の近接した場所であること。	4 の提出書類に同じ
6	特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。	記載した業務分担、連絡体制等を記載した書類
7	特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。	
8	監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。	
9	特例監理技術者が兼務できる工事は低入札工事でないこと。	-

建設業法改正に伴う監理技術者補佐の取扱いについて

(交通基盤部建設業課)

1 考え方

国交省の「建設業法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）（令和2年9月30日付け国不建第174号）」によると、特例監理技術者を配置した場合の留意事項について、「公共工事の発注者等は、特例監理技術者が兼務できる工事現場の範囲について、適切に判断することも必要である。」とされている。

このことから、国交省から提供があった直轄工事における取扱いを参考に、本県では次の通り取り扱うこととする。

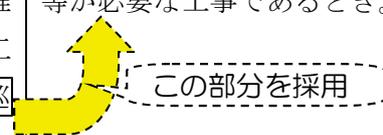
2 取扱い

(1) 配置を認めない場合の列挙

国交省直轄工事における取扱いは、令和2年9月30日国官技第177号、国営計第71号「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の直轄工事における取扱いについて」による。

交通基盤部長名で「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の工事における取扱いについて」通知を各部局及び各事務所に発出する。

	国交省直轄工事	本県	本県の考え方
1	支出負担行為担当官工事（分任支出負担行為担当官が契約できる予定価格3億円以上）であるとき。	予定価格3億円以上であるとき。	国と同様とする。
2	工事の技術的難易度が原則Ⅲ以上の工事であるとき。	同左	国と同様とする。
3	兼務する工事が維持工事同士であるとき。 ※ (※ここでいう「維持工事」とは通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。)	兼務する工事が24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事であるとき。	国と同様とするが、分かりやすく具体例のみとする。
4	特例監理技術者が兼務できる工事は〇〇地域内（〇〇市、〇〇市及び〇〇町）の工事でなければならない。	兼務する工事の発注者が異なるとき（県工事同士でも発注機関が異なる場合は認めない）。	同一発注機関内であれば、別市町であっても互いの工事の兼任の可否状況を把握できるため。
5	兼務する工事が低入札工事であるとき。	兼務する工事が低入札工事であるとき。	国と同様とする。



(2) (1) 以外で配置をする場合の条件

兼務する工事の距離要件については、国交省直轄工事では同一市町村内を指定するものとなっているが、同一発注機関内であれば、別市町であっても互いの工事の兼任の可否状況を把握できるため、平成28年5月24日付け「県発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱いについて(通知)」の、工事1件の請負代金の額(税込)が3,500万円(建築一式工事にあつては7,000万円)以上の場合と同様の要件である、「工事現場間の距離が10km程度の近接した場所」とする。

	国交省直轄工事	本県	本県の考え方
1	建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。	同左	建設業法の規定によるもの。
2	監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。	同左	建設業法の規定によるもの。
3	監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。	同左	建設業法の規定によるもの。
4	同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。 (ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であつて、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一の工事とみなす。)	同左	国交省の政令の規定によるもの。
5	特例監理技術者が兼務できる工事は〇〇地域内(〇〇市、〇〇市及び〇〇町)の工事でなければならない。	現場間の距離が10km程度の近接した場所であること。	現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱いに合わせる。
6	特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。	同左	国と同様とする。
7	特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。	同左	国と同様とする。
8	監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。	同左	国と同様とする。

4-1 一覧表と様式集について

1 本項の目的と特徴

「建築・設備工事関係書類一覧表」と「様式集」は、発注者（監督員・検査員）及び受注者が共通認識をもち、業務の合理化（統一化・明確化・簡素化）を図ることを目的としてとりまとめたものです。

具体的には、

- ① 工事関係書類について、契約図書上の作成要否を整理
- ② 工事関係書類の作成者・必要部数・提出／提示先を整理
- ③ 工事関係書類の作成根拠を整理・明示
- ④ 工事関係書類を作成する上で留意すべき事項を明示

しており、工事着工から完成までの一連の流れで構成することで、発注者・受注者ともに不必要な作業に労力を費やすことがないように作成しています。

2 使用上の注意点

作成要否の判断や作成上のポイントなどの注意点については「建築・設備工事関係書類一覧表」の備考欄に記載していますので、必ず確認してください。

4-2 建築・設備工事関係書類一覧表

通し No.	様式 No.	書類名	書類作成者		作成 部数 ()は 受注者 返却 部数	受注者作成書類 提出先等			提出根拠等	備考	静岡県 建設 工事 執行 規則	
			発注者	受注者		提出		提示				
						監督員	契約 担当課					受注者 保管
A 契約する前に作成する書類												
1	1	建設リサイクル法に基づく説明書		○	1			○		・建設リサイクル法第12条	・建設リサイクル法対象工事の場合は、提出する。 ・様式No.10の「別表1～3」を添付する。	
2	2	建設リサイクル法第13条及び同省令第4条に基づく書面		○	2(1)			○		・建設リサイクル法第13条	・建設リサイクル法対象工事の場合は、提出する。	
B 契約した時に作成する書類												
3	-	契約書		○	2(1)			○		・静岡県建設工事執行規則第11条	・様式は静岡県HP「建設業のひろば」よりダウンロード可能	第11条
4	3	監督員通知書	○		1					・静岡県建設工事請負契約約款第9条		第21条
5	4	監督員変更通知書	○		1					・静岡県建設工事請負契約約款第9条		第21条
6	5	工程表		○	2(1)		○	○		・静岡県建設工事請負契約約款第3条 ・現場説明書	・請負契約締結後10日以内に提出	第20条
7	6	請負代金内訳書		○	1		○	○		・静岡県建設工事請負契約約款第3条 ・現場説明書	・請負契約締結後10日以内に提出 ・記載内容(細目別内訳等)は数量書(参考資料)のとおりとし、法定福利費についても明記	第20条
8	7	主任技術者等通知書		○	2(1)		○	○		・静岡県建設工事請負契約約款第10条 ・現場説明書	・請負契約締結後10日以内に提出	第22条
9	8	主任技術者等の経歴書		○	2(1)		○				・経歴年数が必要な場合、主任技術者等通知書に添付	
10	-	建設業退職金共済制度の掛金納入書		○	1			○		・現場説明書	・請負契約締結後30日以内に提出	
11	9	火災保険その他損害保険加入届出書		○	1		○			・静岡県建設工事請負契約約款第47条 ・現場説明書	・加入後直ちに提出 ・保険期間は工期+14日程度 ・保険証券の写しを発注者に提出すれば、保険証券の提示があったものと取扱	第56条
12	-	工事実績情報システム(CORINS)の登録内容確認書(受注時)		○	1		○	○		・工事カルテ特記仕様書 ・現場説明書	・請負契約締結後10日以内 ・JACICからの自動メール送信にて登録内容確認・登録完了報告きを行う場合は、受注者からの提出は不要	
13	-	工事実績情報システム(CORINS)の登録内容確認書(工期等変更時)		○	1		○			・工事カルテ特記仕様書	・変更があった日から10日以内 ・JACICからの自動メール送信にて登録内容確認・登録完了報告きを行う場合は、受注者からの提出は不要	
14	56	情報共有・電子納品 事前協議チェックシート(工食用)		○	2(1)		○			・情報共有特記仕様書 ・電子納品特記仕様書 ・静岡県営繕事業に係る情報共有・電子納品運用ガイドライン		
C 工事着手前に作成する書類												
15	10	建設リサイクル法に基づく通知書	○		1					・建設リサイクル法第11条	・建設リサイクル法対象工事の場合は、通知する。	
16	11	建設リサイクル法に基づく告知書(写し)		○	1		○				・建設リサイクル法対象工事の場合は、提出する。	
17	12	現場代理人の兼任申請書		○	1		○			・「県発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱いについて(通知)」(建業第65号H28.5.24交通基盤部長通知)	・他の工事現場の現場代理人と兼任しようとする場合は、提出する。	
18	13	現場代理人・業務代理人兼任申請書		○	1		○			・「県発注工事の現場代理人と小規模修繕等業務委託の業務代理人の兼任に関する取扱いについて(通知)」(建業第320号R3.2.26交通基盤部長通知)	・現場代理人と業務代理人を兼任しようとする場合は、提出する。	
19	-	実施工程表		○	2(1)		○			・標準仕様書(建築1.2.1、電気設備1.2.1、機械設備1.2.1)	・総合施工計画書への添付で可	
20	14	施工体制台帳の写し		○	1		○			・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条	・写しを提出する。	

4-2 建築・設備工事関係書類一覧表

通し No.	様式 No.	書類名	書類作成者		作成 部数 ()は 受注者 返却 部数	受注者作成書類 提出先等			提出根拠等	備考	静岡県 建設 工事 執行 規則
			発注者	受注者		提出		提示			
						監督員	契約 担当課				
21	15	施工体系図の写し		○	1	○			・標準仕様書(建築1.1.5、電気設備1.1.5、機械設備1.1.5)	・写しを提出する。	
22	57	作業員名簿		○	1	○			・標準仕様書(建築1.1.5、電気設備1.1.5、機械設備1.1.5)	・写しを提出する。	
23	16	VE提案書		○	1	○			・契約後VE特記仕様書(静岡県建設工事請負契約約款第19条の2)	・VE提案する場合は、提出する。	
24	17	VE提案採否通知書	○		1				・契約後VE特記仕様書(静岡県建設工事請負契約約款第19条の2)	・VE提案を受けた場合は、通知する。	
25	18	実地確認の記録		○	1			○	・静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第10条	・様式は任意だが、県廃棄物リサイクル課のH.PIに公表しているチェックシート例を参考に作成する。	
26	19	総合施工計画書 工種別施工計画書		○	2(1)	○			・標準仕様書(建築1.2.2、電気設備1.2.2、機械設備1.2.2)	・工種別の施工計画書は、各工種の工事量が少量の場合は、複数の工種をまとめて作成し提出できる。 ・産業廃棄物処理に関する計画については、電子 manifests で確認できる事項(総括表、産業廃棄物処理委託契約書(写)、産業廃棄物収集運搬業許可証(写))の添付は不要	
27	20	使用材料(機材)報告書		○	2(1)	○			・標準仕様書(建築1.4.2、電気設備1.4.2、機械設備1.4.2)	・施工計画書に記載した使用予定の材料について、品質等を証明する資料を別に提出する場合は、この様式を使用する。 ・設計図書においてJIS又はJASによると指定された材料で、当該工事現場にて撮影した材料規格(JIS、JAS等)が証明できる写真を用意する場合は省略(ただし、木材合法性、持続可能性の証明資料は除く。)	
28	-	施工管理技術者通知書		○	2(1)	○			・標準仕様書(建築1.3.2)	・施工管理技術者の資格及び能力を証明する資料を施工計画書に記載及び添付することで省略できる。	
29	-	工食用電力設備の保安責任者通知書		○	2(1)	○			・標準仕様書(建築1.3.4)	・工食用電力保安責任者通知書として必要な資格を証明する資料を施工計画書に記載及び添付することで省略できる。	
30	-	技能士の資格を証明する資料		○	2(1)	○			・標準仕様書(建築1.5.2、機械設備1.5.2)	・資格を証明する資料を施工計画書に記載及び添付する。	
31	-	技能資格者の資格又は能力を証明する資料		○	2(1)	○			・標準仕様書(建築1.5.3)	・資格又は能力を証明する資料を施工計画書に記載及び添付する。	
32	-	施工図		○	2(1)	○			・標準仕様書(建築1.2.3、電気設備1.2.3、機械設備1.2.3)		
33	-	機器承諾図		○	2(1)	○			・標準仕様書(建築1.2.3、電気設備1.2.3、機械設備1.2.3)		
34	21	同等品使用願		○	2(1)	○			・特記仕様書	・同等品を使用する場合は、提出する。	
35	-	木材・木製品の合法性、持続可能性を証明する資料		○	2(1)	○			・標準仕様書(建築1.4.2)	・製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、提出する。	
D 工事施工中に作成する書類											
36	22	交通誘導警備員勤務実績報告書		○	2(1)	○			・特記仕様書	・検査時には、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票等)を提示する。	
37	23	立会い請求書		○	2(1)	○			・標準仕様書(建築1.5.7、電気設備1.5.5、機械設備1.5.6)	・監督員による立会いが必要な場合は、提出する。 ・立会いの実施日を週間工程表又は月間工程表(様式No.27、28)に記載して提出することで省略できる。	
38	-	自主検査記録(任意様式)		○	2(1)	○			・特記仕様書	・すべての材料について提出する。	

4-2 建築・設備工事関係書類一覧表

通し No.	様式 No.	書類名	書類作成者		作成 部数 ()は 受注者 返却 部数	受注者作成書類 提出先等			提出根拠等	備考	静岡県 建設 工事 執行 規則
			発注者	受注者		提出		提示			
						監督員	契約 担当課				
39	24	材料検査簿		○	2(1)	○			・現場説明書	・特記仕様書において、監督員の検査を受けることを指定している材料について提出する。	第24条
40	25	発生材報告書		○	2(1)	○			・標準仕様書(建築1.3.11、電気設備1.3.9、機械設備1.3.9)	・特記により引渡しを要するものと指定されたもの、現場において再資源化を図ると指定されたものについて提出する。	
41	26	部分使用承諾願	○		1				・静岡県建設工事請負契約約款第33条	・発注者が引渡し前において、工事目的物の全部又は一部を使用したい場合は、提出する。	
42	27	週間工程表		○	2(1)	○			・標準仕様書(建築1.2.1、電気設備1.2.1、機械設備1.2.1) ・標準仕様書(建築1.5.4、電気設備1.5.2、機械設備1.5.3)	・監督員の指示を受けた場合は、提出する。	
43	28	月間工程表		○	2(1)	○			・標準仕様書(建築1.2.1、電気設備1.2.1、機械設備1.2.1) ・標準仕様書(建築1.5.4、電気設備1.5.2、機械設備1.5.3)	・監督員の指示を受けた場合は、提出する。	
44	29	施工報告書		○	2(1)	○			・標準仕様書(建築1.5.4、電気設備1.5.2、機械設備1.5.3)	・週間工程表又は月間工程表(様式No.27,28)を作成し、表中に施工報告に係る記載をする場合は、不要 ・廃棄物処理完了の報告時期は、すべて構外に搬出した時点とし、排出事業者として適切に搬出したことを報告する。 ・電子マニフェストによる「一覧表(JWNETから印刷)」や、紙マニフェストによる「産業廃棄物管理票」は、監督員に提示できる状態にしておけば良く、提出は不要	
45	-	各種試験成績書		○	1	○			・標準仕様書(建築1.5.6、電気設備1.5.4、機械設備1.5.5)	・各種試験に関する資料も添付のこと。	
46	30	工事工程月報		○	2(1)	○			・静岡県建設工事請負契約約款第3条	・現場説明書に定められた方法により提出する。	第20条
47	31	指示、承諾、協議書	○	○	2(1)	○			・標準仕様書(建築1.1.8、電気設備1.1.8、機械設備1.1.8)	・設計図書により、監督員の承諾を受けるもの、提出や報告が必要な書類は、この様式を添付し提出する。	
48	32	工事記録簿		○	1			○	・静岡県建設工事請負契約約款第11条	・監督員が請求したときに提示する(提出は不要)。	第22条の2
49	33	休日・夜間作業承諾書		○	2(1)	○			・標準仕様書(建築1.3.5、電気設備1.3.3、機械設備1.3.3)	・簡素化のため、休日作業については、事前に「週間工程表で、受発注者の双方が稼働日であることを把握している場合は提出を省略する。」の旨協議を行い、提出は不要とする。 ・夜間作業については、あらかじめ理由を付して承諾を受ける。	
50	-	工事写真		○	1	○			・標準仕様書(建築1.2.4、電気設備1.2.4、機械設備1.2.4)	・排出ガス対策型・低騒音型建設機械の写真など、監督員・検査員が現場で確認した内容の写真については提出不要	
51	-	室内空気中の化学物質の濃度測定結果報告書		○	2(1)	○			・特記仕様書	・特記仕様書により、濃度測定を実施する場合は、提出する。	
52	-	静岡県産材販売管理票の写し		○	1	○			・特記仕様書	・静岡県産材証明制度による県産材を使用した場合は、提出する。	
53	34	営繕工事事故速報(営繕工事用)		○	1	○			・営繕工事事故対応マニュアル	・事故が発生した場合、直ちに連絡し、速やかに概要を書面で報告(FAX又はメール)する。	
54	35	事故速報(公営住宅用)		○	1	○			・工事事故対応マニュアル(公営住宅課用)	・事故が発生した場合、直ちに連絡し、速やかに概要を書面で報告(FAX又はメール)する。	
55	36	事故発生報告書		○	1	○			・特記仕様書	・監督員が作成を指示した後、速やかに作成・提出する。	

4-2 建築・設備工事関係書類一覧表

通し No.	様 式 No.	書類名	書類作成者		作成 部数 ()は 受注者 返却 部数	受注者作成書類 提出先等			提出根拠等	備考	静岡県 建設 工事 執行 規則
			発注者	受注者		提出		提示			
						監督員	契約 担当課	受注者 保管			
56	-	事故報告書 [発注者用]	○						・ 営繕工事事務対応マニュアル ・ 工事事務対応マニュアル(公営住宅課用)	・ 登録を要する事故の場合は、国土交通省SAS(建設工事事務データベースシステム)へ登録し、受注者に連絡する。	
57	-	事故報告書 [受注者用]		○					・ 特記仕様書	・ 登録を要する事故の場合は、監督員から連絡を受けた後、国土交通省SAS(建設工事事務データベースシステム)へ登録する。	
58	37	工事事務等発生報告書	○						・ 営繕工事事務対応マニュアル ・ 工事事務対応マニュアル(公営住宅課用)	・ 国土交通省SAS(建設工事事務データベースシステム)により作成する。	
59	38	地震・異常気象時現場点検報告書		○	1	○			・ 特記仕様書	・ 当該施工現場を対象とする観測エリアにおいて、震度4以上の地震が発生した場合、直ちに現場点検を行い、速やかに報告(FAX又はメール)する。 ・ 当該施工現場を対象とする観測エリアにおいて、大雨警報、暴風警報及び大雪警報が発令した場合、直ちに現場点検を行い、必要な保全措置を講じ、速やかに報告(FAX又はメール)する。	
60	39	工期延長請求書		○	2(1)	○			・ 静岡県建設工事請負契約約款第21条	・ 工期の延長変更を請求する場合は、提出する。	第30条
61	40	変更工程表		○	2(1)	○			・ 静岡県建設工事執行規則第30条	・ 工期延長請求書に添えて提出する。	第30条
E 工事完成時に作成する書類											
62	41	完成届出書		○	2(1)	○	○		・ 静岡県建設工事請負契約約款第31条		第39条
63	-	工事実績情報システム(CORINS)の登録内容確認書(完成時)		○	1	○			・ 工事カルテ特記仕様書	・ 監督員がJACICによるメール送信を承諾した場合は、提出不要	
64	42	引渡書(目録)		○	現説 による	○			・ 標準仕様書(建築1.7.1、電気設備1.7.1、機械設備1.7.1)	・ 現場説明書に定められた方法により提出する。	
65	-	完成写真		○	現説 による	○			・ 現場説明書	・ 現場説明書に定められた方法により提出する。	
66	-	完成図		○	現説 による	○			・ 標準仕様書(建築1.7.1、1.7.2、電気設備1.7.1、1.7.2、機械設備1.7.1、)	・ 現場説明書に定められた方法により提出する。	
67	-	保全に関する資料		○	現説 による	○			・ 標準仕様書(建築1.7.3、電気設備1.7.3、機械設備1.7.3)	・ 現場説明書に定められた方法により提出する。	
68	-	建設業退職金共済証紙受払簿の写し		○	1	○			・ 現場説明書	・ 当該工事において、建設業を営む事業主(元請、下請共)が建設業退職金共済制度に加入している場合は、提出する。	
69	43	再資源化等報告書		○	2(1)	○			・ 特記仕様書	・ 建設リサイクル法対象工事の場合は、提出する。 ・ 工期内に再資源化処理が完了しない場合は、再処理施設へ搬入済みであることが確認できる書類を添えて提出する。再資源化が完了した時点で報告書を再度提出する。	
70	44	再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書及び建設副産物情報交換システム工事登録証明書		○	2(1)	○			・ 特記仕様書	・ 建設副産物情報交換システム(GOBRIS)に登録して書類を作成する。	
71	-	電子データを記録させたCD-R		○	2	○			・ 電子納品特記仕様書		
72	45	創意工夫・工事特性・社会性等に関する実施状況(説明資料)		○	1	○			・ 静岡県建設工事成績評定要領の運用について 2(4)	・ 実施した場合は、提出する。	
73	46	工事監理報告書	○		1				・ 建築士法第20条第3項	・ 建築士(一級建築士、二級建築士及び木造建築士)による工事監理が必要な工事の場合は、作成する。	

4-2 建築・設備工事関係書類一覧表

通し No.	様 式 No.	書類名	書類作成者		作成 部数 ()は 受注者 返却 部数	受注者作成書類 提出先等			提出根拠等	備考	静岡県 建設 工事 執行 規則
			発注者	受注者		提出		提示			
						監督員	契約 担当課				
F 工事検査時に作成する書類											
74	47	受託検査依頼書	○		1				・静岡県建設工事検査要領の運用について	・発注者が教育委員会又は警察本部の工事で、本庁検査を依頼する場合は、提出する。	
75	48	中間検査申請書		○	1	○			・静岡県建設工事検査要領第7条	・特記仕様書により、中間検査の対象工事となる場合は、提出する。	
76	49	工事検査申請書	○		1				・静岡県建設工事検査要領第7条		
77	50	工事検査記録	○		1				・静岡県建設工事検査要領第7条		
78	-	工事成績採点表	○		1				・静岡県建設工事成績評定要領第5条	・成績評定の対象となる工事の場合は、作成する。	
79	51	工事成績評定通知書	○		1				・静岡県建設工事成績評定要領第8条	・成績評定の対象となる工事の場合は、作成する。	
80	-	考査項目別運用表(建築・設備工事)	○		1				・静岡県建設工事成績評定要領の運用について 2(1)	・成績評定の対象となる工事の場合は、作成する。	
81	-	細目別評定点採点表	○		1				・静岡県建設工事成績評定要領の運用について 2(2)	・成績評定の対象となる工事の場合は、作成する。	
82	-	「施工プロセス」チェックリスト	○		1				・静岡県建設工事成績評定要領の運用について 2(3)	・成績評定の対象となる工事の場合は、作成する。	
83	52	出来形確認請求書		○	2(1)		○		・静岡県建設工事請負契約約款第37条	・部分払いを請求する場合は、提出する。	第45条
84	53	出来形歩合調書	○		1				・静岡県建設工事請負契約約款第37条	・部分払いの請求を受けた場合は、作成する。	第45条
G 工事検査終了後に作成する書類											
85	54	修補完了届出書		○	2(1)	○			・静岡県建設工事執行規則第39条	・修補指示を受けた場合は、提出する。	第39条
86	-	請求書		○	1		○		・静岡県建設工事請負契約約款第32条		第40条
87	55	請求明細書		○	1		○		・静岡県建設工事執行規則第40条	・請求書と共に提出する。	第40条

※ 通し番号に下線がある書類は、法令、規則、マニュアル及び通知等で様式が定められているもの

4 - 3 建築・設備工事関係書類

(No.1)

説 明 書

年 月 日

様

氏名

(郵便番号 —) 電話番号 — —

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について下記のとおり説明します。

記

1. 説明内容 添付資料のとおり

2. 添付資料

① 別表（別表1～3のいずれかに必要事項を記載したもの）

別表1（建築物に係る解体工事）

別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））

別表3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））

② その他の別添資料（添付する場合）

案内図

工程表

(No.2)

法第13条及び省令第4条に基づく書面

(建築物に係る解体工事の場合)

1. 分別解体等の方法

工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	① 建築設備・内装材等 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	② 屋根ふき材 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③ 外装材・上部構造部分 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④ 基礎・基礎ぐい <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤ その他 () <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※ 届出書の写しを添付することでもよい

2. 解体工事に要する費用

円 (税込)

(受注者の見積金額)

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙のとおり

(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

円 (税込)

(受注者の見積金額)

法第13条及び省令第4条に基づく書面

(建築物に係る新築工事等の場合)

1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	① 造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	② 基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③ 上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④ 屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤ 建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥ その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用

なし

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙のとおり

(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

円 (税込)

(受注者の見積金額)

(No.3)

別紙様式1 (第21条関係) (用紙 日本産業規格A4縦型)

監 督 員 通 知 書

1 建設工事名

2 契約年月日

3 監督員の職氏名

区 分	職 名	氏 名
総括監督員		
主任監督員		
担当監督員		

上記のとおり監督員を置いたので、静岡県建設工事請負契約約款第9条第1項の規定に基づき通知します。

年 月 日

受注者 住 所
商 号
氏 名 (法人にあつては、代表者の氏名) 様

発注者 職 名 氏 名 印

(No.4)

様式第1号

監督員変更通知書

- 1 建設工事名
- 2 契約年月日
- 3 監督員の職氏名

区分	変更前		変更後	
	職名	氏名	職名	氏名
総括監督員				
主任監督員				
担当監督員				

上記のとおり監督員を変更したので、静岡県建設工事請負契約約款第9条第1項の規定に基づき通知します。

年 月 日

住所
受注者 商号又は名称 様
氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名)

発注者 職 名 氏 名 印

(No.5)

建設工事執行規則 様式第9号 (第21条関係) (用紙日本産業規格A4縦型)

工 程 表

1 建設工事名

2 建設工事箇所

市

郡

町

3 工 期 着 手

年

月

日

完 成

年

月

日

工 種	設計数量	月			月			月			月		
		10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30
通 歩 計 合	%												

上記のとおり施工したいので、工程表を提出します。

年 月 日

発注者 職 名 氏 名 様

住 所

受注者 商 号

氏 名 (法人にあつては、代表者の氏名)

(No.6)

用紙（日本産業規格 A 4 判縦型）

請負代金内訳書

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 請負代金内訳

(1) 工事費内訳表

工種区分・工種・種別	単位	数量	単価	金額	備考
直接工事費					
共通仮設費					
共通仮設費					
純工事費					
現場管理費					
工事原価					
一般管理費等					
工事価格					

(2) 法定福利費

工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の
事業主負担額 円

※次ページ以降の内容（細目別内訳等）については、数量書(参考資料)に記載の項目
のとおりとすること

(No.7)

建設工事執行規則 様式第11号 (第22条関係) (用紙 日本産業規格A 4縦型)

主任技術者等通知書

1 建設工事名

_____ 工事

(年 月 日契約締結)

2 主任技術者等の氏名

区 分	職 名	氏 名	担当工事種類	資 格 区 分	
				第7条 第2号	第15条 第2号
主 任 技 術 者				イロハ	
専 任 の 主 任 技 術 者				イロハ	
専 任 の 監 理 技 術 者					イロハ
現 場 代 理 人					
専 門 技 術 者				イロハ	

先に請負契約を締結した建設工事の主任技術者等の氏名等を、上記のとおり通知します。

年 月 日

発注者 職 名 氏 名 様

住 所

受注者 商 号

氏 名 (法人にあつては、代表者の氏名)

備考 資格区分欄は、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は第15条第2号イ、ロ若しくはハのうち、該当するものを○で囲むこと。

経 歴 書

主任技術者等氏名

- ① 現 住 所
- ② 生 年 月 日
- ③ 最 終 学 歴
- ④ 資格及び資格番号
- ⑤ 職 歴

年	月	

- ⑥ 工 事 歴

期 間	工 事 名	職 名	備 考

(記載要領)

- ・ ③の最終学歴は、専攻科目まで記載する。
- ・ ④の資格は、法令による資格免許等の名称、等級、種別、登録（合格）番号を記載する。
- ・ ⑤の職歴は、過去10年を記載する。
- ・ ⑥の工事歴は、最初に建設業に従事した工事を記入し、次からは、最近（過去5年）の工事件数3件程度とする。

(添付書類)

- ・ ④に記載した資格の証明書の写しを添付する。
- ・ 監理技術者は、監理技術者資格者証の写し（表裏）を添付する。
- ・ 主任技術者は、健康保険被保険者証の写し（表）を添付する。
(監理技術者資格者証の写しを添付した場合は不要)

火災保険その他損害保険加入届出書

年 月 日

発注者

様

住 所

受注者 商 号

氏 名(氏名にあっては、代表者の氏名)

火災保険、その他損害保険を締結しましたので、別紙保険契約書の写しを提出します。

(No.10)

通 知 書

令和 年 月 日

殿

(工事発注者) 発注者職氏名 :

住 所 :

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により、下記のとおり通知します。

記

連 絡 先	所 属 名				
	担当者職氏名 ^{フリガナ}				
	電 話 番 号	— —	(内線)		
工 事 の 内 容	工 事 の 名 称				
	工 事 の 場 所	静岡県	市町村		
	工 事 の 概 要	工 事 の 種 類	<input type="checkbox"/> 建築物に係る解体工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築又は増築の工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築工事等であって新築又は建築の工事に該当しないもの <input type="checkbox"/> 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 () 注1		
		工 事 の 規 模	建築物に係る解体工事 用途 _____、 階数 _____、 工事対象床面積 _____ m ² 建築物に係る新築又は増築の工事 用途 _____、 階数 _____、 工事対象床面積 _____ m ² 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの 用途 _____、 階数 _____、 請負代金額 _____ 万円(税込) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金額 _____ 万円(税込)		
		工 期	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 工事着手予定日 : 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日		
請 負 者		会 社 名	フリガナ 現場代理人氏名		
	所 在 地	〒 — —			
	電 話 番 号	— — (内線)	F A X — —		

※受付番号 :

注1) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。

(例 : 舗装、築堤、土地改良等)

分別解体等の計画等

建築物の構造		木造 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造 鉄骨造 コンクリートブロック造 その他()		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 年、棟数 棟 その他()		
	周辺状況	周辺にある施設 住宅 商業施設 学校 病院 その他() 敷地境界との最短距離 約 m その他()		
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 十分 不十分 その他()		
	搬出経路	障害物 有() 無 前面道路の幅員 約 m 通学路 有 無 その他()		
	残存物品	有() 無		
	他法令関係	フロン (フロン排出抑制法)	有(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの) 無	
		石綿 (大気汚染防止法・安全衛生法石綿則)	有 特定建設資材への付着(有 無) 飛散性石綿(吹き付け石綿等) 非飛散性石綿(石綿含有ビニル床タイル等) 無	
	特定建設資材への付着物(石綿以外)	有 () 無		
	その他 (特定建設資材以外への付着物などの有害物質等の状況) (その他必要事項を記載)	有 飛散性石綿(鉄骨等に吹付けられた石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材等) 非飛散性石綿(石綿含有建材) その他() 無 その他()		
工事ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法	
	建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()	
	屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()	
	外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用	
	基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用	
	その他 ()	その他の取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序		上の工程における の順序 その他() その他の場合の理由()		
内装材に木材が含まれる場合		の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し 可 不可 不可の場合の理由()		
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	
		コンクリート塊	トン	
		アスファルト・コンクリート塊	トン	
		建設発生木材	トン	
(注) 建築設備・内装材等 屋根ふき材 外装材・上部構造部分 基礎・基礎ぐい その他				
備考				

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類		コンクリート コンクリート及び鉄から成る建設資材 アスファルト・コンクリート 木材			
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数____年、棟数____棟 その他()			
	周辺状況	周辺にある施設 住宅 商業施設 学校 病院 その他() 敷地境界との最短距離 約____m その他()			
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容		
	作業場所	作業場所 十分 不十分 その他()			
	搬出経路	障害物 有() 無 前面道路の幅員 約____m 通学路 有 無 その他()			
	他法令関係(修繕・模様替工事のみ)	フロン(フロン排出抑制法)	有(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの) 無		
		石綿(大気汚染防止法・安全衛生法石綿則)	有 特定建設資材への付着(有 無) 飛散性石綿(吹き付け石綿等) 非飛散性石綿(石綿含有ビニル床タイル等) 無		
	特定建設資材への付着物(修繕・模様替工事のみ)(石綿以外)	有 () 無			
	その他(特定建設資材以外への付着物などの有害物質等の状況)(その他必要事項を記載)	有 飛散性石綿(鉄骨等に吹付けられた石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材等) 非飛散性石綿(石綿含有建材) その他() 無 その他()			
工程ごとの作業内容	工程		作業内容		
	造成等		造成等の工事 有 無		
	基礎・基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの工事 有 無		
	上部構造部分・外装		上部構造部分・外装の工事 有 無		
	屋根		屋根の工事 有 無		
	建築設備・内装等		建築設備・内装等の工事 有 無		
	その他()		その他の工事 有 無		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分		種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)
			コンクリート塊	トン	
			アスファルト・コンクリート塊	トン	
			建設発生木材	トン	
(注) 造成等 基礎 上部構造部分・外装 屋根 建築設備・内装等 その他					
備考					

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)		鉄筋コンクリート造 その他()	
工事の種類		新築工事 維持・修繕工事 解体工事 電気 水道 ガス 下水道 鉄道 電話 その他()	
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)		コンクリート コンクリート及び鉄から成る建設資材 アスファルト・コンクリート 木材	
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数 年 その他()	
	周辺状況	周辺にある施設 住宅 商業施設 学校 病院 その他() 敷地境界との最短距離 約 m その他()	
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	工作物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 十分 不十分 その他()	
	搬出経路	障害物 有() 無 前面道路の幅員 約 m 通学路 有 無 その他()	
	他法令関係(解体・維持・修繕工事のみ)	フロン(フロン排出抑制法) 有(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの) 無 石綿(大気汚染防止法・安全衛生法石綿則) 有 特定建設資材への付着(有 無) 飛散性石綿(鉄骨等に吹付けられた石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材等) 非飛散性石綿(石綿含有建材) 無	
	特定建設資材への付着物(解体・維持・修繕工事のみ)(石綿以外)	有 () 無	
	その他(特定建設資材以外への付着物などの有害物質等の状況)(その他必要事項を記載)	有 飛散性石綿(鉄骨等に吹付けられた石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材等) 非飛散性石綿(石綿含有建材) その他() 無 その他()	
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	仮設	仮設工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	土工	土工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎	基礎工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	本体構造	本体構造の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	本体付属品	本体付属品の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他 ()	その他の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		上の工程における の順序 その他() その他の場合の理由()	
工作物に用いられた建設資材の量の見込み(解体工事のみ)		トン	
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)		使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)
	種類	量の見込み	
	コンクリート塊	トン	
	アスファルト・コンクリート塊	トン	
	建設発生木材	トン	
(注) 仮設 土工 基礎 本体構造 本体付属品 その他			
備考			

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

告 知 書

令和 年 月 日

様

氏名

(郵便番号 —) 電話番号 — —

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第2項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について告知します。

記

1. 添付資料

① 別表（別表1～3のいずれかに必要事項を記載したもの）

- 別表1（建築物に係る解体工事）
- 別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））
- 別表3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））

② その他の別添資料（添付する場合）

- 案内図
- 工程表

[注] 本様式は下請負人に対して告知することにあたり、書面で行う場合の標準様式を参考として示すものである。

様式 1

現場代理人の兼任申請書

年 月 日

発注機関の長

(受注者) 住所
氏名

静岡県発注の下記工事に係る現場代理人について、他の工事の現場代理人との兼任を申請します。

記

受注者名			
現場代理人氏名		連絡先	
工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる事項又は施工に当たり相互に調整を要する事項	*(3,500万円(建築一式は7,000万円)以上の場合に記入)		
兼任を申請する工事 (工事1)	工事名		
	工事箇所		
	工期	年 月 日から	年 月 日まで
請負金額(税込) ¥	発注機関名		
	監督員		
工事1と現場代理人を兼任しようとする他の工事 (工事2)	発注機関名		
	工事名		
	工事箇所		
	工期	年 月 日から	年 月 日まで
請負金額(税込) ¥	兼任しようとする工事現場間の所要時間(直線距離)	工事1から	約 分 (Km)
	発注機関名		
工事1及び2と現場代理人を兼任しようとする他の工事 (工事3)	工事名		
	工事箇所		
	工期	年 月 日から	年 月 日まで
	請負金額(税込) ¥	兼任しようとする工事現場間の所要時間(直線距離)	工事1から
		工事2から	約 分 (Km)

* 契約書の写しを添付すること。

* 兼任しようとする工事の発注者が兼任を承認したことが明らかな書類(現場代理人の兼任承認書の写し(県発注工事)、打ち合わせ記録簿の写し等(県以外の機関の発注工事))を添付(又は後日提出)すること。

(No.13)

様式 1

現場代理人・業務代理人兼任申請書

年 月 日

発注機関の長

(受注者) 住所
氏名

貴事務所発注の下記建設工事及び小規模修繕等業務委託について、現場代理人と業務代理人の兼任を申請します。

記

受注者名			
現場（業務）代理人 氏名		連絡先	
兼任を申請する工事	工事名		
	工事箇所		
	工期	年 月 日から	年 月 日まで
	監督員		
請負金額（税込） ¥			
工事の現場代理人と 業務代理人を兼任し ようとする小規模修 繕等業務委託	発注機関名	上記工事と同一	
	業務名		
	業務箇所		
	(兼任を申請する工事 箇所から最も遠い地点)		
	業務期間	年 月 日から	年 月 日まで
業務委託料（税込） ¥	兼任を申請する工事現 場と兼任しようとする 業務箇所のうち最も遠 い地点間の所要時間及 び直線距離	約 分	約 Km

* 契約書の写し及び小規模修繕等業務委託の入札公告（指名通知）を添付すること。

様式第2号

年 月 日

施工体制台帳

《下請負人に関する事項》

会社名・事業者ID		代表者名	
住所	自 年 月 日	契約日	年 月 日
工事名称	許可番号		
工事内容	大臣特定 知事一般	第 号	年月日
工期	自 年 月 日	至 年 月 日	年月日
建設業の許可	施工に必要な許可業種		許可番号
健康保険等の加入状況	健康保険 加入 未加入 通用除外	厚生年金保険 加入 未加入 通用除外	雇用保険 加入 未加入 通用除外
現場代理人名	権限及び 意見申出方法	安全衛生責任者名	
主任技術者名	専任 非専任	安全衛生推進者名	
資格内容		雇用管理責任者名	
		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	
発注者の監督員名	権限及び意見 申出方法	外国人建設就 労者の従事の 状況(有無)	外国人技能実 習生の従事の 状況(有無)
監督員名	権限及び意見 申出方法	有 無	有 無
現場代理人名	権限及び意見 申出方法	有 無	有 無
監理技術者名 主任技術者名	資格内容	有 無	有 無
監理技術者補佐 名	資格内容	有 無	有 無
専門技術者名	資格内容	有 無	有 無
資格内容	資格内容	有 無	有 無
租当工事内容	租当工事内容	有 無	有 無
租当工事内容	租当工事内容	有 無	有 無

施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

- ・発注者として建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)
- ・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- ・専門技術者を置く場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面又はこれらの写し
- ・専門技術者を特に限定している者であることを証する書面又はこれらの写し

再下請負通知書

直近上位
注文者名

【報告下請負業

住所

元請名称・
事業者ID

会社名・
事業者ID

代表者名

《自社に関する事項》

工 事 名 称 及 び 工 事 内 容	自 年 月 日	至 年 月 日	注 文 者 と の 契 約 日	年	月	日
工 期	自	至	契 約 日	年	月	日

建 設 業 の 可 許	施工に必要な許可業種		許 可 番 号	許 可 (更 新) 年 月 日
	工事業 大臣 知事	特 定 一 般	第 号	年 月 日
	工事業 大臣 知事	特 定 一 般	第 号	年 月 日

健 康 保 険 等 の 加 入 状 況	保険加入 の有無	健康保険 加入 未加入 適用除外	厚生年金保険 加入 未加入 適用除外	雇用保険 加入 未加入 適用除外
		営業所の名称		
	事業所 整理記号等			

監 督 員 名 稱 及 び 意 見 申 出 方 法	安全衛生責任者名			
	安全衛生推進者名			
	雇用管理責任者名			
現 場 代 理 人 名 稱 及 び 意 見 申 出 方 法	専門技術者名			
	資格内容			
	担当工事内容			

一 号 特 定 技 能 外 国 人 の 従 事 の 状 況 (有無)	有	無	外国人建設就 労者の従事の 状況(有無)	有	無	外国人技能実 習生の従事の 状況(有無)	有	無
---------------------------------------------------------------------------------	---	---	----------------------------	---	---	----------------------------	---	---

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会 社 名 ・ 事 業 者 ID	代 表 者 名
住 所 番 号	
工 事 名 称 及 び 工 事 内 容	
自 年 月 日	契 約 日
至 年 月 日	年 月 日

建 設 業 の 可 許	施工に必要な許可業種		許 可 番 号	許 可 (更 新) 年 月 日
	工事業 大臣 知事	特 定 一 般	第 号	年 月 日
	工事業 大臣 知事	特 定 一 般	第 号	年 月 日

健 康 保 険 等 の 加 入 状 況	保険加入 の有無	健康保険 加入 未加入 適用除外	厚生年金保険 加入 未加入 適用除外	雇用保険 加入 未加入 適用除外
		営業所の名称		
	事業所 整理記号等			

現 場 代 理 人 名 稱 及 び 意 見 申 出 方 法	安全衛生責任者名			
	安全衛生推進者名			
	雇用管理責任者名			
主 任 技 術 者 名 稱 及 び 意 見 申 出 方 法	専門技術者名			
	資格内容			
	担当工事内容			

一 号 特 定 技 能 外 国 人 の 従 事 の 状 況 (有無)	有	無	外国人建設就 労者の従事の 状況(有無)	有	無	外国人技能実 習生の従事の 状況(有無)	有	無
---------------------------------------------------------------------------------	---	---	----------------------------	---	---	----------------------------	---	---

再下請通知書の添付書類(建設業法施行規則第14条の4第3項)

再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)

様式第4号

施工体系图

元請者名	自	年	月	日
工事名称	至	年	月	日
	工期			

元請名・事業者ID	
監督員名	
監督技術者名	
監理技術者補佐名	
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者の担当	
担当工事内容	

元方安全衛生管理者	
会長	
副会長	

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の担当	有
無	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日 - 年月日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の担当	有
無	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日 - 年月日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の担当	有
無	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日 - 年月日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の担当	有
無	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日 - 年月日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の担当	有
無	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日 - 年月日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の担当	有
無	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日 - 年月日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の担当	有
無	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日 - 年月日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の担当	有
無	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日 - 年月日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の担当	有
無	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日 - 年月日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の担当	有
無	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日 - 年月日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の担当	有
無	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日 - 年月日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の担当	有
無	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日 - 年月日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の担当	有
無	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日 - 年月日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の担当	有
無	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日 - 年月日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の担当	有
無	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日 - 年月日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の担当	有
無	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日 - 年月日

様式－2

番号		項目内容	
----	--	------	--

(1) 設計図書のとめる内容と VE 提案の内容の対比	
【現状】 ……略図等	【改善案】 ……略図等

(2) 提案理由

(3) VE 提案の実施方法 (材料仕様、施工要領等を記入)

(4) 品質保証の証明 (品質保証書の添付等)

(5) その他

様式－４

番号	項目内容
----	------

(1) 工業所有権等の排他的権利を含む VE 提案である場合、その取扱いに関する事項

(2) VE 提案が採用された場合に留意すべき事項（提案内容の公表に係る所見等）

様式-5

第 号
令和 年 月 日

VE提案採否通知書

(受注者)

様

(発注者)

長

契約後VE特記仕様書3(1)に基づき、令和 年 月 日付けで提出されたVE提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

工 事 名：令和 年度		工 事		VE提案項目数：	件 件 件
工 事 場 所： 市 地内				採用項目数：	
契約締結日：令和 年 月 日				不採用項目数：	
VE提案に対する「採否」及びその理由					
番号	項目内容	採否の区分	採否の理由	特記事項	
1		採・否			
2		採・否			

採否に関する問い合わせ先及び担当課

静岡県交通基盤部

電話

課 電話

土木事務所

課 電話

産業廃棄物処理の委託先の現地確認におけるチェックシート例

平成 27 年 2 月
廃棄物リサイクル課

●このチェックシート例について

- 「静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例」(以下「条例」という。)では、産業廃棄物を委託して処理する事業者に対し、その委託先の積替え保管又は中間処理若しくは最終処分施設を現地に確認することを求めています(条例第 10 条)。
- 条例では、事業者が現地確認において確認すべき項目を詳細に規定していません。事業者には、法に規定される基準等を踏まえ、現地確認において確認する項目を独自に定めて現地確認を行ってください。
- このチェックシート例は、事業者が現地確認において確認する項目を検討する際に参考となるように、確認する項目の主な例をまとめ、作成したものです。チェックシート例に記載されている項目に、必要な事項を追加したり(例:整理整頓・清潔等の管理、経営倫理や方針、社員教育等)、修正を加えたりして、活用してください。
- チェックシート例では、「優良」、「良」、「要改善」の 3 段階評価の形式がとられていますが、この形式も一例に過ぎません。事業者は、独自に評価の形式を定めて、現地確認をした処理業者が委託先として適当か否かを判断してください。

チェックシート例

実地確認の実施年月日		
実地確認先	事業者名	
	事業場名（施設名）及び住所	
	対応者（役職及び氏名）	
実地確認を行った者		

実地確認の結果の評価 (委託契約の適否等)	
--------------------------	--

A 共通項目

1 処理業者の許可状況	評価
(1) 委託する処理（運搬又は中間処理若しくは最終処分）の許可を得ているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(2) 処理を委託する産業廃棄物が許可品目に含まれているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(3) 処理を委託する期間が許可期限内か。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2 書面の保存状況（委託契約後の実地確認の場合）	
(1) 帳簿*について ①整備されているか。 ②委託した処理は適切に記載されているか。 <small>* 廃棄物処理法により、産業廃棄物処理業者が、その産業廃棄物の処理について記載し、保存するように義務付けられています。廃棄物処理法施行規則第 10 条の 8 及び第 10 条の 21 に、帳簿の記載事項が規定されています。</small>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(2) マニフェストは適切に記載され、保管されているか（実地確認した事業場に保管されていなければ、保管されている場所はどこか）。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ()
(3) 委託契約書は適切に保管されているか（実地確認した事業場に保管されていなければ、保管されている場所はどこか）。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ()

B 収集運搬業の積替え保管施設

1 積替え保管施設の状況	評価
(1) 積替え施設は、周囲に囲いが設けられ、かつ、積替えの場所であることについて表示されているか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(2) 保管施設は、周囲に囲いが設けられているか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(3) 保管施設であることについて必要な事項*を表示した掲示板が見やすい箇所に設けられているか。 ※ 保管する産業廃棄物の種類、保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先、 (屋外で容器を用いない場合) 最大積上高さ、保管上限	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(4) 産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置が講じられているか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(5) 保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合には、排水溝等の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆っているか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(6) 石綿含有産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の積替え保管施設は、その他の物と混合するおそれがないように仕切りを設ける等必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善

2 積替え保管施設における産業廃棄物の処理の状況	評価
(1) 保管されている産業廃棄物は許可品目に含まれているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(2) 搬入される産業廃棄物の内容、量を適切に確認しているか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(3) 産業廃棄物が飛散、流出していないか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(4) 悪臭、騒音又は振動により生活環境の保全上支障を生じていないか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(5) 産業廃棄物は決められた場所に保管されているか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(6) 保管されている産業廃棄物の量が保管上限を超えていないか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(7) 産業廃棄物の保管に伴い発生する汚水は適正に処理されているか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(8) 屋外で容器を用いずに産業廃棄物を保管する場合にあつては、積み上げられた産業廃棄物の高さが最大積上高さを超えていないか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(9) ねずみの生息、及び蚊、はえ等の害虫の発生を防止するための措置が取られているか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善

B 処分業の処理施設

●中間処理施設

1 処理施設の状況	評価
(1) 廃棄物処理法施行令第7条に規定される処理施設の場合、必要な設置許可を得ているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(2) 施設に腐食が発生していない等、十分な維持管理が施されているか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(3) 産業廃棄物の飛散、流出及び地下への浸透を防止するための必要な措置が取られている施設か（保管施設を含む。）。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(4) 悪臭、騒音及び振動等の発生により、生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が取られている施設か。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(5) 排水を放流する場合は、必要な排水処理設備を設けているか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(6) 産業廃棄物の保管施設は、周囲に囲いが設けられているか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(7) 産業廃棄物の保管施設は、必要な事項*を表示した掲示板が見やすい箇所に設けられているか。 * 保管する産業廃棄物の種類、保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先、（屋外で容器を用いない場合）最大積上高さ、保管上限	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(8) 産業廃棄物の保管施設は、保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合には、排水溝等の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆っているか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(9) 石綿含有産業廃棄物*又は特別管理産業廃棄物の保管施設は、その他の物と混合するおそれがないように仕切りを設ける等必要な措置を講じているか。 * 石綿含有産業廃棄物の中間処理の方法は、環境大臣が定める方法（熔融等）により行うこととされています（廃棄物処理法施行令第6条第1項第2号ニ(2)）。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善

2 処理施設における産業廃棄物の処理の状況	評価
(1) 処分されている産業廃棄物は許可品目に含まれているか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(2) 搬入される産業廃棄物の内容、量を適切に確認しているか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(3) 産業廃棄物が飛散、流出していないか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(4) 悪臭、騒音又は振動により生活環境の保全上支障を生じていないか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(5) 産業廃棄物は決められた場所に保管されているか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(6) 保管されている産業廃棄物の量が保管上限を超えていないか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(7) 産業廃棄物の保管に伴い発生する汚水は適正に処理されているか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(8) 屋外で容器を用いずに産業廃棄物を保管する場合にあっては、積み上げられた産業廃棄物の高さが最大積上高さを超えていないか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(9) 産業廃棄物の保管施設には、ねずみの生息、及び蚊、はえ等の害虫の発生を防止するための措置は取られているか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善

(10) 委託先が中間処理した後の産業廃棄物を委託して処理している場合、この中間処理後の産業廃棄物の適正な処理を確認しているか。 (委託先が中間処理した後の物を有価物として使用又は販売している場合、この中間処理後の物の適正な使用又は販売を確認しているか。)	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善

●最終処分場

1 処分場の状況	評価
(1) 最終処分場の設置許可を得ているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(2) 施設に腐食が発生していない等、十分な維持管理が施されているか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(3) 産業廃棄物の飛散、流出を防止するための必要な措置が取られている施設か。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(4) 悪臭等の発生により、生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が取られている施設か。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(5) 最終処分場の入口の見やすい箇所に、産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立札その他の設備が設けられているか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(6) 埋立地の周囲には、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができる囲いが設けられ、産業廃棄物の処分場所であることの表示がされているか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(7) 浸出液による公共の水域及び地下水の汚染のおそれがある場合、必要な設備の設置等の措置を講じているか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善

2 処分場における産業廃棄物の処理の状況	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(1) 処分されている産業廃棄物は許可品目に含まれているか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(2) 最終処分場の残存容量は十分か。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(3) 搬入される産業廃棄物の内容、量を適切に確認しているか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(4) 産業廃棄物が飛散、流出していないか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(5) 悪臭等により生活環境の保全上支障を生じていないか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(6) 安定型最終処分場にあつては、安定型産業廃棄物以外が混入して処分されていないか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(7) 浸出液は適正に処理されているか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(8) 産業廃棄物の種類ごとに埋立基準（廃棄物処理法施行令第6条第3号へからみまで及び第6条の5第3号ニからツまでに掲げられる基準）に合った処分をしているか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善
(9) ねずみの生息、及び蚊、はえ等の害虫の発生を防止するための措置は取られているか。	<input type="checkbox"/> 優良 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 要改善

(No.19)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

総合施工計画書 (作成例)

〇〇土木事務所長 〇〇 〇〇 様

受注者

現場代理人

令和〇〇年度 [第〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇号] 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事

標記について、標準仕様書等に基づき提出します。

目 次

	記載項目	ページ
1	一般事項	1
	1-1 適用図書等	
	1-2 協議等	
2	工事概要	
	2-1 工事概要	
	2-2 工事内容	
	2-3 主要工種	
3	工程管理計画	
	3-1 実施工程表	
	3-2 工程管理方針	
4	品質計画	
	4-1 施工体制	
	4-2 品質目標	
	4-3 品質管理	
5	安全対策	
	5-1 緊急時の体制及び対応	
	5-2 安全対策	
	5-3 安全活動	
6	環境対策	
7	共通仮設計画	
8	産業廃棄物の適正処理	
	8-1 再生資源利用計画書ほか	
	8-2 産業廃棄物処理フロー図	
9	その他	
	9-1 総合評価関係等	
	9-2 関係官公署との調整等	
	9-3 その他	

2 工事概要

2-1 工事概要

工事名	令和〇〇年度 [第〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇号] 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事
工事場所	〇〇市〇〇地内
発注者	〇〇土木事務所 所長 〇〇 〇〇
監督員	総括監督員 建築住宅課 課長 〇〇 〇〇 主任監督員 同 主査 〇〇 〇〇 担当監督員 同 〇〇 〇〇 〇〇
設計者	(株)〇〇建築設計事務所 〇〇 〇〇
工事監理者	建築住宅課 課長 〇〇 〇〇
受注者	〇〇建設(株) 代表取締役 〇〇 〇〇 所在地： 静岡県〇〇市〇〇〇-〇〇 電話： 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 現場代理人： 〇〇 〇〇
請負金額	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
工期	令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日

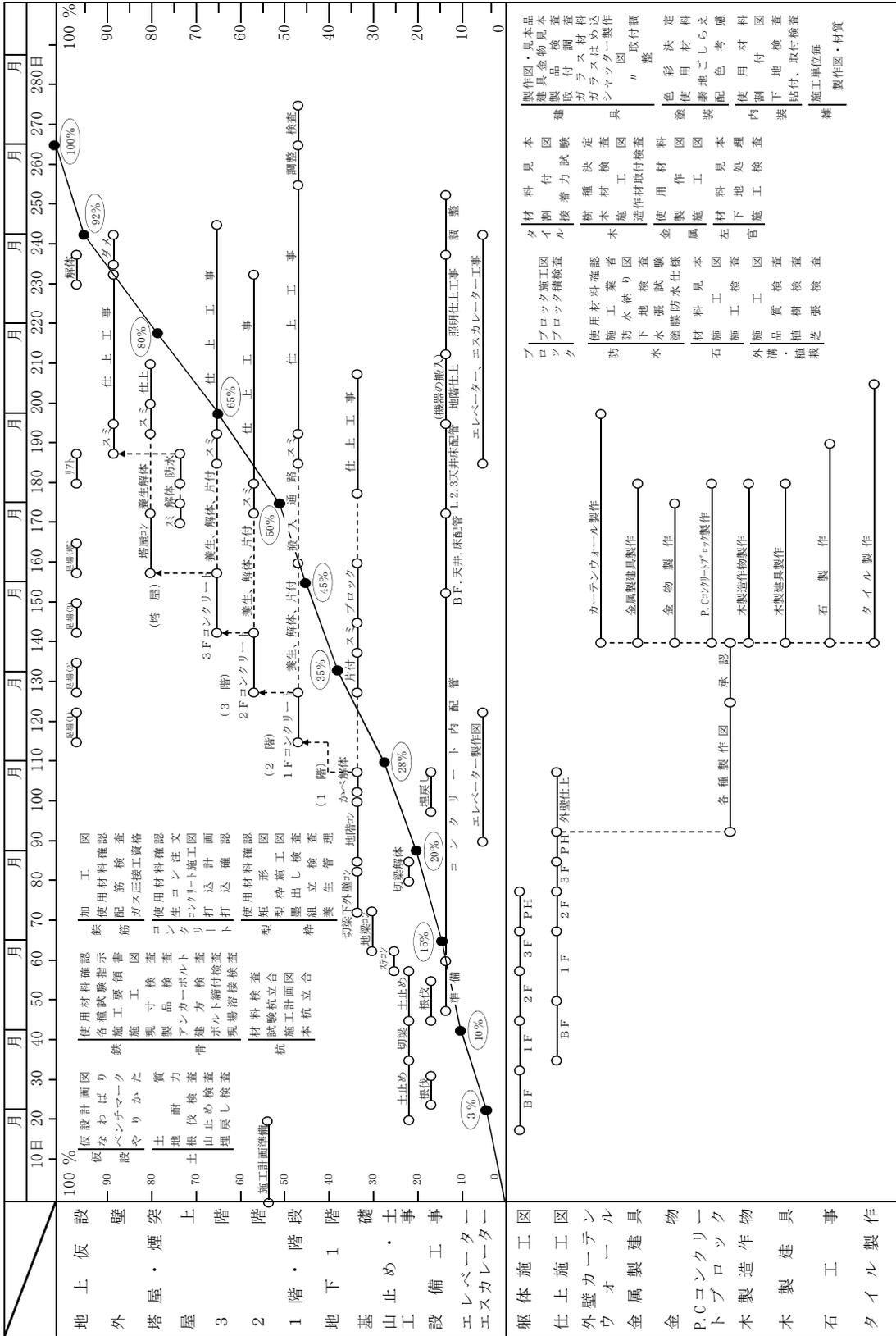
2-2 工事内容

建物名称	〇〇〇〇棟
工事種別	改修
建築面積	m ²
延べ面積	m ²
階数	地上 階 地下 階
高さ	m
構造	造
工事内容	外壁改修工事、防水改修工事 各一式

3 工程管理計画

3-1 実施工程表

鉄筋コンクリート造、地上3階、地下1階 ○○事務所建築工事 実施工程表<例>



3-2 工程管理方針

(1) 工事進捗管理

※工事全体の工程管理について記載する(変更があった場合、遅れが生じた場合、月例報告の方法、作業員の休日確保の方法等)。

(2) 月間工程管理

※月間工程表の作成・提出方法等について記載する。

(3) 週間工程管理

※週間工程表の作成・提出方法等について記載する。

(4) 毎日の工程管理

※毎日、現場で行う連絡・調整等について記載する。

(5) 工事作業日

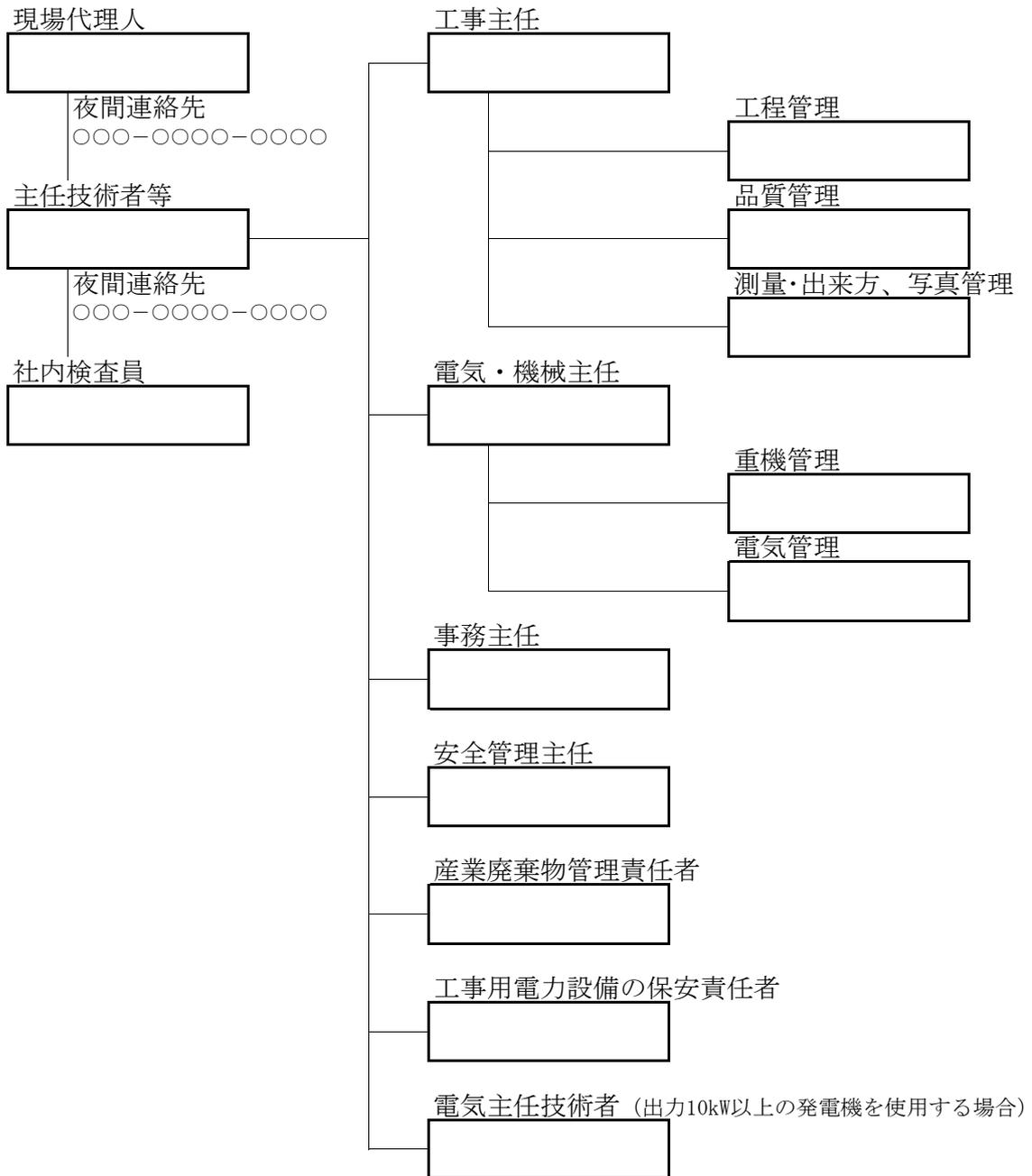
- ・工事作業を行う日は、○曜日から○曜日とする。
- ・日曜日は原則として休工日とする。工程上やむを得ず休日に作業する場合は安全管理体制を整えた上で休日作業届監督員へ提出し、承諾を得る。
- ・作業時間は原則として午前○時から午後○時までとする。ただし、○○○○等の作業でやむを得ない場合は、時間外の作業を行う場合もある。
- ・年末年始の休工日は、令和○○年12月○○日から令和○○年1月○○日とする。

4 品質計画

4-1 施工体制

(1) 現場組織表

現場事務所 所在地：〇〇市〇〇 電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇



4-2 品質目標

※使用予定の材料、仕上げ状態、機能・性能・精度について、設計図書及び標準仕様書に定められた基本要品質を工種別施工計画書に明記する。旨を記載する。

4-3 品質管理

(1) 材料、仕上げ状態、機能・性能・精度及び出来形等の管理

※工種別施工計画書に明記する事項について記載する。

- ＜例＞
- ・使用資材メーカーリストの提出
 - ・主要材料の規格・品質証明書
 - ・品質管理基準(品質管理基準値、品質管理方法等)の設定
 - ・出来方管理基準(出来方管理基準値、測定位置、測定頻度等)の設定
 - ・品質管理基準、出来方管理基準による自主検査記録の作成
 - ・施工に関して試験を要するものの試験結果報告書を提出する項目
 - ・各種保証書を提出する項目
 - ・製作図・承諾図の作成・提出
 - ・施工図の作成

(2) 工種別施工計画書作成・提出計画

※工種別施工計画書を作成・提出する工種と提出予定時期を記載する。

(3) 監督員の検査・立会項目と予定時期

※監督員の検査・立会項目と予定時期を記載する。

(4) 写真管理計画

※「工事写真の撮り方(〇〇編)」(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)を参照して写真管理計画を作成する。

(5) 重要管理事項

※次の項目を考慮して記載する。

- ・設計意図の伝達や工事監理方針等において監督員から指示があったもの
- ・特殊材料や特殊工法を使用するもの
- ・その他品質管理上重要と思われるもの

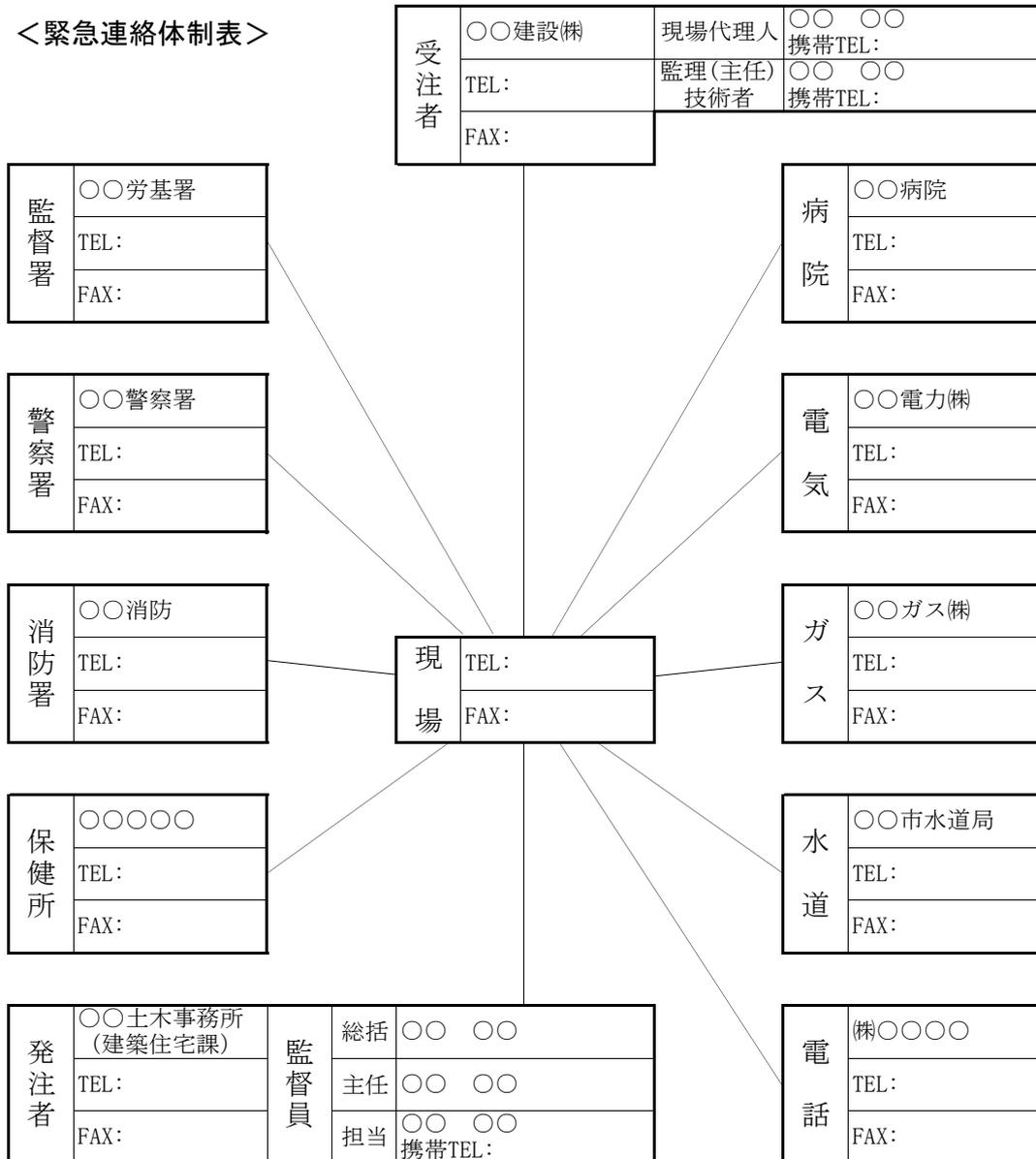
5 安全対策

5-1 緊急時の体制及び対応

(1) 緊急時の連絡系統図

※事故等の緊急事態発生時に対応できるよう監督員・関係機関・受注者等への連絡系統図を記載する。

<緊急連絡体制表>



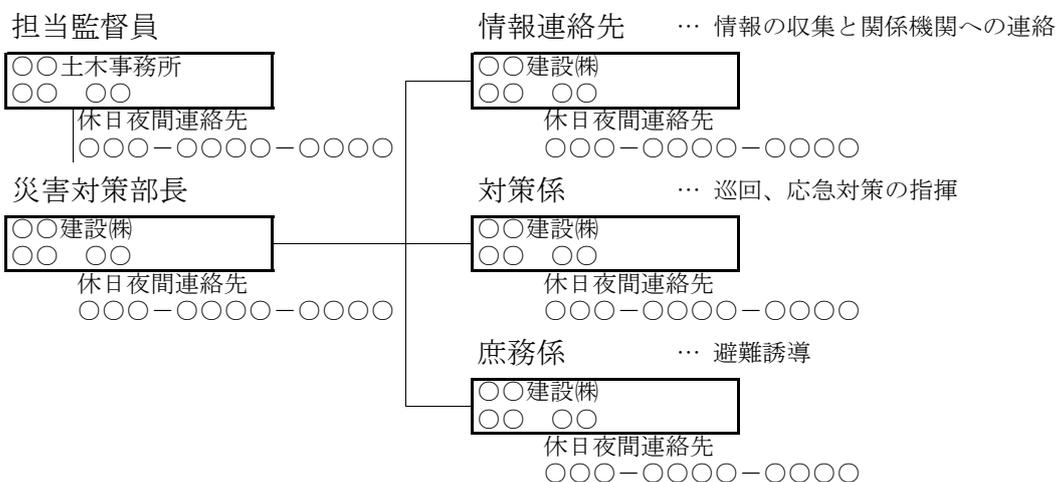
(2) 不慮の事故が発生した場合

不慮の事故が発生した場合には、人命救助を最優先して対応すると共に、所定の様式により早急に発注者に事故報告書を提出する。

(3) 異常気象時等の体制

異常気象時(大雨/暴風/大雪警報時)及び震度4以上の地震発生時には、下記異常気象時等体制表に基づき現場点検と必要な保全措置を行い、地震・異常気象時現場点検報告書(様式No.36)をもって速やかに監督員へ報告する。

<異常気象時等体制表>

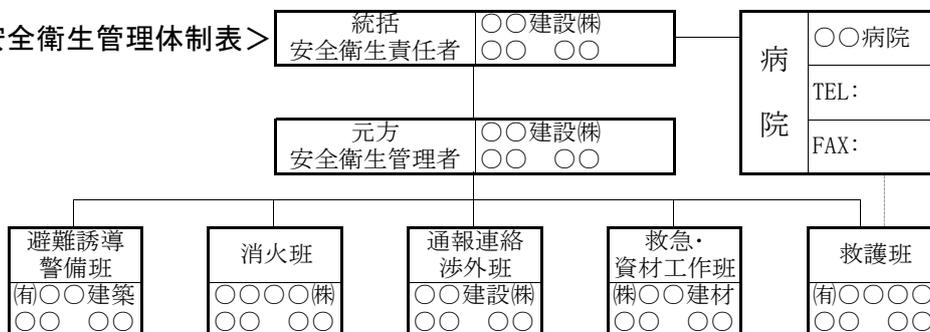


5-2 安全対策

(1) 安全衛生管理体制表

下表の体制をもって、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておく。

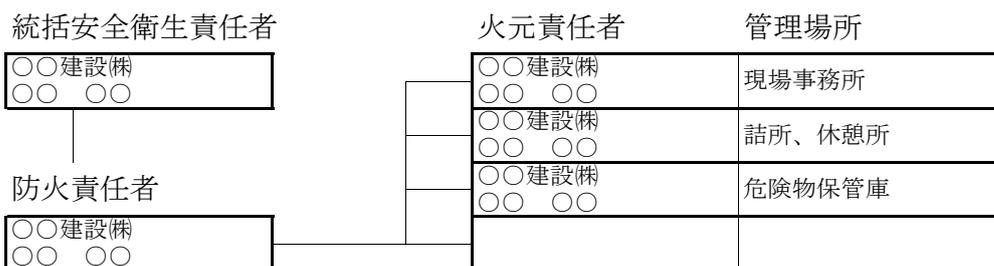
<安全衛生管理体制表>



(2) 防火管理組織編成表

※防火管理のため組織を確立し、火元責任者及び危険物取扱責任者を明確にする旨を記載する。

<防火管理組織編成表>



(3) 作業主任者/有資格者一覧表

<作業主任者一覧表>

資格名	氏名	会社名	業務内容	資格交付番号
足場組立等作業主任者	〇〇 〇〇	〇〇建設(株)	外部足場 高さ20m	〇〇〇〇〇〇
有機溶剤取扱作業主任者	〇〇 〇〇	(株)〇〇塗装	防水・塗装	〇〇〇〇〇〇
石綿取扱作業主任者	〇〇 〇〇	(有)〇〇解体	石綿除去	〇〇〇〇〇〇

- ・作業主任者を選任した作業については、それぞれの主任者が当該作業の直接指揮を行う。
- ・選任した作業主任者は、現場に氏名・実施する項目等を掲示し、関係者に周知する。

<有資格者一覧表>

資格名	氏名	会社名	取得年月日	資格交付番号
玉掛け	〇〇 〇〇	〇〇工業(株)	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇〇〇〇〇
ガス圧接	〇〇 〇〇	(株)〇〇〇〇	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇〇〇〇〇

※作業主任者/有資格者が未定の場合は「未定」と記載し、別途工種別施工計画書に記載する。

5-3 安全活動

※安全活動(災害防止協議会・店社パトロール・安全教育・KY等・新規入場者教育)、仮設備点検(過積載防止・機械車輛の点検整備・足場や支保工の点検)等の具体的な内容や頻度を記載する。

6 環境対策

※今回工事に関係する事項について、対策を記載する。

(1) 騒音・振動対策

(2) 粉塵対策

(3) 水質汚濁対策

(4) 大気汚染対策

(5) 土壌汚染対策

(6) 地盤沈下対策

(7) 近隣苦情対応

7 共通仮設計画

※仮設計画図等を用いて、仮設建物・資機材仮置場等の配置、資機材搬出入ルート、仮囲い・工事標識・保安施設・防護施設の位置、仮設電気・水道の引き込み方、揚重機の配置計画、足場計画、交通誘導員配置等を具体的に記載する。

8 産業廃棄物の適正処理

発生材の抑制、再利用及び再資源化並びに再生資源の積極的活用に努める。
なお、発生材の処理及び管理は以下による。

- ・ 再利用・再資源化を図るもの以外の発生材は、すべて構外に搬出し、関係法令に従って適正に処理する。
- ・ 発生材の処理を委託した場合、産業廃棄物管理票(マニフェスト)によって管理する。なお、電子マニフェストを使用することを原則とする。
- ・ 廃棄物管理の責任者は「4-1 (1) 現場組織表」による。

8-1 再生資源利用計画書ほか

再生資源利用の促進に関する法律に基づき、下記事項について計画する。

- ・ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書は後添のとおり。
- ・ 発生材の抑制・再利用・再資源化を積極的に行う。
- ・ 現場内での分別収集を徹底する。

8-2 産業廃棄物処理フロー図

- ・ 産業廃棄物は後添の処理フロー図により適正に処理する。
- ・ 処理フロー図の記載内容に変更があった場合は、その都度速やかに監督員に報告する。

再生資源利用計画書
—建設資材搬入工事用—
添付

再生資源利用促進計画書
—建設副産物搬出工事用—
添付

9 その他

9-1 総合評価関係等

※総合評価時に提案した施工計画書、総合評価における技術提案確認表等を添付する。

9-2 関係官公署との調整等

関係機関への申請・届出等の状況についてはその都度報告する。

提出書類	関係機関	提出予定時期
足場設置届	〇〇労働基準監督署	〇〇年〇〇月初旬
道路使用許可申請	道路管理者(〇〇市役所)	〇〇年〇〇月初旬
特定建設作業実施届(騒音、振動規制法関係)	〇〇市役所	〇〇年〇〇月中旬
特定粉じん排出等作業実施届出書	〇〇健康福祉センター	〇〇年〇〇月中旬
防火対象物使用開始届出書	〇〇消防署	〇〇年〇〇月下旬
消防用設備等設置届出書	〇〇消防署	〇〇年〇〇月下旬

9-3 その他

※その他契約図書及び監督員の指示で、総合施工計画書に記載を必要とするものを記載する。

(表紙)

使用材料(機材)報告書

建設工事名

建設工事箇所

本工事の主要な使用材料(機材)について別紙(内訳書)のとおり使用したいので報告いたします。

年 月 日

発注者

様

受注者

現場代理人

(No.21)

令和 年 月 日

監督員 様

(会社名)
現場代理人 ○○○○

同等品使用願

○○○○○工事について下記材料・機材等を同等品として使用したいので承諾を願います。

記

1. 建築材料・

設備機材等名

2. 製造業者等名

3. 同等品を使用する理由

.....
(注) 1. 同等品と証明する資料を添付する。
2. 指定された材料を使用できない理由を記入すること。

令和 年 月 日

監督員

様

(会社名)

現場代理人

立 会 い 請 求 書

下記のとおり立会いを請求します。

記

1. 工 事 名
2. 品 名 ・ 数 量
3. 会 社 名 及 び
場 所
4. 立 会 い 希 望 日
5. 理 由

建設工事執行規則 様式第13号 (第24条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 横型)

材 料 検 査 簿

1 建設工事名

2 建設工事箇所

品 種	規 格	設 数	計 量	単 位	検 年	検 月	検 査 日	検 査 数	合 数	格 量	不 合 数	格 量	累 合 格 数	計 量	検 査 印

(No.25)

令和 年 月 日

(発注者)

殿

受注者名

現場代理人

発生材報告書

工事名 _____ の施工に伴い別紙調書のとおり、発生材が生じたので報告します。

部 分 使 用 承 諾 願

令和 年 月 日

様

静岡県知事

印

静岡県建設工事請負契約約款第33条第1項の規定に基づき下記のとおり部分使用したいので、別添「部分使用承諾書」により承諾願います。

記

1 建設工事名

2 建設工事箇所 市 町

3 工 期 着手 令和 年 月 日
完成 令和 年 月 日

4 使用部分 (別図の範囲)

5 使用期間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

工事週報 実施工程表 施工報告	令和 年 月 日	監督員*	監理事務所*	現場代理人*	監理技術者*	NO.
受注者	実施工程表 (今週)		実施工程表 (来週)		施工報告	
工事週報					※報告は一工程終了毎とする。 (確認内容も含めて記載する。)	
施工場所						
区分						
月/日						
曜日						
騒音・振動等 打合せ○ 検査△					上記の内容について確認した ので報告します。 監理技術者 氏名	
天○◎*						
気晴曇雨雪						
記事 (検査項目等記載)						

(注) *印欄は参考表示とする。

令和○年○月度 月間工程表	令和○年度[第Z -]○○庁舎改修工事		受注者：株式会社○○建設		工期自		工期至		改工期		指定工期		進捗状況(累計%)		監督員		工事監理		現場代理人		主任技術者		計画No.													
													○月		△月								報告No.													
													予定		実施		予定																			
4月																																				
<月>	>	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	
<日>	>	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
天気:>晴:○ 雨:● 曇:◎ 雪:※																																				
【休日・夜間作業】 休日:★ 夜間:● 【騒音・振動】 騒音:● 騒音振動:★ 【監督職員等の検査・立会請求】 【工事材料搬入】 ●:搬入日 ★:検査日 【施工計画書・報告書・施工図等】 ●:提出 ★:承諾 【主要行事】																																				

(No.29)

令和 年 月 日

監督員
様

受注者
現場代理人
主任(監理)技術者

施 工 報 告 書

下記の通り完了したので、報告します。

工事名 _____ 工事

区 分	工 種 別	部 位	内 容	記 事	監 督 員 印 検 査

(No.31)

(様式1)

建設工事執行規則

(第21条関係)

工事番号										指示・承諾・協議・提出・報告書			
建設工事名		年度			工事			請負代金額		円			
建設工事箇所		市 町 郡			着手 完了			年月日		年 月 日 年 月 日			
下記のように指示、承諾、協議、提出、報告する。 願いたい。 年 月 日							契約担当者						
							監督員						
							受注者						
							現場代理人						
上記について承諾する。受理する。 年 月 日							契約担当者		※承諾の場合は署名とする。				
							監督員						
							受注者						
							現場代理人						

- 注1 不要な文字は=で消すこと。
- 2 起案用、監督用、受注者用の3部とする。
- 3 起案用は上欄に決裁欄を設ける。

(No.32)

建設工事執行規則 様式第12号 (第22条の2関係) (用紙 日本産業規格A4縦型)

工 事 記 録 簿

建設工事名	
建設工事箇所	
着手年月日	
完成年月日	

年月日	曜日	天候	記 録	摘 要

- 備考
- 1 記録欄には、現場の作業状況又は監督員の指示等若しくは指示等に対する処理状況等について記入すること。
 - 2 摘要欄については、指示等を行った監督員名等を記入すること。

(No.33)

休日・夜間作業承諾書

年 月 日

発注機関の長 様

受注者名

現場代理人

下記のとおり休日（夜間）作業を行いたいので、承諾ください。

記

1. 工 事 名
2. 作業日時
3. 作業内容
4. 作業人数
5. 作業理由
6. そ の 他

上記について承諾する。

年 月 日

監督員

速報様式

年 月 日 時					
営繕工事事故速報（第○報）					
報告者名: (株)					
電話番号: - -					
工事名称		年度(第 - Z - 号) 建築工事			
事故発生時期		年 月 日 PM : 頃			
被災者	雇用主				
	職種				
	氏名		性別		年齢
事故概要					
ケガの状況					
対応	工事作業の状況				
	通報先		警察 ・ 消防 ・ 労働基準監督署(現地調査の予定: 有 ・ 無)		
その他特記事項					
<p>注1) 事故が発生した場合は直ちに「緊急連絡表」に掲載の監督員に通報すること。</p> <p>注2) この速報は発生直後、直ちに第1報を入れ、ケガの状況や現場での対応があり次第、第2、3報を入れ、指示を仰ぐものとする。</p> <p>注3) この速報様式は、「緊急連絡表」と一体のものとして、現場に保管すること。</p>					
工事発注課		課		- -	
FAX番号		課		- -	

年 月 日 時

くらし・環境部建設工事等現場事故速報(第 報)

報告者名: (株)

電話番号: - -

工事名						
事故発生日時						
被害者	雇用主(団地)					
	職種(棟・部屋)					
	氏名		性別		年齢	
事故概要						
ケガの状況						
対応						
その他特記事項						

- 1 事故が発生した時は直ちに緊急連絡表に載っている監督員(3人の内1人に)通報する。
- 2 この速報は発生直後直ちに、第1報を入れ、ケガの状況や現場での対応があり次第、2,3報をいれ指示を仰ぐものとする。
- 3 この速報様式は緊急連絡体制表と一体の物として、現場に保管しておく。

工事発注課FAX番号	土木事務所 課	-	-
------------	---------	---	---

事故発生報告書

年 月 日

発注機関の長 殿

(受注者) 住所
氏名

特記仕様書（事故報告）に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事故発生の日時 年 月 日 時 分頃
2. 事故発生の場所
3. 事故発生の工事名
4. 請負金額
5. 工 期
6. 事故の概要
7. 被災者の所属、氏名、生年月日、年齢
8. 被災者の雇用年月日
9. 被災者の住所
10. 事故発生後の応急措置
11. 現認者の氏名及び現認の状況
12. 直接監督者の所見
13. 当日の監督体制及び通常監督体制
14. 本工事における安全管理対策
15. 通常における安全管理対策
16. 今後の対策
17. 関係機関（労働基準監督署、警察署）の所見
18. 施工体系図
19. その他

記入要領

6. について、事故位置図（工事名入）、被災状況図、診断書コピーの添付、事故の（再現）写真、図
7. について、物損の場合は不要
8. について、公衆災害及び物損の場合は不要
※新規入場から何日目の事故であるかを記入
12. について、視点：事故の要因は何か。
13. について、元請、関係請負人責任者の事故時の配置状況、命令系統を明記
14. について、以下の項目を確認
 - ・作業前に計画された安全対策内容（事故に係わる代表的な個所を抜粋）
 - ・施工計画（事故に係わる代表的な個所を抜粋）
 - ・元請から下請けへの事故に関する事項の周知状況
 - ・作業指示書（当日作業のみ）、KY（当日作業、事故に係わる内容であれば、事故前も可）、その他打ち合わせ記録は、事故に係わる内容で代表的な個所を抜粋
 - ・作業機械に関する事故であれば、機械の点検状況
15. について、会社が定めている安全管理体制で、当該事故に係わる事項の代表的な個所を抜粋
16. について、概要が把握できる程度でよい。
19. について、資料の添付の必要はないが、説明資料等として以下の項目を用意
 - ・事故内容のほか、事故の原因となった物、事象が各種法令に違反していないか確認して下さい。
 - ・監督員の受注者に対する指導内容について確認して下さい。（口頭のみでも可）
 - ・低入札工事、総合評価で安全対策の提案がある場合はその内容が分かる資料（入札調書、技術提案書等）を準備願います。

様式第1号

第 年 月 日	
様	
建築工事課長 設備課長 (土木事務所長)	
工 事 事 故 等 発 生 報 告 書	
商号又は名称	株式会社
代表者氏名	
許 可 番 号	大臣 () 第 号 知事
営業所所在地	静岡県 市 番地
関係工事名	年度(第 - Z - 号) 建築工事
工 事 箇 所	静岡県 市 地内
発 生 時 期	年 月 日 PM : 頃
発 生 場 所	静岡県 市 地内(現場内)
<p>(内容)工事事故等報告書(様式第1号)へ、次の資料を添付する。</p> <p>事故報告書(様式第2号) (インターネット国交省SASセンターアドレス sas.hrr.mlit.go.jp/ の様式に事務所安全委員会の対応、 警察署、監督署の動向等を入力、請負業者と事務所双方の入力頁あり) 事故処理状況調書(時間的経過)(様式第3号) 事例周知・再発防止(様式第4号) 断面図、写真等の事故の状況をワード様式に電子データとして貼り付けたもの 位置図、平面図(各々A4版) 契約書写し、主任技術者等通知書写し、工程表写し 下請負人関係書類写し(注文請書、下請負人通知書、下請取引責任者通知書) 工事施工計画書の写し</p> <p>以下 ~ は必要に応じて提出する。</p> <p>労働基準監督署への「労働者死傷病報告書」写し 労災保険加入の有無 被災者の診断書写し 参考資料(新聞記事等)</p>	

注1) 工事発注課(建築工事課又は設備課の場合)は建築企画課及び営繕委員会、建設業課、工事検査課へ報告書を提出する。

注2) 工事発注課(土木事務所の場合)は建築企画課へ報告書(3部)を提出する。
 建築企画課は、報告書を建設業課、工事検査課へ提出する。

事故周知・再発防止(年度発生事例)

災害の種類		工事区分	
事故内容		被災者	性別・年齢
被災状況			職業
<p>[災害の概要] 現場の状況：</p> <p>事故の概要： ()年()月()日(曜日)</p> <p>安全対策の有無：</p>			
<p>[再発防止策] 問題点：</p> <p>防止対策：</p>			
<p>[事故の状況が分かる写真または図面]</p>			

事故周知・再発防止(年度発生事例)

[事故の状況が分かる写真または図面]



地震・異常気象時現場点検報告書

送付状なしでお送り下さい。

震度4以上・大雨警報・暴風警報・大雪警報：発表 年 月 日

報告： 年 月 日

工事名称： _____

受注者： _____

報告者名： _____

発注機関名： _____

FAX： _____

Eメール： _____

@pref.shizuoka.lg.jp

安全点検表

点検：点検したものは，該当なしは - 対応：具体的に記入する		事前点検		事後点検		
		月	日 時	月	日 時	
単位	NO.	チェックすべき事項	点検	対応	点検	対応
全 体	1	工事敷地				
	2	工事目的物				
	3	現場事務所耐風対策は良いか				
	4	仮囲い・バリケード・ゲートは良いか				
	5	工事看板及びその他看板類の固定は良いか				
	6	場内全般の飛散の恐れのある物は無い				
	7	近接している電線(架線)は大丈夫か				
	8	揚重機(タワークレーン等)の耐風対策は良いか				
	9	その他				
足 場 関 係	10	足場脚部の水はけは良いか				
	11	足場脚部の沈下は無い				
	12	足場脚部の敷板への固定・根がらみは良いか				
	13	壁つなぎ(間隔・締付け・アンカーの状況)は良いか				
	14	足場上に物は置いてないか、やむを得ない場合の固定はしてあるか				
	15	足場全体各部の締付部の点検				
	16	壁つなぎがとれていない場合の足場の控えはとってあるか				
	17	隅各部のTOP火打材はしてあるか(高層の場合、2層毎設置が望ましい。)				
	18	枠組足場(プレス・アームロック)の点検				
	19	単管・くさび緊結式足場の大違いは大丈夫か				
	20	朝顔の点検				
	21	工事用シートの巻寄せ又は撤去はしたか(風圧減少効果 = 特に地表3層)				
	22	枠組足場が躯体より突出している場合は、養生シートを巻き取るか撤去する				
	23	強風が開口部を貫通する場合、風対策(特に風下側)は大丈夫か				
	24	吊足場の状況は良いか				
	25	移動式足場の移動・転倒対策は良いか				
	26	その他				
そ の 他	27	資材、機器等の飛散・転倒防止				
	28	飛散、破壊が懸念される重要物品の退避				
	29	浸水、湛水、洪水その他の情報把握体制				
	30	強風等納まった時、各部の緊結部や接合部の緩みの点検				
(被害があった場合その被害状況)						

(この欄は、記入しないで下さい)

工事発注課受信確認： _____

担当監督員氏名： _____

台帳記録： _____

工 期 延 長 請 求 書

- 1 建設工事名
- 2 建設工事箇所 市 町
 郡
- 3 請負代金額 円
- 4 契約年月日 年 月 日
- 5 工 期 着手 年 月 日
 完成 年 月 日
- 6 変更完成期日 年 月 日
- 7 工期延長の理由

上記のとおり工期の延長を請求します。

年 月 日

発注者 職 名 氏 名 様

住 所
受注者 商 号
氏 名 (法人にあつては、代表者の氏名)

(No.40)

建設工事執行規則 様式第 15 号 (第 30 条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

変 更 工 程 表

1 建設工事名

2 建設工事箇所 市
 郡 町

3 工 期 着手 年 月 日
 完成 年 月 日

工 種	設計数量	月			月			月			月		
		10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30
通計歩合	%												

上記のとおり変更したいので、変更工程表を提出します。

年 月 日

発注者 職 名 氏 名 様

住 所
受注者 商 号
氏 名 (法人にあつては、代表者の氏名)

備考 変更した部分は、朱書きすること。

引 渡 書 (目 録)

発注者 様

住所
受注者 商号
氏名

下記のとおり引渡しますから御査収願います。

記

- 1 建設工事名
- 2 建設工事箇所
- 3 引渡し年月日
- 4 引渡し品目録
 - 1) 完成図 原図 部
製本 部 ・折りたたみ 部
・二つ折り (サイズ) 部
・二つ折り (サイズ) 部
 - 2) 完成写真 部
 - 3) 工事写真 部
 - 4) 関係書類 ・ 工事関係書類 部
・ 完成図書 部
 - 5) 鍵・予備品 別紙鍵・予備品一覧表
 - 6) 電子納品 ・ CD 枚
・ DVD 枚

上記のとおり受領しました。

年 月 日

担当者職氏名

再資源化等報告書

年 月 日

様

氏名

(郵便番号 -) 電話番号 - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称

2. 工事の場所

3. 再資源化等が完了した年月日 年 月 日

4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 万円 (税込み)

(参考資料を添付する場合の添付資料) ※ 資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合など

再生資源利用実施書 (必要事項を記載したもの)

再生資源利用促進実施書 (必要事項を記載したもの)

別 紙

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地

様式2・0 再生資源利用促進計画書 一建設副産物搬出工事用一

裏面

建設工事において、解体と精製工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

1. 工事概要 表面(様式1)に必ず記入下さい

2. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	現場内利用・減量		現場外搬出について			再生資源利用促進率 ②③④⑤ (%)
	用途 コード	①利用量 *10 (t)	②削減率 % (削減率)	③減量化 率 % (削減率)	④現場外搬出量 *10 (t)	
①発生量						
②③④⑤ (削減率)						
⑥発生量 (t)						
⑦発生量 (t)						
⑧発生量 (t)						
⑨発生量 (t)						
⑩発生量 (t)						
⑪発生量 (t)						
⑫発生量 (t)						
⑬発生量 (t)						
⑭発生量 (t)						
⑮発生量 (t)						
⑯発生量 (t)						
⑰発生量 (t)						
⑱発生量 (t)						
⑲発生量 (t)						
⑳発生量 (t)						
㉑発生量 (t)						
㉒発生量 (t)						
㉓発生量 (t)						
㉔発生量 (t)						
㉕発生量 (t)						
㉖発生量 (t)						
㉗発生量 (t)						
㉘発生量 (t)						
㉙発生量 (t)						
㉚発生量 (t)						
㉛発生量 (t)						
㉜発生量 (t)						
㉝発生量 (t)						
㉞発生量 (t)						
㉟発生量 (t)						
㊱発生量 (t)						
㊲発生量 (t)						
㊳発生量 (t)						
㊴発生量 (t)						
㊵発生量 (t)						
㊶発生量 (t)						
㊷発生量 (t)						
㊸発生量 (t)						
㊹発生量 (t)						
㊺発生量 (t)						
㊻発生量 (t)						
㊼発生量 (t)						
㊽発生量 (t)						
㊾発生量 (t)						
㊿発生量 (t)						
合計						

建設工事について
 1. 発生量
 2. 発生量
 3. 発生量
 4. 発生量

建設副産物の発生
 1. 発生量
 2. 発生量
 3. 発生量
 4. 発生量
 5. 発生量
 6. 発生量
 7. 発生量

建設副産物の搬出
 1. 発生量
 2. 発生量
 3. 発生量
 4. 発生量
 5. 発生量
 6. 発生量
 7. 発生量

※ 6.0.10で搬出した場合は、有効利用とみなされません。

表面

様式1 再生資源利用実施書 ー建設資材搬入工事用ー「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第18条再生資源化報告」、「H30建設副産物実態調査」対応版

1. 工事概要 (赤色セルは必須入力箇所です。)

Form with fields for project name, contractor, client, and contact information. Includes a URL: http://www.houjin-bangounta.co.jp/

Form with fields for construction site details, including address, area, and dates.

※解体工事については、建築面積をご記入いただく必要ありません。

2. 建設資材利用実施

Main table for construction material utilization. Columns include material type, quantity, and utilization status. Includes a sub-table for '再生資材の供給元施設、工事等の名称'.

Multiple boxes providing detailed lists of materials and their utilization methods, categorized by material type (e.g., concrete, wood, soil).

様式2 再生資源利用促進実施書 一 建設副産物搬出工事用一

裏面

建設工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

1. 工事概要 表面(様式1)に必ず記入下さい

2. 建設副産物搬出実施

建設副産物の種類	発生量 (単位等) ②③④ ①	現場内利用・減量化		現場外搬出について			再生資源利用促進率 ②③④⑤ ①
		用途 コード *10 (建設現場内)	②利用量 *10 (建設現場内)	③減量化率 *10 (建設現場内)	搬出先名称 *1 (建設現場外)	④現場外搬出量 *1 (建設現場外)	
コンクリート塊	0.000	ト	ト		搬出先1 搬出先2	ト	0.000
鉄筋(単本)	0.000	ト	ト		搬出先1 搬出先2	ト	0.000
鉄筋(束)	0.000	ト	ト		搬出先1 搬出先2	ト	0.000
アスファルト	0.000	ト	ト		搬出先1 搬出先2	ト	0.000
その他(土木系)	0.000	ト	ト		搬出先1 搬出先2	ト	0.000
建設汚泥	0.000	ト	ト		搬出先1 搬出先2	ト	0.000
金属くず	0.000	ト	ト		搬出先1 搬出先2	ト	0.000
絶縁材	0.000	ト	ト		搬出先1 搬出先2	ト	0.000
断熱材	0.000	ト	ト		搬出先1 搬出先2	ト	0.000
石膏ボード	0.000	ト	ト		搬出先1 搬出先2	ト	0.000
紙くず	0.000	ト	ト		搬出先1 搬出先2	ト	0.000
7x7x7 (鉄筋)	0.000	ト	ト		搬出先1 搬出先2	ト	0.000
その他(分別 された廃棄物)	0.000	ト	ト		搬出先1 搬出先2	ト	0.000
第一種 建設発生土 (埋立土)	0.000	ト	ト		搬出先1 搬出先2	ト	0.000
第二種 建設発生土	0.000	ト	ト		搬出先1 搬出先2	ト	0.000
第三種 建設発生土	0.000	ト	ト		搬出先1 搬出先2	ト	0.000
第四種 建設発生土	0.000	ト	ト		搬出先1 搬出先2	ト	0.000
第五種 建設発生土 (埋立土)	0.000	ト	ト		搬出先1 搬出先2	ト	0.000
合計	0.000	ト	ト		搬出先1 搬出先2	ト	0.000

【建設現場内利用・減量化】

1. 再利用
2. 現場内
3. 現場外
4. 他

【建設現場外搬出先】

1. 再生資源
2. 埋立土
3. 他

【建設現場外搬出先】

1. 再生資源
2. 埋立土
3. 他

※ 6.0.10に搬出し先情報は、有効利用のみ記載される。

作成日： 令和元年05月31日
工事ID： 4929569

建設業許可番号：国土交通大臣(一般)999981

(株) ○△建設 殿

一般財団法人 日本建設情報総合センター



建設副産物情報交換システム工事登録証明書 (計画・実施)

本証明書は、下記の工事が 令和元年05月31日 現在、建設副産物情報交換システムに登録されていることを証明するものです。

見 記 本

工事概要

調査区分 : 計画・実施
発注機関 : 静岡県 ○○事務所
請負会社名 : (株) ○△建設
会社所在地 : 静岡県 ○○市○○町△丁目○○番○○号
工 事 名 : ○○警察署○○交番新築工事
工事場所 : 静岡県○○市○○町地内
工 期 : 令和元年○月○日 ~ 令和元年○月○日
請負金額 : 60,000,000円 (税込)
工事概要等 : 交番新築工事
庁 舎 : S造2階建 建築面積 95.33㎡ 延べ面積 158.89㎡
駐輪場 : S造1階建 建築面積 4.99㎡ 延べ面積 4.99㎡
外構工事
上記にかかる建築工事1式

創意工夫・工事特性・社会性等に関する実施状況			
工事名称		施工者名	
項目	評価内容	備考	
創意工夫 「高度技術」で評価するほどではない軽微な工夫	準備・片付け		
	施工関係	施工に伴う機械・器具・工具・装置類 二次製品・代替製品の利用 施工方法の工夫 施工環境の改善 仮設計画の工夫 施工管理・品質管理の工夫	
	品質関係		
	安全衛生関係	安全施設・仮設備の配慮 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業環境の改善 交通事故防止の工夫	
	施工管理関係		
	その他		
	工事特性	建物規模	
工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力	建物固有	建物の耐震レベル 建物機能の特殊性	
	技術固有	特殊な工種及び工法 新工法（機器類を含む）及び新材料の適用	
	自然・地盤条件	湧水、地下水の影響 軟弱地盤、支持地盤の状況 作業スペースの制限 気象現象の影響 地滑り・急流河川・潮流等、動植物等	
	周辺環境等、社会条件	埋設物等の地中内の作業障害物 鉄道・供用中の道路、建築物等の近接施工 騒音・振動・水質汚濁等環境対策 作業スペース制約、現道上の交通規制 廃棄物処理	
	現場での対応	長期工事への対応 災害での臨機処置 施工状況（条件）の変化への対応 工事時間の制限（停電、給排水等の制限を含む）	
	その他		
	社会性等 地域社会や住民に対する貢献	地域への貢献等	救援活動への協力 地域の自然環境保全、動植物の保護 現場環境の地域への調和 地域住民とのコミュニケーション ボランティアの実施

- 1 該当する項目の にレマーク記入
- 2 具体的内容の説明として、写真・略図等を説明資料に整理

創意工夫・工事特性・社会性等に関する実施状況（説明資料）		
工 事 名		
項 目		評価内容
提案内容		
<p>（説明）</p>		
<p>（添付図）</p>		

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

(No.46)

第四号の二の二書式（第十七条の十五関係）（A4）

（表面）

工事監理報告書

工事監理を終了しましたので、建築士法第20条第3項の規定により、その結果を報告します。

年 月 日

() 建築士 () 登録第 号
氏名 印

() 建築士事務所 () 登録第 号
名称
所在地
電話 番

建築主 殿

建築物の名称及び所在地				
工事種別	新築・増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替			
建築確認番号	第 号			
建築確認年月日	年 月 日			
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで			
工事期間における主要な設計変更	変更年月日	変更された設計図書の種類	変更の概要	
主要な建築材料、建築設備等が設計図書のとおりであることの確認	確認年月日	建築材料、建築設備等の名称及び規格	名称及び規格が定められている設計図書の種類	確認方法の概要
主要な工事が設計図書のとおりであることの実施されていることの確認	確認年月日	確認事項	確認事項が定められている設計図書の種類	確認方法の概要

(裏面)

	確 認 年月日	確認事項	確認結果の概要	
工事完了時における確認				
	注 意 年月日	注意の概要	工事施工者の対応と 建築主に対する報告の概要	
工事施工者に与えた注意				
	意見を聴いた年月日	意見を聴いた者の住所及び氏名	意見を聴いた者の勤務先の住所及び名称	意見を聴いた事項
建築設備に係る意見			電話	番
備 考				

- [記入注意]
- 1 工事監理を共同で行った場合においては、連名で報告してください。
 - 2 「工事種別」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
 - 3 「工事期間における主要な設計変更」の欄の変更の概要については、変更の内容、変更の理由等の概要を記入してください。
 - 4 「工事施工者に与えた注意」の欄は、建築士法第18条第3項に規定する注意について記入してください。
 - 5 「建築設備に係る意見」の欄は、建築士法第20条第5項に規定する場合に記入してください。
 - 6 「備考」の欄は、工事監理に関して特に報告すべき事項等を記入してください。
 - 7 ここに記入しきれない場合には、別紙に書いて添えてください。

(No.47)

様式1

受 託 検 査 依 頼 書

〇〇第 号
年 月 日

工 事 検 査 課 長 様

〇〇〇〇課長

下記の案件について、受託検査を依頼します。

記

- 1 事 業 名
- 2 箇 所
- 3 工 期
- 4 工 事 名（予定を含む）及び工事概要
- 5 旅費の再配当
・旅費については、受託検査決定後再配当します。

※概要が解る図面を添付

担当者名
電 話

(No.48)

様式第1号

年 月 日	
発注者 職 名 氏 名 様	
住 所	
受 注 者 商 号	
氏 名 (法人にあつては、代表者の氏名)	
 第 回 中 間 検 査 申 請 書 	
次のとおり中間検査を申請します。	
工 事 番 号	
建 設 工 事 名	
建 設 工 事 箇 所	
請 負 代 金 額	
担 当 監 督 員	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
検 査 希 望 年 月 日	年 月 日
中 間 検 査 内 容	

※検査希望年月日は、監督員と協議して決定する。

(No.49)

様式第2号

第 号 年 月 日	
工事検査課長（〇〇〇〇事務所長）様	
発注機関の長	
工 事 検 査 申 請 書	
次のとおり工事(完成・一部完成・出来形・中間)検査を申請します。	
工 事 番 号	
建 設 工 事 名	
建 設 工 事 箇 所	
検 査 の 種 類	完成・一部完成・出来形（第 回）・中間（第 回）
請 負 代 金 額	
受 注 者	
担 当 監 督 員	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
完 成 ・ 一 部 完 成 日 年 月 日	年 月 日
完 成 届 出 書 受 理 出来形確認請求書受理 契約解除通知・受理 年 月 日	年 月 日
出 来 形	%
中 間 検 査 内 容	
備 考	

※1 出来形検査の場合は、出来形調書を添付する。

※2 一部完成検査の場合は、その内容を備考欄に記載する。

工 事 検 査 記 録

入札方式		総合評価		契約	
事業種別	県単・公共	工事番号		担当事業課	
建設工事名				工区	
建設工事箇所			事務所名		
当初契約額			現場代理人		
変更契約額			主任(監理)技術者		
受注者			補助技術者		
			品質証明員		
課・支所名・監督員名	課・支所名		担当監督員		
	主任監督員		総括監督員		
当初工期	年 月 日		～	年 月 日	
変更工期	年 月 日		～	年 月 日	
契約区分	今年度発注の場合 …				
	前年度発注の場合 …				
工事概要					
種別	回数	日付		検査員名	検査内容
中間検査	第 回	検査日	年 月 日		
		処理日	年 月 日		
	第 回	検査日	年 月 日		
		処理日	年 月 日		
	第 回	検査日	年 月 日		
		処理日	年 月 日		
	第 回	検査日	年 月 日		
		処理日	年 月 日		
	第 回	検査日	年 月 日		
		処理日	年 月 日		
出来形検査	第 回	検査日	年 月 日		出来形
		処理日	年 月 日		%
	第 回	検査日	年 月 日		出来形
		処理日	年 月 日		%
	第 回	検査日	年 月 日		出来形
		処理日	年 月 日		%
	第 回	検査日	年 月 日		出来形
		処理日	年 月 日		%
一部完成検査	第 回	検査日	年 月 日		指定工期
		処理日	年 月 日		年 月 日
	第 回	検査日	年 月 日		指定工期
		処理日	年 月 日		年 月 日
完成検査		検査日	年 月 日		完成届出
		処理日	年 月 日		年 月 日
		再検査日	年 月 日		期限
		処理日	年 月 日		年 月 日
工事事象等			評定点		業種
備考					

様式第2

第 年 月 日
号

受注者様

契約担当者 ⑩

工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、静岡県建設工事成績評定要領に基づき、評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問を付して、この書面の通知を受けた日から14日以内に書面により、説明を求めることができます。

また、疑問の旨に対する説明は、書面により回答いたします。

工 事 番 号	
建 設 工 事 名	
建設工事箇所	
請 負 代 金 額	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
検 査 年 月 日	年 月 日
評 定 点	点 (項目別評定点は別紙1のとおり)
修 正 評 定 点	点 (項目別評定点は別紙1のとおり)
業 種	

手続き等問い合わせ先

※修正評定点は、評定点が修正された場合のみ

項目別評定点

評価項目	細別	評定点 / 満点
1. 施工体制	. 施工体制一般	/ 3.3 点
	. 配置技術者	/ 4.1 点
2. 施工状況	. 施工管理	/ 13 点
	. 工程管理	/ 8.1 点
	. 安全対策	/ 8.8 点
	. 対外関係	/ 3.7 点
3. 出来形及び出来ばえ	. 出来形	/ 14.9 点
	. 品質	/ 17.4 点
	. 出来ばえ	/ 8.5 点
4. 工事特性（加点のみ）	. 高度技術力	/ 7.3 点
5. 創意工夫（加点のみ）	. 創意工夫	/ 5.7 点
6. 社会性等（加点のみ）	. 地域への貢献等	/ 5.2 点
7. 法令遵守等（減点のみ）	工事事務等による減点 総合評価による減点	
評定点合計		/ 100 点

出 来 形 確 認 請 求 書

1 建設工事名

2 建設工事箇所 市 町
郡

3 工 期 着手 年 月 日
完成 年 月 日

4 請負代金額 円

5 出来形の内容

工 種	単位	設 計 数 量 A	出 来 高 数 量 B	出来高歩合 $B \div A$ $\times 100 = C$	構 成 比 率 D	通 計 出 来 高 歩 合 $C \times D$	摘 要
				%		%	
計							

年 月 日現在における第 回出来形の確認を請求します。

年 月 日

発注者 職 名 氏 名 様

住 所
受注者 商 号
氏 名 (法人にあつては、代表者の氏名)

(No.53)

建設工事執行規則（第 45 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

出 来 形 歩 合 調 書

1 建設工事名

2 建設工事箇所

市

郡

町

3 工 期 着手
完成

年

月

日

年

月

日

4 請負代金額

円

5 出来形の内容

工 種	単 位	設 計 数 量 A	出 来 高 数 量 B	出 来 高 歩 合 $B \div A$ $\times 100 = C$	構 成 比 率 D	通 計 出 来 高 歩 合 $C \times D$	摘 要
				%		%	
計							

年 月 日現在における第 回出来形は上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

職名・氏名



様式第 18 号 (第 40 条、第 45 条、第 46 条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 横型)

請求明細書

区分	年月日	前払金額		今回請求額 (第 回) (しゅん工)	支払額 (G-前回までの支払額の合計額)
		円	円		
請求代金額 (部分引渡しに係る請求代金額) A		円	B		円
		出来高歩合 C	出来高金額 (一部は指定部分に 相応する請求代金の額) D	差引金額 E-F=G (しゅん工の場合にあつては D-F=G)	
第 1 回		%	D×9/10の額 E	前払償却額 B×C=F	円
第 2 回					
第 3 回					
第 4 回					
第 5 回					
第 6 回					
しゅん工					

備考 E の算出については万円未満を切り捨て、F の算出については万円未満を切り上げること。

情報共有・電子納品 事前協議チェックシート（工務用）

(1) 基本情報

工事番号	(記載例：31-A1234-01-11-01)		
工事名			
電子納品	<input checked="" type="checkbox"/> 対象とする	<input type="checkbox"/> 対象としない	対象としない理由：
情報共有	<input checked="" type="checkbox"/> 利用する	<input type="checkbox"/> 利用しない	

(2) 適用要領・基準類

静岡県営繕工事電子納品要領	<input checked="" type="checkbox"/> R03.04 <input type="checkbox"/> それ以外(.)	静岡県営繕事業に係る情報共有・電子納品運用ガイドライン	<input checked="" type="checkbox"/> R03.04 <input type="checkbox"/> それ以外(.)
静岡県CAD図面作成要領	<input checked="" type="checkbox"/> H30.04 <input type="checkbox"/> それ以外(.)	営繕工事写真撮影要領	<input checked="" type="checkbox"/> H30.04 <input type="checkbox"/> それ以外(.)

(3) インターネットアクセス環境

発注者	電子メール 受信可能ファイルの容量	<input checked="" type="checkbox"/> 2Mbyte未満
受注者	電子メール 受信可能ファイルの容量	<input type="checkbox"/> 5Mbyte以上 <input type="checkbox"/> 5Mbyte未満 <input type="checkbox"/> 1Mbyte未満

(4) 対象項目

フォルダ	提出方法 (○を記入) 併用の場合は複数記入		電子納品 対象項目 (○を記入)		納品項目	備考
	電子	紙	選択	必須項目		
<root>	○	○	○	●	工事概要	
DRAWINGF	○	○	○	●	完成図	レイヤリスト共
	○	○	○	●	施工図	
MAINT		○			施設利用説明書	
		○			取扱説明書	
PLAN	○		○		施工計画書	
SCHEDULE	○		○	●	実施工程表等	
	○		○		工事工程月報	
	○		○		休日夜間作業届	
MEET	○		○		工事打合せ簿	
	○		○		工事実績(コリンズ)データ	
		○			施工体系図	
		○			施工体制台帳	
MATERIAL	○		○		使用材料(機器)報告書	
	○		○		使用材料品質証明書	
	○		○	●	県産材販売管理表の写し	
PROCESS		○			出来形管理	
		○			品質管理表	
INSPECT		○			完成届	
		○			中間検査申請書	
SALVAGE	○		○		再生資源利用促進計画書等	
		○			建設副産物処理	
		○			残土処分	
OTHERS	○		○		工事記録簿	
		○			安全・訓練等の実施報告書	
	○		○		建退共証紙受払簿(写)	
	○		○		総合評価履行確認シート	
	○		○		創意工夫・社会性に関する実施状況	
PHOTO	○			●	工事写真、完成写真	目次共
BORING ※1	—	—	—	—	地質土質調査	
ICON ※2	—	—	—	—	i-Construction関連	

※1 地質土質調査成果がある場合に対象とします。

※2 i-Constructionに関連する電子成果がある場合に対象とします。

(5) ボーリング納品データの取扱い（地質土質調査成果がある場合）

外部公開の可否	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 非公開の場合は理由を記載：
---------	------------------------------------------------------------------------

(6) 検査方法

機器の準備	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者 <input type="checkbox"/> 発注者
代表写真の紙媒体での提出	<input type="checkbox"/> 不要 <input checked="" type="checkbox"/> 必要
完成書類の検査方法 ※併用の場合は複数チェック	<input type="checkbox"/> 情報共有システム <input checked="" type="checkbox"/> 電子媒体 <input checked="" type="checkbox"/> 紙 (ダウンロードデータ含む)
工事写真の検査方法	<input checked="" type="checkbox"/> 電子 <input type="checkbox"/> 紙 紙の場合は理由を記載：

作業員名簿

様式第6号

事業所の名称
・現場ID

本書面に記載した内容は、作業員
名簿として安全衛生管理や労働災害
発生時の緊急連絡・対応のために元
請作業主に提示することについて、
記載者本人は同意しています。

所長名

()年 月 日(作成)

元請
確認欄

提出日 年 月 日

()次会社名
・事業者ID

一次会社名
・事業者ID

Table with columns: 番号, ふりがな (氏名, 技能者ID), 職種, ※, 生年月日 (年齢, 歳), 健康保険 (年金保険, 雇用保険), 建設業退職金共済制度 (中小企業退職金共済制度), 雇入・職長特別教育, 教育・資格・免許 (技能講習), 免許, 入場年月日 (受入教育実施年月日)

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

- (作) ...現場代理人 (女) ...女性作業員 (未) ...18歳未満の作業員 (主) ...主任技術者 (職) ...主任技術者 (能) ...能力向上教育 (再) ...危険有害業務・再発防止教育 (留) ...外国人技能実習生 (就) ...外国人建設就労者 (特) ...1号特定技能外国人

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工された他の現場や、同一現場においても他の作業箇所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任をしなければならぬ。

- (注) 3. 経験年数は現在担当している仕事の経験年数を記入する。
- (注) 4. 各社別に作成するのが原則だが、リリース機敏等の運転者は一緒によい。
- (注) 5. 資格・免許等の写しを添付すること。
- (注) 6. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険)を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。
- (注) 7. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称(厚生年金、国民年金)を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。
- (注) 8. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働者保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載) 事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。
- (注) 9. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。
- (注) 10. 安全衛生に関する教育の内容(例：雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転に係る特別教育)については「雇入・職長特別教育」欄に記載。
- (注) 11. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格(例：登録〇〇基礎技能者、〇級〇〇施工管理技士)を有する場合は、「免許」欄に記載。
- (注) 12. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

4-4 設備工事試験一覧表

1 電気設備工事

電気設備工事試験項目

項目	試験時期	試験方法	試験値及び試験内容	最小保持時間	備考														
電力設備工事			標仕 P.132、指針 P.438																
・ 1	接地極	施工終了後	接地抵抗測定		電位差計方式 (JIS C 1304:2002) または電位降下法														
・ 2	配線 (低圧) 600 V 以下	施工終了後	絶縁抵抗試験 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">使用電圧</td> <td colspan="2">測定電圧</td> </tr> <tr> <td>100 V</td> <td rowspan="3">500 V</td> <td>一般</td> <td>125 V</td> </tr> <tr> <td>200 V</td> <td>制御機器接続</td> <td>250 V</td> </tr> <tr> <td>400 V</td> <td></td> <td>500 V</td> </tr> </table>	使用電圧		測定電圧		100 V	500 V	一般	125 V	200 V	制御機器接続	250 V	400 V		500 V		開閉器等で区切ることのできる回路ごと
使用電圧		測定電圧																	
100 V	500 V	一般	125 V																
200 V		制御機器接続	250 V																
400 V			500 V																
・ 3	配線 (高圧) 600 ~ 7000 V 以下	施工終了後	絶縁耐力試験	10分	最大使用電圧の1.5倍 (交流用ケーブルは交流試験電圧の2倍の直流電圧でも可)														
・ 4	分電盤、OA盤、実験盤及び開閉器箱	施工終了後	各種試験		据付の状態、外部配線の接続、処理の状態 外観試験、構造試験、シラス試験 電源配線の線間電圧、対地電圧、相回転														
・ 5	照明器具	施工終了後	各種試験 照度試験		点灯試験 (不点、ちらつき、スイッチ動作等) 一般照明: 参考値として設計照度及びJIS基準 非常用照明: 床面の水平面照度 2 lx 以上 (LED、蛍光灯)														
・ 6	照明制御装置	施工終了後	各種試験		総合動作試験														
・ 7	コンセント	施工終了後	各種試験		極性試験														
・ 8	制御盤	施工終了後	各種試験		据付の状態、外部配線の接続、処理の状態 外観試験、構造試験、シラス試験、動作特性試験 電源配線の線間電圧、対地電圧、相回転														
・ 9	動力設備	施工終了後	各種試験		電動機の回転方向又は相回転 機器の発停 (手動、遠方等)、連動、インターロック 限時継電器及び保護継電器の整定、電流計赤指針の設定 警報回路の動作														
・ 10	電熱設備	敷設課程中及び埋設完了後	各種試験		発熱線の導通試験、絶縁抵抗試験														
受変電設備工事 (キュービクル式配電盤)			標仕 P.195、指針 P.545																
・ 11	受変電設備	機器の設置及び配線完了後	構造試験	設計図書に示されている構造であることを確認		製造者の社内規格による試験方法													
			絶縁抵抗試験 (性能試験)	測定箇所		絶縁抵抗値													
				特別高圧と大地間	100 MΩ以上														
				1次 (高圧側) と 2次 (低圧側) 間	30 MΩ以上														
				1次 (高圧側) と 大地間	5 MΩ以上														
			耐電圧試験 (性能試験)	電圧印加箇所		印加電圧	10分	交流用ケーブルは交流印可電圧の2倍の直流電圧でも可 E: 最高使用電圧											
				特別高圧主回路と大地間	72/84 kV	1.1 E													
				高圧充電部相互間及び大地間	24/36 kV	1.25 E													
			継電器試験 (性能試験)	過電流継電器	最小動作電流	限時要素及び瞬時要素を整定タップに設定し、測定													
					動作時間特性	整定タップ、 $\ln^{-1}0$ に設定し、300%、700%の電流の動作時間を測定													
				地絡過電流継電器	最小動作電流	整定タップに設定して測定													
動作時間特性	整定タップの130%、400%の電流の動作時間を測定																		
過電圧継電器	最小(大)動作電圧	整定タップにて測定																	
	動作時間特性	整定タップの120%の電圧の動作時間を測定																	
不足電圧継電器	最小(大)動作電圧	整定タップにて測定																	
	動作時間特性	整定タップの70%の電圧の動作時間を測定																	
比率差動継電器	最小動作電流	整定値において測定																	
	動作時間特性	整定値において0~300%まで電流を急変したときの動作時間を測定																	
地絡過電圧継電器	比率特性	1次又は2次の整定値の電流値を一定にしたときの2次又は1次の動作電流値を測定																	
	最小動作電圧	整定値において測定																	
地絡方向継電器	動作時間特性	最小整定値、最大整定時間、整定電圧値の150%において動作時間を測定																	
	最小動作電流	整定タップに設定し、150%の電圧、動作位相の電流で測定																	
	最小動作電圧	整定タップに設定し、150%の電流、動作位相の電圧で測定																	
	動作時間特性	整定タップに設定し、150%の電圧として、130%、400%の電流の動作時間を測定																	
その他	位相特性	整定タップに設定し、150%の電圧、1000%の電流の動作位相角を測定																	
	製造者の社内規格による																		
総合動作 (性能試験)	承諾を受けたシーケンス図に従った動作の確認			製造者の社内規格による試験方法															
接地抵抗測定 (性能試験)	図面特記表1 ※ 規定値の90%以下			電位差計方式 (JIS C 1304:2002) または電位降下法															
・ 12	変圧器	機器の設置及び配線完了後	各種試験		B種接地線に流れる電流を測定 低圧回路の漏れ電流が1Aを超える場合、誤結線等異常の確認 変圧器ごと														
・ 13	絶縁監視装置	機器の設置及び配線完了後	構造試験 機能試験		設計図書に示されている構造であることを確認 総合動作、接地抵抗測定 製造者の社内規格による試験方法														
電力貯蔵設備工事 (直流電源装置、交流無停電電源装置)			標仕 P.236、指針 P.593																
・ 14	電力貯蔵設備	機器の設置及び配線完了後	構造試験	設計図書に示されている構造であることを確認		製造者の社内規格による試験方法													
			絶縁抵抗試験 (性能試験)	測定箇所		絶縁抵抗値													
				2次 (高圧側) と 大地間	5 MΩ以上														
制御回路一括と大地間																			
総合動作 (性能試験)	設計図書に示された機能であることを確認			製造者の社内規格による試験方法															

4-4 設備工事試験一覧表

1 電気設備工事

電気設備工事試験項目

項目	試験時期	試験方法	試験値及び試験内容	最小保持時間	備考	
発電設備工事			標仕 P.310、指針 P.741			
15	ディーゼル、ガスタービン発電設備等	機器の設置及び配線完了後	始動停止試験	自動及び手動にて原動機の始動及び停止の試験を実施		
			充気試験	必要空気量を定格圧力まで充気できること		始動可能回数3回以上
			充電試験	消費された蓄電池容量を24時間以内に充電できること		
			負荷試験	計測装置、電気計器等の表示、ボルト等の締付状態、油、水等の漏れ、異常音の有無	3時間 30分 10分	100%負荷 110%負荷(ガス以外) 110%負荷(ガス)
				燃料消費率試験	原動機出力 [kW]	
					ディーゼル [g/kWh]	37以下 37~71 71~225 225~545 545~
			ガス [kJ/kWh]	13300 12800 12800 12400 11600		
			振動試験	防振装置取付部の上部近傍で測定		
				1,2,3 シリンダ 4,5,7 シリンダ 6,8 シリンダ以上		
				0.8 mm 0.4 mm 0.3 mm		定格運転
			保安装置試験 継電器試験	設計図書に示されている動作を確認		製造者の社内規格による試験方法
			絶縁抵抗試験	試験箇所	測定器	絶縁抵抗
				電機子巻線 界磁巻線	低圧 500V絶縁抵抗計 高圧 1000V絶縁抵抗計	5 MΩ以上 30 MΩ以上 500V絶縁抵抗計 3 MΩ以上
			耐電圧試験	最大使用電圧の1.5倍		10分
			接地抵抗試験	図面特記表1 ※ 規定値の90%以下		
排気排圧測定試験	製造者の保証値以内 (排気ガス温度を測定することにより推定できるものは不要)			定格負荷運転時 製造者の社内規格による試験方法		
圧力試験	配管種別	圧力				
	燃料系統 水系統 蒸気系統 空気系統	最大使用圧力の1.5倍 最大使用圧力の1.5倍 (最少は0.75 Mpa) 最大使用圧力の2倍 (最少は0.2 Mpa) 最大使用圧力の1.25倍	30分			
ばい煙測定	規定値以下：指針 P.742			排出規制及び地方条例による		
騒音測定	規定値以下：指針 P.742			騒音規制及び地方条例による		
16	太陽光発電設備	機器の設置及び配線完了後	構造試験	設計図書に示されている構造を確認		製造者の社内規格による試験方法
			性能試験	電気出力特性、絶縁抵抗、継電器特性：標仕 P.312		
			機能試験	総合動作：標仕 P.293		
17	風力発電設備	機器の設置及び配線完了後	構造試験	設計図書に示されている構造を確認		製造者の社内規格による試験方法
			性能試験	絶縁抵抗、騒音、動的試験：標仕 P.312		
			機能試験	設計図書に示されている動作を確認		
18	小出力発電装置	機器の設置及び配線完了後	構造試験	設計図書に示されている構造を確認		製造者の社内規格による試験方法
			性能試験	絶縁抵抗、継電器特性：標仕 P.313		
			機能試験	総合動作：標仕 P.296		
通信・情報設備工事			標仕 P.419、指針 P.988			
19	配線	配線完了後	絶縁抵抗試験	電線相互間及び電線と大地間 5 MΩ 以上 (機器接続状態 1 MΩ 以上) 測定電圧：標仕 表 1.21.1 ~ 1.21.17		1系統ごと
20	UTPケーブル	配線完了後	伝送品質測定	標仕 表 2.28.2		JIS標準で測定
21	光ケーブル	配線完了後	伝送損失測定	機器の許容伝送損失以下		
22	接地極	設置極理後	接地抵抗試験	図面特記表1 ※ 規定値の90%以下		電位差計方式 (JIS C 1304:2002) または電位降下法
23	構内情報通信網設備	機器の設置及び配線完了後	パケット送信機能	IPパケット (原則としてデータ長64Byte) を連続して送信し、相手先で確実に受信できること		
24	構内交換設備	機器の設置及び配線完了後	基本性能基本動作機能付加機能	設計図書に示されている動作であることを確認		製造者の社内規格による試験方法
25	拡声設備 情報表示設備 誘導支援設備	機器接続後	動作試験	設計図書の機能を満たしていることを確認		
26	情報表示(時刻表示)設備	機器接続後	子時計の極性	子時計入力極性を確認		
			子時計の動作	親時計のバースにより正常動作を確認		
			時刻補正機構	調針及び時刻補正を確認		製造者の社内規格による試験方法
			警報機構	各種警報を確認		製造者の社内規格による試験方法
27	映像・音響設備	機器設置及び配線完了後	動作試験	設計図書に示されている動作を確認		製造者の社内規格による試験方法
			イビータン試験	イビータン試験値 (1 kHz) を用い各回線のイビータンを測定		
			残響時間	拡声装置を用いてピンクノイズを発生させ断続音を記録し、フィルタと高速度ペンレコーダによって減衰のパターンを記録し、残響時間を測定		設計図書で特記された場合
			伝送周波数特性	音源に1/3オクターブバンドフィルタを用い、増幅器、スピーカ及び室の影響を含む受音点までの特性を測定する。同時にコントロールのゲイン特性を用い、フラットリレスポンスを確認		設計図書で特記された場合
			音圧分布	ピンクノイズのバンドノイズを用い、聴取位置での音圧分布を測定		設計図書で特記された場合
28	テレビ共同受信設備	機器設置後	出力レベル 受信画質	系統ごとの端末テレビ端子又は直列接続の出力レベル及び受信画質を、各受信機に対して測定		
			(公営)出力電圧 C/N比	周波数 端子出力電圧 C/N比 UHF 50 dBμV 以上 24 dB 以上 BS・広帯域CS 52 dBμV 以上 24 dB 以上 高度BS・CS 54 dBμV 以上 24 dB 以上		CATV受信は事業者との打合せによる
29	テレビ電波障害防止設備	機器設置後	出力レベル 受信画質	各戸の各テレビについて保安器の出力レベルの測定及び受信画質を確認。共同受信設備方式の場合は系統ごとの端末の出力レベルの測定及び受信画質を確認		
30	監視カメラ設備	機器設置後	視界試験	監視区域の全域が画面で容易に視認できることを確認		
			画質	監視区域ごとに監視可能な画質が得られることを確認		
			遠隔操作及び切替	操作により所定のカメラの旋回と切替、ズーム動作を確認 特記によりワイズ、デフロスタ、ヒータ等の動作を確認		
31	駐車場管制設備	機器設置後	検出動作試験 総合動作試験	設計図書に示された車両条件で動作することを確認 車両の確認、発券、ゲートの動作、信号点灯、警報の発報等の一連の動作を確認		製造者の社内規格による試験方法 製造者の社内規格による試験方法
32	防犯・入退室管理設備	機器設置後	総合動作試験	設計図書に示された機能及び基本性能の試験を実施		製造者の社内規格による試験方法
33	自動火災報知設備 非常警報設備	機器設置後	各種試験	関係法令に基づいて実施		

4-4 設備工事試験一覧表

1 電気設備工事

電気設備工事試験項目

項目	試験時期	試験方法	試験値及び試験内容	最小保持時間	備考
通信・情報設備工事			標仕 P. 419、指針 P. 988		
・ 34 自動閉鎖設備	機器接続後	煙感知器動作	加煙試験器を用い、煙感知器が正常に動作することを確認		
		自動閉鎖装置動作	自動閉鎖装置が設計図書に示された動作をするか確認		
		連動制御器動作	予備電源切替え、動作表示及び連動制御器の性能を確認		製造者の社内規格による試験方法
中央監視制御設備工事			標仕 P. 444、指針 P. 1012		
・ 36 中央監視制御設備	配線完了後	絶縁抵抗試験	項目 2 又は 20 による		
	機器の設置及び配線完了後	総合動作	設計図書に示された機能及び基本性能の試験を実施		製造者の社内規格による試験方法

4-4 設備工事試験一覧表

2 機械設備工事

機械設備工事試験項目

項目	試験時期	試験方法	試験値及び試験内容	最小保持時間	備考																																														
冷温水、冷却水、蒸気、油、ブライン、高温水及び冷媒配管			標仕 P. 81、指針 P. 293																																																
・ 1	冷温水、冷却水管	配管途中若しくは隠べい、埋戻し前又は配管完了後の塗装又は保温施工前（以降、「配管完了後の塗装又は保温前等」と表記）	水圧試験	最高使用圧力の1.5倍 (0.75 MPa 未満の場合は 0.75 MPa)	30分																																														
・ 2	蒸気、高温水管	配管完了後の塗装又は保温前等	水圧試験	最高使用圧力の2倍 (0.2 MPa 未満の場合は 0.2 MPa)	30分																																														
・ 3	油管	配管完了後の塗装又は保温前等	空気圧試験	最大常用圧力の1.5倍	30分																																														
・ 4	ブライン管	配管完了後の塗装又は保温前等	水圧試験	最高使用圧力の1.5倍 (0.75 MPa 未満の場合は 0.75 MPa)	30分																																														
・ 5	冷媒管	配管接続完了後	気密試験	製造者の設計圧力以上 (窒素、炭酸ガス又は乾燥空気を用いて、外部に発砲液を塗布) (参考) 設計圧力 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">冷媒</th> <th colspan="5">高圧部 (MPa)</th> <th rowspan="3">低圧部 (MPa)</th> </tr> <tr> <th colspan="5">基準凝縮温度 (°C)</th> </tr> <tr> <th>43</th> <th>50</th> <th>55</th> <th>60</th> <th>65</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R22</td> <td>1.60</td> <td>1.90</td> <td>2.22</td> <td>2.50</td> <td>2.80</td> <td>1.30</td> </tr> <tr> <td>R134a</td> <td>1.00</td> <td>1.22</td> <td>1.40</td> <td>1.59</td> <td>1.79</td> <td>0.87</td> </tr> <tr> <td>R407C</td> <td>1.78</td> <td>2.11</td> <td>2.38</td> <td>2.67</td> <td>2.98</td> <td>1.56</td> </tr> <tr> <td>R410A</td> <td>2.50</td> <td>2.96</td> <td>3.33</td> <td>3.73</td> <td>4.17</td> <td>2.21</td> </tr> </tbody> </table> ※ 周囲温度変化による圧力変化の補正を行う。	冷媒	高圧部 (MPa)					低圧部 (MPa)	基準凝縮温度 (°C)					43	50	55	60	65	R22	1.60	1.90	2.22	2.50	2.80	1.30	R134a	1.00	1.22	1.40	1.59	1.79	0.87	R407C	1.78	2.11	2.38	2.67	2.98	1.56	R410A	2.50	2.96	3.33	3.73	4.17	2.21	24時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気密試験後、ガスバージし真空乾燥を行う。絶対圧力 0.04 MPa 以下になってから、更に 1h 以上真空引きし、密閉放置して漏れのないことを確認。 ・ 冷媒配管に冷媒を充填し、運転開始後にガス検知器により、配管接続部の冷媒漏れのないことを確認。 ・ 屋内外ユニットの連絡配線は、配線完了後、絶縁抵抗試験、動作試験を行う。
冷媒	高圧部 (MPa)					低圧部 (MPa)																																													
	基準凝縮温度 (°C)																																																		
	43	50	55	60	65																																														
R22	1.60	1.90	2.22	2.50	2.80	1.30																																													
R134a	1.00	1.22	1.40	1.59	1.79	0.87																																													
R407C	1.78	2.11	2.38	2.67	2.98	1.56																																													
R410A	2.50	2.96	3.33	3.73	4.17	2.21																																													
給水、給湯配管			標仕 P. 82、指針 P. 294																																																
・ 6	給水装置に該当する管	配管完了後の塗装又は保温前等	水圧試験	1.75 MPa以上	60分																																														
・ 7	揚水管等のポンプに直結する配管	配管完了後の塗装又は保温前等	水圧試験	当該ポンプの全揚程に相当する圧力の2倍 (ただし、最小 0.75 MPa) 1.75 MPa以上 (公営) ただし、当該ポンプの全揚程に相当する圧力の2倍を超える場合は、その圧力値	60分	水道事業者の試験圧力の規定がある場合はそれによる。																																													
・ 8	高置タンク以下の配管	配管完了後の塗装又は保温前等	水圧試験	静水頭に相当する圧力の2倍 (ただし、最小 0.75 MPa) 1 MPa以上 (公営)	60分																																														
・ 9	水道直結増圧方式の配管	配管完了後の塗装又は保温前等	水圧試験	水道事業者の規定による 1.75 MPa以上 (公営)	60分																																														
・ 10	飲料水以外の給水管	衛生器具等の取付け完了後	通水試験	衛生器具等取付け完了後、系統ごとに着色水を用いた通水試験等																																															
・ 11	給湯管	配管完了後の塗装又は保温前等	水圧試験	上記 6~8, 12, 13 に準ずる。	60分																																														
・ 12	水道配水用ポリエチレン管及び給水用高密度ポリエチレン管 (公営)	配管完了後の塗装又は保温前等	水圧試験	1.75 MPa 1分間加圧後、1.0 MPa に減圧し、1時間後に 0.7 MPa 以上 再試験の場合は、同様の試験を行い、1時間後に0.8 MPa 以上 (公営)	60分	水道事業者の試験圧力の規定がある場合はそれによる。																																													
・ 13	さや管ヘッダー配管 (公営)	配管完了後の塗装又は保温前等	水圧試験	0.75 MPa で加圧し、1時間後に 0.45 MPa (PE管) 以上、0.55 MPa (PB管) 以上 再試験の場合は、同様の試験を行い、1時間後に0.55 MPa (PE) 以上、0.65MPa (PB) 以上 (公営)	60分																																														
排水配管			標仕 P. 82、指針 P. 294																																																
・ 14	排水管	配管完了後の塗装又は保温前等	満水試験		30分																																														
		衛生器具等の取付け完了後	通水試験	枡への放流を確認し、報告書を作成	—																																														
・ 15	空調用ドレン管	配管完了後の塗装又は保温前等	通水試験	枡への放流を確認し、報告書を作成	—																																														
・ 16	排水ポンプ吐出管	配管接続完了後	水圧試験	当該ポンプの全揚程に相当する圧力の2倍 (ただし、最小 0.75 MPa)	60分																																														
消火配管			標仕 P. 82、指針 P. 295																																																
・ 17	各消火ポンプに連結される消火配管	配管完了後	水圧試験	当該ポンプの締切圧力の1.5倍	60分																																														
・ 18	連結送水管送水口、各種送水口に連結される消火配管	配管完了後	水圧試験	配管の設計送水圧力の1.5倍 (ノズル先端における放水圧力が 0.6 MPa) (17と兼用される配管は 17, 18 のいずれか大なる圧力)	60分	消防長又は消防署長が指定する場合はそれによる。																																													
・ 19	不活性ガス消火配管 (二酸化炭素を除く)	配管完了後	気密試験 (空気又は窒素)	貯蔵容器から選択弁までは、40 °Cにおける貯蔵容器内圧力値 (容器弁に圧力調整装置が設けている場合は、最高調整圧力) 選択弁から噴出ヘッドまでは最高使用圧力 (選択弁を設けない場合は、最高使用圧力)	10分																																														
・ 20	二酸化炭素消火配管	配管完了後	気密試験 (空気又は窒素)	貯蔵容器から選択弁までは、6.0 MPa 選択弁から噴出ヘッドまでは最高使用圧力 (選択弁を設けない場合は、最高使用圧力)	10分	改修のみ																																													
・ 21	ハロゲン化物消火配管	配管完了後	気密試験 (空気又は窒素)	貯蔵容器から選択弁までは、40 °Cにおける貯蔵容器内圧力値 4.4 MPa 選択弁から噴出ヘッドまでは最高使用圧力 (選択弁を設けない場合は、最高使用圧力)	10分																																														
・ 22	粉末消火配管	配管完了後	気密試験 (空気又は窒素)	貯蔵容器から選択弁までは圧力調整器の設定圧力 選択弁から噴射ヘッドまでは最高使用圧力 (選択弁を設けない場合は、最高使用圧力)	10分																																														

4-4 設備工事試験一覧表

2 機械設備工事

機械設備工事試験項目

項目	試験時期	試験方法	試験値及び試験内容	最小保持時間	備考
ガス設備			標仕 P. 310, 315、指針 P. 778, 798		
・ 23 都市ガス	機器接続後	気密試験	最高使用圧力以上の圧力（低圧（0.1MPa未満）の場合）	監視指針による。	ガス事業法に定める技術基準及びガス供給事業者の供給約款
		耐圧試験	耐圧部分（最高使用圧力が高圧又は中圧の場合）については、最高使用圧力の1.5倍以上の圧力		
		点火試験	気密試験終了後、管内の空気をガスと入れ替え、指定の圧力に調整された調整器を取付後に行う。		
・ 24 液化石油ガス	機器接続後	気密試験	高圧側 1.56 MPa 以上、低圧側 8.4 kPa 以上 10.0 MPa 以下	監視指針による。	ガス事業法に定める技術基準及びガス供給事業者の供給約款
		耐圧試験	耐圧部分（最高使用圧力が高圧又は中圧）については、最高使用圧力の1.5倍以上の圧力		
		点火試験	気密試験終了後、管内の空気をガスと入れ替え、指定の圧力に調整された調整器を取付後に行う。		
浄化槽設備			標仕 P. 344, 346、指針 P. 841, 842		
・ 25 槽	設置完了後の清掃後	水張試験	水面高の変化等で漏水の有無を検査	24時間	
・ 26 汚水管及び汚泥管	配管完了後の塗装又は保温前等	満水試験		30分	
・ 27 ポンプ吐出管	配管完了後の塗装又は保温前等	水圧試験	最小 0.75 MPa	60分	
・ 28 消泡管	配管完了後の塗装又は保温前等	通水試験		—	
・ 29 空気管	配管完了後の塗装又は保温前等	気密試験	最高使用圧力の1.1倍	60分	
・ 30 各機器	機器設置後	動作試験	単独手動試験を実施し、また、制御装置も動作させ異常の有無を各機器を自動又は連動運転にし、異常の有無を試験	—	
・ 31 総合	各機器の能力等を仕様適合するよう調整した後	総合運転試験	各槽を満水にし、各機器の能力等を仕様に適合するよう調整した後、総合的な運転を行い、全体及び各部の状態について異常の有無を試験	—	
その他			特記仕様書		
・ 32 水質試験	配管完了後	水質試験	水道法施行規則第56条第2項（簡易専用水道）建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条第3項（ビル管法特定建築物）水道法施行規則第10条（専用水道）飲料水配管は、端末において遊離残留塩素 0.2 mg/L 以上（公営）	—	特記仕様書に記載された場合に実施

5 - 1 静岡県建設工事成績評定要領

静岡県建設工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、静岡県が発注する建設工事に係る工事の成績評定(以下「評定」という。)について必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、1件の当初契約金額が500万円以上の建設工事とする。

(評定の内容)

第3条 評定は、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえ等について行うものとする。

(評定者)

第4条 評定を行う者(以下「評定者」という。)は、静岡県工事検査要領に定める検査員(以下「検査員」という。)及び静岡県工事監督要領に定める監督員(以下「監督員」という。)とする。

(評定の方法)

第5条 評定は、監督、検査等その他必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定の結果は、工事成績採点表(様式第1)《5-3 ページ参照》に記録するものとする。

(評定の時期)

第6条 検査員は、検査が終了したとき、監督員は、工事が完成したとき、それぞれ評定を行うものとする。

(採点表の提出)

第7条 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく契約担当者に提出するものとする。

(評定の結果の通知)

第8条 契約担当者は、評定者から工事成績採点表の提出があったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の受注者に対して、工事成績評定通知書(様式第2)《4-104 ページ参照》により通知するものとする。

(評定の修正)

第9条 契約担当者は、前条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 契約担当者は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の受注者に対して、工事成績評定通知書により通知するものとする。

(説明請求等)

第 10 条 第 8 条又は前条第 2 項による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して 14 日(休日を含む。)以内に、書面により通知を行った契約担当者に対して、評定の内容について説明を求めることができる。

2 契約担当者は、前項により説明を求められたときは、書面(様式第 3)《5-4 ページ参照》により回答するものとする。

(再説明請求等)

第 11 条 前条第 2 項の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して 14 日(休日を含む。)以内に、書面により契約担当者に対して、再説明を求めることができる。

2 契約担当者は、前項による再説明を求められたときは、工事成績評定評価委員会の審議を経て、書面(様式第 4)《5-5 ページ参照》により回答するものとする。

(工事成績評定評価委員会の設置)

第 12 条 前条第 2 項に規定する工事成績評定評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(土木工事成績評価要領等の廃止)

2 次の要領等は、廃止する。

(1) 土木工事成績評価要領

(2) 土木工事成績評定基準

(3) 土木工事技術的難易度評定基準

(4) 土木工事成績評価通知規定

(5) 土木工事成績評定基準等の留意事項

(6) 建築・設備工事成績評価要領

(7) 建築・設備工事成績評定基準

(8) 建築・設備工事技術的難易度評定基準

(9) 建築・設備工事成績評価通知規定

(10) 建築・設備工事成績評定基準等の留意事項

(11) 工事成績が特に劣るものの措置について(平成 16 年 7 月 28 日建技第 246 号)

3 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

工事成績採点表(完成・一部完成)

平成 年 月 日作成

所属

工事名	受注者名	工事箇所	契約金額(最終)		工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日		工事番号	完成年月日	平成 年 月 日									
			現場代理人	主任・監理技術者		補助技術者	検査員(一部完成)				検査員(完成)								
検査項目		担当監督員				検査員(一部完成1)				検査員(一部完成2)									
項目	細目別	氏名				氏名				氏名									
		a	b	c	d	e	a'	b'	c'	a	b	c	d	e	a'	b'	c'	d'	e'
1	I 施工体制	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10.0													
	II 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10.0													
2	I 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0													
	II 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0													
	III 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10.0													
	IV 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0													
3	I 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0													
	II 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0													
	III 出来ばえ																		
4	工事特性																		
5	創意工夫	+7.0	~	0															
6	社会性等																		
加減点合計(+1+2+3+4+5+6)																			
評定点(※1)		① 点				② 点				③ 点				④ 点					
評定点計		点				点				点				点					
法令遵守等(※6)		点				点				点				点					
評定点合計(※7)		点				点				点				点					
総合評価		履行 不履行 対象外				履行 不履行 対象外				履行 不履行 対象外				履行 不履行 対象外					
技術提案		(担当監督員)				(主任監督員)				(総括監督員)				(検査員)					
所見(※8)																			

※1 65点+加減点合計(+1+2+3+4+5+6)とする。

各評定点(①~④)は小数第1位まで記入する。

※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境、社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。

評価に際しては、担当監督員からの報告を受けて総括監督員が評価するものとする。

※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。

※4 社会性等の評価では地球への負荷等の観点から、加減評価のみとする。

※5 各検査項目ごとの採点は、検査項目別運用表によるものとし、完成検査の評価に先立ち、担当、総括監督員が行う。

※6 法令遵守等の評価は総括監督員が行う。

※7 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

※8 所見欄は必要に応じて記載する。

※9 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、「不履行」を選択する。

様式第3

第 号
年 月 日

様

契約担当者

工事成績評定に係る説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、その疑問の旨を付して、この書面の回答を受けた日から起算して14日（休日を含む。）以内に書面により、再説明を求めることができます。

記

1 工 事 名

2 回 答

3 再説明の問い合わせ先

様式第4

第 年 月 日
号

様

契約担当者

工事成績評定に係る再説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から再説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

記

1 工 事 名

2 回 答

担 当
電話番号

5 - 2 静岡県建設工事成績評定要領の運用について

静岡県建設工事成績評定要領の運用について

1 評定の対象（第2条）

次の工事は、評定を省略することができるものとする。

- (1) 災害応急仮工事
- (2) 主たる工事内容が除草又は漂着物処理工事
- (3) 畳工事及び木製建具工事

2 評定の方法（第5条）

- (1) 工事成績の採点は、別紙 - 1 《5-8 ページ参照》の「**審査項目別運用表**」により行うものとする。
- (2) 細目別評定点の算出は、別紙 - 2 《5-25 ページ参照》の「**細目別評定点採点表**」によるものとする。
- (3) 評定にあたっては、別紙 - 3 《5-26 ページ参照》の「**「施工プロセス」チェックリスト**」を考慮するものとする。また、工事における「**工事特性**」、「**創意工夫**」、「**社会性等**」に関しては、請負者は当該工事における実施状況を別紙 - 4 《4-97 ページ参照》により提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。
- (4) 施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえの評価は、0点を標準とし、標準より優れていた場合は加点、標準より劣っていた場合は減点することにより行う。
- (5) 工事特性、創意工夫、社会性等の評価は、加点評価のみとする。
- (6) 工事特性と創意工夫は、二重評価はしない。
- (7) 評定点は、評価項目に係る採点結果の合計値(35点満点)を65点に加算して算出する。
- (8) 法令遵守等は、工事が完成した時に行うものとする。

3 評定の修正（第9条）

引渡しを受けた後、次の場合は評定の修正を検討するものとする。

- (1) 2年の間にその工事における工事事故及び不正行為等が発覚した場合
- (2) 瑕疵担保期間中に瑕疵が発覚した場合

4 評定の報告

契約担当者は、「建設事務総合システム」以外で工事を執行し、工事成績評定を行った場合は、遅滞なく別紙 - 5 《5-29 ページ参照》により工事検査課長に報告するものとする。

5 工事成績が特に劣るもの

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱の運用について（平成元年9月1日付け管第333号）2の（2）の に規定する「過失による粗雑工事等」のうち、工事成績が特に劣ると認められた工事とは、64点以下の工事とする。

6 附則

この通知は、令和2年4月1日以降に契約を行う工事について運用するものとする。

建築・設備工事成績評定
(審査項目別運用表)

対象	a	b	c	d	e
2. 施工状況	<p>施工管理が優れている</p> <p>施工管理が良好である</p> <p>施工管理が適切である</p> <p>施工管理がやや不適切である</p> <p>施工管理が不適切である</p>	<p>施工管理が良好である</p> <p>施工管理が適切である</p> <p>施工管理がやや不適切である</p> <p>施工管理が不適切である</p>	<p>施工管理が適切である</p> <p>施工管理がやや不適切である</p> <p>施工管理が不適切である</p>	<p>施工管理がやや不適切である</p> <p>施工管理が不適切である</p>	<p>施工管理が不適切である</p>
I. 施工管理	<p>【評定対象項目】</p> <p><input type="checkbox"/> ①契約款第18条第1項に基づき設計図書の見直し結果について、協議を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> ②施工計画書が、工事着手前(計画内容に変更が生じた場合を含む)に提出されている。</p> <p><input type="checkbox"/> ③施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。</p> <p><input type="checkbox"/> ④施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤施工計画書に基づき、日常の出来形・品質の管理を適切に行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥施工図作成にあたり、関連工事と連携なく、調整が十分に図られている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑦工事打合せ等の工事記録の整備が、適時に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑧施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑨一工程の施工の検査・確認の報告が、適時に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑩現場内での整理整頓が、日常的に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑪使用する建築材料(以下「材料」という。)・設備機材(以下「機材」という。)の調達計画及び搬入後の管理が適切である。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑫社内検査が計画的に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑬独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑭低騒音・低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑮建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑯「施工プロセス」チェックリストのうち、施工管理に関する指示事項が無く、または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑰その他 理由:</p>	<p>施工管理が良好である</p> <p>施工管理が適切である</p> <p>施工管理がやや不適切である</p> <p>施工管理が不適切である</p>	<p>施工管理が適切である</p> <p>施工管理がやや不適切である</p> <p>施工管理が不適切である</p>	<p>施工管理がやや不適切である</p> <p>施工管理が不適切である</p>	<p>施工管理が不適切である</p>
II. 工程管理	<p>施工管理が優れている</p> <p>施工管理が良好である</p> <p>施工管理が適切である</p> <p>施工管理がやや不適切である</p> <p>施工管理が不適切である</p>	<p>施工管理が良好である</p> <p>施工管理が適切である</p> <p>施工管理がやや不適切である</p> <p>施工管理が不適切である</p>	<p>施工管理が適切である</p> <p>施工管理がやや不適切である</p> <p>施工管理が不適切である</p>	<p>施工管理がやや不適切である</p> <p>施工管理が不適切である</p>	<p>施工管理が不適切である</p>
	<p>【評定対象項目】</p> <p><input type="checkbox"/> ①実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> ②現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。</p> <p><input type="checkbox"/> ③工程のフォローアップを実施し、請負者の責により関連工事及び入居官署等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。</p> <p><input type="checkbox"/> ④現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥請負者の責による夜間や休日の作業がない。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑦休日・代休の確保を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑧近隣住民(入居官署を含む)との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑨「施工プロセス」チェックリストのうち、工程管理に関する指示事項が無く、または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑩その他 理由:</p>	<p>施工管理が良好である</p> <p>施工管理が適切である</p> <p>施工管理がやや不適切である</p> <p>施工管理が不適切である</p>	<p>施工管理が適切である</p> <p>施工管理がやや不適切である</p> <p>施工管理が不適切である</p>	<p>施工管理がやや不適切である</p> <p>施工管理が不適切である</p>	<p>施工管理が不適切である</p>
	<p>【評定対象項目の合計のうち】</p> <p>該当項目が90%以上..... a</p> <p>該当項目が80%以上90%未満..... b</p> <p>該当項目が60%以上80%未満..... c</p> <p>該当項目が60%未満..... d</p> <p>評価対象項目の合計のうち</p> <p>該当項目が90%以上..... a</p> <p>該当項目が80%以上90%未満..... b</p> <p>該当項目が60%以上80%未満..... c</p> <p>該当項目が60%未満..... d</p> <p>評価値(%) = (評価数 0 / 対象評価項目数 0) × 100</p>	<p>【評定対象項目の合計のうち】</p> <p>該当項目が90%以上..... a</p> <p>該当項目が80%以上90%未満..... b</p> <p>該当項目が60%以上80%未満..... c</p> <p>該当項目が60%未満..... d</p> <p>評価対象項目の合計のうち</p> <p>該当項目が90%以上..... a</p> <p>該当項目が80%以上90%未満..... b</p> <p>該当項目が60%以上80%未満..... c</p> <p>該当項目が60%未満..... d</p> <p>評価値(%) = (評価数 0 / 対象評価項目数 0) × 100</p>	<p>【評定対象項目の合計のうち】</p> <p>該当項目が90%以上..... a</p> <p>該当項目が80%以上90%未満..... b</p> <p>該当項目が60%以上80%未満..... c</p> <p>該当項目が60%未満..... d</p> <p>評価対象項目の合計のうち</p> <p>該当項目が90%以上..... a</p> <p>該当項目が80%以上90%未満..... b</p> <p>該当項目が60%以上80%未満..... c</p> <p>該当項目が60%未満..... d</p> <p>評価値(%) = (評価数 0 / 対象評価項目数 0) × 100</p>	<p>【評定対象項目の合計のうち】</p> <p>該当項目が90%以上..... a</p> <p>該当項目が80%以上90%未満..... b</p> <p>該当項目が60%以上80%未満..... c</p> <p>該当項目が60%未満..... d</p> <p>評価対象項目の合計のうち</p> <p>該当項目が90%以上..... a</p> <p>該当項目が80%以上90%未満..... b</p> <p>該当項目が60%以上80%未満..... c</p> <p>該当項目が60%未満..... d</p> <p>評価値(%) = (評価数 0 / 対象評価項目数 0) × 100</p>	<p>【評定対象項目の合計のうち】</p> <p>該当項目が90%以上..... a</p> <p>該当項目が80%以上90%未満..... b</p> <p>該当項目が60%以上80%未満..... c</p> <p>該当項目が60%未満..... d</p> <p>評価対象項目の合計のうち</p> <p>該当項目が90%以上..... a</p> <p>該当項目が80%以上90%未満..... b</p> <p>該当項目が60%以上80%未満..... c</p> <p>該当項目が60%未満..... d</p> <p>評価値(%) = (評価数 0 / 対象評価項目数 0) × 100</p>

審査項目	対象	a	b	c	d	e
2. 施工状況	III 安全対策	安全対策が優れている	安全対策が良好である	安全対策が適切である	安全対策がやや不適切である	安全対策が不適切である。
		<p>【評定対象項目】</p> <input type="checkbox"/> ①災害防止(工事安全)協議会を設置し、1回/月以上活動し、記録が整備されている。 <input type="checkbox"/> ②店社ハットロールを1回/月以上実施し、記録が整備されている。 <input type="checkbox"/> ③各種安全ハットロールで指摘を受けた事項について、速やかに記録が整備かつ関係者には正指示している。 <input type="checkbox"/> ④安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。 <input type="checkbox"/> ⑤安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。 <input type="checkbox"/> ⑥新入現場教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。 <input type="checkbox"/> ⑦現場の名工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。 <input type="checkbox"/> ⑧重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 <input type="checkbox"/> ⑨山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 <input type="checkbox"/> ⑩仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 <input type="checkbox"/> ⑪使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。 <input type="checkbox"/> ⑫工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。 <input type="checkbox"/> ⑬過積載防止に十分に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> ⑭「施工プロセス」/チェックリストのうち、安全対策に関する指示事項が速やかに実施されている。 <input type="checkbox"/> ⑮その他 理由:	<p>安全対策が良好である</p> <p>上記該当事項があれば …… c</p>	<p>安全対策が適切である</p> <p>安全対策に関して、法令遵守の措置内容に該当する場合。 <input type="checkbox"/> 安全対策に関して、法令遵守の措置内容に該当する場合。 上記該当事項があれば …… d</p>	<p>安全対策が不適切である。</p> <p>安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示を行った。 <input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当事項があれば …… e</p>	
	IV 対外関係	対外関係が優れている	対外関係が良好である	対外関係が適切である	対外関係がやや不適切である	対外関係が不適切である
		<p>【評定対象項目】</p> <input type="checkbox"/> ①工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。 <input type="checkbox"/> ②工事施工にあたり、近隣住民(入居官署等を含む)と適切に協議及び調整を行っている。 <input type="checkbox"/> ③入居官署に対し、引渡し時に必要な保守管理についての適切な説明書を作成している。 <input type="checkbox"/> ④工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 <input type="checkbox"/> ⑤近隣住民(入居官署等を含む)対策を実施し苦情がない。または苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。 <input type="checkbox"/> ⑥現場のイメージアップに、取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> ⑦「施工プロセス」/チェックリストのうち、対外関係に関する指示事項が速やかに実施されている。 <input type="checkbox"/> ⑧その他 理由:	<p>対外関係が良好である</p> <p>対外関係が適切である</p>	<p>対外関係が適切である</p> <p>対外関係に関して監督員から文書による改善指示を行った。 <input type="checkbox"/> 対外関係に関して監督員から文書による改善指示に従わなかった。 上記該当事項があれば …… d</p>	<p>対外関係が不適切である</p> <p>対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当事項があれば …… e</p>	

別紙-1④

審査項目 3. 出来形 及び 出来ばえ	細別 I. 出来形	対象	a 出来形が優れている	b 出来形が良好である	c 出来形が適切である	d 出来形がやや不適切である	e 出来形が不適切である
		<input type="checkbox"/> [評定対象項目] <input type="checkbox"/> ①承諾図等が、設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> ②施工図等が、設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> ③現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 <input type="checkbox"/> ④施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。 <input type="checkbox"/> ⑤出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。 <input type="checkbox"/> ⑥出来形の管理方法を工夫している。 <input type="checkbox"/> ⑦解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 <input type="checkbox"/> ⑧不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑨その他 理由:				<input type="checkbox"/> 出来形の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 <input type="checkbox"/> 上記該当事項があれば…… d <input type="checkbox"/> 上記該当事項があれば…… e	
		評価対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上…………… a 該当項目が80%以上90%未満… b 該当項目が60%以上80%未満… c 該当項目が60%未満…………… d $\text{評価値(\%)} = (\text{評価数} 0 / \text{対象評価項目数} 0) \times 100$					
		※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。					

(担当監督員)

別紙-1⑤

審査項目 3. 出来形 及び 出来ばえ	細別 II. 品質 建築工事	対象	a 品質が優れている	b 品質が良好である	c 品質が適切である	d 品質がやや不適切である	e 品質が不適切である	
		<input type="checkbox"/> [評定対象項目] <input type="checkbox"/> ①材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> ②品質確認記録の内容が、適切である。 <input type="checkbox"/> ③施工の各段階における完了時の、品質が適切である。 <input type="checkbox"/> ④躯体工事における施工の品質が、良好である。 <input type="checkbox"/> ⑤内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。 <input type="checkbox"/> ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 <input type="checkbox"/> ⑦その他 理由:				<input type="checkbox"/> 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 <input type="checkbox"/> 上記該当事項があれば…… d <input type="checkbox"/> 上記該当事項があれば…… e		
		評価対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上…………… a 該当項目が80%以上90%未満… b 該当項目が60%以上80%未満… c 該当項目が60%未満…………… d $\text{評価値(\%)} = (\text{評価数} 0 / \text{対象評価項目数} 0) \times 100$						
		※1. 目的物の品質の水準を評価すること。 ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※3. テザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・機械設備工事等が2工程以上複合している工事については、それぞれの工程毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。						
		<table border="1" style="width: 100px; height: 20px;"> <tr> <td>工事比率</td> </tr> </table>	工事比率					
工事比率								

(担当監督員)

別紙-1⑥

審査項目 3. 出来形 及び 出来ばえ	細 別	対象	a	b	c	d	e
電気設備工事 受変電設備工事	II 品質	<input type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> 品質が優れている <input type="checkbox"/> 品質が良好である <input type="checkbox"/> 品質が適切である <input type="checkbox"/> 品質がやや不適切である <input type="checkbox"/> 品質が不適切である	品質が優れている	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である
			[評定対象項目] <input type="checkbox"/> ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> ②施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 <input type="checkbox"/> ③品質確認記録の内容が、適切である。 <input type="checkbox"/> ④システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> ⑤機材及び施工の品質が、良好である。 <input type="checkbox"/> ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 <input type="checkbox"/> ⑦その他 理由:	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である
	工事比率						

評定対象項目の合計のうち
 該当項目が90%以上…………… a ①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目ではない場合は空白のままとする。
 該当項目が80%以上90%未満… b ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
 該当項目が60%以上80%未満… c ③ 評価値(%)=(評価数0/対象評価項目数0)×100
 該当項目が60%未満…………… d

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。
 ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。
 ※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・機械設備工事等が2工程以上複合している工事については、それぞれの工程毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

別紙-1⑦

審査項目 3. 出来形 及び 出来ばえ	細 別	対象	a	b	c	d	e
機械設備工事 昇降機工事	II 品質	<input type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> 品質が優れている <input type="checkbox"/> 品質が良好である <input type="checkbox"/> 品質が適切である <input type="checkbox"/> 品質がやや不適切である <input type="checkbox"/> 品質が不適切である	品質が優れている	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である
			[評定対象項目] <input type="checkbox"/> ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> ②品質確認記録の内容が、適切である。 <input type="checkbox"/> ③施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 <input type="checkbox"/> ④システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> ⑤機材及び施工の品質が、良好である。 <input type="checkbox"/> ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 <input type="checkbox"/> ⑦その他 理由:	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である
	工事比率						

評定対象項目の合計のうち
 該当項目が90%以上…………… a ①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目ではない場合は空白のままとする。
 該当項目が80%以上90%未満… b ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
 該当項目が60%以上80%未満… c ③ 評価値(%)=(評価数0/対象評価項目数0)×100
 該当項目が60%未満…………… d

※1. 機械設備工事とは、空調、衛生及び浄化槽工事をいう。
 ※2. 目的物の品質の水準を評価すること。
 ※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。
 ※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・機械設備工事等が2工程以上複合している工事については、それぞれの工程毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

5. 創意工夫		評価対象項目 (1/2)
審査項目・細別 5. 創意工夫	■準備・後片付け関係 <input type="checkbox"/> ①測量・位置出しにおける工夫 <input type="checkbox"/> ②現地調査方法の工夫 <input type="checkbox"/> ③その他 理由:	詳細評価内容:
	■施工関係 <input type="checkbox"/> ①施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 <input type="checkbox"/> ②工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取組み <input type="checkbox"/> ③土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 <input type="checkbox"/> ④建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫 <input type="checkbox"/> ⑤電気設備工事等の配線・配管等の工夫 <input type="checkbox"/> ⑥機構設備工事等の配管、ダクト等の工夫 <input type="checkbox"/> ⑦照明・視界確保等の工夫 <input type="checkbox"/> ⑧仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 <input type="checkbox"/> ⑨運搬車両・施工機械等の工夫 <input type="checkbox"/> ⑩型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 <input type="checkbox"/> ⑪施工管理及び品質向上等の工夫 <input type="checkbox"/> ⑫プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 <input type="checkbox"/> ⑬仮設施工等の工夫 <input type="checkbox"/> ⑭既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 <input type="checkbox"/> ⑮保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 <input type="checkbox"/> ⑯作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 <input type="checkbox"/> ⑰その他 理由:	詳細評価内容:
	■品質関係 <input type="checkbox"/> ①集計ソフト等の活用と工夫 <input type="checkbox"/> ②躯体工事の品質管理の工夫 <input type="checkbox"/> ③建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 <input type="checkbox"/> ④施工の検査・試験に関する工夫 <input type="checkbox"/> ⑤品質記録方法の工夫 <input type="checkbox"/> ⑥その他 理由:	詳細評価内容:

審査項目・細別		評価対象項目 (2/2)
■安全衛生関係		<input type="checkbox"/> ①安全設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) <input type="checkbox"/> ②安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 <input type="checkbox"/> ③現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫 <input type="checkbox"/> ④融欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 <input type="checkbox"/> ⑤周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫 <input type="checkbox"/> ⑥改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 <input type="checkbox"/> ⑦作業時における作業環境改善等の工夫 <input type="checkbox"/> ⑧ゴミの減量化、アイトリグустトップの励行等の地球環境への工夫 <input type="checkbox"/> ⑨その他 理由: 詳細評価内容:
		<input type="checkbox"/> ①出来形の管理等に関する工夫 <input type="checkbox"/> ②施工計画書または写真記録等に関する工夫 <input type="checkbox"/> ③出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 <input type="checkbox"/> ④CAD、施工管理ソフト等の活用 <input type="checkbox"/> ⑤施工合理化技術(※5)を活用した施工管理の工夫 <input type="checkbox"/> ⑥その他 理由: 詳細評価内容:
		<input type="checkbox"/> ①受注者からの提案によるNETIS登録技術又は静岡県登録技術の活用 <新技術活用> ※本項目は2点の加点とする。 <その他> <input type="checkbox"/> ②その他 理由: <input type="checkbox"/> ③その他 理由: 詳細評価内容:
■その他		(最大 7点) 評点計

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
 ※2. 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により2、4点で評価し、最大7点の加点評価とする。
 ※3. 上記の審査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。
 ※4. ■を付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。
 ※5. 施工合理化技術(フレハブ化、ユニット化、自動化施工(ICT施工、ロボット活用等)、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。)を採用した場合。
 ※6. 審査項目「創意工夫」の「■準備片付け関係」から「■安全衛生関係」までの4つの細別ごとに、施工合理化技術を活用して効果があった場合に、その理由に具体的内容を記載して加点する。
 さらに、当該技術がNETIS登録技術又は静岡県登録技術である場合は、「■その他(新技術活用)」の項目に追加で加点できるものとする。

工事成績採点の考慮項目別運用表(建築・設備工事)

別紙-1⑨ 【記入方法】該当する項目の口を■にする。	(総括監督員)				
調査項目	a	b	c	d	e
2. 施工状況	工程管理が優れている	工程管理が良好である	工程管理が適切である	工程管理がやや不適切である	工程管理が不適切である
II. 工程管理	<p>【評定対象項目】</p> <p><input type="checkbox"/> ①現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。</p> <p><input type="checkbox"/> ②現場又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。</p> <p><input type="checkbox"/> ③近隣住民(入居官署等を含む)調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。</p> <p><input type="checkbox"/> ④配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤その他 理由:</p> <p>詳細評価内容</p> <p>※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p>				
2. 施工状況	a	b	c	d	e
III. 安全対策	安全対策が優れている	安全対策が良好である	安全対策が適切である	安全対策がやや不適切である	安全対策が不適切である。
2. 施工状況	<p>【評定対象項目】</p> <p><input type="checkbox"/> ①建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。</p> <p><input type="checkbox"/> ②安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。</p> <p><input type="checkbox"/> ③安全衛生管理活動が、適切に実施されている。</p> <p><input type="checkbox"/> ④安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥その他 理由:</p> <p>詳細評価内容</p> <p>※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p>				
6. 社会性等	a	a'	b	b'	c
I. 地域への貢献等	地域への貢献が優れている	地域への貢献がやや優れている	地域への貢献が良好である	地域への貢献がやや良好である	他の評価に該当しない。
6. 社会性等	<p>【評定対象項目】</p> <p><input type="checkbox"/> ①災害時等に地域への救援活動等に協力した。</p> <p><input type="checkbox"/> ②周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。</p> <p><input type="checkbox"/> ③現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。</p> <p><input type="checkbox"/> ④広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥県産品の使用に積極的に務めた。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑦その他 理由:</p> <p>詳細評価内容</p> <p>※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。</p>				
6. 社会性等	<p>※1. 総括監督員は、担当監督員の意見を参考に総合的な評価を行う。</p> <p>※2. 評価に当たっては評価対象項目の■の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な観点で判断し評価する。</p> <p>※3. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献等について加算評価する。</p> <p>※4. ■を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があつた項目を詳細評価内容欄に記載する。</p>				

審査項目	細別	評価内容
4. 工事特性 (施工条件等への対応)	<p>■建物規模への対応</p>	<p>評価項目 (1/2)</p> <p>※下記の対応事項に1つ以上■が付けば2点の加点とする。</p> <p><input type="checkbox"/> ①延べ面積10,000㎡以上の建物</p> <p><input type="checkbox"/> ②地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物</p> <p><input type="checkbox"/> ③大空間のホール等を有する建物</p> <p><input type="checkbox"/> ④その他 理由:</p> <p>詳細評価内容:</p>
	<p>評価項目 (1/2)</p> <p>※下記の対応事項に1つ以上■が付けば2点の加点とする。</p> <p><input type="checkbox"/> ①対象建物の耐震レベル</p> <p><input type="checkbox"/> ②建物機能の特殊性</p> <p><input type="checkbox"/> ③その他 理由:</p> <p>[評価技術事例]</p> <p>・建築工事で東海地震に対する耐震性能がIaに属する工事</p> <p>・研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物</p> <p>詳細評価内容:</p>	<p>■建物固有の機能の難しさへの対応</p> <p>評価項目 (1/2)</p>
	<p>■建物固有の施工技術の難しさへの対応</p>	<p>※下記の対応事項に1つ以上■が付けば2点の加点とする。【総合評価における技術提案は除く】</p> <p><input type="checkbox"/> ①建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合</p> <p><input type="checkbox"/> ②設計条件として、工法、材料及び設備システム(機材を含む)の特殊性</p> <p><input type="checkbox"/> ③制約条件等があり、施工難度が特に高い場合</p> <p><input type="checkbox"/> ④その他 理由:</p> <p>[評価技術事例]</p> <p>・ハイリフト工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事</p> <p>・特殊な工法及び材料等を採用した工事</p> <p>・特殊な設備システムを採用した工事</p> <p>・免震装置を設ける工事</p> <p>・大規模な山留め工法が必要な工事</p> <p>・敷地内又は周辺部の工作物・配管・配線等の大規模な移設・切り直しを行う工事</p> <p>・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事</p> <p>詳細評価内容:</p>

審査項目 (施工条件等への対応)	細別 ■厳しい自然・地盤条件への対応	評価対象項目 (2/2) ※下記の対象事項に1つ以上■が付けば2点の加点とする。 <input type="checkbox"/> ①湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時) <input type="checkbox"/> ②軟弱地盤、支持地盤の影響 <input type="checkbox"/> ③雨・雪・風・気温等の影響 <input type="checkbox"/> ④その他 理由: [評価技術事例] ・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事 ・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事 ・冬期施工のため、大規模な雪害冬困いを必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事 詳細評価内容:				
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">評点</td></tr> <tr><td style="height: 20px;"> </td></tr> </table>	評点		<p>※下記の対象事項に1つ以上■が付けば2点の加点とする。</p> <p>①地中埋設物等の作業障害 ②工事の影響に配慮すべき建築物 ③周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 ④周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 ⑤その他 理由:</p> <p>[評価技術事例] ・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事 ・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 ・場内に汚水処理装置(水替え)を必要とする工事 ・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められている工事 ・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事</p> <p>詳細評価内容:</p>		
評点						
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">評点</td></tr> <tr><td style="height: 20px;"> </td></tr> </table>	評点		<p>※下記の対象事項に1つ以上■が付けば4点の加点とし、最大10点とする。</p> <p>【長期工事における安全確保への対応】 <input type="checkbox"/> ①12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事 (ただし全面一時中止期間は除く) 【災害等での臨機の措置】 <input type="checkbox"/> ②地盤、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事 【施工状況(条件)に対応した施工・工法等】 <input type="checkbox"/> ③工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 <input type="checkbox"/> ④工地上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 <input type="checkbox"/> ⑤受注者の責によらない休日・夜間作業が工程の過半を超える工事 <input type="checkbox"/> ⑥施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事 <input type="checkbox"/> ⑦特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の受注者が複数ある工事 <input type="checkbox"/> ⑧外來者の多い施設で、作業範囲内に外來者・通行人等の動線がある工事 <input type="checkbox"/> ⑨特殊な釜などで、工程が複雑し困難な調整を要する工事 <input type="checkbox"/> ⑩施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や巡回等に制約を受けた工事 <input type="checkbox"/> ⑪同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事 <input type="checkbox"/> ⑫その他 理由:</p> <p>詳細評価内容:</p>		
評点						
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">評点計</td></tr> <tr><td style="height: 20px;"> </td></tr> </table>	評点計		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">評点</td></tr> <tr><td style="height: 20px;"> </td></tr> </table>	評点		<p>※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。なお、1項目に複数の内容がある場合又は、対象範囲が広い場合は、それ以上の点数を与えても良い。 ※2. 担当監督員が評価する「創意工夫」などの二重評価は行わない。 ※3. 評価にあたっては、担当監督員の意見も参考に評価する。 ※4. ■を付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。</p>
評点計						
評点						

法令遵守等の該当項目一覧表		措置内容																						
8. 法令遵守等	<table border="1"> <tr> <th>評点</th> <th>点數</th> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td>該当無し</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td>1.入札参加資格停止3ヶ月以上</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td>2.入札参加資格停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td>3.入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td>4.入札参加資格停止2週間以上1ヶ月未満</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td>5.文書注意</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td>6.口頭注意</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td>7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微であり、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した場合も該当しない。）</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td>8.その他</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td>9.各種取組による加減点</td> </tr> </table>	評点	点數	<input type="radio"/>	該当無し	<input type="radio"/>	1.入札参加資格停止3ヶ月以上	<input type="radio"/>	2.入札参加資格停止2ヶ月以上3ヶ月未満	<input type="radio"/>	3.入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満	<input type="radio"/>	4.入札参加資格停止2週間以上1ヶ月未満	<input type="radio"/>	5.文書注意	<input type="radio"/>	6.口頭注意	<input type="radio"/>	7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微であり、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した場合も該当しない。）	<input type="radio"/>	8.その他	<input type="radio"/>	9.各種取組による加減点	<p>①本考査項目(8.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工に当たり、工事関係者が下記の対応事例で上表1から9の措置があった」場合に適用する。</p> <p>②「工事の施工に当たり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。</p> <p>③「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に從事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及びびを履行するために下請契約し、その履行をするために限定する。</p> <p>④口頭注意未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(担当又は総括監督員からの文書注意、口頭注意等)は、担当又は総括監督員の評価対象項目である安全対策において減点をとする。</p> <p>⑤総合評価方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われなかった場合等は、上表8により不履行の項目ごとに5点減点とする。</p>
評点	点數																							
<input type="radio"/>	該当無し																							
<input type="radio"/>	1.入札参加資格停止3ヶ月以上																							
<input type="radio"/>	2.入札参加資格停止2ヶ月以上3ヶ月未満																							
<input type="radio"/>	3.入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満																							
<input type="radio"/>	4.入札参加資格停止2週間以上1ヶ月未満																							
<input type="radio"/>	5.文書注意																							
<input type="radio"/>	6.口頭注意																							
<input type="radio"/>	7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微であり、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した場合も該当しない。）																							
<input type="radio"/>	8.その他																							
<input type="radio"/>	9.各種取組による加減点																							
		<p>【上記で評価する場合の対応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1.入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 2.承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 3.労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 5.当該工事関係者が職取階等により逮捕または公訴された。 6.建設業法に違反する事実が判明した。例)一括下請負、技術者の専任違反等 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 8.使用人等の就労に關する外国人の不法就労が判明し、送検等された。 9.監督または検査の実施に当たり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 10.下請代金運延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に実行していない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。 12.受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団」の傘下組織(団体)に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 13.下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法9条に記載されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 14.受注企業及び下請け等が暴力団員等による不当介入を受けたが警察等への通報等を怠った。 15.安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損傷を与えた公衆災害を起した。 16.引渡し後に事故等が発生し、受注者の責による重大な損傷が判明した。 17.低入コスト調査で虚偽の報告があった。 18.受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。 19.発注者が、発注者が請負契約書第7条の2第1項規定に違反していると認めていると認める場合又は同条第2項前段に定める特別の事情があると発注者が認めたと認められたにもかかわらず、発注者が同項後段に定める期間内に書類を提出しなかった場合。 20.その他 理由: 																						
		<p>【9各種取組による加減点】 ※ICT施工、休日の確保等</p> <p><input type="checkbox"/>点 ※発注者が合理的に説明できる点数とすること。</p> <p>加減点の理由:</p>																						

工事成績採点の考慮項目別運用表(建築・設備工事)

別紙-1⑫

【記入方法】該当する項目の口を■にする。

対象	a	b	c	d	e
細別	(検査員)				
2. 施工状況	施工管理が優れている	施工管理が良好である	施工管理が適切である	施工管理がやや不適切である	施工管理が不適切である
対象 I. 施工管理	【評定対象項目】 <input type="checkbox"/> ①契約第18条第1項に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ②施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ③施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。 <input type="checkbox"/> ④施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑤工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑥使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑦工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑧建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑨社内検査が計画的に行われ、出来形・品質等の管理を工事全額にわたって十分に行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑩独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑪工事の関係書類及び資料の整理がよい。 <input type="checkbox"/> ⑫その他 理由：				
2. 施工状況	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%計算)の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 0 / 対象評価項目数 0) × 100 評価対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上…………… a 該当項目が80%以上90%未満… b 該当項目が60%以上80%未満… c 該当項目が60%未満…………… d				

審査項目	細別	対象	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	<input type="checkbox"/> 出来形が特に優れている <input type="checkbox"/> 出来形が優れている <input type="checkbox"/> 出来形が特によく管理されている <input type="checkbox"/> 出来形が特に良好である <input type="checkbox"/> 出来形が適切である <input type="checkbox"/> 出来形がやや不適切である <input type="checkbox"/> 出来形が不適切である	[評定対象項目] <input type="checkbox"/> ①承諾図等が、設計図書を満たしていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ②施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ③施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ④出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑤出来形の管理方法が、工夫されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑥現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑦現場における出来形が、施工写真、施工記録により、確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑧不可視部分となる出来形が、撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑨解体又は撤去工事の理由： <input type="checkbox"/> ⑩その他	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%計算)の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 0 / 対象評価項目数 0) × 100	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%計算)の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 0 / 対象評価項目数 0) × 100	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%計算)の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 0 / 対象評価項目数 0) × 100	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%計算)の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 0 / 対象評価項目数 0) × 100	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%計算)の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 0 / 対象評価項目数 0) × 100	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%計算)の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 0 / 対象評価項目数 0) × 100	
	II. 品質	①材料、製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 ③材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 ⑤施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 ⑥建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 ⑦躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ⑧内外仕上り工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ⑨その他の工事(躯体、内外仕上りを除く)における施工の品質が、施工記録等により確認できる。 ⑩不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ⑪中間検査や一部完成検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 ⑫その他	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%計算)の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 0 / 対象評価項目数 0) × 100	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%計算)の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 0 / 対象評価項目数 0) × 100	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%計算)の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 0 / 対象評価項目数 0) × 100	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%計算)の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 0 / 対象評価項目数 0) × 100	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%計算)の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 0 / 対象評価項目数 0) × 100	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%計算)の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 0 / 対象評価項目数 0) × 100	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%計算)の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 0 / 対象評価項目数 0) × 100	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%計算)の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 0 / 対象評価項目数 0) × 100

審査項目 3. 出来形 及び 出来ばえ	細別 出来ばえ 建築工事	対象	a 全体的な完成度が優れている	b 全体的な完成度が良好である	c 全体的な完成度が適切である	d 全体的な完成度が劣っている
		<p>【評定対象項目】</p> <input type="checkbox"/> ①きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 <input type="checkbox"/> ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 <input type="checkbox"/> ③使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。 <input type="checkbox"/> ④仕上りの状態が良好で、作動状態も良好である。 <input type="checkbox"/> ⑤色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。 <input type="checkbox"/> ⑥材料、製品の割付や通り等が良く、全体的な出来はえが良好である。 <input type="checkbox"/> ⑦保全に配慮した施工がなされている。 <input type="checkbox"/> ⑧その他 理由:				<input type="checkbox"/> 出来はえが劣っている。 上記該当事項があれば・・・d
	工事比率		<p>評定対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上…………… a 該当項目が80%以上90%未満… b 該当項目が80%未満…………… c</p> <p>①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=(評価数0/対象評価項目数0)×100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合には、全て該当してもc評価とする。</p> <p>※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。 ※2. 出来はえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。 ※3. テーザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの種類毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。 また、改修工事等を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。</p>			
審査項目 3. 出来形 及び 出来ばえ	細別 出来ばえ 電気設備工事 受変電設備工事	<p>【評定対象項目】</p> <input type="checkbox"/> ①きめ細やかな施工がなされている。 <input type="checkbox"/> ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 <input type="checkbox"/> ③機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 <input type="checkbox"/> ④環境負荷低減への対策が優れている。 <input type="checkbox"/> ⑤運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 <input type="checkbox"/> ⑥その他 理由:				<input type="checkbox"/> 出来はえが劣っている。 上記該当事項があれば・・・d
	工事比率		<p>評定対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上…………… a 該当項目が80%以上90%未満… b 該当項目が80%未満…………… c</p> <p>①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=(評価数0/対象評価項目数0)×100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合には、全て該当してもc評価とする。</p> <p>※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。 ※2. 出来はえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。 ※3. テーザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・機械設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの種類毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。 また、改修工事等を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。</p>			

対象	a	b	c	d
細別	全体の完成度が優れている	全体の完成度が良好である	全体の完成度が適切である	全体の完成度が劣っている
3. 出来形 及び 出来ばえ				
III. 出来ばえ				
機械設備工事 昇降機工事	<input type="checkbox"/> ①きめ細やかな施工がなされている。 <input type="checkbox"/> ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 <input type="checkbox"/> ③機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 <input type="checkbox"/> ④環境負荷低減への対策が優れている。 <input type="checkbox"/> ⑤運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 <input type="checkbox"/> ⑥その他 理由:			<input type="checkbox"/> 出来ばえが劣っている。 上記該当事項があれば・・・ d
工事比率				
評価対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上…………… a 該当項目が80%以上90%未満… b 該当項目が80%未満…………… c ① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 0 / 対象評価項目数 0) × 100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合には、全て該当してもe評価とする。 ※1. 機械設備工事とは、空調、衛生及び浄化槽工事をいう。 ※2. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。 ※3. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。 ※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・機械設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によつてよいものとする。 また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。				

細目別評定点採点表

工事名

項目	細別	①担当監督員	②総括監督員	③検査員(一部完成1)	③検査員(一部完成2)	④検査員(完成)	細目別評定点	得点割合
1.施工体制	I 施工体制一般	()×0.4+2.9					3.3点	
	II 配置技術者	()×0.4+2.9					4.1点	
2.施工状況	I 施工管理	()×0.4+2.9		()×0.4+6.5	()×0.4+6.5	()×0.4+6.5	13.0点	
	II 工程管理	()×0.4+2.9	()×0.2+3.2				8.1点	
	III 安全対策	()×0.4+2.9	()×0.2+3.3				8.8点	
	IV 対外関係	()×0.4+2.9					3.7点	
3.出来形及び出来ばえ	I 出来形	()×0.4+2.8		()×0.4+6.5	()×0.4+6.5	()×0.4+6.5	14.9点	
	II 品質	()×0.4+2.9		()×0.4+6.5	()×0.4+6.5	()×0.4+6.5	17.4点	
	III 出来ばえ			()×0.4+6.5	()×0.4+6.5	()×0.4+6.5	8.5点	
4.工事特性	I 施工条件等への対応		()×0.2+3.3				7.3点	
	I 創意工夫	()×0.4+2.9					5.7点	
6.社会性等	I 地域への貢献等		()×0.2+3.2				5.2点	
	7.法令遵守等		()×1.0					
8.総合評価 技術提案	技術提案履行確認		履行 不履行 対象外				100点	

※ 一部完成検査があった場合
 (①+②+③×0.5+④×0.5) = 細目別評定点 (一部完成が2回以上の場合は③を平均する。)

一部完成検査がなかった場合
 (①+②+④) = 細目別評定点

※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

※ 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

「施工プロセス」チェックリスト(建築・設備工事)

事務所名: _____
 監督員名: _____

1. 工事名 _____
 2. 工期 _____年 月 日 ~ _____年 月 日
 3. 請負者名 _____

①「施工プロセス」チェックリストは、標準仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に管理されているかを監督職員等が確認する。
 ②チェック欄には書類もしくは現場等で確認した月を、その内容が適切であれば□にレマークを記入する。(必要に応じて指示事項等を記入する。)

検査項目	確認項目	チェック欄 (指示事項等)												備考		
		着手前	施 工 中						完 成 時							
1 施工 体制 一般	○品質・安全管理体制	品質及び安全計画に見合う管理体制が確立されている。 (施工計画書提出時)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
	○建設業退職金共済制 度	掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。 (契約後、増額変更後) ・建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。 (施工中通貫) ・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。 (施工中1回程度) ・請負代金内訳書を契約締結後10日以内に提出した。 (契約後)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
	○労働保険関係成立票	労働保険関係成立票を工事現場の見やすい場所に掲示している。 (施工中1回程度)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
	○建設業許可標識	建設業法に定められた標識を正しく記載し、公衆の見やすい場所に設置している。(全ての下請業者を含む) (施工中1回程度)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
	○施工体制台帳、施工 体系図または作業分担 に関する資料	施工体制台帳及び施工体系図を現場に備え付け、かつ、同一ものを提出した。(提出義務のない工事は、下請業者を含む作業分担に関する資料でよい) (施工時の当初、変更時) ・施工体制台帳に下請負契約書等(写)(再下請業者を含む。)を添付している。 (施工時の当初、変更時) ・施工体制台帳及び添付書類の「健康保険等加入状況」に、加入又は適用除外と記載している。 (施工時の当初、変更時) ・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。 (施工時の当初、変更時) ・施工体系図または下請負人通知書等に記載されている業者のみが作業している。 (施工時 1回/月程度) ・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。(下請工事がある全ての工事に適用する。) (施工時の当初、変更時)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	

「施工プロセス」チェックリスト(建築・設備工事)

調査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄 (指示事項等)										備考				
				着手前	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		(/)	完成時		
1 施工体制	II 配置技術者／現場代理人／監理技術者／主任技術者	○工事実績情報	<ul style="list-style-type: none"> 事前に監督職員の確認を受け、契約締結後等の10日以内(祝日を除く。)に登録機関に申請し、登録されることを証明する資料を、監督職員に提出した。 (契約後、変更後、完成時) 現場に常駐している。 (施工中 1回/月程度) 監督職員への通知、報告、申出等を書面で行っている。 (施工中適宜) 技術者としての要件が資格者証等により確認できた。 (着手前) 	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
		○現場代理人	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定技術者または現場代理人等通知書等に記載されている技術者が本人と同一であった。 (着手前) 工事実績情報登録において重役が無く、現場に専任している。(専任義務は建築一式工事7,000万円以上、その他工事3,500万円以上) (施工中 1回/月程度) 施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっている。 (施工中、打合せ時) 専門技術者を選任し、配置している。 (施工計画時、施工中適宜) 	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
2 施工状況	I 施工管理	○作業主任者の選任	<ul style="list-style-type: none"> 作業主任者を選任し、配置している。 (施工計画時、施工中適宜) 	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
		○下請負者の把握	<ul style="list-style-type: none"> 静岡県の入札参加資格停止期間中でない。 (施工中適宜) 	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		○設計図書の見直し等	<ul style="list-style-type: none"> 契約約款第18条第1条に係わる設計図書の照査を行っている。 (着手前、施工中適宜) 現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。 (着手前、施工中適宜) 施工に先立ち、設計図書等の内容を反映したものを提出した。 (着手前、変更時) 	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		○施工計画書	<ul style="list-style-type: none"> 記載内容と現場施工方法が一致している。 (施工中適宜) 	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)

「施工プロセス」チェックリスト(建築・設備工事)

調査項目	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄 (指示事項等)						備考		
			着手前	施工中						完成時	
2 施工管理 施工状況	<p>○施工管理 ・建築材料、機材の管理 ・出来形、品質管理</p> <p>○建設副産物及び建設廃棄物</p>	<p>・建築材料、機材に関する資料の整理及び確認がなされている。(施工中適宜)</p> <p>・日常の出来形、品質管理が適時、的確に行われている。(施工中適宜)</p> <p>・請負者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理されていることを確認し、監督職員に提示した。(施工中適宜)</p> <p>・再生资源利用計画書及び再生资源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。(施工中適宜)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
II 工程管理	○工程管理	<p>・施工前に各種工程表を提出している。(着手前、施工中適宜)</p> <p>・工程の把握に努め、必要に応じ、フォローアップを行っている。(施工中適宜)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
III 安全対策	○安全活動	<p>・安全活動を実施し、記録がある。(必要に応じ、以下の内容をチェックする。)</p> <p>① 災害防止協議会等(施工中適宜)</p> <p>② 店社パトロール(施工中1回/月程度)</p> <p>③ 安全教育、訓練等(施工中適宜)</p> <p>④ 安全巡視、TBM、KY等(施工中適宜)</p> <p>⑤ 新規入場者教育(施工中適宜)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	○仮設備点検等	<p>・仮設備点検等を実施し、記録がある。(必要に応じ、下記の内容をチェックする。)</p> <p>① 過積載防止対策(施工中適宜)</p> <p>② 機械・車両等点検整備等(施工中1回/月程度)</p> <p>③ 重機操作時安全点検記録等(施工中適宜)</p> <p>④ 山留め、仮締切等の点検及び管理記録(施工中適宜)</p> <p>⑤ 足場、支保工の組立完了時・使用中の点検及び管理記録(施工中適宜)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
IV 対外関係	○関係機関等	<p>・関係機関等との調整等を実施し、記録がある。(必要に応じ、下記の内容をチェックする。)</p> <p>① 関係官署(施工中適宜)</p> <p>② 近隣住民・入居官署等(施工中適宜)</p> <p>③ 関連工事等(施工中適宜)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

6 - 1 静岡県建設工事執行規則

静岡県建設工事執行規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、県が行う建設工事の執行方法に関し、法令その他別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約担当者 知事及び知事の委任を受けて請負契約の締結を行うかい長をいう。
- (2) 監督員 請負工事について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督を行う職員をいう。
- (3) 建設工事 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する建設工事をいう。

(建設工事の執行方法)

第3条 建設工事の執行方法は、請負又は直営とし、特に必要があると認めるときは、委託によることができる。

- 2 請負で執行する場合には、分割又は分離して執行することができる。
- 3 直営で執行する場合には一部を請負に付することができる。

(直営とする場合)

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、直営で建設工事を執行するものとする。

- (1) 建設工事の目的又は性質により、請負に付することを不相当と認めるとき。
- (2) 急施を要し、請負に付する暇がないとき。
- (3) その他特に必要があると認めるとき。

(請負者の資格要件)

第5条 建設工事の請負者は、知事が別に定める建設工事に係る競争入札参加者に必要な資格を有する者(以下「有資格者」という。)でなければならない。ただし、庁舎等の維持若しくは補修のための建設工事その他知事が特に必要があると認める建設工事で請負代金額が100万円に満たないもの又は建設工事の性質上有資格者のうちに当該建設工事を施工することができる者がいない場合における当該建設工事の請負者については、この限りでない。

(建設工事の見積り期間)

第6条 契約担当者は、請負契約の方法が随意契約による場合にあっては契約を締結する以前に、入札の方法による競争に付する場合にあっては入札を行う以前に次に掲げる見積り期間を設けるものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、第2号及び第3号の期間は、5日以内に限り短縮することができる。

- (1) 建設工事1件の予定価格が500万円未満の建設工事については、1日以上
- (2) 建設工事1件の予定価格が500万円以上5,000万円未満の建設工事については、10日以上
- (3) 建設工事1件の予定価格が5,000万円以上の建設工事については、15日以上

(設計付入札)

第7条 建設工事の種類又は性質により、必要があると認めるときは、設計付入札に付することができる。

2 前項の場合においては、設計内容及び入札金額により選考の上落札者を決定する。

(入札書及び見積書)

第8条 様式第1号《6-30ページ参照》による入札書は、封印の上、表面に「番号、何々工事入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所、商号及び氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を記載して提出させなければならない。

2 見積書は、記載内容の漏えいの防止に留意して提出させなければならない。

(関連建設工事の調整)

第9条 契約担当者は、請負者の施工する建設工事及び契約担当者の発注に係る第三者の施工する他の建設工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、請負者は、契約担当者の調整に従い、第三者の行う建設工事の円滑な施工に協力しなければならない。

第2章 請負契約

(通則)

第10条 請負契約に関して当事者間で用いる言語は、日本語とする。

2 請負契約に基づく金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

3 請負契約に関して当事者間で用いる計量単位は、設計図書(仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

4 請負契約における期間の計算については、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによる。

5 請負契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

6 請負契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的な管

轄裁判所とする。

- 7 請負契約に定める請求、通知、報告、指示、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 8 請負者は、請負契約に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(請負契約の締結)

第11条 請負契約は、様式第3号《6-31ページ参照》による建設工事請負契約書(請負者が共同企業体を結成している場合にあつては、様式第3号の2《6-32ページ参照》による建設工事請負契約書)、静岡県建設工事請負契約約款及び設計図書により、その内容を明らかにして締結しなければならない。ただし、その請負契約に係る請負代金額が150万円未満のときは、様式第4号《6-33ページ参照》による建設工事請書によることができる。

- 2 請負契約の内容を変更する場合には、様式第5号《6-34ページ参照》による建設工事変更請負契約書(請負者が共同企業体を結成している場合にあつては、様式第5号の2《6-35ページ参照》による建設工事変更請負契約書)又は様式第6号《6-36ページ参照》による建設工事変更請書によるものとする。
- 3 請負契約に関する書類の作成に必要な費用は、請負者の負担とする。

(契約の保証)

第12条 請負者は、請負契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、1件の請負代金額が300万円未満の建設工事に係る請負契約については、この限りでない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券(静岡県財務規則(昭和39年静岡県規則第13号)第42条第1項各号(第5号を除く。))に掲げるものに限る。以下同じ。)の提供
- (3) 請負契約に基づく債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関(知事が確実と認めるものに限る。)の保証
- (4) 保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証(請負契約に係る契約保証金の納付に代わる担保としての保証を行う特約を付したものに限る。)
- (5) 公共工事履行保証証券による保証
- (6) 県を被保険者とする履行保証保険契約の締結

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、有価証券の額面金額(静岡県財務規則第42条第1項第3号及び第4号に掲げるものにあつては、発行価額の10分の8に相当する額)、保証金額又は保険金額(以下この条において「保証の額」と総称する。)は、請負代金額の10分の1(低入札価格調査(予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合に行われる調査をいう。以下同じ。))を受けて落札者となった請負者と締結する請負契約に係る保証の額にあつては、請負代金額の10分の3)以上の額としなければならない。
- 3 請負者が第1項第3号から第6号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第55条の2第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、請負者が同項第2号から第4号までに掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第5号又は第6号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 請負代金額の変更があつた場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1(低入札価格調査を受けて落札者となった請負者と締結した請負契約に係る保証の額にあつては、変更後の請負代金額の10分の3)に達するまで、契約担当者は保証の額の増額を請求することができ、請負者は保証の額の減額を請求することができる。
- 6 請負者は、第1項第3号から第5号までに掲げる保証を付したときにあつては当該保証委託契約の締結後直ちにその保証書等を契約担当者に提出し、同項第6号に掲げる保証を付したときにあつては当該保険契約の締結後直ちにその保険証券を契約担当者に寄託しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

- 第13条 請負者は、請負契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、契約担当者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 請負者は、工事目的物、工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第24条第2項の検査に合格したもの及び第45条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、契約担当者の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - 3 請負者は、請負代金の請求権の譲渡について承諾を得ようとするときは、様式第7号《6-37ページ参照》による建設工事請負代金請求権譲渡承諾(変更承諾)申請書を契約担当者に提出しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第14条 請負者は、建設工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせではない。

(暴力団関係業者による下請負の禁止等)

第14条の2 請負者は、第52条の2第1項第10号アからオまでのいずれかに該当する者(以下「暴力団関係業者」という。)を下請負人としてはならない。

- 2 請負者は、その請け負った建設工事に係る全ての下請負人に、暴力団関係業者と当該建設工事に係る下請契約を締結させてはならない。
- 3 請負者が、第1項の規定に違反して暴力団関係業者を下請負人とした場合又は前項の規定に違反して下請負人に暴力団関係業者と当該建設工事に係る下請契約を締結させた場合は、契約担当者は、請負者に対して、当該契約の解除(請負者が当該契約の当事者でない場合において、請負者が当該契約の当事者に対して当該契約の解除を求めることを含む。以下この条において同じ。)を求めることができる。
- 4 前項の規定により契約担当者が請負者に対して当該契約の解除を求めたことによって生じる請負者の損害及び同項の規定により下請契約が解除されたことによって生じる下請契約の当事者の損害については、請負者が一切の責任を負うものとする。

(下請負人の通知)

第15条 契約担当者は、第14条の規定による請負の禁止に違反する疑いがあると認めるときは、下請契約を締結した請負者に対し、次に掲げる事項の通知を請求することができる。

- (1) 下請負人の住所及び商号
- (2) 下請契約の内容
- (3) 下請負人が請け負った工事に係る建設業の種類並びに当該建設業の許可の年月日及び許可番号

- 2 請負者は、前項の規定による請求があったときは、遅滞なく、様式第8号《6-38ページ参照》による下請負人通知書により契約担当者に通知しなければならない。

(特許権等の使用)

第16条 請負者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料及び施工方法等(仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段をいう。以下同じ。)を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、契約担当者が、その工事材料及び施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、請負者がその存在を知らなかったときは、契約担当者は、請負者がその使用に関して

要した費用を負担しなければならない。

(共同企業体に係る請負契約に基づく行為の特則)

第17条 請負者が共同企業体を結成している場合においては、契約担当者は、請負契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、契約担当者が当該代表者に対して行った請負契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、請負者は、契約担当者に対して行う請負契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

第3章 建設工事の施工

(自主施工の原則)

第18条 施工方法等については、請負契約において特に定める場合を除き、請負者がその責任において定めるものとする。

(建設工事の着手)

第19条 請負者は、請負契約締結後、速やかに、建設工事に着手しなければならない。

(工程表、工事工程月報及び請負代金内訳書)

第20条 請負者は、請負契約締結後10日以内に、設計図書に基づいて様式第9号《4-15ページ参照》による工程表を作成し、契約担当者に提出しなければならない。

2 請負者は、工期が1月を超える建設工事については、毎月10日までに様式第10号《4-71ページ参照》による工事工程月報に前月末における建設工事の進捗の状況を記載し、契約担当者に提出しなければならない。

3 請負者は、契約担当者から請求があった場合においては、請負契約締結後10日以内に、設計図書に基づいて請負代金内訳書を作成し、契約担当者に提出しなければならない。

(監督員)

第21条 契約担当者は、監督員を置いたときは、その者の氏名を請負者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、各本条に特別の定めがある場合を除くほか、次に掲げる権限を有し、請負契約の定めるところにより、これを行行使する。

(1) 請負契約の履行についての請負者又は請負者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は請負者が作成した詳細図等の承諾

- (3) 設計図書に基づく工程の管理、工事の施工への立会い、工事の施工の状況の検査又は工事材料の検査(確認を含む。第24条第2項及び第3項において同じ。)
- 3 契約担当者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときは、それぞれの監督員の有する権限の内容を請負者に通知しなければならない。
 - 4 第2項の規定による監督員の権限のうち指示又は承諾は、第10条第7項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。
 - 5 契約担当者が監督員を置いたときは、この規則に定める請求、通知、報告、承諾及び解除であって請負者が契約担当者に対して行うものについては、第23条第4項の規定による請求を除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって契約担当者に到達したものとみなす。
 - 6 契約担当者が監督員を置かないときは、この規則に定める監督員の権限は、契約担当者に帰属する。

(主任技術者、現場代理人等)

第22条 請負者は、次の各号に掲げるいずれかの者の氏名等を様式第11号《4-17ページ参照》による主任技術者等通知書により契約担当者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 主任技術者(法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。)
 - (2) 監理技術者(法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。)
 - (3) 専任の主任技術者(法第26条第3項の規定により専任の者でなければならない主任技術者をいう。以下同じ。)
 - (4) 監理技術者補佐(法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。)
 - (5) 専任の監理技術者(法第26条第4項の規定により選任された専任の者でなければならない監理技術者をいう。以下同じ。)
- 2 請負者は、次に掲げる者を置いたときは、その者の氏名等を様式第11号《4-17ページ参照》による主任技術者等通知書により契約担当者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
- (1) 現場代理人
 - (2) 専門技術者(法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。)
- 3 現場代理人は、請負契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行わなければならない。ただし、特に常駐する必要がないと契約担当者が認めるときは、この限りでない。
- 4 前項に規定するもののほか、現場代理人は、第23条第1項の規定による請求の受理、同条第3項の規定による決定及び通知、同条第4項の規定による請求並びに同条第5項の規定による通知の受理、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領並びに請負契約の解除に係る権限を除き、この規則に基づく請負者の一切の権限を行使することができる。

- 5 請負者は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により現場代理人が行使することができるのとされた権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を契約担当者に通知しなければならない。
- 6 現場代理人、監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。
- 7 低入札価格調査を受けて落札者となった請負者については、前項の規定は適用しない。

(履行報告)

- 第22条の2 請負者は、様式第12号《4-73ページ参照》による工事記録簿に必要な事項を記録し、監督員が指示したときはこれを提示しなければならない。
- 2 前項の規定によるほか、請負者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について契約担当者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

- 第23条 契約担当者は、現場代理人がその職務(監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、これらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不相当と認められるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 契約担当者又は監督員は、監理技術者等、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)、下請負人、労働者その他請負者が工事を施工するために使用している者で工事の管理又は施工につき著しく不相当と認められるものがあるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 3 請負者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に契約担当者に通知しなければならない。
 - 4 請負者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、契約担当者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 5 契約担当者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に請負者に通知しなければならない。

(工事材料の品質、検査等)

- 第24条 工事材料は、設計図書に定める品質を有するものを使用しなければならない。ただし、設計図書にその品質の定めのない場合にあっては、中等の品質を有する工事材料を使用するものとする。

- 2 請負者は、設計図書において監督員の検査を受けて使用すべきものとされた工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。
- 3 監督員は、請負者から前項の検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に検査を行わなければならない。
- 4 第2項の検査に直接必要な費用は、請負者の負担とする。
- 5 請負者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 6 請負者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。
- 7 請負者は、主要な工事材料で完成検査を受ける際に外部から明視することができないものについて第2項の検査を受けたときは、様式第13号《4-65ページ参照》による材料検査簿にその状況を記入し、監督員の検印を受けるものとする。

(監督員の立会い、見本等の整備等)

第25条 請負者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものとされた工事材料については、立会いを受けて調合したものの又は見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 請負者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものとされた工事については、立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 請負者は、前2項に規定するもののほか、設計図書において見本、工事の写真その他の記録(以下「見本等」という。)を整備すべきものとされた工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより見本等を整備し、監督員の請求があったときは、整備した見本等を当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、請負者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に立会い又は見本検査を行わなければならない。
- 5 前項に規定する期間内に、監督員が正当な理由なく立会い又は見本検査を行わないため、その後の工程に支障を来すときは、請負者は、監督員に通知した上で、立会い又は見本検査を受けることなく、当該工事材料を調合して使用し、又は当該工事を施工することができる。この場合において、請負者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本等を整備し、監督員の請求があったときは、整備した見本等を当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本等の整備に直接必要な費用は、請負者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第26条 契約担当者が請負者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び

貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、請負者の立会いの上、県の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。
- 3 前項の規定による検査の結果、請負者は、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないとき認めるときは、その旨を直ちに契約担当者に通知するとともに、その引渡しを拒むことができる。
- 4 請負者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、契約担当者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 5 請負者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の規定による検査によっては発見することが困難であった隠れたかしがあり使用に適当でないとき認めるときは、その旨を直ちに契約担当者に通知しなければならない。
- 6 契約担当者は、請負者から第3項又は前項の規定による通知を受けた場合においては、当該支給材料又は貸与品に代えて他の支給材料又は貸与品を引き渡さなければならない。ただし、既に引き渡した支給材料又は貸与品を使用することによっても工事の目的を達成することができると認められる場合にあっては、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を請負者に請求することができる。
- 7 契約担当者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 8 請負者は、引渡しを受けた支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 請負者は、設計図書に定めるところにより、建設工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を契約担当者に返還しなければならない。
- 10 請負者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくは毀損し、又はその返還が不可能となつたときは、契約担当者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。
- 11 請負者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に定められていないときは、その使用方法につき監督員の指示に従わなければならない。

(工期等の変更及び費用の負担)

第26条の2 前条第6項及び第7項の場合において、当事者は必要に応じ工期又は請負代金額を変更し、県は請負者に生じた損害につき必要な費用を負担しなければならない。

- 2 前項の規定による変更後の工期又は請負代金額は、当事者が協議して定める。た

だし、当該協議の開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、契約担当者が定め、請負者に通知する。

- 3 前項の規定による協議の開始の日(以下「変更協議開始日」という。)については、契約担当者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知するものとする。ただし、契約担当者が、工期又は請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に変更協議開始日を通知しない場合には、請負者が、変更協議開始日を定め、契約担当者に通知することができる。
- 4 第1項の必要な費用の額は、当事者が協議して定める。

(工事用地等の確保等)

第26条の3 契約担当者は、工事用地その他設計図書において定められた建設工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を、請負者が建設工事の施工上必要とする日(請負契約に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保し、請負者に引き渡さなければならない。

- 2 第26条第8項の規定は、前項の規定により引渡しを受けた工事用地等について準用する。
- 3 建設工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に請負者又は下請負人が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件があるときは、請負者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、かつ、取り片付けて契約担当者に明け渡さなければならない。
- 4 前項に規定する請負者のとるべき措置の期限、方法等については、契約担当者が請負者の意見を聴いて定める。
- 5 前項の期限までに、請負者が正当な理由なく第3項に規定する請負者のとるべき措置をとらないときは、契約担当者は、請負者に代わって当該物件を処分し、又は工事用地等を修復し、若しくは取り片付けることができる。この場合において、請負者は、契約担当者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、契約担当者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)

第27条 請負者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。

- 2 第26条の2の規定は、前項に規定する不適合が監督員の指示その他契約担当者の責めに帰すべき事由によって生じた場合に準用する。
- 3 監督員は、請負者が第24条第2項又は第25条第1項から第3項までの規定に違反したことが明らかな場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 4 前項に規定するもののほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しない

と認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、その理由を請負者に通知して、工事の施工部分を最小限度の範囲に限り破壊して検査することができる。

5 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、請負者の負担とする。

(条件変更等)

第28条 請負者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちにその旨を監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 設計図書が相互に一致しないこと(設計図書に優先順位が定められている場合を除く。)。
- (2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、ゆう水等の状態、施工上の制約その他の設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、請負者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、請負者が立会いに応じない場合には、請負者の立会いを受けずに行うことができる。

3 契約担当者は、請負者の意見を聴いて、前項の調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を請負者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ請負者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の規定によりとりまとめられた調査の結果において、第1項各号に掲げる事実が確認された場合で、必要があると認められるときは、契約担当者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。ただし、同項第4号又は第5号に掲げる事実が確認されその結果設計図書を変更する場合(工事目的物の変更を伴わない場合に限る。)には請負者と協議して行う。

5 第26条の2の規定は、前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合に準用する。

(設計図書の変更)

第29条 契約担当者は、必要があると認めるときは、その内容を請負者に通知して、設計図書を変更することができる。

2 第26条の2の規定は、前項の規定による設計図書の変更が行われた場合に準用する。

(工事の中止)

第29条の2 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象(以下「天災等」という。)であって、請負者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、請負者が建設工事を施工できないと認められるときは、契約担当者は、直ちに請負者に通知して、建設工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、契約担当者は、必要があると認められるときは、請負者に通知して、建設工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 第26条の2の規定は、契約担当者が、前2項の規定により建設工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合に準用する。

(請負者による工期の延長の請求)

第30条 請負者は、天候の不良、第9条の規定による関連建設工事の調整への協力その他の請負者の責めに帰すことができない事由により工期内に建設工事を完成することができないときは、契約担当者に対し、工期の延長を請求することができる。

- 2 前項の規定による請求は、様式第14号《4-85ページ参照》による工期延長請求書に様式第15号《4-86ページ参照》による変更工程表を添えて行わなければならない。
- 3 契約担当者は、第1項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、当該請求に係る工期の延長をしなければならない。この場合において、当該工期の延長が契約担当者の責めに帰すべき事由による場合にあっては、当事者は必要に応じ請負代金額を変更し、県は請負者に生じた損害につき必要な費用を負担しなければならない。
- 4 第26条の2第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による請求があった場合及び前項後段の規定による変更後の請負代金額の決定に、同条第4項の規定は前項後段の必要な費用の額の決定に準用する。この場合において、同条第2項本文中「前項の規定による変更後の工期又は請負代金額」とあるのは「第1項の規定による請求に係る延長後の工期及び前項後段の規定による変更後の」と、同条第3項ただし書中「工期又は請負代金額の変更事由が生じた日」とあるのは「工期の延長の請求を受けた日」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「前項後段」と読み替える。

(契約担当者による工期の短縮の請求等)

第31条 契約担当者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮を請負者に請求することができる。

- 2 契約担当者は、この規則の定めるところにより工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、当事者は必要に応じ請負代金額を変更し、県は請負者に生じた損害につき必要な費用を負担しなければならない。

- 4 第26条の2第2項及び第3項の規定は第1項又は第2項の規定による請求があった場合及び前項の規定による変更後の請負代金額の決定に、同条第4項の規定は前項の必要な費用の額の決定に準用する。この場合において、同条第2項本文中「前項の規定による変更後の工期又は請負代金額」とあるのは「第1項又は第2項の規定による請求に係る変更後の工期及び前項の規定による変更後の請負代金額」と、同条第3項ただし書中「工期又は請負代金額の変更事由が生じた日」とあるのは「請負者が工期の短縮又は変更の請求を受けた日」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「前項」と読み替える。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第32条 契約担当者又は請負者は、工期内で請負契約締結の日(第3項の規定により請負代金額を変更した場合にあっては、当該変更のうち、直前に行われた変更に係るこの項の規定による請求の日)から12月を経過した後に、日本国内における経済事情の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 契約担当者又は請負者は、前項の経済事情の変動が特別な事情により急激に生じた結果請負代金額が不相当となったと認めたときは、同項の規定にかかわらず、直ちに請負代金額の変更を請求することができる。特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ請負代金額が不相当となったときも同様とする。
- 3 第1項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(現に定められている請負代金額から現に定められている設計図書を基礎として算出した当該請求時の出来形部分に相当する額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の経済事情を基礎として算出した請負代金額から変動後の経済事情を基礎として算出した当該請求時の出来形部分に相当する額を控除した額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額を現に定められている請負代金額から減じ、又は現に定められている請負代金額に加えた額を変更後の請負代金額とする。
- 4 第26条の2第2項及び第3項の規定は、第1項又は第2項の規定による請求があった場合に準用する。この場合において、同条第2項本文中「前項の規定による変更後の工期又は請負代金額」とあるのは「第2項の規定による請求に係る変更後の請負代金額並びに変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額」と、同条第3項ただし書中「工期又は請負代金額の変更事由が生じた日」とあるのは「第1項又は第2項の規定による請求を行った日又は受けた日」と読み替える。

(臨機の措置)

第33条 請負者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、請負者は、そのとった措置の内容を直ちに監督員に通知するものとする。

- 2 前項前段の場合において、必要があると認めるときは、請負者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 3 監督員は、災害防止その他建設工事の施工上特に必要があると認めるときは、請負者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。この場合においては、請負者は、直ちにこれに応じなければならない。
- 4 請負者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、請負者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないとして認められる費用については、県が負担する。
- 5 第26条の2第4項の規定は、前項の規定により県が負担する費用の額の決定に準用する。

(一般的損害)

第34条 各本条に特別の定めがある場合を除くほか、工事目的物の引渡しが行われたとみなされる前に工事目的物又は工事材料について生じた損害その他建設工事の施工に関して生じた損害については、請負者がその費用を負担する。ただし、その損害(第56条第1項の規定により付された保険等によりてん補される損害(以下「保険てん補部分」という。))を除く。)のうち、契約担当者の責めに帰すべき事由により生じた損害については、県がその費用を負担する。

(第三者に及ぼした損害等)

第35条 建設工事の施工に伴い第三者に及ぼした損害の負担については、請負契約に定めるところによる。

- 2 建設工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、当事者が協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第36条 工事目的物の引渡しが行われたとみなされる前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で当事者双方の責めに帰すことができないもの(以下「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害を生じたときは、請負者は、その事実の発生後直ちにその状況を契約担当者に通知しなければならない。

- 2 契約担当者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害の状況を調査し、その結果を請負者に通知するものとする。
- 3 契約担当者は、前項の規定により確認された損害のうち、この規則の定めるところにより行った検査若しくは立会い又は整備された見本等その他の請負者の工事に関する記録等により確認することができた工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に係る損害の額(請負者が善良な管理者の

注意義務を怠ったことに基づく損害の額及び保険てん補部分の額を除く。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)を負担しなければならない。ただし、損害合計額のうち請負代金額の100分の1に相当する額に至るまでの金額については、この限りでない。

- 4 不可抗力によって生じた損害のうち工事材料、仮設物及び建設機械器具に係る損害の額は、請負者が通常妥当と認められる範囲を超えた品質、数量、規格又は性能の工事材料、仮設物及び建設機械器具を使用した場合であっても、通常妥当と認められる範囲の品質、数量、規格又は性能に基づいて算定する。
- 5 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の損害の負担については、第3項本文中「損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「保険てん補部分の額」とあるのは「保険てん補部分の額の累計」と、「損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、同項ただし書中「損害合計額のうち請負代金額の100分の1に相当する額」とあるのは「損害合計額のうち請負代金額の100分の1に相当する額に既に負担した額を加えた額」として同項を適用する。

(請負代金額の増額等に代えて行う設計図書の変更)

第37条 契約担当者は、第16条ただし書、第26条の2第1項(第27条第2項、第28条第5項、第29条第2項及び第29条の2第3項において準用する場合を含む。)、第30条第3項後段、第31条第3項、第32条第1項及び第2項、第33条第4項、第34条、前条第3項及び第5項並びに第41条第3項の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は費用の全部又は一部の負担に代えて設計図書を変更することができる。

- 2 第26条の2第2項及び第3項の規定は、前項の規定による設計図書の変更に準用する。この場合において、同条第2項本文中「変更後の工期又は請負代金額」とあるのは「設計図書の変更の内容」と、同条第3項ただし書中「工期又は請負代金額の変更事由が生じた日」とあるのは「請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日」と読み替える。

第4章 建設工事の検査及び引渡し並びに支払

(検査を行う職員)

第38条 地方自治法第234条の2第1項の規定による検査は、静岡県行政組織規則(平成19年静岡県規則第29号)第4条に規定する本庁若しくは同規則第6条に規定する出先機関の検査技監若しくは検査監又は知事若しくはかい長の命ずる職員が行う。

(検査及び引渡し)

第39条 請負者は、建設工事が完成したときは、様式第16号《4-87ページ参照》による完成届出書を契約担当者に提出しなければならない。

- 2 契約担当者は、前項の完成届出書の提出を受けたときは、その日から14日以内に

請負者の立会いの上設計図書に定めるところにより建設工事の完成を確認するための検査を完了し、かつ、当該検査の結果を請負者に通知しなければならない。この場合において、契約担当者は、必要があると認められるときは、その理由を請負者に通知して、工事目的物を最小限度の範囲に限り破壊して検査することができる。

- 3 第27条第5項の規定は、前項後段の検査に準用する。
- 4 契約担当者が、検査に合格した旨の第2項の規定による通知をしたときは、工事目的物の引渡しが行われたものとみなす。
- 5 請負者は、検査に合格しなかった旨の第2項の規定による通知を受けたときは、直ちに修補しなければならない。この場合のこの条の規定の適用については、第1項中「建設工事が完成したときは、様式第16号による完成届出書」とあるのは「修補が完了したときは、様式第17号《4-109ページ参照》による修補完了届出書」とし、第2項中「完成届出書」とあるのは「修補完了届出書」とする。

(請負代金の支払)

第40条 請負者は、検査に合格した旨の前条第2項の通知を受けたときは、請求書に様式第18号《4-110ページ参照》による請求明細書を添えて請負代金の支払を請求することができる。

- 2 県は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 契約担当者がその責めに帰すべき事由により前条第2項に規定する期間内に検査の結果を通知しないときは、当該期間の末日の翌日から検査の結果を通知した日までの期間の日数は、前項に規定する期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、同条第2項に規定する期間を経過した日から起算して40日を経過する日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第41条 契約担当者は、第39条第4項の規定により引渡しが行われたとみなされる前においても、請負者の承諾を得て、工事目的物の全部又は一部を使用することができる。

- 2 前項の場合においては、契約担当者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 契約担当者が、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって請負者に損害を及ぼしたときは、県は必要な費用を負担しなければならない。
- 4 第26条の2第4項の規定は、前項の規定により県が負担する費用の額の決定に準用する。

(前金払)

第42条 請負者は、1件の請負代金額が200万円以上の建設工事に要する費用につい

て、建設工事請負契約書記載の建設工事完成の時期を保証期限とする保証事業会社との保証委託契約(以下「保証委託契約」という。)を締結し、その保証証書を契約担当者に提出して、請負代金額の10分の4以内の額の前払金の支払を請求することができる。

- 2 前項に規定する前払金の支払を受けた請負者は、当該建設工事に要する費用について、前項の保証委託契約に加えて新たに保証委託契約を締結し、その保証証書を契約担当者に提出して、当該前払金に追加して請負代金額の10分の2以内の額の前払金の支払を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求をしようとする請負者は、契約担当者に対し、あらかじめ、当該建設工事が次に掲げる要件に該当することの認定を請求し、その旨の認定を受けなければならない。
 - (1) 工期の2分の1を経過していること。
 - (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該建設工事に係る作業が行われていること。
 - (3) 既に行われた当該建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- 4 契約担当者は、前項の規定による認定の請求を受けたときは、速やかに当該認定の結果を当該請負者に通知しなければならない。
- 5 契約担当者は、第1項又は第2項に規定する請求があったときは、当該請求を受けた日から14日以内に当該前払金を支払わなければならない。

(前払金等の変更)

第43条 請負者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額に基づく前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額の前払金の支払を請求することができる。この場合において、あらかじめ保証委託契約を変更し、変更後の保証証書を契約担当者に提出しなければならない。

- 2 前条第5項の規定は、前項の規定による請求があった場合に準用する。
- 3 請負者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が、減額後の請負代金額に基づく前払金額に当該減額後の請負代金額の10分の1(前条第2項に規定する前払金の支払を受けているときは10分の2)に相当する額を加えた額を超えるときは、請負代金額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。この場合において、保証委託契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに契約担当者に提出しなければならない。
- 4 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、当事者が協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から7日以内に協議が整わない場合には、契約担当者が定め、請負者に通知する。
- 5 契約担当者は、請負者が第3項に規定する期間内に同項の超過額又は前項の返還すべき超過額の全額を返還しなかったときは、その未返還額につき、第3項に規定

する期間を経過した日から返還をする日までの日数に応じ、知事が別に定める割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

- 6 契約担当者は、工期の変更が行われた場合には、直ちにその旨を当該建設工事に
関し請負者と保証委託契約を締結している保証事業会社に通知するものとする。

(前払金の使用)

第44条 請負者は、前払金を当該建設工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料又は購入費(当該建設工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証委託契約に係る保証料以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

第45条 請負者は、建設工事の完成前に、出来形部分又は製造工場等にある特殊な工場製品に相応する請負代金相当額(以下「出来高金額」という。)の10分の9以内の額について、部分払を請求することができる。ただし、前払金があった場合においては特に必要があると認める場合を除き、出来形が、現になされた前払金の請負代金額に対する割合に10分の1を加えた率以上に達したときに限る。

- 2 請負者は、前項の規定による請求をしようとするときは、契約担当者に対し、あらかじめ、様式第19号《4-106ページ参照》による出来形確認請求書を提出して、当該請求に係る出来形部分及び製造工場等にある特殊な工場製品の確認を請求しなければならない。
- 3 契約担当者は、前項の規定による確認の請求を受けた日から14日以内に、請負者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、かつ、当該検査の結果を請負者に通知しなければならない。
- 4 第27条第5項及び第39条第2項後段の規定は、前項の検査に準用する。
- 5 出来高金額は、当事者が協議して定める。ただし、請負者が第3項の通知を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、契約担当者が定め、請負者に通知する。
- 6 請負者は、検査に合格した旨の第3項の規定による通知を受けたときは、請求書に様式第18号《4-110ページ参照》による請求明細書を添えて部分払金の支払を請求することができる。この場合においては、契約担当者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 7 部分払金の額は、次の式により算定する。
$$\text{出来高金額} \times ((9 / 10) - (\text{前払金額} / \text{請負代金額}))$$
- 8 第1項の規定による部分払の請求回数は、次の各号に掲げる請負代金額の区分に応じ当該各号に掲げる回数以内とする。ただし、契約担当者が特に必要があると認めるときは、請求回数を増加することができる。
 - (1) 請負代金額100万円以上2,000万円未満 2回
 - (2) 請負代金額2,000万円以上5,000万円未満 3回

(3) 請負代金額5,000万円以上 4回

- 9 第6項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合には、第1項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とする。

(部分引渡し)

第46条 第39条及び第40条の規定は、契約担当者が設計図書において建設工事の完成に先立って工事目的物の一部の引渡しを受けるべきことを指定した部分又は工事目的物の一部が完成した場合には当該部分を引渡すことについて当事者の合意が成立した部分(以下「一部引渡指定部分」という。)がある場合において当該一部引渡指定部分が完成した場合に準用する。この場合において、第39条中「建設工事」とあるのは「一部引渡指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「一部引渡指定部分に係る工事目的物」と、第40条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替える。

- 2 前項の規定により準用される第40条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算出する。
一部引渡指定部分に相応する請負代金の額 × (1 - (前払金額 / 請負代金額))
- 3 前条第5項の規定は、前項の規定による部分引渡しに係る請負代金の額の算定に当たって準用する。この場合において、同条第5項本文中「出来高金額」とあるのは「一部引渡指定部分に相応する請負代金の額」と、同項ただし書中「第3項の通知を受けた日から10日以内」とあるのは「第1項の規定により準用される第39条第2項前段の規定による通知を受けた日から14日以内」と読み替える。

(第三者による代理受領)

第47条 請負者は、契約担当者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 契約担当者は、前項の規定により請負者が第三者を代理人とした場合において、請負者の提出する請求書に当該第三者が請負者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第40条(前条第1項において準用する場合を含む。)又は第45条の規定による支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する建設工事の中止)

第48条 請負者は、契約担当者が第42条第5項(第43条第2項において準用する場合を含む。)、第45条第6項又は第46条第1項において準用される第40条第2項の規定による支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、建設工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、請負者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を契約担当者に通知しなければならない。

- 2 第26条の2の規定は、前項の規定により請負者が建設工事の施工を中止した場合

について準用する。

(契約不適合責任)

第49条 契約担当者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、請負者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、契約担当者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、請負者は、契約担当者に不相当な負担を課するものでないときは、契約担当者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、契約担当者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、契約担当者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 請負者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、請負者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、契約担当者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 (削除)

(履行遅滞の場合における損害金等)

第50条 (削除)

第5章 請負契約の解除

第51条 削除

(契約担当者の解除権)

第52条 契約担当者は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、請負契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、建設工事に着手すべき期日を過ぎ、かつ、相当の期間を定めてその着手を催告したにもかかわらずその期間内に当該建設工事に着手しないとき。

(2) 工期内に建設工事を完成しないとき、又は工期経過後相当の期間内に建設工

事を完成する見込みが明らかでない認められるとき。

- (3) 相当の期間を定めてその設置を催告したにもかかわらずその期間内に第22条第1項各号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第49条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、請負契約に違反したとき。

2 前項の規定により請負契約を解除しようとするときは、様式第20号《6-39ページ参照》による請負契約解除通知書により、請負者に通知するものとする。

(契約担当者の催告によらない解除権)

第52条の2 契約担当者は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに請負契約を解除することができる。

- (1) 第13条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 請負契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 請負者が請負契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 請負者の債務の一部の履行が不能である場合又は請負者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、請負者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、請負者がその債務の履行をせず、契約担当者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この項において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (9) 第54条又は第54条の2の規定によらないで請負契約の解除を申し出たとき。
- (10) 請負者（請負者が共同企業体を結成している場合にあつては、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（請負者が個人である場合にあつては当該個人をいい、請負者が法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時建設工事

の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員等であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し又は関与していると認められるとき。

オ アからエまでに該当するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は工事材料の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方が暴力団関係業者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。

キ 暴力団関係業者を下請契約又は工事材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合(カに該当する場合を除く。)に、契約担当者が請負者に対して当該契約の解除を求め、請負者がこれに従わなかったとき。

ク 契約担当者が第14条の2第3項の解除を求め、請負者が正当な理由がなくこれに従わなかったとき(キに該当する場合を除く。)

2 前条第2項の規定は、前項の規定による解除に準用する。

(契約担当者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第52条の3 第52条第1項各号又は前条第1項各号に定める場合が契約担当者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、契約担当者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

第53条 契約担当者は、建設工事が完成するまでの間は、第52条又は第52条の2の規定によるほか、必要があるときは、請負契約を解除することができる。

2 第52条第2項の規定は、前項の規定による解除に準用する。

3 県は、第1項の規定により請負契約が解除されたことにより請負者に損害を及ぼしたときは、その損害につき必要な費用を負担しなければならない。

4 第26条の2第4項の規定は、前項の規定により県が負担する費用の額の決定に準用する。

(請負者の催告による解除権)

第54条 請負者は、契約担当者が請負契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、請負契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(請負者の催告によらない解除権)

第54条の2 請負者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、直ちに請負契約を解除することができる。

- (1) 第29条第1項の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第29条の2第1項又は第2項の規定による建設工事の施工の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が建設工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(請負者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第54条の3 第54条又は前条各号に定める場合が請負者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、請負者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第55条 第39条第2項から第4項までの規定は、請負契約が解除された場合において準用する。この場合において、同条第2項前段中「前項の完成届出書の提出を受けたとき」とあるのは「解除の通知をし、又は解除の通知を受けたとき」と、「建設工事の完成」とあるのは「出来形部分」と、同条第4項中「工事目的物」とあるのは「出来形部分及び部分払の対象となった特殊な工場製品」と読み替える。

- 2 契約担当者は、前項の規定によって準用される第39条第2項前段の規定による通知をしたときは、前項の規定によって準用される第39条第2項前段の検査に合格した出来形部分に相応する請負代金額を請負者に支払わなければならない。
- 3 第45条第5項の規定は、前項の出来形部分に相応する請負代金額の決定について準用する。この場合において、同条第5項本文中「出来高金額」とあるのは「第1項の規定により準用される第39条第2項前段の検査に合格した出来形部分に相応する請負代金額」と、同項ただし書中「第3項の通知を受けた日から10日以内」とあるのは「第1項の規定により準用される第39条第2項前段の規定による通知を受けた日から14日以内」と読み替える。
- 4 第2項の場合において、第42条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第45条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を第2項の検査に合格した出来形部分に相応する請負代金額から控除した額を支払い、受領済みの前払金に余剰があるときは、請負者はその余剰額を返還しなければならない。
- 5 前項の規定による返還に当たっては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、知事が別に定める割合で計算した額の利息を付さなければならない。ただし、前2条の規定による解除の場合にあっては、この限りでない。
- 6 請負者は、工事の完成前に請負契約が解除された場合において、支給材料がある

ときは、第2項の検査に合格した出来形部分に使用されているものを除き、契約担当者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が請負者の故意若しくは過失により滅失し、若しくは毀損したとき、又は同項の検査に合格しなかった出来形部分に使用されているときは、代品若しくは原状に復した支給材料を返還し、又は返還に代えてその損害につき必要な費用を負担しなければならない。

- 7 請負者は、工事の完成前に請負契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を契約担当者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が請負者の故意又は過失により滅失し、又は毀損したときは、代品若しくは原状に復した貸与品を返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 8 第26条の3第3項及び第5項の規定は、契約が解除された場合に準用する。この場合において、同条第3項中「建設工事の完成、設計図書の変更等」とあるのは「請負契約の解除」と、同条第5項中「前項の期限までに」とあるのは「次項の期限までに」と読み替える。
- 9 第6項前段及び第7項前段の規定による請負者のとるべき措置の期限、方法等については請負契約の解除が請負者の責めに帰すべき事由によるときは契約担当者が定め、請負契約の解除が請負者の責めに帰すべき事由によらないときは請負者が契約担当者の意見を聴いて定めるものとし、第6項後段、第7項後段及び第8項において準用する第26条の3第3項の規定による請負者のとるべき措置の期限、方法等については契約担当者が請負者の意見を聴いて定めるものとする。
- 10 工事の完成後に請負契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については契約担当者及び請負者が民法の規定に従って協議して決める。

(契約担当者の損害賠償請求等)

第55条の2 契約担当者は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
 - (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第52条又は第52条の2の規定により、工事目的物の完成後に請負契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、請負者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として契約担当者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第52条又は第52条の2の規定により工事目的物の完成前に請負契約が解除されたとき。
 - (2) 工事目的物の完成前に、請負者がその債務の履行を拒否し、又は請負者の責めに帰すべき事由によって請負者の債務について履行不能となったとき。

- 3 次の各号に掲げる者が請負契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 請負者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 請負者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 請負者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）が請負契約及び取引上の社会通念に照らして請負者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項1号に該当し、契約担当者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、知事が別に定める割合で計算した額を請求することができるものとする。
- 6 第2項の場合（第52条の2第1項第8号及び第10号の規定により、請負契約が解除された場合を除く。）において、第12条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、契約担当者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（請負者の損害賠償請求等）

第55条の3 請負者は、契約担当者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が請負契約及び取引上の社会通念に照らして契約担当者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第54条又は第54条の2の規定により請負契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第40条第2項（第46条第1項において準用する場合を含む。）に規定する期日までに請負代金が支払われなかった場合においては、請負者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、知事が別に定める割合で計算した額の遅延利息の支払を県に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第55条の4 契約担当者は、引き渡された工事目的物に関し、第39条第4項（第46条第1項において準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、契約担当者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、請負者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、請負者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 契約担当者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を請負者に通知した場合において、契約担当者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 契約担当者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が請負者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する請負者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は契約担当者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、契約担当者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、請負者がその材料又は指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第6章 雑則

(保険等)

第56条 請負者は、工事目的物、工事材料等を設計図書に定める火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下同じ。)に付さなければならない。

- 2 請負者は、前項に規定する保険の契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに契約担当者に提示しなければならない。
- 3 請負者は、工事目的物、工事材料等を第1項に規定する保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を契約担当者に通知しなければならない。

(違約金等の徴収)

第57条 請負者が、この規則に基づく違約金その他の損害金を契約担当者の指定する期日までに支払わなかったときは、その指定する期日を経過した日から損害金の支払いをする日までの日数に応じ、知事が別に定める割合で計算した額の遅延利息

を支払わなければならない。

2 前項の損害金及び遅延利息は、請負代金と相殺することができる。

(あっせん又は調停)

第58条 請負契約に関して当事者間に紛争を生じた場合には、契約担当者及び請負者は、法第25条の規定により設置された建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争若しくは監理技術者等、専門技術者、下請負人、労働者その他請負者が工事を施工するために使用している者の工事の管理若しくは施工に関する紛争又は監督員の職務の執行に関する紛争については、第23条第3項の規定により請負者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により契約担当者が決定を行った後又は請負者若しくは契約担当者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項に規定する期間が経過した後でなければ、契約担当者又は請負者は、前項のあっせん又は調停を申請することができない。

(仲裁)

第59条 前条第1項の規定にかかわらず、契約担当者又は請負者は、審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、仲裁合意書に基づき、審査会に仲裁を申請することができる。

(実施細目)

第60条 この規則の実施のための手続その他実施について必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に締結されている請負契約に係る工事等については、なお従前の例による。

[以下部分省略]

附 則 (令和2年9月25日規則第144号)

1 この規則は、令和2年10月1日から施行する。

2 この規則の施行前に締結した請負契約に係る建設工事については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現に改正前の静岡県建設工事執行規則の規定及び様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

「不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則(令和元年7月1日規則第4号)」の施行(令和元年7月1日)により、静岡県建設工事執行規則の様式中の「日本工業規格」を「日本産業規格」に改正。

建設工事請負契約書

1 建設工事名

収入
印紙

2 建設工事箇所 市 町
郡

3 工 期 着手 年 月 日
完成 年 月 日

4 工事を施工しない日
工事を施工しない時間帯

5 請負代金額 ¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)

6 請負代金の支払
前払金額 ¥
部分払回数 回以内

7 契約保証金 ¥ (約款第4条第1項第 号該当)

上記の建設工事について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

発注者 職 名 氏 名 印

受 注 者 住 所
商 号
氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名) 印

建設工事請負契約書

1 建設工事名

収入

印紙

2 建設工事箇所

市
郡

町

3 工 期 着手 年 月 日
完成 年 月 日

4 工事を施工しない日

工事を施工しない時間帯

5 請負代金額 ￥

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥)

6 請負代金の支払

前払金額 ￥

部分払回数 回以内

7 契約保証金 ￥

(約款第4条第1項第 号該当)

上記の建設工事について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって連帯して請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

発注者 職 名 氏 名 印

受注者 共同企業体の名称

住 所

代表者 商 号

氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名) 印

その他の 住 所

構 成 員 商 号

氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名) 印

建設工事請書

1 建設工事名

収入
印紙

2 建設工事箇所

市 町
郡

3 工 期 着手 年 月 日
完成 年 月 日

4 工事を施工しない日

工事を施工しない時間帯

5 請負代金額 ¥

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)

6 その他

上記の建設工事の施行については、静岡県建設工事請負契約約款中受注者に関する規定を遵守し、仕様書、設計図書及び図面に基ついて相違なく完成します。

年 月 日

発注者 職 名 氏 名 様

住 所
受注者 商 号
氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名) 印

建設工事変更請負契約書

1 建設工事名

収入
印紙

2 建設工事箇所

市 町
郡

3 変更事項

(1) 請負代金額 ¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)

(2) 工 期

(3) 建設工事内容

(4) そ の 他

上記のとおり 年 月 日締結した請負契約を変更し、この契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

発注者 職 名 氏 名 印

受 注 者 住 所
商 号
氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名) 印

建設工事変更請負契約書

1 建設工事名

収入
印紙

2 建設工事箇所 市 町
郡

3 変更事項

(1) 請負代金額 ¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)

(2) 工 期

(3) 建設工事内容

(4) そ の 他

上記のとおり 年 月 日締結した請負契約を変更し、この契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

発注者 職 名 氏 名 印

受注者 共同企業体の名称
住 所
代表者 商 号
氏 名(法人にあっては、代表者の氏名) 印

その他の住 所
構成員 商 号
氏 名(法人にあっては、代表者の氏名) 印

建設工事変更請書

1 建設工事名

収入
印紙

2 建設工事箇所

市 町
郡

3 変更事項

(1) 請負代金額 ¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)

(2) 工 期

(3) 建設工事内容

(4) そ の 他

上記のとおり 年 月 日提出した請書を変更し、相違なく完成します。

年 月 日

発注者 職 名 氏 名 様

受 注 者 住 所
商 号
氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名) 印

様式第7号(第13条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

承 諾
建設工事請負代金請求権譲渡 申請書
変更承諾

建設工事名			
建設工事箇所			
区 分	当 初 契 約	変更契約による増減	計
工 期	着手 年月日 完成 年月日	着手 年月日 完成 年月日	
請負代金額			
前払金額			
部分払金額			
譲渡債権金額			
債権譲渡先			

のため、先に締結した建設工事請負契約の履行により生ずる請負代金請求権を、上記のとおり譲渡したいので承諾されるよう申請します。

年 月 日

発注者 職 名 氏 名 様

住 所
受注者 商 号
氏 名(法人にあっては、代表者の氏名) 印

承 諾
建設工事請負代金請求権譲渡 書
変更承諾

上記の建設工事請負代金請求権の譲渡については、申請のとおり承諾します。

年 月 日

発注者 職 名 氏 名 印

備考 変更契約により当該工事請負代金額に増減を生じたときは、遅滞なく変更承諾申請書を提出すること。

請 負 契 約 解 除 通 知 書

1 建設工事名

2 建設工事箇所
市 郡 町

3 工 期 着手 年 月 日
完成 年 月 日

4 請負代金額 円

年 月 日に契約を締結した上記の建設工事については、静岡県建設工事請負
契約約款第 条第 項 第 号の規定により、契約を解除します。

年 月 日

住所
受注者 商号
氏名 (法人にあっては、代表者の氏名) 様

発注者 職 名 氏 名 印

6 - 2 静岡県建設工事請負契約約款

静岡県建設工事請負契約約款

(令和3年4月最終改正)

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、契約書記載の工事の請負契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別冊の仕様書、設計書（「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」、「建築物解体工事共通仕様書」、「公共建築木造工事標準仕様書」及び「公共住宅建設工事共通仕様書」を適用する建築工事及び建築設備工事は除く、以下同じ。）及び図面（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの仕様書、設計書及び図面を「設計図書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
 - 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
 - 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
 - 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
 - 13 この契約に要する費用は、受注者の負担とする。

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工程表、請負代金内訳書及び工事工程月報)

第3条 受注者は、この契約締結後10日以内に、設計図書に基づいて工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、工程表につき直ちにその内容を審査し、不相当と認めたときは、受注者に訂正を求めるものとする。

3 受注者は、工期が1月を超える工事については、工程表に基づいて、工事工程月報を提出しなければならない。

4 受注者は、発注者から請求があった場合においては、この契約締結後10日以内に、設計図書に基づいて請負代金内訳書を作成し、発注者に提出しなければならない。

5 請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、1件の請負代金額が300万円未満の建設工事にかかる請負契約については、この限りでない。また、第6号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証（契約保証特約を付したものに限る。）

(5) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(6) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1（低入札価格調査（予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合に行われる調査をいう。以下同じ。）を受けて落札者となった受注者と締結する請負契約に係る保証の額にあつては10分の3）以上としなければならない。

3 受注者が第1項第3号から第6号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証

は第46条の2第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号から第4号までに掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第5号又は第6号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1（低入札価格調査を受けて落札者となった受注者と締結した請負契約に係る保証の額にあっては、変更後の請負代金額の10分の3）に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（暴力団関係業者による下請負の禁止等）

第6条の2 受注者は、第43条の2第1項第10号アからオまでのいずれかに該当する者（以下「暴力団関係業者」という。）を下請負人としてはならない。

2 受注者は、その請け負った建設工事に係る全ての下請負人に、暴力団関係業者と当該建設工事に係る下請契約を締結させてはならない。

3 受注者が、第1項の規定に違反して暴力団関係業者を下請負人とした場合又は前項の規定に違反して下請負人に暴力団関係業者と当該建設工事に係る下請契約を締結させた場合は、発注者は、受注者に対して、当該契約の解除（受注者が当該契約の当事者でない場合において、受注者が当該契約の当事者に対して当該契約の解除を求めることを含む。以下この条において同じ。）を求めることができる。

4 前項の規定により発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたことによって生じる受注者の損害及び同項の規定により下請契約が解除されたことによって生じる下請契約の当事者の損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。

（下請負人）

第7条 受注者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を静岡県内に建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。ただし、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年11月1日政令第372号）第3条第1項に基づき告示された「特定役務のうち建設工事の調達契約」に係る特例政令の適用基準額以上の工事については、本項は

適用しない。

- 2 発注者は、第6条の規定による請負の禁止に違反する疑いがあると認めるときは、下請契約を締結した受注者に対し、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(下請負人の社会保険等加入義務等)

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

- (1) 受注者と直接下請契約を締結する下請負人

当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合において、受注者が発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を発注者に提出したとき

- (2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人

次のいずれかに該当する場合

ア 受注者が、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としていると発注者が認め、その旨を通知した日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に確認書類を発注者に提出した場合

イ 前号に定める特別の事情があると発注者が認める場合

- 3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰（制裁金）として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 社会保険等未加入建設業者が前項第1号に掲げる下請負人である場合において、同号に定める特別の事情があると認められなかったとき又は同号に定める特別な事情があると認められたにもかかわらず、同号に定める期間内に確認書類が提出されなかったとき 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額

- (2) 社会保険等未加入建設業者が前項第2号に掲げる下請負人である場合において、受注者が同号アに定める期間内に確認書類を提出せず、かつ、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と

締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第9条 発注者は、監督員を定めたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあっては、それぞれの監督員の有する権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、次の各号に掲げるものを定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）又は監理技術者（建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）

(3) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）

(4) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものをいう。以下同じ。）

2 主任技術者又は監理技術者は、工事が建設業法第26条第3項の規定に該当する場合

は、専任の者でなければならない。この場合において、当該工事が同法第26条第5項の規定にも該当する場合には、当該専任の監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けた者でなければならない。

3 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行わなければならない。

ただし、特に常駐する必要がないと発注者が認めたときは、この限りでない。

4 現場代理人は、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

5 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

6 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

7 低入札価格調査を受けて落札者となった受注者については、前項の規定は適用しない。
(履行報告)

第11条 受注者は、工事記録簿に必要な事項を記録し、監督員が請求したときは提示しなければならない。

2 受注者は、前項の規定によるほか、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督員は、監理技術者等又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

2 受注者は、設計図書において監督員の検査又は発注者の指定する検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じ、又は所要の措置をとらなければならない。

4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。（監督員の立会い及び工事記録の整備等）

第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（支給材料及び貸与品）

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の

負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書のと定めと異なり、又は使用に適当でないとき認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の規定による検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないとき認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

（工事用地の確保等）

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件

を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。(これらの優先順位が定められている場合を除く。)

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

(4) 工事現場の形状、地質、涌水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する

必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるもの発注者が行う。
- (2) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの発注者が行う。
- (3) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって、受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第20条の2 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困

難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、当該請求に係る工期の延長をしなければならない。この場合において、当該工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合にあっては、当事者は必要に応じ請負代金額を変更し、発注者は受注者に生じた損害につき必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請

負代金額から当該請求時出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。この場合においては、受注者は、直ちにこれに応じなければならない。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと思われる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第47条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第28条 工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第47条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で、発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（第6項において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第47条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存

価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

- (2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
- (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より小額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第31条 受注者は、工事が完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、かつ、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4 発注者が第2項の規定により検査に合格した旨の通知をしたときは、工事目的物の引渡しが行われたものとする。

5 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補しなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前4項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第32条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することが

できる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査の結果の通知をしないときは、その期限を経過した日から検査の結果の通知をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、前条第2項の期限を経過した日から起算して40日を経過する日において満了したものとする。

（部分使用）

第33条 発注者は、第31条第4項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払）

第34条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額10分の4以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。ただし、請負代金額が200万円未満の場合及び前払金を支払う旨特約しない場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、前項に規定する前払金の支払を受けた後、当該前払金に追加して行う中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の額の前払金の支払を発注者に請求することができる。
- 3 受注者は、前項の規定による請求をしようとするときは、発注者に対し、あらかじめ、当該建設工事が次に掲げる該当することの認定を請求し、その旨の認定を受けなければならない。
 - (1) 工期の2分の1を経過していること。
 - (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該建設工事に係る作業が行われていること。
 - (3) 既に行なわれた当該建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- 4 発注者は、前項の規定による認定の請求を受けたときは、速やかに当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額に基づく前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の

支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

- 7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が、減額後の請負代金額に基づく前払金額に当該減額後の請負代金額の10分の1（第2項に規定する中間前払金の支払を受けているときは10分の2）に相当する額を加えた額を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。
- 8 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 9 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

第35条 受注者は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第36条 受注者は、前払金をこの工場の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

ただし、平成28年4月1日以降新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和4年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び第34条第2項に規定する前払金を除き、現場管理費及び一般管理費等のうち、この工場の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

（部分払）

第37条 受注者は、工場の完成前に、出来形部分及び製造工場等にある特殊な工場製品に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、前払金があった場合においては特に必要があると認める場合を除き、出来形が現になされた前払金の請負代金額に対する割合に10分の1を加えた率以上に達した時にかぎる。また、この請求は契約書記載の回数を超えることができない。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分

又は製造工場等にある特殊な工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。

- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算出する。この場合において、第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{第1項の請負代金相当額} \times \left[\frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額}}{\text{請負代金額}} \right]$$

- 7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とする。

(部分引渡し)

第38条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。工事目的物について指定部分がない場合において、工事目的物の一部が完成し、その引渡しについての合意が成立したときについても同様とする。

- 2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分引渡しに係る請負代金の額} = \frac{\text{指定部分に相応する請負代金の額}}{\text{請負代金の額}} \times \left[1 - \frac{\text{前払金額}}{\text{請負代金額}} \right]$$

(第三者による代理受領)

第39条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、

当該第三者に対して第32条（前条において準用する場合を含む。）又は第37条の規定に基づく支払をしなければならない。

（前払金等の不払に対する工事中止）

第40条 受注者は、発注者が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第41条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

（1）履行の追完が不能であるとき。

（2）受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（3）工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

（4）前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

第42条 削除

第42条の2 削除

（発注者の催告による解除権）

第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。た

だし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (2) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにならないと認められるとき。
- (3) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第41条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第43条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この項において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (9) 第45条又は第45条の2の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者（受注者が共同企業体を結成している場合にあつては、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にあつては当該個人をいい、受注者が法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を

締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員等であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ アからエまでに該当するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は工事材料の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方が暴力団関係業者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。

キ 暴力団関係業者を下請契約又は工事材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ク 発注者が第6条の2第3項の解除を求め、受注者が正当な理由がなくこれに従わなかったとき(キに該当する場合を除く。)

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第43条の3 第43条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第43条の4 発注者は、受注者がこの契約に関し、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。

(1) 第46条の3第1項に該当するとき。

(2) 受注者が不正な手段で入札に参加したことが判明したとき。

(発注者の任意解除権)

第44条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第43条、第43条の2又は第43条の4の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の催告による解除権)

第45条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第45条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、直ちにこの契

約を解除することができる。

- (1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第20条の規定による建設工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が建設工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（解除に伴う措置）

第46条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった特殊な工場製品の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分及び特殊な工場製品に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第34条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分及び特殊な工場製品に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額 になお余剰があるときは、受注者は、解除が第43条、第43条の2又は第46条の2第3項の規定によるときにあってはその余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第44条、第45条又は第45条の2の規定によるときにあってはその余剰額を、それぞれ発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、

又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第43条、第43条の2又は第46条の2第3項の規定によるときは発注者が定め、第44条、第45条又は第45条の2条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第46条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
 - (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第43条又は第43条の2の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1（低入札価格調査を受けて落札者となった受注者にあつては、請負代金額の10分の3）に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第43条又は第43条の2の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場

合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項1号に該当し、発注者が損害賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額を請求することができる。

6 第2項の場合(第43条の2第1項第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第46条の3 この契約に関し、受注者(共同企業体にあつては、その構成員)が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、この契約の請負代金額(この契約締結後、請負代金額の変更があつた場合には、変更後の請負代金額)の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項において同じ。)において、この契約に関し、受注者等が独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に関する事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者(法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。次項において同じ。)の独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号又は刑法

(明治40年法律第45号) 第96条の6に規定する刑が確定したとき。

- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(受注者の損害賠償請求等)

第46条の4 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第45条又は第45条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 第32条第2項(第38条において準用する場合を含む。)に規定する期日までに請負代金が支払われなかった場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第46条の5 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第31条第4項(第38条第1項において準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

第47条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない

(制裁金等の徴収)

第48条 受注者がこの契約に基づく制裁金、賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額を発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年2.5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.7パーセントの割合で計算した額の延滞金を追徴する。

(暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置)

第48条の2 受注者は、暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うものとする。

- 2 前項の規定による警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者にその旨を文書で報告しなければならない。
- 3 受注者は、暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うものとする。

(あっせん又は調停)

第49条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による静岡県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門

技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第50条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書《6-66ページ参照》に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(雑則)

第51条 この約款に基づく受注者の発注者に対する届出、通知等の書式は、発注者の定めるところによる。

(補則)

第52条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(総合評価落札方式による契約に関する附則)

受注者は、契約書記載の工事の施工に際しては、発注者に対して提出した施工計画に記載されている仕様等を遵守すること。

2 発注者は、受注者の責により、入札時の技術資料により提案した技術提案等が履行できない場合は、達成度合いに応じて以下に示す算式により請負契約金額の減額を行うものとする。ただし、技術提案等において発注者が採用を認めないことを通知した提案は除く。

・減額の算出方法

$$\text{減額} = \left(1 - \frac{100 + \beta}{100 + \alpha} \right) \times C$$

C：当初の契約金額（円）

α：当初の加算点

β：達成度合いに応じて再計算した加算点

※算出金額は、千円未満切り捨てとする。

3 契約締結時点において想定されなかった事象の発生によって入札時の技術資料に基づく施工ができない場合は、発注者と受注者とが協議の上その取り扱いについて決定する。

【別添】

[表面]

仲 裁 合 意 書

建設工事名

建設工事場所

年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注者及び受注者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

管轄審査会名 建設工事紛争審査会

管轄審査会名が記入されていない場合は建設業法第25条の9第1項又は第2項に定める建設工事紛争審査会を管轄審査会とする。

年 月 日

発注者 職 名 氏 名 印

住 所

受注者 商 号

氏 名 (法人にあつては、代表者の氏名) 印

[裏面]

仲 裁 合 意 書 に つ い て

1) 仲裁合意

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。

仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たとえばその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。

2) 建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あっせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。また、中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）は、国土交通省に、都道府県建設工事紛争審査会（以下「都道府県審査会」という。）は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として、請負者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、三人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲裁法の規定が適用される。

6-3 一括下請負の禁止について

平成28年10月14日
国土建第276号

静岡県知事 殿

国土交通省土地・建設産業局長



一括下請負の禁止について

一括下請負は、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して建設企業に寄せた信頼を裏切ることとなること等から、建設業法第22条において禁止されているところ、依然として不適切な事例が見られることから、一括下請負の排除の徹底と適正な施工の確保が求められている。

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ（平成28年6月22日）においても、実質的に施工に携わらない企業を施工体制から排除し、不要な重層化を回避するため、一括下請負の禁止に係る判断基準の明確化を図る必要がある旨が提言された。

これを受け、別添通知により、国土交通大臣届出に係る建設業者団体を通じて建設企業に対し周知徹底を図ったところである。

については、貴職におかれても、貴管下建設企業に対しこの旨の周知徹底が図られるよう指導方願います。また貴職発注工事に係る請負契約の適正な運用に際しての参考とされたい。

なお、貴管下市町村等に対しても、本件の周知方願います。

また、「一括下請負の禁止について」（平成4年12月17日付け建設省経建発第379号）は廃止する。



平成28年10月14日
国土建第275号

建設業者団体の長 あて

国土交通省土地・建設産業局長

一括下請負の禁止について

一括下請負は、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して建設企業に寄せた信頼を裏切ることとなること等から、建設業法第22条において禁止されているところ、依然として不適切な事例が見られることから、一括下請負の排除の徹底と適正な施工の確保が求められている。

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ（平成28年6月22日）においても、実質的に施工に携わらない企業を施工体制から排除し、不要な重層化を回避するため、一括下請負の禁止に係る判断基準の明確化を図る必要がある旨が提言された。

これを受け、下記のとおり「一括下請負の禁止について」を定めたので送付する。

については、貴団体におかれては、その趣旨及び内容を了知の上、貴団体傘下の建設企業に対しこの旨の周知徹底が図られるよう指導方お願いする。

なお、「一括下請負の禁止について」（平成4年12月17日付け建設省経建発第379号）は廃止する。

一括下請負の禁止について

一括下請負は、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して建設業者に寄せた信頼を裏切ることとなること等から、禁止されています。

(参考) 建設業法

第22条 建設業者は、その請け負った建設工事を、いかなる方法をもつてするかを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。

3 前二項の建設工事が多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるもの以外の建設工事である場合において、当該建設工事の元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、これらの規定は、適用しない。

4 (略)

(注) 第3項に規定する「政令で定めるもの」とは、建設業法施行令第6条の3に規定する「共同住宅を新築する建設工事」をいいます。

一 一括下請負の禁止

- (1) 建設工事の発注者が受注者となる建設業者を選定するに当たっては、過去の施工実績、施工能力、経営管理能力、資力、社会的信用等様々な角度から当該建設業者の評価をするものであり、受注した建設工事を一括して他人に請け負わせることは、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して当該建設業者に寄せた信頼を裏切ることになります。
- (2) また、一括下請負を容認すると、中間搾取、工事の質の低下、労働条件の悪化、実際の工事施工の責任の不明確化等が発生するとともに、施工能力のない商業ブローカー的不良建設業者の輩出を招くことにもなりかねず、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあります。
- (3) このため、建設業法第22条は、いかなる方法をもつてするかを問わず、建設業者が受注した建設工事を一括して他人に請け負わせること(同条第1項)、及び建設業を営む者が他の建設業者が請け負った建設工事を一括して請け負うこと(同条第2項)を禁止しています。

また、民間工事については、建設業法施行令第6条の3に規定する共同住宅を新築する建設工事を除き、事前に発注者の書面による承諾を得た場合は適用除外となりますが(同条第3項)、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)の適用対象となる公共工事(以下単に「公共工事」という。)については建設業法第22条第3項は適用されず、全面的に禁止されています。

同条第1項の「いかなる方法をもつてするかを問わず」とは、契約を分割し、あるいは他人の名義を用いるなどのことが行われていても、その実態が一括下請負に該当するものは一切禁止するということです。

また、一括下請負により仮に発注者が期待したものと同程度又はそれ以上の良質な建設生産物ができたとしても、発注者の信頼を裏切ることになりはしないため、建設業法第22条違反となります。なお、同条第2項の禁止の対象となるのは、「建設業を営む者」であり、建設業の許可を受けていない者も対象となります。

(注) この指針において、「発注者」とは建設工事の最初の注文者をいい、「元請負人」とは下請契約における注文者で建設業者であるものをいい、「下請負人」とは下請契約における請負人をいいます。

二 一括下請負とは

(1) 建設業者は、その請け負った建設工事の完成について誠実に履行することが必要です。したがって、元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与することなく、以下の場合に該当するときは、一括下請負に該当します。

- ① 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分について、自らは施工を行わず、一括して他の業者に請け負わせる場合
- ② 請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の建設工事について、自らは施工を行わず、一括して他の業者に請け負わせる場合

(2) 「実質的に関与」とは、元請負人が自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行うことをいい、具体的には以下のとおりです。

① 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、「施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等」として、それぞれ次に掲げる事項を全て行うことが必要です。

- (i) 施工計画の作成：請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成、下請負人の作成した施工要領書等の確認、設計変更等に応じた施工計画書等の修正
- (ii) 工程管理：請け負った建設工事全体の進捗確認、下請負人間の工程調整
- (iii) 品質管理：請け負った建設工事全体に関する下請負人からの施工報告の確認、必要に応じた立会確認
- (iv) 安全管理：安全確保のための協議組織の設置及び運営、作業場所の巡視等請け負った建設工事全体の労働安全衛生法に基づく措置
- (v) 技術的指導：請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等

法令遵守や職務遂行の確認、現場作業に係る実地の総括的技術指導

- (vi) その他：発注者等との協議・調整、下請負人からの協議事項への判断・対応、請け負った建設工事全体のコスト管理、近隣住民への説明
 - ② ①以外の建設業者は、「施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等」として、それぞれ次に掲げる事項を主として行うことが必要です。
 - (i) 施工計画の作成：請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成、下請負人が作成した施工要領書等の確認、元請負人等からの指示に応じた施工要領書等の修正
 - (ii) 工程管理：請け負った範囲の建設工事に関する進捗確認
 - (iii) 品質管理：請け負った範囲の建設工事に関する立会確認（原則）、元請負人への施工報告
 - (iv) 安全管理：協議組織への参加、現場巡回への協力等請け負った範囲の建設工事に関する労働安全衛生法に基づく措置
 - (v) 技術的指導：請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守、現場作業に係る実地の技術指導
 - (vi) その他：自らが受注した建設工事の請負契約の注文者との協議、下請負人からの協議事項への判断・対応、元請負人等の判断を踏まえた現場調整、請け負った範囲の建設工事に関するコスト管理、施工確保のための下請負人調整
- ただし、請け負った建設工事と同一の種類建設工事について単一の業者と下請契約を締結するものについては、以下に掲げる事項を全て行うことが必要です。

- 請け負った範囲の建設工事に関する、現場作業に係る実地の技術指導
- 自らが受注した建設工事の請負契約の注文者との協議
- 下請負人からの協議事項への判断・対応

なお、建設業者は、建設業法第26条第1項及び第2項に基づき、工事現場における建設工事の施行上の管理をつかさどるもの（監理技術者又は主任技術者。以下単に「技術者」という。）を置かなければなりません。単に現場に技術者を置いているだけでは上記の事項を行ったことにはならず、また、現場に元請負人との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有する適格な技術者が置かれなければ、「実質的に関与」しているとはいえないこととなりますので注意してください。

また、公共工事の発注者においては、施工能力を有する建設業者を選択し、その適正な施工を確保すべき責務に照らし、一括下請負が行われない

よう的確に対応することが求められることから、建設業法担当部局においても公共工事の発注者と連携して厳正に対応することとしています。

- (3) 一括下請負に該当するか否かの判断は、元請負人が請け負った建設工事一件ごとに行い、建設工事一件の範囲は、原則として請負契約単位で判断されます。

(注1) 「その主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合」とは、下請負に付された建設工事の質及び量を勘案して個別の建設工事ごとに判断しなければなりません。例えば、本体工事のすべてを一業者に下請負させ、附帯工事のみを自ら又は他の下請負人が施工する場合や、本体工事の大部分を一業者に下請負させ、本体工事のうち主要でない一部分を自ら又は他の下請負人が施工する場合などが典型的なものです。

(具体的事例)

- ① 建築物の電気配線の改修工事において、電気工事のすべてを1社に下請負させ、電気配線の改修工事に伴って生じた内装仕上工事のみを元請負人が自ら施工し、又は他の業者に下請負させる場合
- ② 戸建住宅の新築工事において、建具工事以外のすべての建設工事を1社に下請負させ、建具工事のみを元請負人が自ら施工し、又は他の業者に下請負させる場合

(注2) 「請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の建設工事を一括して他の業者に請け負わせる場合」とは、次の(具体的事例)の①及び②のような場合をいいます。

(具体的事例)

- ① 戸建住宅10戸の新築工事を請け負い、そのうちの1戸の建設工事を1社に下請負させる場合
- ② 道路改修工事2キロメートルを請け負い、そのうちの500メートル分について施工技術上分割しなければならない特段の理由がないにもかかわらず、その建設工事を1社に下請負させる場合

三 一括下請負に対する発注者の承諾

民間工事(共同住宅を新築する建設工事を除く。)の場合、元請負人があらかじめ発注者から一括下請負に付することについて書面による承諾を得ている場合は、一括下請負の禁止の例外とされていますが、次のことに注意してください。

- ① 建設工事の最初の注文者である発注者の承諾が必要です。発注者の承諾は、一括下請負に付する以前に書面により受けなければなりません。
- ② 発注者の承諾を受けなければならない者は、請け負った建設工事を一括して他人に請け負わせようとする元請負人です。

したがって、下請負人が請け負った建設工事を一括して再下請負に付そ

うとする場合にも、発注者の書面による承諾を受けなければなりません。当該下請負人に建設工事を注文した元請負人の承諾ではないことに注意してください。

また、事前に発注者から承諾を得て一括下請負に付した場合でも、元請負人は、請け負った建設工事について建設業法に規定する責任を果たすことが求められ、当該建設工事の工事現場に同法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置することが必要です。

四 一括下請負禁止違反の建設業者に対する監督処分

受注した建設工事を一括して他人に請け負わせることは、発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る行為であることから、一括下請負の禁止に違反した建設業者に対しては建設業法に基づく監督処分等により、厳正に対処することとしています。

また、公共工事については、一括下請負と疑うに足りる事実があった場合、発注者は、当該建設工事の受注者である建設業者が建設業許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知することとされ、建設業法担当部局と発注者とが連携して厳正に対処することとしています。

監督処分については、行為の態様、情状等を勘案し、再発防止を図る観点から原則として営業停止の処分が行われることとなります。

なお、一括下請負を行った建設業者は、当該工事を実質的に行っていると認められないため、経営事項審査における完成工事高に当該建設工事に係る金額を含むことは認められません。

事務連絡
平成28年10月14日

静岡県知事 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課

一括下請負の禁止について（事例集等の送付）

一括下請負は、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して建設企業に寄せた信頼を裏切ることとなること等から、建設業法第22条において禁止されているところ、依然として不適切な事例が見られることから、一括下請負の排除の徹底と適正な施工の確保が求められている。

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ（平成28年6月22日）においても、実質的に施工に携わらない企業を施工体制から排除し、不要な重層化を回避するため、一括下請負の禁止に係る判断基準の明確化を図る必要がある旨が提言され、「一括下請負の禁止について」（平成28年10月14日付け国土建第275号）を定めたところである。また、本通知の参考として、別添事務連絡のとおり事例集及び判断基準の規定に係る改正箇所に対応表を作成し、本通知とあわせて国土交通大臣届出に係る建設業者団体を通じて建設企業に対し周知徹底を図ったところである。

ついては、貴職におかれても、貴管下建設企業に対し本事例集等の周知徹底が図られるよう指導方お願いする。

なお、貴管下市町村等に対しても、本件の周知方お願いする。



事 務 連 絡
平成28年10月14日

建設業者団体の長 あて

国土交通省土地・建設産業局建設業課

一括下請負の禁止について（事例集等の送付）

一括下請負は、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して建設企業に寄せた信頼を裏切ることとなること等から、建設業法第22条において禁止されているところ、依然として不適切な事例が見られることから、一括下請負の排除の徹底と適正な施工の確保が求められている。

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ（平成28年6月22日）においても、実質的に施工に携わらない企業を施工体制から排除し、不要な重層化を回避するため、一括下請負の禁止に係る判断基準の明確化を図る必要がある旨が提言され、「一括下請負の禁止について」（平成28年10月14日付け国土建第275号）を定めたところである。

これに関し、本通知の参考として、以下のとおり事例集及び判断基準の規定に係る改正箇所に対応表を作成したので送付する。

貴団体におかれては、その趣旨及び内容を了知の上、貴団体傘下の建設企業に対しこの旨の周知徹底が図られるよう指導方願います。

○一括下請負に関するQ&A

Q1 施主から500万円で地盤改良工事を請け負いましたが、都合により自ら施工することができなくなったため、利益はもちろん経費も一切差し引かずに、A社に500万円でこの建設工事の全部を下請負させました。この場合でも建設業法第22条に違反することになるのですか。

A 建設業法が一括下請負を禁止しているのは、発注者は契約の相手方である建設業者の施工能力等を信頼して契約を締結するものであり、当該契約に係る建設工事を実質的に下請負人に施工させることはこの信頼関係を損なうことになることから、発注者保護という観点からこれを禁止しているのであって、中間搾取の有無は一括下請負であるか否かの判断においては考慮されません。

したがって、本件のように請け負った建設工事をそっくりそのまま下請負させれば、元請負人が一切利潤を得ていなくても一括下請負に該当します。

Q2 小学校の増築工事を請け負い、当該建設工事の主たる部分である基礎工事、躯体工事、仕上工事及び設備工事を1社に下請負させました。一応現場には当社の技術者を置いています。この場合でも建設業法第22条に違反することになるのですか。

A 請け負った建設工事の主たる部分を一括して下請負させる場合であっても、当該下請負させた部分の施工につき実質的に関与していれば、一括下請負には該当しません。しかし、単に現場に技術者を置いているというだけでは「実質的に関与」しているとはいえません。「実質的に関与」しているとの判断がされるためには、自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を実際に行っていることが必要です。

Q3 A市の公民館の新築工事を落札・契約し、当該建設工事のうち基礎工事と躯体工事について下請契約をB社と締結しました。3月後、この公民館の外構工事の入札が実施され、これを落札・契約しましたが、当該外構工事については公民館の本体工事と施工場所も同一で、工期も一部重なっ

ていることから、本体工事と一体として施工することとし、当該外構工事についてB社と追加変更契約を締結したところ、発注者であるA市から外構工事については一括下請負に該当すると指摘されました。外構工事単体で捉えれば一括下請負に該当するかもしれませんが、公民館の本体工事と取りまとめて1件の工事として扱えば一括下請負にならないのではないのでしょうか。

A 一括下請負に該当するか否かの判断は、元請負人が請け負った建設工事1件ごとに行うものであり、建設工事1件の範囲は原則として請負契約単位で判断することとなっています。

本件の場合、外構工事が本体工事とは別に入札・発注されていることから、たとえ外構工事が本体工事と施工場所も同一で工期も一部重なっていたとしても、本体工事と外構工事とを取りまとめて1件の建設工事として扱うことはできません。したがって、この外構工事全部をB社に下請負させるとすれば、一括下請負に該当することとなります。

Q4 道路改修工事に関して、その建設工事の全部をA社1社に下請負させましたが、建設工事に必要な資材を元請負人としてA社に提供しています。この場合も一括下請負になるのでしょうか。

A 適正な品質の資材を調達することは、施工管理の一環である品質管理の一つではありますが、これだけを行っても、元請負人としてその施工に実質的に関与しているとはいえず、一括下請負に該当することになります。

Q5 一括下請負の禁止は元請負人だけではなく下請負人にも及ぶということですが、下請負人には一括下請負に該当するか、元請負人が「実質的に関与」しているかどうかがよく分からないこともあるのではないですか。

A 発注者保護という一括下請禁止規定の趣旨からは、直接契約関係にある元請負人の責任がまず問われるべきであり、また、特に公共発注者においては、施工能力を有する建設業者を選択し、その適正な施工を確保すべき責務に照らし、一括下請負が行われないよう的確に対応することが求められると考えられますが、下請負人においても、建設工事の施工に係る自己の責任の範囲及び元請の監理技術者又は主任技術者による指導監督系統を

正確に把握することにより、漫然と一括下請負違反に陥ることのないように注意する必要があります。

そもそも誰が元請負人における当該建設工事の施工の責任者であるのか分からない状態で下請負人の施工が適切に行われることは考えられず、瑕疵が発生した場合の責任の所在も不明確となります。したがって、下請負人にとって元請負人の適格な技術者が配置されていると信じるに足りる特段の事由があり事後に適格性がないことが判明した等やむをえない事情がない限り、元請負人において適格な技術者が配置されず、実質的に関与しているといえない場合には、原則として、下請負人も建設業法に基づく監督処分等の対象となります。

Q 6 A市から電線共同溝工事を請け負い、電線共同溝の本体工事をB社に下請負させ、その他の信号移設工事や植栽・移植工事等はそれぞれ他の建設業者に下請負させています。このような場合も一括下請負に該当するのでしょうか。

A 複数の建設業者と下請契約を結んでいた場合であっても、その建設工事の主たる部分について一括して請け負わせている場合は、元請負人が実質的に関与している場合を除き、一括下請負となります。本件のような場合には、実質的な関与の内容について精査が必要と考えられます。

Q 7 A県からトンネル工事を請け負い、建設工事の全体の施工管理を行っていますが、工事が大規模であり、必要な技術者もあいにく十分に確保することができなかつたので、1次下請負人にも施工管理の一部を担ってもらっています。主たる工事の実際の施工は2次以下の下請負人が行っています。このような場合も一括下請負に該当するのでしょうか。

A 元請負人も1次下請負人も自らは施工を行わず、共に施工管理のみを行っている場合、実質関与についての元請負人と1次下請負人それぞれどのような役割を果たしているかが問題となり、その内容如何によって、その両者又はいずれかが、一括下請負になります。特に、元請負人と1次下請負人が同規模・同業種であるような場合には、相互の役割分担等について合理的な説明が困難なケースが多いと考えられます。

Q 8 A県から橋梁工事を受注しましたが、隣接工区で実際に施工を行っている建設業者に、施工の効率化の観点からも有効と考え、建設工事の大部

分を下請負させました。このような場合も一括下請負に該当するのでしょうか。

A 自らが請け負った建設工事の主たる部分を一括して他人に請け負わせた場合には、実質的な関与をしている場合を除き、一括下請負に該当します。本件のケースのような場合には、下請負人が隣接工区を含め、一体的に施工し、工事全体にわたって主体的な役割を果たしているケースが多いと考えられ、元請負人の実質的な関与について疑義が生じるケースであると考えます。

Q 9 地盤改良整備を含む道路改良工事を請け負いましたが、当該地盤改良には、特別な工法が要求されるため、地盤改良技術を持つ子会社に実際の建設工事を行わせました。このような分社化は経営効率化の要請によるものであり、また、子会社とは連結関係にあることから一括下請負に該当しないと考えますが如何でしょうか。

A 連結関係の子会社であるとしても、実際の建設工事を一括して他社に行わせた場合、別々の会社である以上、一括下請負に当たります。このように親会社が自ら実質的な業務を行わない場合には、親会社を介さず直接子会社に請け負わせることが適当です。

Q 10 機器・設備等の設置工事を1次下請として請け負いましたが、当社では当該機器・設備の製造のみを行っており、実際の建設工事については、施工品質があると当社が認めた認定工務店（2次下請）が行いました。当社は当該機器・設備の設置マニュアルの作成や工務店の認定の業務を行っておりますが、この場合でも一括下請負に該当するのでしょうか。

A 設置マニュアルの作成や工務店の認定のみでは、現場における技術指導を行ったとは言えず、一括下請負に当たります。このような場合は機器・設備の売買契約等を締結し、建設工事の請負契約自体は元請負人が直接認定工務店と締結することが適当です。
仮に設置工事の請負契約を締結した場合は、監理技術者等を配置するとともに、二（二）に掲げた施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行うことが必要です。

Q 11 「実質的に関与」していることの確認は、具体的にどのような方法

で行うのでしょうか。

- A 一括下請負の疑義がある場合には、まず、当該元請負人の主任技術者又は監理技術者に対して、具体的にどのような作業を行っているのかヒアリングを行います。ヒアリングの際、その請け負った建設工事の施工管理等に関し、十分に責任ある受け答えができるか否かがポイントとなります。また、必要に応じ、下請負人の主任技術者からも同様のヒアリングを行うことが有効です。

その場合、元請負人が作成する日々の作業打合せ簿、それぞれの請負人が作成する工事日報、安全指示書等を確認して、実際に行った作業内容を確認することが有効です。これらの帳簿の中に、具体的な作業内容が記載されていない場合、又は記載されていても形式的な参加に過ぎない場合等は一括下請負に該当する可能性が高いと言えます。

- Q 1 2 民間工事についても、共同住宅を新築する建設工事については一括下請負が禁止されましたが、具体的にはどのような建設工事が禁止の対象となるのでしょうか。

- A 建設業法施行令第6条の3に規定にする「共同住宅を新築する建設工事」については一括下請負が禁止されています。

「共同住宅を新築する建設工事」とは、一般的には、マンション、アパート等を新築する建設工事が該当することになりますが、長屋を新築する建設工事は含まれません（共同住宅であるか、長屋であるかは、建築基準法第6条の規定に基づき申請し、交付される建築済証（建築確認申請証及び添付図書を含む。）により判別することが可能です）。

なお、共同住宅を新築する建設工事については、元請負人と1次下請負人の下請契約のみならず、当該建設工事における全ての下請契約について、一括下請負が禁止されています。従って、事前に発注者の書面による承諾を得たとしても、主たる部分を一括して請け負わせることはできません。

(参考) 一括下請負に関する通知における判断基準の規定 改正箇所に対応表

<p>「一括下請負の禁止について」(平成28年10月14日付け国土建第275号)(新規発出)(抄)</p> <p>二 一括下請負とは</p> <p>(1) 建設業者は、その請け負った建設工事の完成について誠実に履行することが必要です。したがって、元請負人がその下請工事の<u>施工に実質的に関与することなく、以下の場合に該当するときは、一括下請負に該当します。</u></p> <p>① 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分について、<u>自ら施工を行わず、一括して他の業者に請け負わせる場合</u></p> <p>② 請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の建設工事について、<u>自らは施工を行わず、一括して他の業者に請け負わせる場合</u></p> <p>(2) 「実質的に関与」とは、元請負人が自ら施工計画の作成、<u>工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行うことを行い、具体的には以下のとおりです。</u></p> <p>① 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、「<u>施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等</u>」として、それぞれ次に掲げる事項を全て行うことが必要です。</p> <p>(i) <u>施工計画の作成：請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成、下請負人の作成した施工要領書等の確認、設計変更等に応じた施工計画書等の修正</u></p> <p>(ii) <u>工程管理：請け負った建設工事全体の進捗確認、下請負</u></p>	<p>「一括下請負の禁止について」(平成4年12月17日付け建設省経建発第379号)(廃止)(抄)</p> <p>二 一括下請負とは</p> <p>(1) 建設業者は、その請け負った建設工事の完成について誠実に履行することが必要です。したがって、次のような場合は、<u>元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められるときを除き、一括下請負に該当します。</u></p> <p>① 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合</p> <p>② 請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合</p> <p>(2) 「実質的に関与」とは、元請負人が自ら総合的に企画、調整及び指導(施工計画の総合的な企画、工事全体の確かな施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、<u>工事用資材等の品質管理、下請負人間の施工の調整、下請負人に対する技術指導、監督等</u>)を行うことをいいます。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

人間の工程調整

(iii) 品質管理：請け負った建設工事全体に関する下請負人からの施工報告の確認、必要に応じた立会確認

(iv) 安全管理：安全確保のための協議組織の設置及び運営、作業場所の巡視等請け負った建設工事全体の労働安全衛生法に基づく措置

(v) 技術的指導：請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認、現場作業に係る実地の総合的技術指導

(vi) その他：発注者等との協議・調整、下請負人からの協議事項への判断・対応、請け負った建設工事全体のコスト管理、近隣住民への説明

② ①以外の建設業者は、「施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等」として、それぞれに掲げる事項を主として行うことが必要です。

(i) 施工計画の作成：請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成、下請負人が作成した施工要領書等の確認、元請負人等からの指示に応じた施工要領書等の修正

(ii) 工程管理：請け負った範囲の建設工事に関する進捗確認

(iii) 品質管理：請け負った範囲の建設工事に関する立会確認（原則）、元請負人への施工報告

(iv) 安全管理：協議組織への参加、現場巡回への協力等請け負った範囲の建設工事に関する労働安全衛生法に基づく措置

<p><u>(v) 技術的指導：請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守、現場作業に係る実地の技術指導</u></p> <p><u>(vi) その他：自らが受注した建設工事の請負契約の注文者との協議、下請負人からの協議事項への判断・対応、元請負人等の判断を踏まえた現場調整、請け負った範囲の建設工事に関するコスト管理、施工確保のための下請負人調整</u></p> <p><u>ただし、請け負った建設工事と同一の種類の建設工事について単一の業者と下請契約を締結するものについては、以下に掲げる事項を全て行うことが必要です。</u></p> <p><u>○ 請け負った範囲の建設工事に関する、現場作業に係る実地の技術指導</u></p> <p><u>○ 自らが受注した建設工事の請負契約の注文者との協議</u></p> <p><u>○ 下請負人からの協議事項への判断・対応</u></p> <p><u>なお、建設業者は、建設業法第26条第1項及び第2項に基づき、工事現場における建設工事の施行上の管理をつかさどるもの（監理技術者又は主任技術者。以下単に「技術者」という。）を置かなければなりません。単に現場に技術者を置いているだけでは上記の事項を行ったことにはならず、また、現場に元請負人との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有する適格な技術者が置かれな</u> <u>い場合には、「実質的に関与」してはいえな</u> <u>いことになり</u> <u>ますので注意してください。</u></p> <p><u>また、公共工事の発注者においては、施工能力を有する建設業者を選択し、その適正な施工を確保すべき責務に照らし、一括下請負</u></p>	<p>単に現場に技術者を置いているだけではこれに該当せず、また、現場に元請負人との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有する適格な技術者が置かれな</p> <p>い場合には、「実質的に関与」してはいえな</p> <p>いことになり</p> <p>ますので注意してください。</p> <p>なお、公共工事の発注者においては、施工能力を有する建設業者を選択し、その適正な施工を確保すべき責務に照らし、一括下</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別添

<p>が行われないよう的確に対応することが求められることから、建設業法担当部局においても公共工事の発注者と連携して厳正に対応することとしています。</p>	<p>請負が行われないよう的確に対応することが求められることから、建設業法担当部局においても公共工事の発注者と連携して厳正に対応することとしています。</p>
-------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------

6 - 4 過積載による違法運行の防止対策について

設計第44号
平成6年5月10日

本庁各課及び各出先機関の長

設計検査課長

過積載による違法運行の防止対策について

大型貨物自動車等の過積載による運行の取り締まりが、平成6年5月10日に施行した道路交通法により強化されました。

公共事業を発注する立場から、この違法運行を防止するための申し合わせが、別紙のとおりなされたため、現場において徹底するようお願いいたします。

なお、土木事務所においては、貴職管内市町村への通知をお願いいたします。

設計検査課設計積算スタッフ

TEL:054-221-2148

FAX:054-251-5582

別紙

建設省経建発第 117 号の 2

建設省道交発第 27 号の 2

平成 6 年 4 月 20 日

静岡県 知事 殿

建設省建設経済局長
道路局長

過積載による違法運行の防止対策について

大型貨物自動車等の過積載による違法運行の防止については、「過積載による違法運行の防止に関する当面の対策について」(昭和 56 年 8 月 29 日付関係省庁申合せ)、「ダンプカーのさし枠装着車等の一掃に関する対策について」(昭和 61 年 3 月 19 日付関係省庁申合せ)等によりその徹底について御配慮を願っているところであるが、過積載による違法運行は依然として跡を絶たず、最近においても過積載による重大事故が少なからず発生している。

また、本年 5 月 10 日には、過積載運転に対する罰則強化とそれを助長する荷主、自動車の使用者等に対する責任追及の充実等を柱とする改正道路交通法が施行されることとなっている。

このような状況に鑑み、このたび、別添 1 のとおり「過積載による違法運行の防止対策について」の申合せを行い、関係省庁の緊密な連絡の下に過積載防止対策を強力に推進することとした。

については、貴職におかれても、本対策の効果的な推進を図るため、適切な措置を講ぜられるよう御協力方お願いする。

また、貴管下市区町村に対しても、その旨、周知徹底方願いたい。(都道府県知事あてのみ)

なお、建設業者に対しては、別添 2 の通り関係建設業者団体を通じ指導することとしたので、念のため申し添える。

過積載による違法運行の防止対策について

平成 6 年 4 月 8 日

総務庁長官官房交通安全対策室長
警察庁交通局長
厚生省生活衛生局長
農林水産省食品流通局長
通商産業省産業政策局長
運輸省運輸政策局長
運輸省自動車交通局長
郵政省電気通信局長
労働省労働基準局長
建設省建設経済局長
建設省道路局長

大型貨物自動車等の過積載による違法運行の防止については、「過積載による違法運行の防止に関する当面の対策について」(昭和 56 年 8 月 29 日付関係省庁申合わせ)及び「ダンプカーのさし枠装着車等の一掃に関する対策について」(昭和 61 年 3 月 19 日付関係省庁申合わせ)等に基づき、各般の対策を講じてきたところである。

しかしながら、過積載による違法運行は依然として跡を絶たず、とりわけダンプカーによる土砂等の運搬に関しては、さし枠を装着する等物品積載装置を不正に改造して公然と過積載による違法運行を行うなど悪質・危険な事例が数多く見られる状況となっている。こうした中で、最近においても、過積載車両による重大事故が少なからず発生している。

このため、平成 5 年には、過積載の取締規定の整備及び罰則の強化等を内容とする道路交通法の改正が行われ、平成 6 年 5 月 10 日に施行されることとなっている。

もとより、過積載による違法運行の防止は、自動車の運転者及び使用者、更には荷主等の関係者における法令遵守についての強い自覚と、これに基づく実践によりその達成を図ることが第一義であるが、最近における事態の重大性、緊急性と、構造的な背景を有するというこの種の違反の特異性とにかんがみ、政府においても、これら過積載による違法運行を防止し、交通安全の確保を図るため、関係省庁の緊密な連絡の下に、改正道路交通法の施行に合わせ、次の対策を強力に推進することとする。

第1 関係事業者に対する指導、監督の徹底

- 1 ダンプカーによる土砂等の運搬において、特に悪質・危険な過積載運行が顕著となっている状況に鑑み、次の措置を講ずる。
 - (1) ダンプカーを使用して土砂等を運搬する事業者（以下「ダンプカー事業者」という。）に対し、次の事項について強力的に指導する。
 - ア 過積載による違法運行を行わないこと。
 - イ さし枠の装着等過積載を目的とするダンプカーの物品積載装置の不正改造をしないこと。
 - ウ 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（以下「ダンプ規制法」という。）の使用の届出義務及び表示番号等の表示義務を遵守すること。
 - (2) 砕石業者、砂利採取業者、建設業者等、ダンプカー事業者に対して土砂等の引き渡しを行う事業者に対し、次の事項を強力的に指導するとともに、その徹底状況についての把握に努め、適切な対応を図る。
 - ア 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
 - イ さし枠装着車、ダンプ規制法の表示番号等の不表示車（以下「不表示車」という。）等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
 - ウ 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
 - エ 取引に当たってダンプカー事業者の利益を不当に害することのないようにすること。
 - オ 従業員等に対し、過積載防止のための教育を徹底すること。
 - (3) 生コンクリート製造業者、建設業者等、ダンプカー事業者から土砂等の引き渡しを受ける事業者に対し、次の事項を強力的に指導するとともに、その徹底状況についての把握に努め、適切な対応を図る。
 - ア 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
 - イ 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
 - ウ 骨材の購入等に当たって骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
 - エ 従業員等に対し、過積載防止のための教育を徹底すること。

- (4) 過積載による違法運行に関し、建設業者の背後責任が明らかとなった場合は、建設業法に基づき指導、監督処分を行う。
- (5) 産業廃棄物収集運搬業者に対し、産業廃棄物運搬用のダンプカーをダンプ規制法に違反して土砂等の運搬に流用し、過積載を行うことのないように指導するとともに、産業廃棄物の収集運搬業の許可に係る講習において、過積載の防止についての教育を充実する。さらに、土砂等以外の物品を専用に運搬するダンプカーについて道路運送法上の使用届を受理する際は、ダンプ規制法に違反して土砂等を積んではならない旨指導する。
- (6) 不正改造車を排除する運動の実施等により、ボディー架装業者、自動車販売事業者等に対し、さし枠の装着等物品積載装置の不正改造を行わず、また不正改造した車両等の販売を行わないよう強力に指導する。
 - 2 その他木材、鋼材等の輸送及び冷凍車又は保冷車による輸送等、積載重量制限違反の多い輸送に関しても、荷主又は自家用車の使用者としての関係業界に対し、過積載による違法運行の防止について強力に指導する。
 - 3 貨物自動車運送事業者に対し、過積載による違法運行の防止及び届出運賃の遵守について強力に指導するとともに、違反事業者に対しては貨物自動車運送事業法に基づき厳正な処分を行う。

第2 過積載による違法運行に対する取締りの強化等

- 1 過積載による違法運行に対する取締りについては、自動車重量計の計画的整備を進めるとともに、超過重量の多いもの、さし枠装着車又は不表示車を土砂等運搬に使用するもの、第1による指導に従わないもの等悪質・危険なものに重点を置き、効果的な取締りを強力に推進する。

この場合において、道路交通法の改正により新設された、過積載車両に係る指示及び使用制限命令並びに過積載車両の運転の要求等の再発防止命令を厳正に行うとともに、自動車の使用者、荷主、荷送人、荷受人、物品積載装置の不正改造に関与した者等の背後責任について、右命令違反又は過積載による違法運行の下命・容認若しくは教唆・幫助として徹底して追求する。

また、土砂等以外の物品を専用に運搬するダンプカーを用いた土砂等の過積載に対処するため、積載重量制限違反で取り締まるほか、ダンプ規制法違反での取締りも強化する。さらに、効果的な過積載の取締りのため、電波法に違反する無線局に対する取締りも強化する。
- 2 道路運送車両の保安基準に違反するさし枠装着車等に対する取締り体制の充実強化を図ることとし、街頭検査においてこれら違反車両に対する整備命令を徹底する。
- 3 車両制限令の重量制限違反車両に対し、指導取締り施設及び体制の整備を進め、警察等関係機関と密接な連携を取りつつ、道路管理者による取締りを強化するとともに、悪質な違反者に対しては刑事告発を含め厳正に対処する。

- 4 取締りによって得られた情報を関係行政庁に提出することとし、各行政庁はこれに基づき行政処分又は行政指導を積極的に行う。

第3 公共工事発注における過積載防止措置等

- 1 公共工事の請負業者等に対し、設計図書への記載、現場説明等を通じ、また施工計画書に記載させること等を通じて以下のことを指導する。

- (1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
 - (2) さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
 - (3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
 - (4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
 - (5) 建設発生土の処理及び骨材の購入等に当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
 - (6) 以上のことにつき、元請建設業者は下請建設業者を十分指導すること。
- 2 過積載による違法運行について背後責任があるとして、建設業者が逮捕又は起訴されたことを知った場合には、当該建設業者について指名停止措置を講ずる。
 - 3 公共工事の発注者による工事現場の総点検を随時実施し、過積載車両、さし枠装着車、不表示車等を発見したときは、請負業者に改善措置を命ずるとともに、改善結果の報告を求める。さらに、これらについて、工事成績の評定に反映させる。
 - 4 定量積載を促進するため、建設発生土の処理については受入地を指定する等の条件明示及び適正積算を積極的に行う。また、大量に骨材を使用する工事において、可能な場合には、骨材の産地指定による条件明示を行う。
 - 5 上記諸対策により、公共工事の現場において定量積載の確保を図ることとし、その結果、骨材等の取引価格の変動があった場合には、以後発注する工事の予定価格の積算に速やかに反映させる。
 - 6 ダンプカー協会の設立、加入等の状況に応じて、ダンプカー協会に加入しているダンプカー事業者について優先的な配慮がなされるよう、元請事業者に対して趣旨を徹底する。

第4 関係機関、関係団体の協力体制の整備

- 1 地方公共団体、都道府県警察、陸運支局、道路管理者等の関係機関は、本対策の効果的な推進を図るため、相互の連絡協調体制を整備するとともに、協力して関係者に対する指導、取締り等を実施する。

特に、都道府県における過積載防止対策連絡会議に、都道府県交通安全対策主管部局、都道府県警察、陸運支局に加え、道路管理者も参加することとし、さらに必要に応じ他の関係行政機関、関係団体の参加も得る等、過積載防止のための組織体制を地域の実情に応じて整備する。

- 2 ダンプカー協会、貨物自動車運送事業者団体、砕石業者団体、砂利採取業者団体、建設業者団体、生コンクリート製造業者団体等関係団体に対し、各団体の都道府県支部が、広報活動、自主パトロール等を強化することにより、過積載による違法運行の防止についての地域における自主的規制を推進するよう指導する。

第5 その他

本対策については、関係省庁で構成する過積載防止対策連絡会議等において、関係省庁が定期的にその実施状況を報告するとともに、それを踏まえ、逐次見直しを行う。

別紙

全国管工事業協同組合連合会会長	(社)日本建設業団体連合会会長
(社)日本空調衛生工事業協会会長	全国建設産業協会会長
(社)全国建設業協会会長	(社)日本造園建設業協会会長
(社)日本電設工業協会会長	(社)日本機械土工協会会長
(社)建築業協会会長	全国建設業協同組合連合会会長
(社)日本電力建設業協会会長	(社)日本造園組合連合会会長
(社)日本土木工業協会会長	(社)日本建設業経営協会会長
(社)日本道路建設業協会会長	(社)土地改良建設協会会長
(社)日本埋立浚渫協会会長	専門建設業者団体連合会会長
(社)鉄骨建設業協会会長	全日本コンクリート圧送事業団体連合会会長
日本建設組合連合会会長	(社)日本建築コンクリートブロック工事業協会会長
(社)全国中小建設業協会会長	(社)日本下水道施設業協会会長
(社)全国建設専門工事業団体連合会会長	全国推進工事業協会会長
(社)日本橋梁建設協会会長	(社)公共土木用コンクリート製品団体工事関連連合会会長
全国鉄筋業協同組合連合会会長	建設産業専門団体協議会代表幹事
(社)日本鉄道建設業協会会長	

建設省経建発第 1 1 7 号の 3

平成 6 年 4 月 2 0 日

別紙

関係業界団体の長あて

建設省建設経済局長

過積載による違法運行の防止対策について

大型貨物自動車等の過積載による違法運行の防止については、「過積載による違法運行の防止に対する当面の対策について」(昭和 5 6 年 8 月 2 9 日付関係省庁申合せ)、「ダンプカーのさし枠装着車等の一掃に関する対策について」(昭和 6 1 年 3 月 1 9 日付関係省庁申合せ)等によりその徹底について御配慮を願っているところであるが、過積載による違法運行は依然として跡を絶たず、最近においても過積載による重大事故が少なからず発生している。

また、本年 5 月 1 0 日には、過積載運転に対する罰則強化とそれを助長する荷主、自動車の使用者等に対する責任追及の充実等を柱とする改正道路交通法が施行されることとなっている。

このような状況に鑑み、このたび、別添のとおり「過積載による違法運行の防止対策について」の申合せを行い、関係省庁の緊密な連絡の下に過積載防止対策を強力に推進することとした。

については、本対策に基づく下記事項の徹底について貴会の傘下会員に対し指導方お願いする。

記

- 1 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 2 さし枠装着車、ダンプ規制法の表示番号等の不表示車(以下「不表示車」という。)等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 3 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- 4 取引関係にあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- 5 取引に当たってダンプカー事業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- 6 骨材の購入等に当たって骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- 7 従業員等に対し、過積載防止のための教育を徹底すること。
- 8 広報活動、自主パトロール等を強化することにより、過積載防止についての地域における自主的規制を推進するよう指導すること。

6 - 5 営繕工事における杭工事の現場確認について(依頼)

財 営 第 1 3 2 号
平成 2 8 年 8 月 4 日

営繕工事課長 様
設備課長 様
各土木事務所長（営繕工事担当課） 様

経営管理部財務局営繕企画課長

営繕工事における杭工事の現場確認について（依頼）

杭工事の現場確認については、平成 28 年 3 月 4 日付けで、「基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置（国土交通省告示）」が発出されたことから、平成 27 年 12 月 9 日付け財営第 277 号「営繕工事における杭工事の現場確認について（依頼）」は、廃止する。

杭工事の施工にあたっては、国土交通省告示等及び下記による適正な管理を行うこと。

記

- 1 対象工事 営繕工事
- 2 対象工種 既製コンクリート杭地業、鋼杭地業
- 3 設計及び施工上の留意点
 - (1)十分な地盤調査の実施
地盤調査の内容は、「建築基礎設計のための地盤調査計画指針」（日本建築学会、平成 21 年）に基づき、敷地の地盤状況及び建築物の配置計画等に応じ、適切な位置及び数量等とする。
 - (2)地盤調査結果に基づく適切な設計の実施
設計者へ当該地盤情報を適切に提供するとともに、基礎杭の施工上の留意事項及び施工時の支持層確認に特に注意すること等を設計図書に記載する。
 - (3)地盤情報等の工事施工者等との情報共有
(2)の設計図書に記載された事項について、工事施工者等に十分に説明し、注意喚起を行うなど、工事施工者等と情報共有する。
 - (4)杭施工時の工事監督員の立会い確認
 - ・試験杭については、当該施工時に立会い、杭長、杭の位置、支持層の土質、支持層への根入れ深さ等の必要な項目を確認するとともに、工事施工者による施工管理のもとで設計図書どおりに施工されていることを確認する。
 - ・本杭については、設計図書等で確認した地盤状況等（傾斜等により支持層の深さが複雑な地盤の場合など）により、必要に応じて当該施工時に立会い確認する。
 - ・立会い確認を実施しない杭については、工事施工者が作成した自主検査記録、施工記録、工事写真等の書類を確認する。
 - ・すべての杭について、元請の工事施工者が施工に立ち会ったことを確認する。

担当 経営管理部財務局
営繕企画課 技監 野村
T E L 054-221-3091

6 - 6 建築工事におけるコンクリートの品質管理について (通知)

設計第 272 号

平成 6 年 3 月 16 日

関係各位

設計検査課長

建築工事におけるコンクリートの品質管理について（通知）

このことについて、レディーミクスコンクリートを使用する場合には、平成 6 年 2 月 1 日付設計第 233 号「土木工事におけるコンクリートの品質管理について（通知）」を準用することにしたので通知します。

担当 設計検査課 検査監
電話 054 221 2133

関係各位様

設計検査課長

土木工事におけるコンクリートの品質管理について（通知）

このことについて、レディーミクスコンクリートを使用する場合には、「レディーミクスコンクリート取扱基準」により品質管理を実施しているところですが、圧縮強度試験の供試体の管理について、下記により運用するので通知します。

記

1．適用期日 平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

2．コンクリートの供試体の管理

「レディーミクスコンクリート取紋基準」より現場で採取した供試体は次に示す A 法又は B 法により確認するものとする。

(1) A 法

1) コンクリートを供試体型枠に投入したときの写真撮影時には、型枠外面に供試体を特定できる番号、記号等を記載し撮影するものとする。

2) 供試体頭部硬化後、型枠外面に記載した番号、記号等と同一のものを頭部にも記載し、2 箇所の番号、記号等が 1 枚の写真で良く分かるよう撮影するものとする。

ただし、撮影は型枠脱型前に行うこと。

(2) B 法

1) 供試体型枠の側面内側にグリース塗布後所定の事項を記入した市販の QC 版等の供試体確認シールを張り付け、コンクリートを打設するものとする。

2) 強度試験を実施する前に QC 版等の供試体確認シールにより、試料採取時と同一のものであることを確認するものとする。

3．A 法、B 法いずれも購入者が行うものである。

QC版等の供試体確認シール

立会者 所属氏名		

採取	年	月 日

スランプ	空気	塩分

構造物	及び規格	

工事名	年度	

静岡県		

担当 設計検査課 検査監
電話 054 221 2133

6 - 7 建設工事安全パトロール参考様式

様式-1

建設工事安全パトロール点検表

令和 年 月 日 ()

No.	工事名		
	施工箇所	担当者	受注者
	工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	現場代理人
	[本日の作業内容]	請負金額	
	[使用重機・機械等]	本日の進捗率	%
		本日の作業員人数	名
安全パトロール点検項目 ○:良好 △:一部不良 ×:不良 -:該当なし			
1. 安全衛生管理			
安全旗の掲揚		安全管理組織図の掲示	
緊急連絡表の掲示		安全衛生管理責任者の選任	
安全管理簿の備付(有資格者名簿等)		救急箱の設置	
消火器の設置			
2. 現場管理			
建設業の許可証の掲示(元請け業者のみで可)		労災保険成立票の掲示	
建退共加入標識の掲示		施工体系図の掲示	
各種作業主任者の掲示		有資格者一覧表の掲示	
工事看板の設置		施工体制台帳の備付	
施工計画書の備付		KY活動(朝礼)の実施	
新規入場者教育の実施		安全巡視員の配置	
店社パトロールの実施		安全日誌の記録(現場巡視・安全教育等)	
3. 作業現場の状況			
作業エリアは適切に区分されているか		注意看板・掲示板の設置は適切か	
開口部など転落の恐れがある箇所に手摺り等設けているか		作業に応じた適切な人員配置がされているか	
作業内容が作業従事者に十分伝達されているか		場内は整理整頓されているか	
4. 事故対策リスト・ハザードマップの適切な掲示・更新・措置等			
マップが見やすい場所に見やすい大きさで掲示されているか		リストの事故対策が講じられているか	
工事進捗に伴う想定リスクの変化に応じて更新されているか		リスト以外の危険箇所がないか	
5. 足場・型枠の状況			
作業床の幅は40cm以上、床材の隙間は3cm以下か		床材は固定されているか	
最大積載荷重の表示はあるか		足場工は「手すり先行工法」により組立を行っているか	
手摺り、筋交いは、適切に設置されているか		壁つなぎは適切に設置されているか	
枠組足場の場合、「下さん15~40cm」又は「幅木15cm以上」を取り付けているか(なお「上さん」「手すり先行専用型」がより望ましい)		枠組足場以外の場合、「85cm以上の手すり」+「中さん35~50cm」を取り付けているか(なお物体落下対策として「幅木」等が追加されているか)	
高さ1.5m以上の昇降箇所に、昇降設備があるか		梯子は固定され、上端は60cm以上出ているか	
6. 崩壊・落石対策			
掘削状況(勾配・すかし掘りの有無)		浮石等の点検はされているか	
崩壊・落石等の恐れがある時の防護を講じているか		土留支保工・切梁腹起の設置状況は適切か	
掘削土・資材等を法肩に積んでいないか		ダンプ・重機等の通路は法肩から離れているか	
7. 車両系建設機械			
作業開始前点検を実施しているか		特定自主点検実施済標章が貼付されているか	
用途外使用はないか		作業半径内の立入禁止措置はなされているか	
制限荷重を超えた無理な吊上げ作業をしていないか		転倒防止措置は適切になされているか	
適切な吊用具を使用しているか		吊用具類の点検を適切に実施しているか	
運転資格者証を携帯しているか		作業誘導員を配置しているか	
運転休止時の措置(鍵、車止め等)の状況			
8. 電気設備			
取扱責任者の表示		漏・感電防止装置又は、アースが取り付けられているか	
配電盤ボックスは施錠出来るか		架空線、地下埋設物等の保護は適切か	
配線に劣化、亀裂等の損傷はないか		高圧設備の場合、立入禁止措置がなされているか	
9. 交通安全管理			
歩行者通路が確保されているか		交通整理人等適正に配置されているか	
バリケード、赤色灯、規制標識等が適正に配置されているか			
10. その他			
作業従事者の服装、保護帽の着用は適切か		安全帯は着用されているか。親綱を設けているか	
現場詰所は整理整頓されているか			
指摘事項 (×の場合の内容、その他)			

建設工事安全パトロール点検結果表

要員 [監督員]
 点検区域 [令和 年 月 日 ()]
 実施日 [令和 年 月 日 ()]

番号	施工箇所	河川名	工事名	監督員名	受注者	立会人	作業内容	点検指導事項
1								
2								
3								
4								
5								

建設工事安全パトロール指導書

令和 年 月 日

受注者 様

静岡県〇〇〇〇事務所長

令和 年 月 日実施の建設工事安全パトロールにおいて、下記の工事に指摘事項があるので、至急是正措置を講じ、別報告書により提出してください。

記

1. 工事名
2. 路線・河川名
3. 施工箇所
4. 請負代金
5. 工期
6. 指摘事項

建設工事安全パトロール是正報告書

令和 年 月 日

静岡県〇〇〇〇事務所長 様

住所
受注者
氏名

令和 年 月 日実施の建設工事安全パトロールにおいて指摘された事項については、下記のとおり是正措置を講じたので報告します。

記

1. 工事名
2. 路線・河川名
3. 施工箇所
4. 請負代金
5. 工期

指摘事項	是正措置	措置年月日	備考

是 正 措 置 報 告 書

工 事 名			
路 線 ・ 河 川 名		施 工 箇 所	請 負 人
指 摘 事 項			
是 正 前	写 真		
是 正 後	写 真		

6 - 8 建設業法に基づく施工体制等に関する資料 (地方整備局作成パンフレット)

(令和3年8月現在)

地方整備局	パンフレット名称・URL	備考
関東 地方整備局	「建設工事の適正な施工を確保するための建設業法(令和3年3月改訂版)」 https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000699485.pdf	
北陸 地方整備局	「建設業者のための建設業法(令和3年3月改訂版)」 http://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/kensetsu/kyoka/210322kenseitugyoushanotamenokenseitugyohou.pdf	
中部 地方整備局	「建設業法に基づく適正な施工の確保に向けて(令和3年7月改訂版)」 https://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/info/qa/qa.htm	
近畿 地方整備局	「建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者(令和3年3月改訂版)」 https://www-1.kkr.mlit.go.jp/kensei/kensetugyo/pdf/all-data_R0303.pdf	平成31年4月1日改正・適用後の施工体制台帳等の様式・解説あり

上記以外の地方整備局は省略

6-9 建築分野における工事事故防止行動計画の運用について (通知)

住 公 第 272 号
建 工 第 45 号
建 営 第 249 号
令和元年 12 月 26 日

営繕工事課長 様
設 備 課 長 様
各土木事務所長 様
(建築主務課関係)

建築分野における工事事故防止行動計画の運用について(通知)

くらし・環境部建築住宅局公営住宅課長
交通基盤部建設支援局工事検査課長
交通基盤部建設支援局営繕企画課長

交通基盤部では、土木分野において工事事故の防止を目的として、平成 30 年度より「工事事故防止行動計画」を策定し取り組んでいるところですが、建築分野においても、下記のとおり運用することとしたので通知します。

記

1 適用時期及び適用対象

令和 2 年 1 月 1 日以降、静岡県において入札公告又は指名通知する営繕工事及び公営住宅工事（建築設備を含む。以下、「建築工事」という。）に適用する。

2 実施方法

「工事事故防止行動計画」について、建築工事においても準拠する。
ただし、次の項目については、以下のとおりとする。

- (1) 「工事事故防止行動計画」3 行動計画（1）（発注時）中の「工事安全管理に関する特記仕様書」について、建築工事においては、別に定める「工事安全管理に関する特記仕様書【建築・設備工事】」を適用する。
- (2) 「工事事故防止行動計画」3 行動計画（2）（情報共有）中の「事故が発生した場合、速やかに工事検査課及び所管事業課へ報告する」については、「事故が発生した場合、速やかに工事検査課（土木事務所発注の営繕工事の場合は、営繕企画課）及び所管事業課へ報告する」とする。

《添付資料》

- ①工事安全管理に関する特記仕様書【建築・設備工事】
- ②工事事故ハザードマップ（作成例）
- ③工事事故防止行動計画 参考
- ④工事安全管理に関する特記仕様書 参考 土木工事版
- ⑤工事事故防止行動計画の事務分担

工事安全管理に関する特記仕様書【建築・設備工事】

第1条（目的）

この特記仕様書は、静岡県が所管する建築・設備工事の事故防止を目的に、「公共建築工事標準仕様書等の補則」※¹として、次のことを定める。

第2条（当該工事現場で予想される事故対策）

受注者は、「予想される事故対策リスト（様式1）（以下「リスト」という。）」を作成し、施工計画書に添付するとともに、予想される事故の発生危険位置を示した「工事事故ハザードマップ（以下「マップ」という。）」を作成し、作業開始時までに現場に掲示すること。

また、リスト及びマップの作成にあたっては、工事敷地の内外に渡って予想される事故について記載すること。

なお、リスト及びマップについては、受発注者で協議のうえ、受注者の独自書式等を使用することもできる。

第3条（リストの内容）

リストに記載する事故の種別は、「挟まれ・巻き込まれ」「墜落・転落」「地下埋設物等」「架空線」「第三者立入」「交通事故」「クレーン等の転倒」に係る事故とし、リスト作成にあたっては、現場状況等を事前に確認し、現場条件、工事内容に即した安全対策の具体的な実施内容を明記すること。

第4条（リスト及びマップの更新）

受注者は、作業開始後も予想される事故の把握に努め、その結果に応じてリスト及びマップを随時更新するとともに、リストを監督員に提出しマップを現場に掲示すること。

第5条（その他）

その他、疑義が生じた場合は、監督員に確認すること。

※1：「公共建築工事標準仕様書等の補則」とは、表1のとおり。
（表1内の各工事における仕様書内の当該項目の補則をいう。）

表1 「公共建築工事標準仕様書等の補則」

工事種別	標準仕様書または共通仕様書	仕様書内の 当該項目の補則
営繕工事	<p>国土交通省大臣官房官庁営繕部監修における以下の仕様書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共建築工事標準仕様書(建築工事編) ・公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) ・公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) ・公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) ・公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) ・公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) ・建築物解体工事共通仕様書 ・公共建築木造工事標準仕様書 	<p>第1編 (電気・機械設備工事編のみ)</p> <p>第1章 3節</p> <p>「施工中の安全確保」及び 「交通安全管理」の補則をいう。</p>
公営住宅関係工事	<p>公共住宅事業者等連絡協議会編集における以下の仕様書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共住宅建設工事共通仕様書(建築編) ・公共住宅建設工事共通仕様書(電気編) ・公共住宅建設工事共通仕様書(機械編) <p>※公営住宅関係工事において、居住改善工事等で「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」を採用する場合は、上記営繕工事欄の各仕様書の当該項目の補則とする。</p>	<p>第1編 1章 3節</p> <p>「施工中の安全確保」及び 「交通安全管理」の補則をいう。</p>

様式 1

予想される事故対策リスト【建築・設備工事】

位置番号	【事故の種別】 予想される事故	左記の安全対策	対策における留意点	確認日
	【墜落・転落】			/
	【挟まれ・巻き込まれ】			/
	【地下埋設物等】			/
	【架空線】			/
	【第三者立入】			/
	【交通事故】			/
	【クレーン等の転倒】			/

※対策の策定にあたっては、下記資料等を参考に、当該現場状況に応じた対策を記載すること。

【参考資料】

- ・安全サポートマニュアル（中部地方整備局 平成 16 年 6 月）
http://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/anzen_support
- ・地下埋設物の事故防止マニュアル（中部地方整備局 平成 20 年 6 月）
http://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/pdf/080619_manual.pdf
- ・地下埋設物・躯体埋込み配管等の事故防止マニュアル（営繕版）【①設計時・敷地調査時】
地下埋設物・躯体埋込み配管等の事故防止マニュアル（営繕版）【②施工時（工事版）】
（中部地方整備局営繕部 平成 28 年 8 月 1 日）
<http://www.cbr.mlit.go.jp/eizen/hinkaku/chika.htm>
- ・架空線等上空施設の事故防止マニュアル（案）（中部地方整備局 平成 21 年 12 月）
http://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/pdf/091225_kasen.pdf

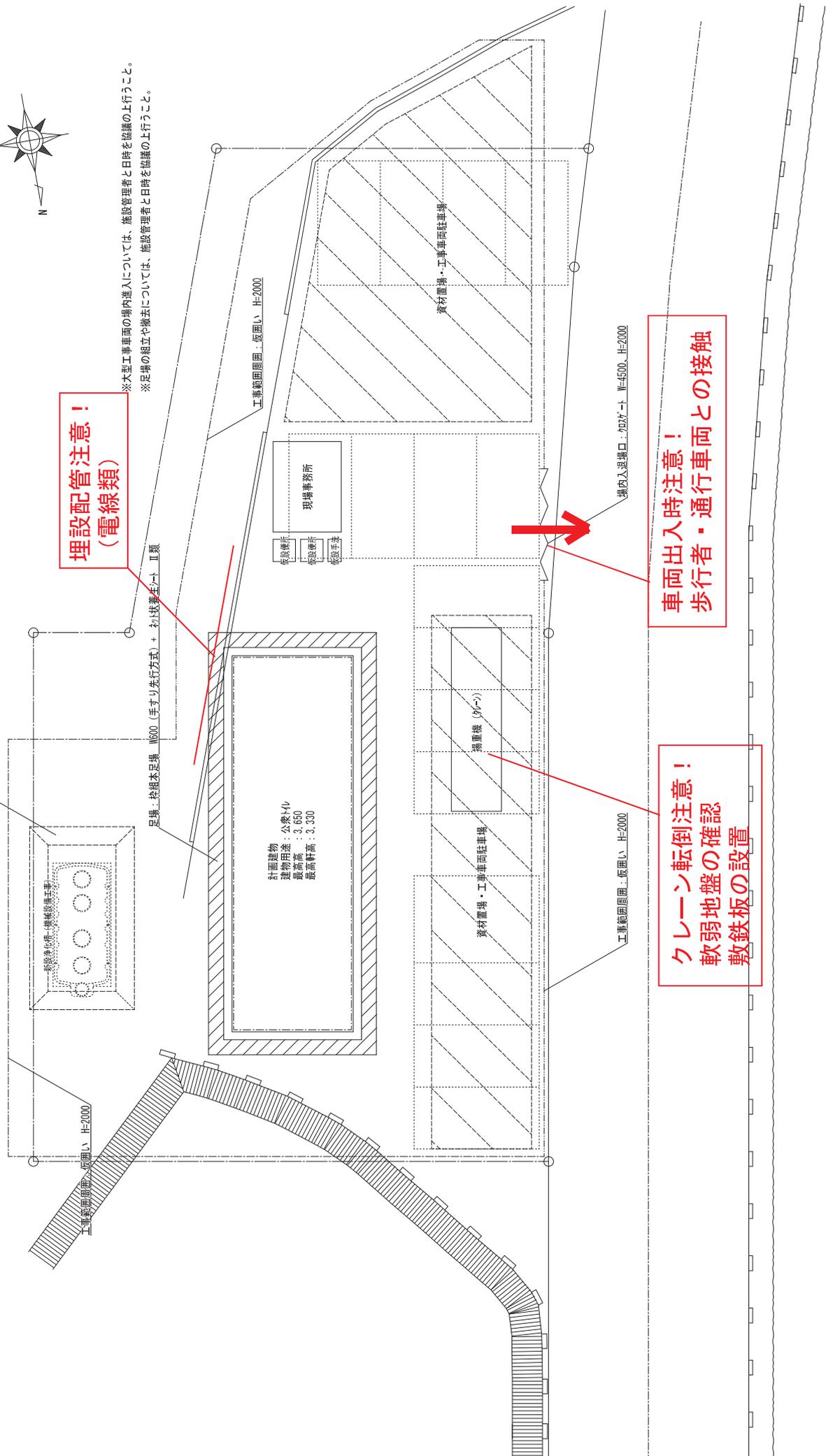
様式 1

予想される事故対策リスト【建築・設備工事】（作成例）

位置番号	【事故の種別】 予想される事故	左記の安全対策	対策における留意点	確認日
①	【墜落・転落】 足場組立作業中の転落事故	<ul style="list-style-type: none"> ・先行手すりの設置 ・安全帯の固定 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業がない時は、足場への入口を塞ぐ 	/
②	【挟まれ・巻き込まれ】 移動中の機械との接触による身体の転倒や挟まれ事故	<ul style="list-style-type: none"> ・移動させる機械の周囲への立入禁止措置 ・監視人の配置 ・機械移動範囲の地盤等安定保持 	<ul style="list-style-type: none"> ・機械と接触するときには、機械が作動しない状態であることの確認を徹底する 	/
③	【地下埋設物等】 バックホーやカッター等による埋設管（線）の破断事故	<ul style="list-style-type: none"> ・管・線の管理者及び利用者に現地立会を求め、埋設位置を予め確認 ・確認が十分にできない場合には、監督員と協議の上、人力掘削による試掘を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人所有の引込管等は存在が不明の場合もあることに留意する 	/
④	【架空線】 重機のブーム等による架空線の切断事故	<ul style="list-style-type: none"> ・防護カバーの設置 ・高さ制限装置の設置 ・注意看板の設置 ・立入禁止区域の指定 ・選任監視人の配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者に施工方法等の確認、立会を求める ・関係作業員への施設情報等の周知徹底 	/
⑤	【第三者立入】 第三者の誤進入による接触、転倒事故	<ul style="list-style-type: none"> ・進入防止柵等による立入禁止範囲と通行可能範囲の明示 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工段階に応じて範囲の設定を変更し、隙間の発生を防ぐ 	/
⑥	【交通事故】 ダンプトラックと歩行者・自転車との接触事故	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故のハザードマップを作成・配布し、運行時の危険箇所を周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・運行経路、時間帯にも配慮する 	/
⑦	【クレーン等の転倒】 アウトリガー据付箇所の不同沈下等によるクレーン等の転倒事故	<ul style="list-style-type: none"> ・軟弱地盤の把握 ・敷鉄板の設置 ・改良、入替等による支持力の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・荷重作用の直前、直後、中間時における敷鉄板の沈下等の確認を行う 	/



浄化槽周囲範囲：詳細は機械設備図による



工事事象ハザードマップ (作成例)

図名	新築工事 (建築)	図番	A-08
図種	ハザードマップ	縮尺	1/150
作成日	年月日	作成者	
確認日	年月日	確認者	
備考	仮設計画図 (参考)		

工事事故防止行動計画

平成 30 年 8 月 10 日

静岡県交通基盤部

1 目的

交通基盤部が所管する工事の事故発生状況（平成 29 年度）は、死亡事故は前年度に引き続き 0 件だったが、労働災害（傷害）事故は前年度の 7 件に対し 9 件、公衆災害（傷害）事故は前年度の 0 件に対し 3 件、公衆災害（物損）事故は前年度の 36 件に対し 43 件といずれも増加した。

労働災害・公衆災害事故ともに「不注意」が事故原因の大半であり、「災害リスクに対する想定が不十分であること」と「事故の教訓が生かされていないこと」が課題となっている。

このため、工事事故の防止を目的とする新たな取組として、「工事事故防止行動計画」を策定し実行することとする。

2 基本方針

- (1) 上記課題への対策として、「事故対策 PDCA サイクルの構築」を基本方針とする。
- (2) 県で発生件数の多い災害種別に加え、全国的に災害死者数の 4 割を占め人命に係る重大事故となる「墜落・転落」と、事故発生の社会経済的影響が大きい「クレーン等の転倒」を重点災害に位置づける。

<重点災害>

(労働災害) 挟まれ・巻き込まれ、墜落・転落

(公衆災害) 地下埋設物、架空線、現場侵入防止、
交通事故、クレーン等の転倒

3 行動計画

- (1) 各工事現場において、「予測⇒対策⇒検証⇒改善」の「事故対策 PDCA」を、適時に実施する。

(発注時)

- ・発注者は、上記の重点災害が想定される工事の契約図書に、別に定める「工事安全管理に関する特記仕様書」を添付する。

(着手時)

- ・受注者は、上記の特記仕様書により、当該現場の災害リスクを予測し、その対策を明記した施工計画書を作成する。
- ・受・発注者（総括監督員または主任監督員を含む）は、施工着手前の適切な

段階で、受注者が作成した「工事事務事故ハザードマップ」を現地において合同で検証し、事故対策の実効性を確認する。

(施工時)

- ・受注者は、施工計画書に基づき、安全対策を実施するとともに、工事の進捗に応じて、災害リスクの予測を適切に見直し、安全対策に反映させる。
- ・発注者は、抜き打ちの安全パトロールにより、対策の実施状況や新たな災害リスクの有無を確認する。(発注者単独または建災防等と合同で実施)
- ・発注者は、パトロール結果に応じて、必要な措置を指示する。
- ・受注者は、指示に基づき、必要な措置を実施する。
- ・検査監は、中間検査において施工計画書と安全対策の実施状況を確認する。

(完成時)

- ・発注者・検査監は、完成検査時において安全管理項目を評価・確認する。

(2) 各工事現場で得られた知見を、県全体で情報共有し、事故防止体制を強化する。

(情報共有)

- ・発注者は、事故が発生した場合、速やかに工事検査課及び所管事業課へ事故報告するとともに、再発防止策を講ずる。
- ・工事検査課は、発注者から報告された事故発生事例を分析し、リスク予測や安全対策が不十分となった原因及び事故防止対策としての好事例を、ニュースレター等で、各発注者及び受注者に周知する。
- ・受注者は、ニュースレター等による「ヒヤリハット事例」や「事故発生事例」を参考に、事故防止対策を実施する。

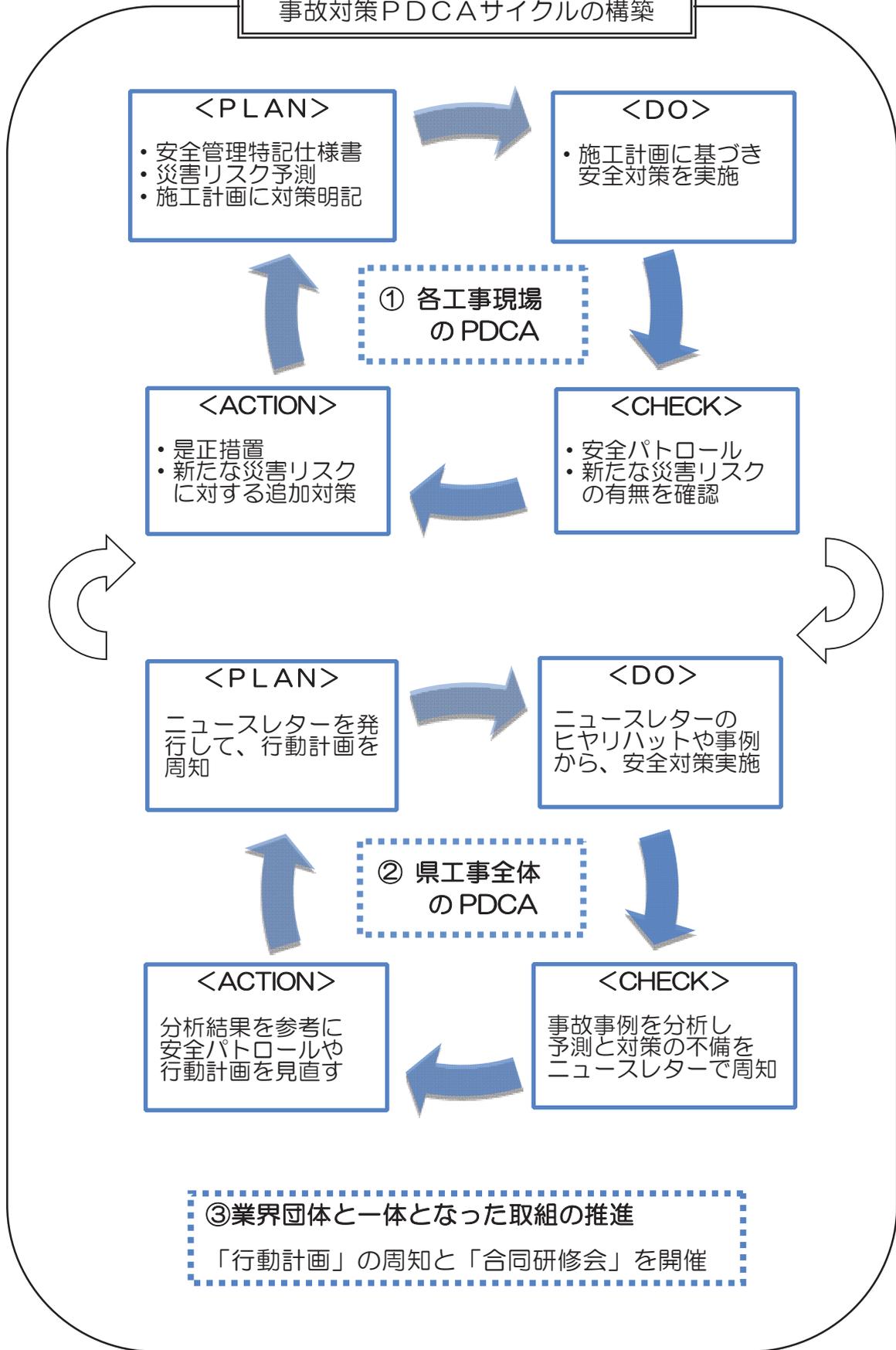
(意識啓発)

- ・工事検査課及び各事務所は、安全講習会等の機会を捉え、業界団体に「行動計画」を周知するなど、工事事務事故防止を意識啓発する。
- ・建設業労働災害防止協会（建災防）との連携により、受・発注者合同で、労働安全コンサルタント等を現場に招いた合同研修会を開催する。

4 スケジュール

- ・ 8月 「工事安全管理に関する特記仕様書」の案を定める。
- ・ 9月 上記の特記仕様書を決定し、10月1日以降に発注する工事から適用することについて、周知を図る。
- ・ 10月以降 合同研修会を開催

工事事務防止行動計画
【基本方針】
事故対策PDCAサイクルの構築



【参考】工事事故防止に向けた新たな取組み（H30）

種別	今までの取組み	新たな取組み	ねらい
発注時	一部で、安全管理に関する特記仕様書を添付	全県で、安全管理に関する特記仕様書を添付	全県下で、安全管理意識啓発 ⇒施工計画へ反映
着手時	共通仕様書に基づく施工計画書	特記仕様書に基づき施工計画書にリスク予測と対策を明記	受発注者間で各現場固有の安全管理意識を共有
施工時	安全パトロール	ハザードマップを活用した安全パトロール	想定される対策の実施と新たな災害リスクの有無を確認
検査時	中間検査 安全対策の指導	中間検査 施工計画記載の確認 安全対策実施の確認	実効性の確保
評定時	完成検査	完成検査 安全管理評価	効果検証 改善策の提案
安全教育	安全訓練 KY活動 新規入場者教育 建設従事者教育	施工計画書（リスク予測と対策）を活用した安全教育 受発注者合同研修	安全教育の実効性の確保 受発注者間で安全管理意識を共有
啓発活動	事事故事例をHP掲載	ニュースレターで、全県に情報提供	各工事現場のPDCAを県下全体に展開し、同種事故防止

工事安全管理に関する特記仕様書

第1条（目的）

この特記仕様書は、静岡県交通基盤部が所管する土木工事の事故防止を目的に、土木工事共通仕様書 第1編共通編 第1章総則 第1節総則 1-1-26「工事中の安全確保」の第8項（5）に規定する「当該工事現場で予想される事故対策」に関して、次のことを定める。

第2条（当該工事現場で予想される事故対策）

受注者は、「予想される事故対策リスト（様式1）」（以下、「リスト」）を作成し、施工計画書に添付するとともに、予想される事故の発生危険位置を示した「工事事故ハザードマップ」（以下「マップ」）を作成し、作業開始時までに現場に掲示すること。

第3条（リストの内容）

リストに記載する事故の種別は、「挟まれ・巻き込まれ」「墜落・転落」「地下埋設物」「架空線」「第三者立入」「交通事故」「クレーン等の転倒」に係る事故とし、リスト作成に当たっては、現場状況等を事前に確認し、現場条件、工事内容に即した安全対策の具体的な実施内容を明記すること。

第4条（リスト及びマップの更新）

受注者は、作業開始後も予想される事故の把握に努め、その結果に応じて「リスト」及び「マップ」を随時更新するとともに、「リスト」を監督員に提出し「マップ」を現場に掲示すること。

第5条（その他）

その他、疑義が生じた場合は、監督員に確認すること。

様式 1

予想される事故対策リスト

位置 番号	【事故の種別】 予想される事故	左記の安全対策	対策における留意点	確認 日
	【挟まれ・巻き込まれ】			/
	【墜落・転落】			/
	【地下埋設物】			/
	【架空線】			/
	【第三者立入】			/
	【交通事故】			/
	【クレーン等の転倒】			/

※対策の策定にあたっては、下記資料等を参考に、当該現場状況に応じた対策を記載すること。

【参考資料】

- ・安全サポートマニュアル（中部地方整備局 平成 16 年 6 月）
http://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/anzen_support
- ・地下埋設物の事故防止マニュアル（中部地方整備局 平成 20 年 6 月）
http://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/pdf/080619_manual.pdf
- ・架空線等上空施設の事故防止マニュアル(案)（中部地方整備局 平成 21 年 12 月）
http://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/pdf/091225_kasen.pdf

様式 1

予想される事故対策リスト（作成例）

位置 番号	【事故の種別】 予想される事故	左記の安全対策	対策における留意点	確認 日
①	【挟まれ・巻き込まれ】 移動中の機械との接触 による身体の転倒や挟 まれ事故	<ul style="list-style-type: none"> 稼働させる機械の周囲 への立入禁止措置 監視人の配置 機械移動範囲の地盤等 安定保持 	<ul style="list-style-type: none"> 機械と接触するとき には、機械が作動しな い状態であることの確 認を徹底する 	/
②	【墜落・転落】 足場組立作業中の転落 事故	<ul style="list-style-type: none"> 先行手摺の設置 安全帯の固定 	<ul style="list-style-type: none"> 作業がない時は、足場 への入口を塞ぐなどの 予防対策も有効 	/
③	【地下埋設物】 ドリルやリッパ等によ る埋設管（線）の破断事 故	<ul style="list-style-type: none"> 管、線の管理者、及び 利用者に現地立会を求 め、埋設位置を予め確 認 確認が十分にできな い場合には、監督員と協 議の上、人力掘削によ る試掘を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人所有の引込管等は 存在が不明の場合もあ ることに留意する 	/
④	【架空線】 重機のブーム等による 架空線の切断事故	<ul style="list-style-type: none"> 防護カバーの設置 高さ制限装置の設置 注意看板の設置 立入禁止区域の指定 選任監視人の配置 	<ul style="list-style-type: none"> 施設管理者に施工方法 等の確認、立会を求め る 関係作業員への施設情 報等の周知徹底 	/
⑤	【第三者立入】 第三者の誤進入による 接触、転倒事故	<ul style="list-style-type: none"> 進入防止柵等による立 入禁止範囲と通行可能 範囲の明示 	<ul style="list-style-type: none"> 施工段階に応じて範囲 の設定を変更し、隙間 の発生を防ぐ 	/
⑥	【交通事故】 ダンプトラックと歩行 者・自転車との接触事故	<ul style="list-style-type: none"> 交通事故のハザードマ ップを作成・配布し、 運行時の危険個所を周 知 	<ul style="list-style-type: none"> 運行経路、時間帯にも 配慮する。 	/
⑦	【クレーン等の転倒】 アウトリガー据え付け 箇所不等沈下等によ るクレーン等の転倒事 故	<ul style="list-style-type: none"> 軟弱地盤の把握 敷鉄板の設置 改良、入替等による支 持力の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 荷重作用の直前、直後、 中間時における敷鉄板 の沈下等の確認を行 う。 	/

工事事故防止行動計画の事務分担

	工事検査課	各土木事務所 建築住宅課等 (公営住宅課)	営繕3課
●県工事全体のPDCA			
P	ニュースレターを発行して、行動計画を周知 安全講習会等の機会を捉え、業界団体に「行動計画」を周知するなど、工事事故防止を意識啓発する。	・土木事務所は、建築工事における事故事例等をもとに、周知事例を作成、工事検査課及び公営住宅課へ提供 ・工事検査課でニュースレターに掲載	・建築工事における事故事例等をもとに、周知事例を作成、工事検査課に提供 ・工事検査課でニュースレターに掲載
D	ニュースレターのヒヤリハットや事例から、安全対策を実施 【受注者対応】 受注者は、ニュースレター等による「ヒヤリハット事例」や「事故発生事例」を参考に、事故防止対策を実施する。	受注者対応	受注者対応
C	事故事例を分析 発注者から報告された事故発生事例を分析。	・土木事務所は事故事例を作成し、工事検査課及び公営住宅課へ報告 ・土木事務所は事故発生事例を分析	・事故事例を工事検査課に報告 ・事故発生事例を分析
	予測と対策の不備をニュースレターで周知 リスク予想や安全対策が不十分となった原因及び事故防止対策の好事例をニュースレター等で各発注者及び受注者に周知する。	・土木事務所は建築工事における事故事例等をもとに、周知事例を作成、工事検査課及び公営住宅課へ提供 ・工事検査課でニュースレターに掲載	・建築工事における事故事例等をもとに、周知事例を作成、工事検査課に提供 ・工事検査課でニュースレターに掲載
A	分析結果を参考に安全パトロールや行動計画の見直し	・工事検査課検査監が実施 ・総括監督員が実施	・工事検査課検査監が実施 ・総括監督員が実施
●業界団体と一体となった取組の推進			
	行動計画の周知と合同研修会の開催 建災防との連携により、受・発注者合同で、労働安全コンサルタント等を現場に招いた合同研修会の開催。	工事検査課または営繕3課で開催される安全管理等の合同研修会を開催協力	・営繕工事独自で安全管理等研修会を実施 ・県職員に対する研修実施を検討

